

公共事業の品質確保のための
監督・検査・成績評定の手引き
—実務者のための参考書—

平成22年7月

〈編著〉国土交通省全国総括工事検査官等会議

はじめに

建設業界が過当競争の時代に入っている。建設市場が、公共機関の財政悪化等による公共投資の減少のあおりを受け、建設投資額は平成4年のピークから縮小を続け、平成19年度以降ピークの6割を下回る見込みである。一方、建設企業数や就労者数は市場規模ほど減少しておらず、建設業界にとっては、はじめての構造的な過当競争の様相を呈している。

過当競争により、著しいダンピング受注の増加やそれに伴う粗雑工事や下請へのしわ寄せなどが懸念され、コスト縮減を迫るあまり、公共施設の品質が脅かされかねない状況になってきている。

このような中、発注者としても、これまでの社会情勢下で培われ機能してきた建設マネジメントシステムを抜本的に見直し、設計、積算、契約及び監督・検査システムを抜本的に更新していく必要に迫られた。

この動きを支えるべく、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成17年4月に施行され、発注者毎にそれぞれの状況に応じた対応が進んでいるところである。発注者のみならず、品質確保を迫りし真面目に建設工事に取り組む多くの建設業者もこの法律を歓迎した。これほどの関係者がそろって法案成立に期待をかけたケースはこれまでそう多くはなかったと思う。

この法律の審議過程において、与野党協議の結論として、法成立の条件が示され、その一つに「工事施工段階における検査の充実を図ること。」が位置づけられた。この条件を尊重しつつ、法律を受けた基本方針の内容に、技術検査及び工事成績評価の充実が盛り込まれた。

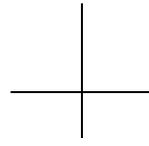
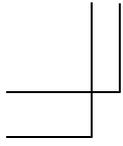
国土交通省では、この基本方針を具現化すべく、現行制度の評価及び今後の監督・検査及び工事成績評価のあり方を議論し、今後の公共工事の品質向上に資する新たなシステムを導入することとした。具体的には、平成19年度以降、維持工事など単純な工事を除き半年以上の工期を持つ工事について中間技術検査を工期内に2回実施することとを徹底し、平成19年10月より工事の品質確保への取組強化を図るため、施工プロセス全体を通じて工事実施状況等の確認を行い、これを検査に反映させる「施工プロセスを通じた検査」の試行を開始した。また、平成21年度には、これまで以上にきめ細やかな技術力の評価、総合評価落札方式による技術提案へのインセンティブの付与を行うために工事成績評価を一部改正した。

なお、国土交通省よりも更に体制が厳しい地方自治体の多いことも事実であり、まずは、監督・検査及び工事成績評価を導入することに力を置いて頂き、今回のシステムについては、国土交通省の取り組み状況を見て、自治体毎に適切かつ適応可能なシステム整備を今後検討されれば良いと考えている。

目 次

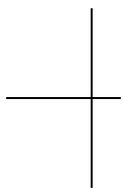
第1編. 監督・検査及び成績評定の体系	1
1-1章 制度の概要	3
1-2章 法的位置づけ	7
1-3章 基準類	11
1-4章 参考	19
第2編. 監督について	27
2-1章 工事監督について	29
2-2章 監督の方法	31
2-3章 監督のポイント	53
2-4章 設計変更等の円滑化関係	61
2-5章 低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制の強化について	70
2-6章 品質の確保等を図るための著しい低価格による 受注への対応について	74
2-7章 中間前金払の出来高認定	83
2-8章 工事におけるISO9001認証取得を活用した 監督業務等の取扱いについて	91
第3編. 検査について	95
3-1章 検査の実施にあたって	97
3-2章 工事検査の種類	98
3-3章 公共工事における技術検査の解説	100
3-4章 給付の検査の基準	112
3-5章 技術検査の基準	131
3-6章 検査業務の全体フロー	139
3-7章 受検体制	140
3-8章 検査の役割と責任	141
3-9章 検査職員の心得・留意事項	143
3-10章 検査の実施方法	144
3-11章 検査結果の処置	152
3-12章 修補	154

第4編. 成績評価について	161
4-1章 成績評価について	163
4-2章 請負工事成績評価要領の制定について	166
4-3章 請負工事成績評価要領の運用について	171
4-4章 請負工事成績評価結果の取り扱いについて (工事成績ランキング)	214
4-5章 小規模工事の要領等	225
4-6章 国土交通省直轄土木工事における工事成績評価の 分析結果について	226
第5編. 監督・検査技術向上支援事例集について	227
5-1章 監督・検査技術向上支援事例集	229
第6編. その他	255
6-1章 平成21年度公共工事の施工体制に関する 全国一斉点検結果について	257
6-2章 建設現場へのモニターカメラ設置に関する 運用要領(案)について	258
6-3章 労災事故と設計・監督	261
6-4章 参考通達・関連図書	264
6-5章 地方整備局自治体支援等窓口	308



第1編

監督・検査及び成績評定の体系



(白紙)

1-1 制度の概要

これまで公共工事における監督・検査・成績評定については、会計法に基づくものと地方整備局の定める工事技術検査要領・基準等に基づくものにより行われてきた。

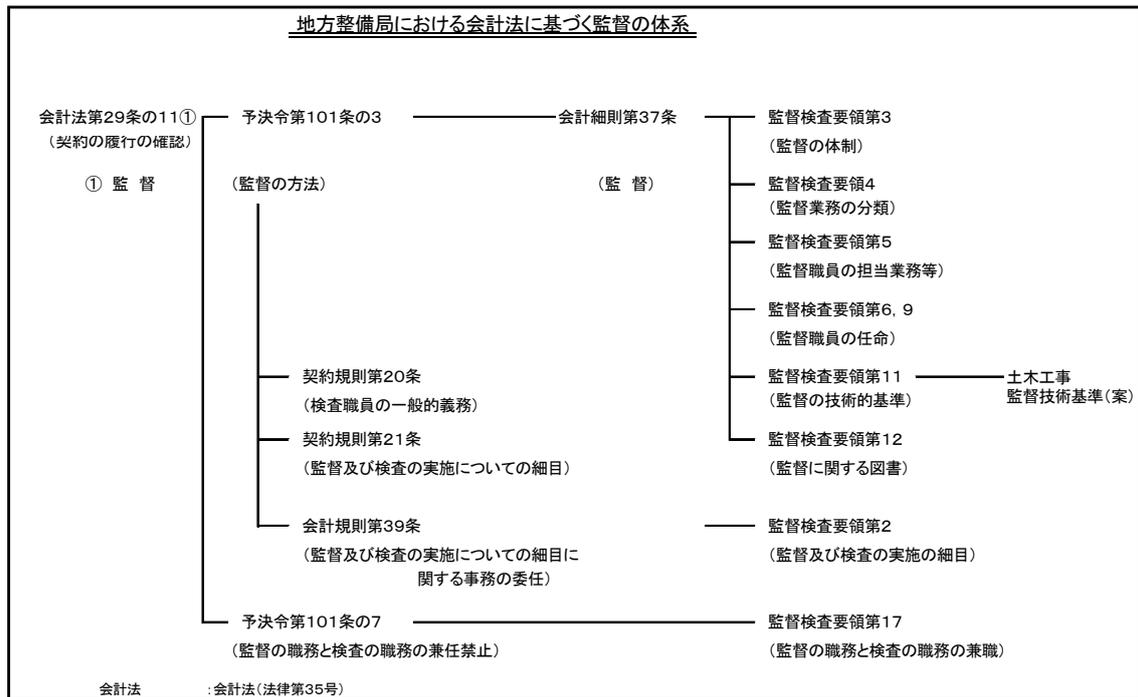
公共工事の検査は、会計法に基づく給付の完了の確認に必要な検査（以下「給付の検査」という。）と地方整備局工事技術検査要領に基づく技術検査を同時に実施してきた。

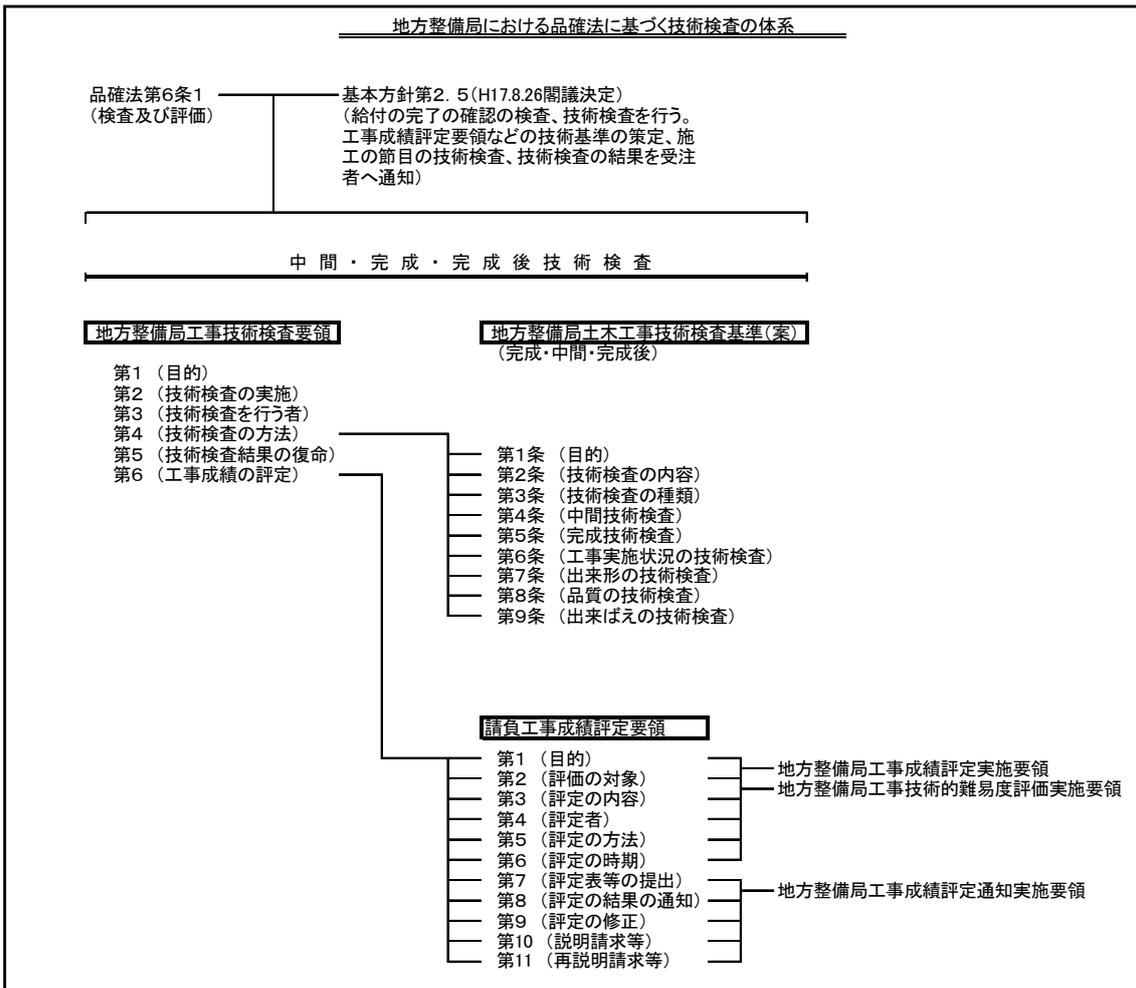
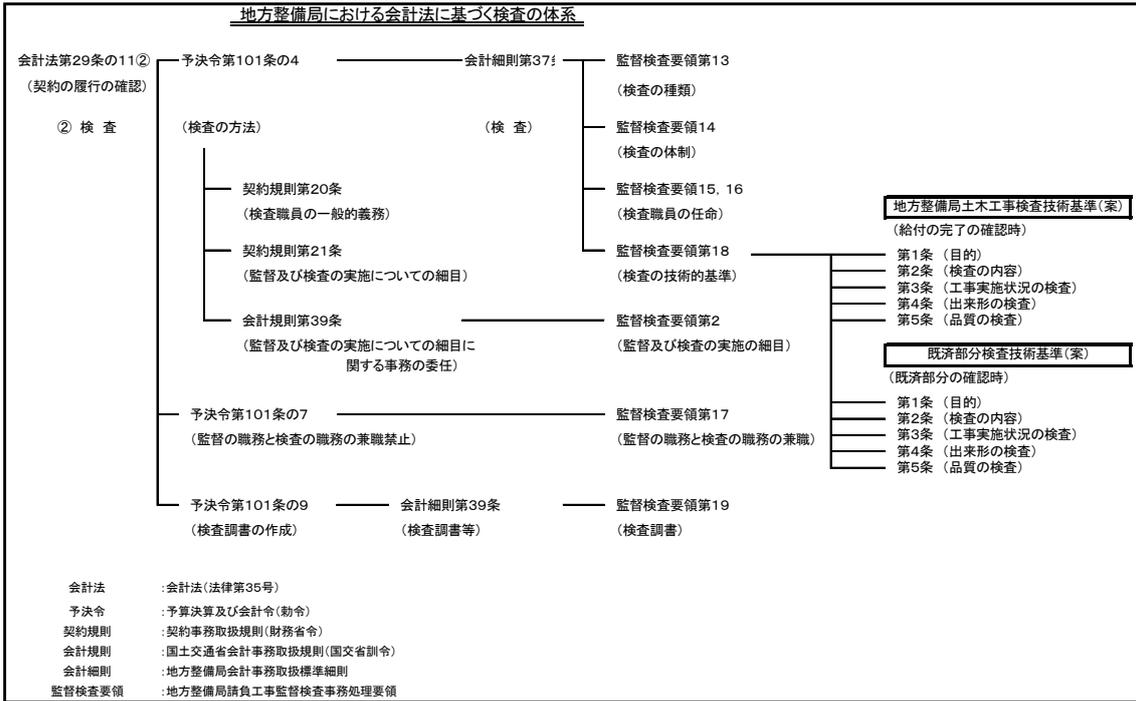
給付の検査は会計法によって規定されているが、会計法は工事の契約だけでなく物品やサービスの購入等を含めた包括的な給付の確認を規定しているため、工事の適正かつ能率的な施工と技術水準の向上に必要な成績評定や技術検査は規定していない。

また、平成13年4月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律」（以下「適正化法」という。）においては、施工体制の適正化を図るため一括下請の禁止、施工体制台帳の提出、現場施工体制の点検、成績評価等が盛り込まれ、より一層の適正化が求められ、成績評定要領の一部改正が行なわれた。

さらに、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（以下「品確法」という。）において、監督・検査・成績評定に関する事項が盛り込まれ、これまで整備局が制定していた要領等が法律上位置づけられることとなった。

これにより、公共工事においては会計法に基づく給付の検査と品確法に基づく技術検査を実施することになった。





(1) 適正化法の概要

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」における関係条文を抜粋する。

(目的)

第1条 この法律は、国、特殊法人等及び地方公共団体が行う公共工事の入札及び契約について、その適正化の基本となるべき事項を定めるとともに情報の公表、不正行為等に対する措置及び施工体制の適正化の措置を講じ、併せて適正化指針の策定等の制度を整備すること等により、公共工事に対する国民の信頼の確保とこれを請け負う建設業の健全な発達を図ることを目的とする。

(公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項)

第3条 公共工事の入札及び契約については、次に掲げるところにより、その適正化が図られなければならない。(一～三略)

四 契約された公共工事の適正な施工が確保されること。

(施工体制台帳の提出等)

第13条 公共工事の受注者(建設業法第24条の7第1項の規定により同項に規定する施工体制台帳(以下単に「施工体制台帳」という。)を作成しなければならないこととされているものに限る。)は、作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第3項の規定は、適用しない。

(各省各庁の長等の責務)

第14条 公共工事を発注した国等に係る各省各庁の長等は、施工技術者の設置の状況その他の工事現場の施工体制を適切なものとするため、当該工事現場の施工体制が施工体制台帳の記載に合致しているかどうかの点検その他の必要な措置を講じなければならない。

(適正化指針の策定等)

第15条 国は、各省各庁の長等による公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置(第2章及び第3章並びに前条に規定するものを除く。)に関する指針(以下「適正化指針」という。)を定めなければならない。

2 適正化指針には、第3条各号に掲げるところに従って、次に掲げる事項を定めるものとする。(一～四、六略)

五 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること。

適正化法に基づき「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」で定められている関連部分を抜粋する。

第2 入札及び契約の適正化を図るための措置(2～3、5略)

1 (主として入札及び契約の過程並びに契約の内容に透明性の確保に関する事項)では、(イ～チ、ヲ略)

リ 工事の監督・検査に関する基準

又 工事の技術検査に関する要領

ル 工事の成績の評定要領

ワ 施工体制の把握のための要領

について策定し公表すること。

4 (主として契約された公共工事の適正な施工の確保に関する事項) ((2) 略)

(1) 将来におけるより適切な入札及び契約のための公共工事の施工状況の評価の方策に関すること

では、

契約の適正な履行の確保、給付の完了の確認に加えて、受注者の適正な選定の確保を図るため、その発注に係る公共工事について、原則として技術検査や工事の施工状況の評価(工事成績評定)を行うものとする。技術検査に当たっては、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

中略

工事成績評定に対して苦情の申出があったときは、各省各庁の長等は、苦情の申出を行った者に対して適切な説明をするとともに、さらに不服のあるものについては、第三者機関に対してさらに苦情申出ができることとする等他の入札及び契約の過程に関するものと同様の苦情処理の仕組みを整備することとする。

(3) 施工体制の把握の徹底等に関すること

では

・ 監督及び検査についての基準を策定し、公表するとともに、現場の施工体制の把握を徹底するため、次に掲げる事項等を内容とする要領の策定等により統一的な監督の実施に努めるものとする。(イ～ハ内容抜粋)

イ 監理技術者資格者証の確認、本人確認、専任状況

ロ 施工体制台帳及び施工体系図に基づく点検

ハ 工事カルテ登録の確認、建設業許可標識・労災保険関係成立票・建退共制度の適用標識の掲示等の確認

これに基づき、新たに工事現場における施工体制の点検要領、施工プロセスのチェックリスト、請負工事成績評定要領等が制定された。工事成績評定については、工事成績評定実施要領、工事技術難易度評価実施要領、工事成績評定通知実施要領が定められ実施されている。

(2) 品確法の概要

品確法の制定の背景には、公共工事を取り巻く最近の情勢として、国及び地方公共団体の厳しい財政状況の逼迫、一括下請等の不良・不適格業者の参入、低入札価格での受注増加、受注者間の談合、手抜き工事や粗悪工事に見られる品質低下、技術者不足による公共工事発注者間の能力差等が見られることから、より一層の透明性、公平性の確保と公共工事の品質の確保が重要となってきた。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、定められている部分については1—2法的位置づけで述べることとする。

1-2 法的位置づけ

以下にそれぞれの法令等に基づく監督、検査に関する部分を抜粋して概述する。

(1) 会計法に基づく監督・検査

ア) 会計法

第29条の11（契約の履行の確保）には、

契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

② 契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

③～⑤略

と定められている。

イ) 予算決算及び会計令

第101条の3（監督の方法）には、

会計法第29条の11第1項に規定する工事又は製造その他についての請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下本節において「監督」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行なうものとする。

第101条の4（検査の方法）には、

会計法第29条の11第2項に規定する工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下本節において「検査」という。）は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行なうものとする。

と定められている。

さらに、（検査の一部省略）（監督の職務と検査の職務の兼職禁止）（監督及び検査の委託）（検査調書の作成）等が定められている。

ウ) 契約事務取扱規則

第18条（監督職員の一般的職務）には、

契約担当官等、契約担当官等から監督を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約（以下「請負契約」という。）に係る仕様書及び設計書に基づき当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認をしなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

第20条（検査職員の一般的職務）には、

契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者又は各省各庁の長若しくはその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は、請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 4 検査職員は、前3項の検査を行なった結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して関係の契約担当官等に提出するものとする。

第21条（監督及び検査の実施についての細目）には、

各省各庁の長又はその委任を受けた職員は、必要があるときは、この省令に定めるもののほか、監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

と定められている。

さらに、（検査の一部を省略することができるもの）（監督又は検査を委託して行なった場合の確認）（検査調書の作成を省略することができる場合）等が定められている。

工) 国土交通省所管会計事務取扱規則

第39条(監督及び検査の実施についての細目に関する事務の委任)には、

各長及び指定部局長は、必要があるときは、この訓令に定めるもののほか、契約事務取扱規則第21条の規定により、それぞれの所管する部局に係る監督及び検査の実施についての細目を定めるものとする。

2 各長及び指定部局長は、前項に規定する細目を定め、又は変更したときは、国土交通大臣に報告するものとする。

と定めている。

さらに、(監督及び検査を行う者の任命に関する事務の委任)等が定められている。

才) 地方整備局会計事務取扱標準細則

第36条(監督)には、

契約担当官等は、令第101条の3の規定により補助者に命じて監督を行わせようとするときは、監督命令書(別記様式第39)により、又は支出負担行為の決議書の写しに監督を命ずる旨を記載して行うものとする。ただし、第32条第1項の規定により契約締結通知書を受ける者に命じて監督を行わせようとするときは、契約締結通知書に監督を命ずる旨を記載して行うことができる。

第37条(検査)には、

契約担当官等は、令第101条の4の規定により補助者に命じて検査を行わせようとするときは、検査命令書(別記様式第40)により、又は支出負担行為の決議書の写しに検査を命ずる旨を記載して行うものとする。ただし、第32条第1項の規定により契約締結通知書を受ける者に命じて検査を行わせようとするときは、契約締結通知書に検査を命ずる旨を記載して行うことができる。

と定められている。

さらに、(監督又は検査を契約担当官等の補助者以外の職員に行わせる場合)(検査調書等)等が定められている。

(2) 品確法に基づく監督・検査

ア) 品確法

第1条(目的)には、

この法律は、公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保の促進を図り、もって国民の福祉の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2、3略

第6条（発注者の責務）には、

公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

2、3略

また、法律に基き、定められた「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について」の第2.5において、以下のように記述されている。

5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

これにより、①給付の完了の確認を行うための「給付の検査」と②適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な「技術検査」の2つの検査が存在することになった。（会計法及び品確法に基づく検査）

1-3 基準類

(1) 地方建設局請負工事監督検査事務処理要領

ア) 監督及び検査

地方建設局が所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱を定めている。

第2（監督及び検査の実施の細目）には、

部局長（地方建設局長をいう。以下同じ。）は、規程第36条の7第1項の規定により法第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するため必要な監督（以下「監督」という。）及び同条第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事の既済部分の確認を含む。）をするため必要な検査（以下「検査」という。）の実施についての細目を定めるときは、次章及び第3章によるものとする。

と定められており、第2章で監督について、第3章で検査について定められている。

第2章には、（監督の体制）（監督業務の分類）（監督職員の担当業務等）（監督職員の任命基準等）（監督職員の任命）（監督の技術的基準）（監督に関する図書）等が、

第3章には、（検査の種類）（検査の体制）（検査職員の任命基準）（検査職員の任命）（監督の職務と検査の職務の兼職）（検査の技術的基準）（検査調書）が定められている。

第3章（検査の種類）には、

第13 検査の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- 一 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- 二 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（性質上可分の工事の完済部分を含む。以下同じ。）を確認するための検査

と位置づけられ、第15で検査職員を任命することとし、会計法でいう給付の完了の確認（金額の支払いを伴う検査）となっている。

事務処理要領の中で、監督の技術的基準及び検査の技術的基準については、「別に定めるところによる」とされている。

イ) 監督及び検査の技術的基準

監督については、土木工事監督技術基準（案）（以下「監督技術基準（案）」という。）が定められ、給付の検査については地方整備局土木工事検査技術基準（案）（以下「検査技術基準（案）」という。）、技術検査については、地方整備局工事技術検査要領（以下「技術検査要領」という。）及び地方整備局土木工事技術検査基準（案）（以下「技術検査基準（案）」という。）が定められている。なお、工事成績評定については、請負工事成績評定要領及び地方整備局請負工事成績評定実施要領（以下「成績評定要領」という。）が

規定され、それぞれに基づき実施されている。

ウ) 監督技術基準(案)

監督技術基準(案)は、監督検査事務処理要領第11(監督の技術的基準)で別に定めることとしている技術的基準として通知されているものである。

第1(目的)には、

この技術基準は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領第11に基づき、地方整備局の所掌する土木工事(港湾空港部所掌を除く)の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

と定められている。さらに(用語の定義)(監督の実施)が定められ、(監督の実施)の監督項目として、(契約の履行の確保)(施工状況の確認等)(円滑な施工の確保)(その他)が列挙されている。

また、監督に関わる標準的な考え方や留意事項等について「土木工事監督技術マニュアル(案)」が作成され、これに基づき実施されている。

エ) 検査技術基準(案)

会計法による給付の検査の技術的基準として、検査技術基準(案)が定められている。

検査技術基準(案)は、監督検査事務処理要領第18(検査の技術的基準)を受けた基準として位置づけられており、会計法に基づく給付の検査においてこの基準に基づき給付検査が実施されている。

第1条(目的)には、

この技術基準は、地方整備局の所掌する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

と定められている。このほか(検査の内容)(工事実施状況の検査)(出来形の検査)(品質の検査)が定められている。

オ) 技術検査要領

工事技術検査要領は、品確法基本方針のなかで策定することが義務づけられ、地方整備局の所掌する工事について行なう技術的検査に関して定めたものとして平成18年3月に改定し、通知されているものである。

第1(目的)には、

この要領は、地方整備局の所掌する工事について行う技術的検査(以下「技術検査」という。)に関し必要な事項を定め、もって工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

と定められている。

第2(技術検査の実施)には、

技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において地方整備局長（以下「局長」という。）及び事務所の長（以下「事務所長」という。）が必要と認めるときは、技術検査を行うことができるものとする。

と明記し、会計法の給付の検査と同時に品確法の技術検査を実施することが定められている。

第3（技術検査を行う者）には、

技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、工事検査官、技術・評価課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、局長が命ずる者。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、当該工事を所掌する地方整備局の事務所長又は事務所長が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずる者。

と定められている。

第4（技術検査の方法）には、

第3の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査官」という。）が技術検査を行うに当たって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

と定められている。

第5（技術検査の結果の復命）には、

技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式の技術検査復命書により、第3第一号に該当する者にあつては局長に、第3第二号に該当する者にあつては事務所長等にそれぞれ復命するものとする。局長または事務所長は、復命書のうち必要な事項について、別に定めるところにより、請負者に通知するものとする。

と技術検査の結果を請負者へ通知することが定められている。

第6（工事成績の評定）には、

技術検査官は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、工事中の施

- 行状況等を把握する者（以下、「技術評価官」という。）は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。
- 2 技術評価官は、総合的な技術評価を行うもの（以下、「総括技術評価官」という。）及びその他評価を行うもの（以下、「主任技術評価官」という。）とする。
- 3 技術評価官は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。
- 一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事においては、総括技術評価官は、事務所長が自らこれにあたるものとし、主任技術評価官は、当該工事を所掌する地方整備局の事務所の出張所の長（以下「出張所長」という。）又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、局長が命ずる者とする。
- 二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事においては、総括技術評価官は、事務所長が自ら、もしくはその他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所長が命ずる者とし、主任技術評価官は、出張所長、又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、所長が命ずる者とする。

と新たに「技術評価官」が定められ、工事中の施行状況を把握し、工事が完成したときに、工事成績を評定することが位置づけられた。

カ) 技術検査基準（案）

品確法の制定を受けて、前記「技術検査要領第4（技術検査の方法）」で別に定めることとしている技術的基準として、平成18年3月に新たに技術検査基準（案）が定められた。

第1条（目的）には、

本技術基準は、「地方整備局土木工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）」（以下、「技術検査要領」という。）の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

と定められている。さらに（技術検査の内容）（技術検査の種類）（中間技術検査）（完成技術検査）（工事実施状況の技術検査）（出来形の技術検査）（品質の技術検査）（出来ばえの技術検査）が定められている。

（2）請負工事成績評定要領

成績評定要領で定められている関連部分を抜粋する。

（目的）

第1 この要領は、地方整備局の所掌する直轄事業（国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第3条第18号に規定する「直轄事業」をいう。）に係る請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施

を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評定の対象)

第2 評定の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で地方整備局長が必要がないと認められたものについて、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3 評定は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価

(評定者)

第4 第3の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評定者は、「地方整備局工事技術検査要領」（平成18年3月31日 国官技第282号）で定める「技術検査官」及び「技術評価官」とする。
- 二 工事の技術的難易度の評定者は、技術評価官とする。

2 前項各号に掲げる評定者については、別に定めるものとする。

(評定の方法)

第5 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の結果は、別に定める工事成績評定表及び工事の技術的難易度評価表（以下「評定表等」という。）に記録するものとする。

(評定の時期)

第6 技術検査官は技術検査を実施したとき、技術評価官は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評定は、工事が完成したときに行うものとする。

さらに（評定表等の提出）（評定の結果の通知）（評定の修正）（説明請求等）（再説明請求等）が定められている。

また、これに関して、「請負工事成績評定要領の運用について」が通知されている。

（評定者）要領第4第二号に規定する「技術評価官」は総括技術評価官を指定している。

（評定の方法）一号～二号の評定に際しては地方整備局工事成績評定実施要領、地方整備局工事技術的難易度評価実施要領が定められている。要領の（評定の結果の通知）（評定の修正）（説明請求等）（再説明請求等）に関しては、地方整備局工事成績評定通知実施要領が定められている。

さらに、「工事における創意工夫等実施状況の請負者からの提出について」（平成21年5月1日付け国官技第24-2号）において、創意工夫及び社会性等に関する書式が通知されている。

ア) 地方整備局工事成績評定実施要領

第1（目的）には、

本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。）第3第一号の工事成績の評定に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

と定められている。さらに、(対象工事)(成績評定の時期)(評定者)(成績評定の方法)(成績評定結果の報告)(成績評定結果の通知)が定められている。

(成績評定の方法)の中で、工事成績採点表、細目別評定点採点表、工事成績評定表、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表、施工プロセスのチェックリスト(案)等が定められている。

イ) 地方整備局工事技術的難易度評価実施要領

第1(目的)には、

本要領は、「請負工事成績評定要領」（平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。）第3第二号の工事の技術的難易度の評価に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

と定められている。さらに、(対象工事)(評価の時期)(評価者)(評価の方法)(評価結果の報告)(評価結果の通知)が定められている。

(評価の方法)の中で、工事技術的難易度評価表及び工事技術的難易度評価手順が定められている。

(3) 出来高部分払方式による監督及び検査

公共工事における工事代金の支払いや設計変更協議に関する課題等を踏まえ、平成13年から試行を開始し、18年度から全工事を対象に出来高部分払方式を実施することとなった。

ア) 出来高部分払方式実施要領

監督及び検査に関連するところを抜粋する。

1(目的)

部分払における出来高部分払方式(以下「本方式」という。)は、支払の回数が少なく間隔が長く、工期末にまとめて設計変更案件の精算を行う現行方式から、受発注者が相互にコスト意識を持ち、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すものである。

8(監督)

監督業務は、従来どおり実施するものとする。

9(検査)

- 1) 検査職員
- 2) 検査の実施
 - ①既済部分検査・・・既済部分検査技術基準（案）による
 - ②完成検査・・・・・・従来どおり
 - ③中間技術検査・・・・土木工事技術検査基準（案）による

イ) 既済部分検査技術基準（案）
監督及び検査に関連するところを抜粋する。

第1条（目的）

この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

第2条（検査の内容）

検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とし、机上において行うこともできる。

さらに、（工事実施状況の検査）（出来形の検査）（品質の検査）が定められている。

（4）ISO9001 活用工事における監督業務

ISO9001 活用工事に係る監督については、請負者の作成する「品質マネジメントシステム」を活用した監督業務を行うことができる。

なお、監督業務については「工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等マニュアル(案)」によることとされている。

また、検査書類についても監督職員の承諾により、所定の様式によらず請負者の検査記録の様式により提出できることとなっている。

（5）工事請負契約書

工事請負契約書で定められている監督職員の検査（確認を含む）の関連部分を抜粋する。

（工事材料の品質及び検査等）

第13条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質(営繕工事にあつては、均衡を得た品質)を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督職員の検査(確認を含む。以下本条において同じ。)を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3～5略

(監督職員の立会い及び工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調合し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調合又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該記録を整備し、監督職員の請求があったときは、当該請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4～6略

(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責に帰すべき事由によるときは、甲は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、乙が第13条第2項又は第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は乙の負担とする。

と定められ、第13条で請負者は設計図書で指定された工事材料は、監督職員の検査を受け、検査に合格したものを使用しなければならないとされている。

また、第14条で請負者は設計図書で指定された工事材料は、監督職員の立会いの上調合し、又は見本検査に合格したものを使用しなければならないとされているほか、記録を整備し、監督職員の請求があったときは提出しなければならないとされている。

さらに第17条で監督職員は、請負者が規定に違反した場合又は設計図書に適合しないと認められる場合で、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる定められている。

1-4 参考

(1) 検査の種類

公共工事は、現地単品生産であり、かつ自然対峙型で生産するという特徴を持っている。このため、施工の各段階において工事目的物の品質、出来形、機能等を確認し、次の段階に進むという段階的施工が必要である。請負者は工事の施工管理を行い、設計書に適合した工事目的物を造ると同時に、そのことを証明できる施工管理資料を整備しなければならない。特に、検査時に検測や確認ができない不可視部分の出来形や品質は、施工の各段階での施工管理資料が不可欠であり、工事によっては検査を重要な施工の変化点や区切りとなる段階で行う必要がある。

発注者が行う検査には、このような公共工事の特徴に即した種々の検査がある。検査は、工事の完成に伴って行う検査、工事施工の途中段階で行う検査、性能規定等契約に基づき工事完成後一定期間経過後に行う検査に大別できる。さらに、工事施工中には契約の適正な履行の確保を図るために監督職員が行う検査（確認を含む）がある。

○給付の検査

1) 既済部分検査

契約工期内の定められた時点における契約で定められた出来高があるかどうかを確認して、出来高に応じた代価を支払うために行う施工途中段階での検査である。

検査の結果、契約で定められた出来高が確認されれば出来高に応じた代価が支払われる。出来高と認められた工事の完了部分は、発注者側へ引き渡されることはなく請負者において引き続き管理することになる。

2) 完済部分検査

工事の完成前に、契約図書においてあらかじめ指定された部分（指定部分）の工事目的物が完成した場合に行う検査である。

検査の結果が適合であれば、指定部分の引き渡しが行われ、代価が支払われる。ただし、全ての工事が完成したわけではないので契約は継続されることになる。従って、指定部分に限ってみれば完成検査と同じ検査ということになる。

3) 完成検査

工事の完成に伴い、請負者から発注者へ工事目的物の引き渡しを行う最終段階の検査である。

この検査では、完成した工事目的物が設計書に示された品質、出来形等に適合して完成しているかどうか、契約履行の完了の確認を行う。検査の結果が適合であれば工事目的物の引き渡しが行われ、代価の支払いがあって契約は完了となる。

○技術検査

4) 中間技術検査

契約図書において、あらかじめこの検査を実施する旨を明記しておき、発注者が必要と判断したときに行う施工途中段階の検査である。

検査は、主たる工種が不可視となる工事の埋め戻し前など、施工上重要な変化点などや部分使用する場合において設計図書との適合を確認しておき、できるだけ手戻りを少なくするなどの目的で行う。

検査結果が適合であっても代価の支払いや引き渡しはない。検査は発注者が必要と認めるときや既済部分検査（含完済部分検査）時に行う。特に発注者が必要と認めたとときの検査日については工事工程等との調整もあることから請負者の意見を聞いて決めなければならない。また、完成検査の補完となるものであり、検査の対象となる部分を明確にした図面等を作成する必要がある。

5) 完成技術検査

完成検査時に行う技術検査は、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行う検査である。

6) 完成後技術検査

総合評価方式やVE提案方式など性能規定発注方式等による提案事項について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査である。

性能規定等による契約では、完成検査時にその性能・機能等を確認することはできないため、工事完成後一定期間経過後の時点で契約に基づき性能規定の検査（履行の確認）を行うことになる。

ただし、工事目的物そのものは工事完成後に通常の完成検査（性能規定部分を除く）を行い、引き渡し、代価の支払いは行われる。検査結果が適合しない場合には、性能規定部分に関し契約違反としてペナルティが課せられる。

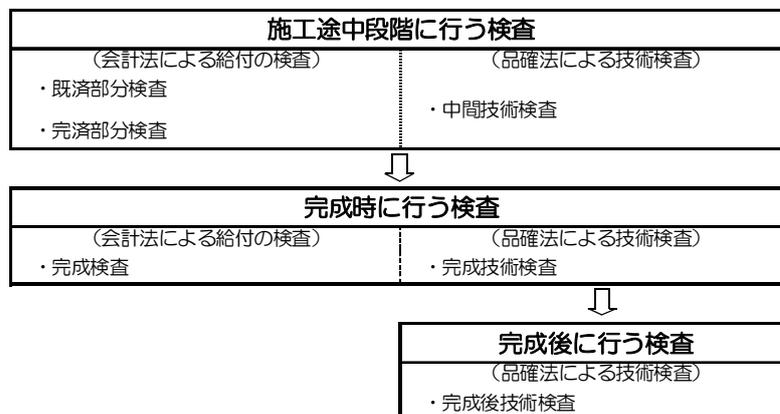
○監督職員による検査（確認を含む）

7) 部分使用検査

工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に行う検査である。

検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て部分使用することになる。この場合、使用部分は引き渡しを行わないので、代価の支払いはないが使用部分に関して双方で文書による確認をしておく必要がある。

検査の種類



(2) 政府契約の支払い遅延防止等に関する法律

この法律は、政府契約の支払い遅延防止等その公正化を図るとともに、国の会計経理事務処理の能率化を促進し、もって国民経済の健全な運行に資することを目的としている。検査に関連する第5条（給付の完了の確認又は検査の時期）には、国が契約した工事では相手方から通知を受けて14日以内に検査すること、第6条（支払いの時期）には、検査完了後適法な支払い請求書を受理した日から40日以内に工事代金の支払いをすることと規定されている。

第5条（給付の完了の確認又は検査の時期）には、

前条第1号の時期は、国の相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から工事については14日、その他の給付については10日以内の日としなければならない。

2 国が相手方のなした給付を検査しその給付の内容の全部又は一部が契約に違反し又は不当であることを発見したときは、国は、その是正又は改善を求めることができる。この場合においては、前項の時期は、国が相手方から是正又は改善した給付を終了した旨の通知を受けた日から前項の規定により約定した期間以内の日とする。

* 「前条第1号の時期」とは、第4条1号の、『一 契約の目的たる給付の完了の確認又は検査の時期』をいう。

と定められている。

第6条（支払いの時期）には、

第4条第2号の時期は、国が給付の完了の確認又は検査を終了した後相手方から適法な支払請求書を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日（以下この規定又は第7条の規定により約定した期間を「約定期間」という。）以内の日としなければならない。

2 国が相手方の支払い請求書を受理した後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、国は、その事由を明示してその請求を拒否する旨を相手方に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽微な過失によるときにあっては、当該請求の拒否を通知した日から国が相手方の不当な内容を改めた支払請求書を受けた日までの期間は、約定期間に参入しないものとし、その請求の内容の不当が相手方の故意又は重大な過失によるときにあっては、適法な支払請求があったものとしなければならないものとする。

* 「第4条第2号の時期」とは、第4条2号の、『二 対価の支払の時期』をいう。

と定められている。

(3) 予算執行職員等の責任に関する法律

国が発注した公共工事の監督職員または検査職員に任命された職員は、国の予算の執行に携わる重要な職務を行うため、財政法、会計法、その他の法令に準拠し、それぞれの職分に応じてその事務を執行する。予算執行職員等の責任に関する法律（以下「予責法」という。）では監督または検査を行うことを命ぜられた職員は「予算執行職員」の1人であり、万一故意又は重大な過失により国に損害を与えたときは同法の規定により弁償の責務を負うこともある。

第1条（目的）には、

この法律は、予算執行職員の責任を明確にして、法令又は予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、もって国の予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

と定められている。

第2条（定義）には、

この法律において「予算執行職員」とは、次に掲げる職員をいう。
（一～九、十一、十二略）
十 会計法第29条の1第4項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

と定められている。

第3条（予算執行職員の義務及び責任）には、

予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。
2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。
3 前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、且つ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

* 「故意又は重大な過失」に関して

検査の技術的基準として「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」が定められており、検査はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

と定められている。

(4) 地方自治体における監督・検査

1) 監督検査に関する法令等の体系とあらまし

地方自治体における監督検査は、地方自治法、地方自治法施行令、政令に基づき、地方自治体が定めることとなっているが、基本的には地方整備局と同様に要綱、要領等が定められている。自治体によって名称、内容等はそれぞれ異なっているが、財務規則、建設工事事務処理規定（以下「規定」という。）、建設工事検査要綱（以下「要綱」という。）、建設工事検査技術基準（以下「技術基準」という。）、土木工事監督要綱、土木工事成績評定要領等を定めて実施されている。

ア) 地方自治法

地方自治法第234条の2（契約の履行の確保）には、

普通地方公共団体が工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、当該普通地方公共団体の職員は、政令の定めるところにより、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

と定められている。

イ) 地方自治法施行令は、予決令と同じ政令であり地方自治法の細部を定めている。

第167条の15（監督又は検査の方法）には、

地方自治法第234条の2第1項の規定による監督は、立会い、指示その他の方法によって行なわなければならない。

2 地方自治法第234条の2第1項の規定による検査は、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類（当該関係書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に基づいて行なわなければならない。

3 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につき破損、変質、性能の低下その他の事故が生じたときは、取替え、補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められるときは、同項の規定による検査の一部を省略することができる。

4 普通地方公共団体の長は、地方自治法第234条の2第1項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により当該普通地方公共団体の職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、当該普通地方公共団体の職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

と定められている。

ウ) 財務規則、建設工事等検査要綱は、地方自治法、地方自治法施行令に基づき地方自治体の長が、その事務について定めたものである。

(A県の例)

財務規則第150条では、

(給付の検査)

第150条 知事又は予算執行者は、次の一に掲げる理由が生じたときは、自ら又は職員に命じ、若しくは職員以外の者に委託して、当該契約に基づく給付の完了の確認をするために必要な検査をしなければならない。

- (1) 契約人が給付を完了したとき
- (2) 給付の完了前に出来高に応じ対価の一部を支払う必要があるとき
- (3) 物件の一部の納入があったとき又は契約による給付の一部を使用しようとするとき

2 前項の規定による検査を行う者(以下「検査職員」という。)は、契約書、設計図書その他の関係書類に基づき、又は必要に応じて当該契約に係る監督職員の立ち会いを求めて、当該給付の内容、数量等について検査をしなければならない。

3 前項の場合において、検査職員は、特に必要があるときは、一部破壊若しくは分解又は試験をして検査を行うことができる。

4 検査職員は、前3項の規定による検査の結果、契約の履行に不備があると認めるときは、契約人に必要な処置をすることを求めなければならない。

建設工事事務処理規程では、

(検査員の指定)

第35条 発注機関の長は、第37条に規定する検査を行うときは、自ら又は職員の内から検査員を指定するものとする。

(検査の指示等)

第36条 発注機関の長は、検査をする場合において破壊検査その他の検査について留意すべき事項があるときは、あらかじめ検査員に指示するものとする。

(発注機関が行う検査)

第37条 次に掲げる検査は、発注機関の長が指定する職員が行う者とする。

(中間検査、出来形検査、しゅん工検査、完了検査、抜き打ち検査について契約額の規定)

2 省略

3 検査員は、検査要綱等に基づき検査を実施し、その結果を次の表の区分に従い当該左欄に定める復命書により発注機関の長に復命するとともに、当該右欄に定める調書を作成しなければならない。(表省略)

(検査の委託等)

第38条 省略

(会計局長が行う検査)

第39条 次に掲げる検査及び監査（以下「検査等」という。）は、会計局長が指定する職員が行う者とする。

第40条

（会計局長が行う検査の種類や検査報告について規定）

と定められている。

検査要綱第1条（趣旨）では、

この要綱は、A県財務規則第150条及びA県建設工事事務処理規定第35条から第40条に規定する工事等の検査に関し必要な事項を定め、A県が発注する建設工事等の適正且つ効率的な施工の確保を図るものとする。

と定められて、ほかに（定義）（検査の内容）（検査の実施区分）（検査の実施依頼）（検査員の指定）（検査の方法）（検査結果の報告）（工事等の補修）（工事等の成績評定）が定められている。

要綱を受けて、建設工事検査技術基準、修補処理規程、建設工事指導監査要領、建設工事成績評定要領等が定められている。

技術検査基準では、（検査の内容）（実地検査の原則）（工事の出来形、品質及び出来ばえの検査）（工事の実施状況の検査）が定められ検査が実施されている。

（B県の例）

B県でも、A県と同様に各種の基準が定められている。

工事検査要綱第1条（趣旨）では、

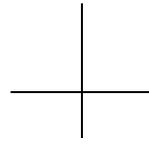
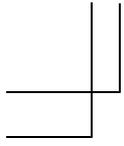
この要綱は、B県の発注する建設工事で農林部及び県土整備部の所管に関わるもの（以下「工事」という。）の検査に関し、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

と定められて、ほかに（用語の定義）（工事概要の通知）（工事検査員の検査手続き）（検査員の検査手続き）（検査の通知）（契約に違反する場合の措置）（検査結果の報告及び検査調書の発行）が定められている。

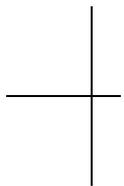
要綱を受け、土木工事検査技術基準、材料検査実施要領、土木工事成績評定要領、土木工事成績評定結果通知公表要領等が定められている。

技術検査基準では、（趣旨）（検査の方法）（検査の基準）が定められ、検査の基準として出来形寸法及び品質の合否判定、規格値、測定基準、出来形管理基準等が定められ検査が実施されている。

自治体における検査体制				
法律	財務規則	A県の例		B県の例
		事務処理要領	検査要綱	要綱等
地方自治法 第234条の2 (契約の履行の確保)	第150条 (給付の検査)	第35条 (検査員の指定)		建設工事検査要綱
		第36条 (検査の指示等)		土木工事検査技術基準
地方自治法施工令 第167条の15 (監督又は検査)		第37条 (発注機関が行う検査)	第7条 (検査の方法)	材料検査実施要領
		第38条 (検査の委託等)	第9条 (工事等の修補)	土木工事成績評定要領
			検査基準	土木工事成績評定 結果公表要領
		第39条 (会計局長が行う検査)	第10条 (工事等の成績評定)	評定要領
		第40条 (検査結果の報告)		
		事務処理要領 : 建設工事事務処理要領		
		検査要綱 : 建設工事等検査要綱		
		技術基準 : 建設工事検査技術基準		
		修補規程 : 修補処理規程		
		評定要領 : 建設工事成績評定要領		



第2編 監督について



(白紙)

2-1 工事監督について

監督とは

契約担当官等は、工事又は製造その他について請負契約を締結した場合においては、法令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。(会計法第29条の11第1項)

監督は、工事、製造等の契約について、相手方の履行途中において、その履行に立ち会い、指示、調整等を必要とするものについて契約内容に適合させるために必要な干渉を行うことをいう。

工事監督の主たる目的は、“契約の適正な履行の確保”にあるが、「公共工事の品質確保等のための行動指針」では、次のように監督の必要性が謳われている。

公共工事の品質確保等のための行動指針 平成10年2月 建設省

Ⅲ 発注者の役割・立場の明確化

1. 発注者・設計者・施工者の役割分担

(抜粋)

建設工事は屋外一物生産であり、かつ自然対峙^{たいじ}型の生産が一般的であるため、現場における発注者と受注者の権利義務関係をあらかじめ明確に規定し得ない事態^{じやつき}を惹起しやすく、また請負^{しやこう}施工に伴う射倖性(偶然の利潤の獲得が隠されやすいこと)、公共の場における不適格成果物の修復等に伴う地域又は国家的損失などから、施工過程における発注者の介在の必要がある。

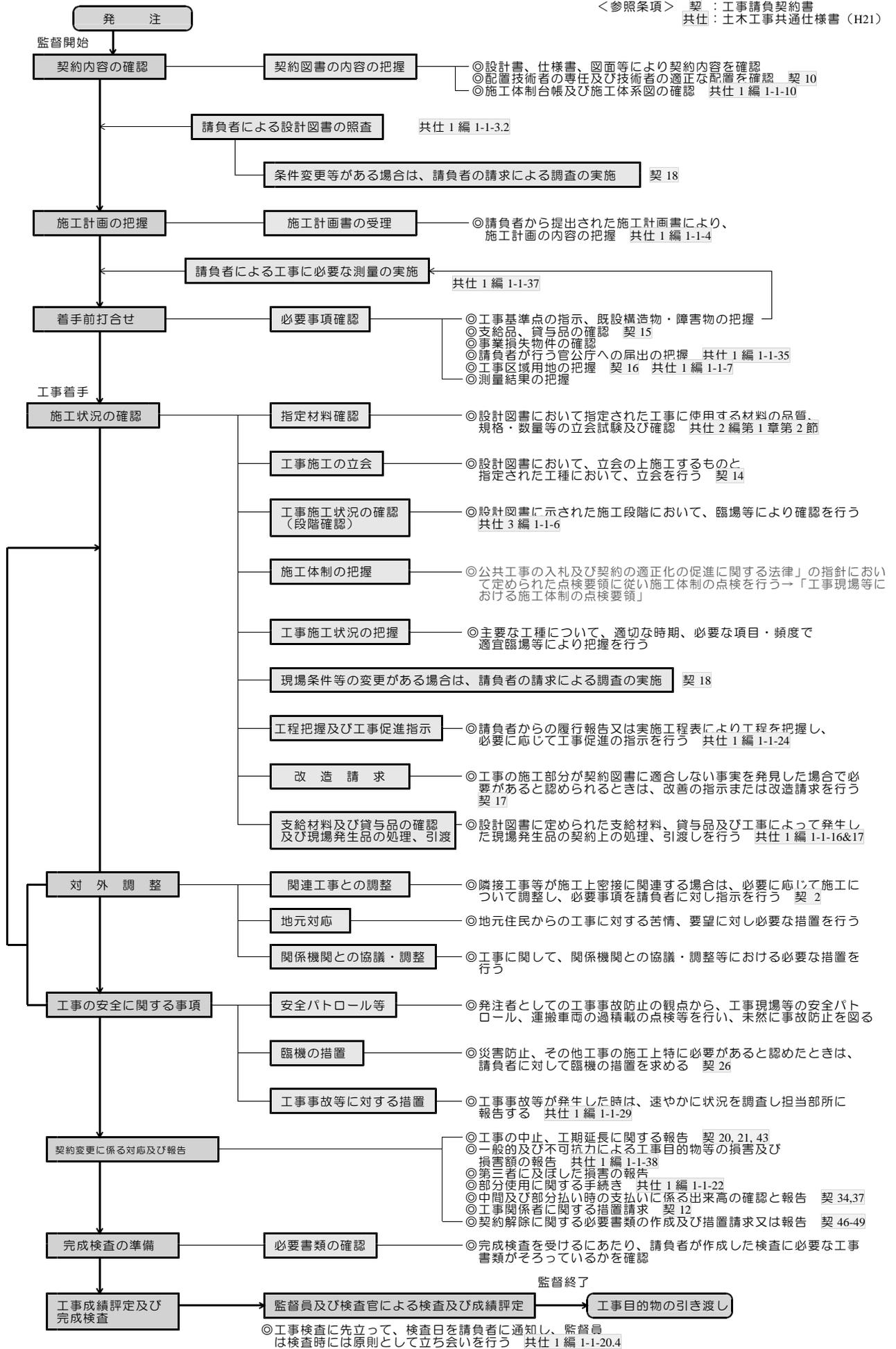
監督は、検査だけでは契約の給付内容の履行確認ができないものについて、その履行の過程において、当該履行の場所において施工状況の確認等を行い、工程及び工事に使用する材料の試験又は品質、確認等によって良質な工事目的物を確保するものである。

「工事請負契約書第9条(監督職員)」に、監督職員の位置付けがなされており、請負者側の現場代理人に対する指示、承諾又は協議や設計図書に基づく立ち会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査等の業務を行うことが明記されている。

なお、「公共工事の品質確保等のための行動指針」では、「工事の監督行為は、施工プロセスにおいて契約の履行状況を確認するために、必要な範囲内で段階確認行為を行う程度にとどめることを基本とし、受・発注者間の責任分担を曖昧にするような無用の指示や、コスト増につながるような不要な確認等を行うべきでない。」と明記されている。

工事監督の流れ

<参照条項> 契：工事請負契約書
共仕：土木工事共通仕様書（H21）



2-2 監督の方法

地方建設局請負工事監督検査事務処理要領

建設省厚第 21 号 昭和 42 年 3 月 30 日
 (一部改正) 建設省厚発第 208 号 昭和 48 年 6 月 26 日
 (一部改正) 建設省厚発第 120 号 平成 6 年 3 月 31 日

建設事務次官から各地方建設局長あて

第1章 総則

省略

第2章 監督

(監督の体制)

- 第3 監督は、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理人（以下「本官」という。）が締結した工事の請負契約（以下「本官契約」という。）にあっては当該本官以外の監督職員（規則第 17 号第 1 項に規定する監督職員をいう。以下同じ。）が、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）が締結した工事の請負契約（以下「分任官契約」という。）にあっては監督職員が行なうものとする。
- 2 分任官契約の監督を行なう場合において、監督に係る工事の規模、監督に必要な技術の程度その他技術的な理由（以下「技術的条件」という。）を勘案し分任官が自ら監督を行なう必要がないと認めるときは、当該分任官以外の監督職員のみにより監督を行なうことができるものとする。

(監督業務の分類)

- 第4 監督業務は、監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務の内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

一 監督総括業務

- イ 工事請負契約書（昭和 48 年 4 月 4 日付け建設省厚発第 100 号）に基づく契約担当官等の権限とされる事項のうち契約担当官等が必要と認めて委任したものの処理
- ロ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で重要なものの処理
- ハ 関連する 2 以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整で重要なものの処理
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当官等（法第 29 条の 3 第 1 項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に対する報告
- ホ 現場監督総括業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに監督業務の掌理

二 現場監督総括業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議（重要なもの及び軽易なものを除く。）の処理
- ロ 設計図、仕様書その他の契約関係図書（以下「契約図書」という。）に基づく工事の実施のための詳細図等（軽易なものを除く。）の作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書（軽易なものを除く。）の承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。以下同じ。）で重要なものの処理
- ニ 関連する2以上の工事の監督を行なう場合における工事の工程等の調整（重要なものを除く。）の処理
- ホ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- ヘ 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督並びに現場監督総括業務及び一般監督業務の掌理

三 一般監督業務

- イ 契約の履行についての契約の相手方に対する必要な指示、承諾又は協議で軽易なものの処理
- ロ 契約図書に基づく工事の実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付又は契約の相手方が作成したこれらの図書で軽易なものの承諾
- ハ 契約図書に基づく工程の管理、立会い、工事の実施状況の検査及び工事材料の試験又は検査の実施（重要なものを除く。）
- ニ 工事の内容の変更、一時中止又は打切りの必要があると認められた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の現場監督総括業務を担当する監督職員に対する報告
- ホ 第6第4項の規定により任命された監督員にあっては、第6第6項の規定により任命された監督員の指揮監督及び一般監督業務の掌理

（監督職員の担当業務等）

第5 本官契約又は分任官契約の監督を行なう監督職員は、総括監督員、主任監督員及び監督員とし、それぞれ監督総括業務、現場監督総括業務及び一般監督業務を担当するものとする。

2 技術的条件を勘案し必要がないと認めるときは、前項の規定にかかわらず、総括監督員、総括監督員及び主任監督員又は監督員（主任監督員が置かれている場合に限る。）をそれぞれ置かないことができるものとし、総括監督員を置かない場合における主任監督員は監督総括業務を、総括監督員及び主任監督員を置かない場合における監督員は監督総括業務及び現場監督総括業務を、監督員を置かない場合における主任監督員は一般監督業務を、それぞれあわせて担当するものとする。

(監督職員の任命基準等)

- 第6 本官契約の総括監督員は、当該工事を所掌する地方建設局の事務所又は地方建設局の本局（以下「本局」という。）の出張所（以下「所掌事務所」という。）の長（営繕工事（事業費をもってする営繕工事を除く。以下同じ。）である場合において、所掌事務所が置かれていないときは、本局の営繕監督室長）を任命するものとする。
- 2 分任官契約の総括監督員は、当該分任官が自らこれにあたるものとする。ただし、第3第2項の規定に基づき、分任官以外の監督職員のみにより監督を行なう場合においては、所掌事務所の工事を担当する副所長を任命するものとする。
- 3 主任監督員は、営繕工事以外の工事にあつては当該工事を所掌する地方建設局の事務所の出張所（以下「所掌出張所」という。）の長又は工事を担当する建設監督官（所掌出張所及び工事を担当する建設監督官が置かれていないときは、所掌事務所の工事を担当する課長）を、営繕工事にあつては所掌事務所の営繕監督官（所掌事務所に営繕監督官が置かれていないときは、所掌事務所の工事を担当する課長。所掌事務所も置かれていないときは、本局の営繕監督官）を任命するものとする。
- 4 監督員は、営繕工事以外の工事にあつては所掌出張所の工事を担当する係長又は主任（所掌出張所が置かれていない場合は、主任監督員が建設監督官であるときを除き、所掌事務所の工事を担当する係長）、営繕工事にあつては主任監督員が営繕監督官である場合を除き、所掌事務所の工事を担当する係長を任命するものとする。
- 5 技術的条件及び工事を所掌する組織における職員の配置状況により第3項又は前項の規定によることが困難であると認められるときは、これらの規定にかかわらず、当該技術的条件を勘案し、監督を厳正かつ適確に行なうことができると認められる者（以下「監督適任者」という。）を任命することができるものとする。
- 6 技術的条件を勘案し特に必要があると認められるときは、当該技術的条件に応じ、第4項又は前項の規定によるほか、第4項の規定にかかわらず、さらに、監督適任者を監督員に任命することができるものとする。
- 7 主任監督員が建設監督官又は営繕監督官である場合において、技術的条件を勘案し必要があると認めるときは、当該技術的条件に応じ、監督適任者を監督員に任命することができるものとする。

(分任官が監督を委託する場合の承認)

- 第7 分任官は、令第101条の8の規定により国の職員以外の者に委託して監督を行なわせようとする場合は、あらかじめ、部局長の承認を受けなければならないものとする。

(監督委託契約書の作成)

- 第8 令第101号の8の規定による国の職員以外の者への監督の委託は、工事の内容、第11に規定する監督の技術的基準及び第12の規定を勘案し、監督の方法、契約担当官等に連絡し、又は報告すべき事項その他必要な事項を記載した契約書を作成して行なわなければならないものとする。

(監督職員の任命)

第9 監督職員の任命は、工事の請負契約ごとに行なうものとする。

(契約の相手方への通知)

第10 契約担当官等は、監督職員又は令第101条の8の規定により監督を委託した国の職員以外の者の官職又は氏名を、工事の請負契約ごとに、遅滞なく、別記様式第1による監督職員通知書により、契約の相手方に通知するものとする。これらの者に変更があった場合も同様とする。

(監督の技術的基準)

第11 監督職員が監督を行なうにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(監督に関する図書)

第12 監督職員は、次の各号に掲げる図書(契約の相手方から提出された図書を含む。)をそれぞれの担当事務に応じて作成し、及び整理して監督の経緯を明らかにするものとする。

- 一 工事の実施状況を記載した図書
- 二 契約の履行に関する協議事項(輕易なものを除く。)を記載した書類
- 三 工事の実施状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査の事実を記載した図書
- 四 その他監督に関する図書

第3章 検査

省略

土木工事監督技術基準（案）

建設省技調発第94号 昭和54年2月26日
（改正）建設省技調発第325号 昭和61年6月24日
（改正）建設省技調発第121号 平成7年9月29日
（改正）建設省技調発第71号 平成8年3月27日
（改正）建設省技調発第91号 平成10年3月30日
（適用追加）建設省技調発第66号 平成11年3月25日
（改定）建設省技調発第74号 平成12年4月17日
（改定）国官技第345号 平成15年3月31日
国土交通省大臣官房技術審議官から各地方整備局長あて

（目的）

第1条 この技術基準は、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領第11に基づき、地方整備局の所掌する土木工事（港湾空港部所掌を除く）の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条

- (1) 「監督」・・・ 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督職員等」・・・ 監督職員とは、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していい、監督職員等とは、監督職員及び現場監督員（現場技術員を含む）を総称していう。
- (3) 「監督の方法」・・・ 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
 - ①指 示・・・ 監督職員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。
 - ②承 諾・・・ 契約図書で明示した事項で、請負者が監督職員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督職員が書面により同意することをいう。
 - ③協 議・・・ 書面により契約図書の協議事項について、発注者と請負者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
 - ④通 知・・・ 監督職員が請負者に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - ⑤受 理・・・ 契約図書に基づき請負者の責任において監督職員に提出された書面を監督職員が受け取り、内容を把握することをいう。
 - ⑥確 認・・・ 契約図書に示された事項について、監督職員等が臨場若しくは請負者が提出した資料により、監督職員がその内容について契約図書

との適合を確かめ、請負者に対して認めることをいう。

- ⑦把握・・・ 監督職員等が臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督職員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、請負者に対して認めるものではない。
- ⑧立会い・・・ 契約図書に示された項目について、監督職員等が臨場し、内容を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督職員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

契・・・・・・・・・・契約書

共仕・・・・・・・・・・土木工事共通仕様書

適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1.契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p>	<p>契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>請負者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。</p> <p>「工事現場における適正な施工体制の確保等について」(平成13年3月30日付け、国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号)「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」(平成13年3月30日付け、国官地第23号、国官技第69号、国営計第80号)「施工体制台帳に係る書類の提出について」(平成13年3月30日付け、国官技第70号、国営技第30号)により現場における施工体制の把握を行う。</p>	<p>契 第1条 共仕第1編1-1-2</p> <p>共仕第1編1-1-4</p> <p>適正化法 第14条</p> <p>適正化指針 4.(3)</p>

<p>(4) 契約書及び設計図書に基づく指示承諾、協議、受理等</p>	<p>契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。</p>	<p>契 第 9 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 6</p>
<p>(5) 条件変更に関する確認、調査、検討、通知</p>	<p>① 契約書第 18 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。なお必要に応じて、設計担当者等の立会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 3</p> <p>契 第 18 条</p>
<p>(6) 変更設計図面及び数量等の作成</p>	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>契 第 18 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 14</p>
<p>(7) 関連工事との調整</p>	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。</p>	<p>契 第 2 条</p>
<p>(8) 工程把握及び工事促進指示</p>	<p>請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>契 第 11 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 24</p>
<p>(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知</p>	<p>契約書第 15 条第 7 項、第 17 条第 1 項、第 18 条第 5 項、第 19 条、第 20 条第 3 項、第 21 条及び第 43 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 15</p>

<p>(10) 契約担当官等への報告</p> <p>1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告</p> <p>2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告</p> <p>3) 不可抗力による損害の調査及び報告</p> <p>4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告</p> <p>5) 部分使用の確認及び報告</p>	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当官等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当官等へ報告する。</p> <p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当官等へ報告する。</p> <p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 20 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 13</p> <p>契第 17 ~ 21 条 契 第 43 条</p> <p>契 第 27 条</p> <p>契 第 29 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 38</p> <p>契 第 29 条</p> <p>契 第 28 条</p> <p>契 第 33 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 22</p>
--	---	---

<p>6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告</p>	<p>中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 34 条</p>
<p>7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告</p>	<p>部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 37 条</p>
<p>8) 工事関係者に関する措置請求</p>	<p>現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、契約担当官等への措置請求を行う。</p>	<p>契 第 12 条</p>
<p>9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告</p>	<p>① 契約書第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当官等に対して措置請求を行う。</p>	<p>契 第 46 条 契 第 47 条</p>
	<p>② 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 48 条</p>
	<p>③ 契約が解除された場合は、既済部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当官等へ報告する。</p>	<p>契 第 49 条</p>
<p>2.施工状況の確認等</p>		
<p>(1) 事前調査等</p>	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>①工事基準点の指示</p> <p>②既設構造物の把握</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 37</p>

	<p>③支給（貸与）品の確認</p> <p>④事業損失防止家屋調査の立会い</p> <p>⑤請負者が行う官公庁等への届出の把握</p> <p>⑥工事区域用地の把握</p> <p>⑦その他必要な事項</p>	<p>契 第 15 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 16</p> <p>共仕第 1 編 1 - 1 - 35</p> <p>契 第 16 条 共仕第 1 編 1 - 1 - 7</p>
<p>(2) 指定材料の確認</p>	<p>設計図書において、監督職員の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調合し、又は調合について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。</p>	<p>契第 13 ~ 14 条 共仕第 2 編第 1 章第 2 節</p>
<p>(3) 工事施工の立会い</p>	<p>設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。</p>	<p>契 第 14 条</p>
<p>(4) 工事施工状況の確認（段階確認）</p>	<p>設計図書に示された施工段階において別表 1 ^{*1}に基づき、臨場等により確認を行う。</p>	<p>共仕第 3 編 1 - 1 - 6</p>
<p>(5) 工事施工状況の把握</p>	<p>主要な工種について、別表 2 ^{*2}に基づき適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。</p>	

<p>(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>共仕第1編1-1-18</p>
<p>(7) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>契 第 9 条 契 第 17 条</p> <p>契 第 17 条</p>
<p>(8) 支給材料及び貸与品の確認、引渡し</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適当でないと認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>契 第 15 条 (共仕第1編1-1-16)</p> <p>契 第 15 条 (共仕第1編1-1-16)</p>

<p>3. 円滑な施工の確保</p>		
<p>(1) 地元対応</p>	<p>地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。</p>	<p>(共仕第 1 編 1 - 1 - 35)</p>
<p>(2) 関係機関との協議・調整</p>	<p>工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。</p>	<p>(共仕第 1 編 1 - 1 - 35)</p>
<p>4. その他</p>		
<p>(1) 現場発生品の処理</p>	<p>工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 17</p>
<p>(2) 臨機の措置</p>	<p>災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。</p>	<p>契 第 26 条 (共仕第 1 編 1 - 1 - 41)</p>
<p>(3) 事故等に対する措置</p>	<p>事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 29</p>
<p>(4) 工事成績の評定</p>	<p>総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 20 - 4</p>
<p>(5) 工事完成検査等の立会</p>	<p>原則として主任監督員、監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会いを行う。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 20 - 4</p>
<p>(6) 検査日の通知</p>	<p>工事検査に先立って、契約担当官等の指定する検査日を請負者に対して通知する。</p>	<p>共仕第 1 編 1 - 1 - 20 - 3</p>

別表1

段階確認一覧

一般：一般監督
重点：重点監督

1/4

種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、深さ等	1回/1工事
河川土工 (掘削工) 海岸土工 (掘削工) 砂防土工 (掘削工) 道路土工 (掘削工)		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
道路土工 (路床盛土工) 舗装工 (下層路盤)		フル-70-リソグ実施時	フル-70-リソグ実施状況	1回/1工事
表層安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	置換	掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
	サンドマット	処理完了時	使用材料、幅、延長、施工厚さ	一般：1回/1工事 重点：1回/100m
パーカドレン工	サドドレン 袋詰式サドドレン パーカドレン	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
締固め改良工	サドコンパクションパイル	施工時	使用材料、打込長さ	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般：1回/200本 重点：1回/100本
		施工完了時	基準高、位置・間隔、杭径	一般：1回/200本 重点：1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般：1回/20本 重点：1回/10本
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/150枚 重点：1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般：1回/75本 重点：1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、杭の支持力	試験杭+ 一般：1回/10本 重点：1回/5本

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込完了時（打込杭）	基準高、偏心量	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		掘削完了時（中掘杭）	掘削長さ、杭の先端土質	
		施工完了時（中掘杭）	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
場所打杭工	リバス杭 オルケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	掘削完了時	掘削長さ、支持地盤	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1 構造物 重点:60%程度/1 構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤	一般：1回／3本 重点：全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般：1回／3本 重点：全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般：1回／3本 重点：全数
オプク-リ基礎工 ニューマチック-リ 基礎工		鉄沓据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回／1 構造物
		本体設置前(オプク-リ)	支持層	
		掘削完了時(ニューマチック-リ)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回／土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回／1ロット
鋼管井筒基礎工		打込時	使用材料、長さ、 溶接部の適否、支持力	試験杭＋ 一般：1回／10本 重点：1回／5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般：1回／10本 重点：1回／5本
置換工 （重要構造物）		掘削完了時	使用材料、幅、延長、 置換厚さ、支持地盤	1回／1 構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1 法線
砂防堰堤		法線設置完了時	法線設置状況	1回／1 法線

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
護岸工	法覆工（覆土施工がある場合）	覆土前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
	基礎工、根固工	設置完了時	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1工事
重要構造物 函渠工 （樋門・樋管含む） 躯体工 （橋台） RC躯体工 （橋脚） 橋脚7-チグ工 RC擁壁 砂防堰堤 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤（直接基礎）	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比 （不可視部分の出来形）	1回/1構造物
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く）	キャンバー、寸法等	一般：————— 重点：1回/1構造物
ポストテンション工 桁製作工 プレキャストボックス 組立工 プレキャスト桁製作工 PC和-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し出し箱桁 製作工 床版・横組工		プレストレス導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との対比	一般：5%程度/総ケーブル数 重点：10%程度/総ケーブル数
		プレストレス導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との対比	一般：10%程度/総ケーブル数 重点：20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立て完了時 （工場製作を除く）	使用材料、 設計図書との対比	一般：30%程度/1構造物 重点：60%程度/1構造物
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
トンネル支保工		支保工完了時 （支保工変更毎）	吹き付けコンクリート厚、 ロックボルト打ち込み本数及び長さ	1回/支保工変更毎
トンネル覆工		コンクリート打設前	巻立空間	一般：1回/構造の変化毎 重点：3打設毎又は1回/ 構造の変化毎の頻度 の多い方 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
		コンクリート打設後	出来形寸法	1回/200m以上臨場により確認
トンネルバ-ト工		鉄筋組立て完了時	設計図書との対比	1回/構造の変化毎

種 別	細 別	確 認 時 期	確 認 項 目	確 認 の 程 度
鋼板巻立て工	フーチング定着 アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿 孔工時	削孔長、径、間隔、 孔内状況	1回/1構造物
	鋼板取付け工、 固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完 了時	施工図との照合、 材片の組合せ精度	1回/1構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清 掃と乾燥状況・材片の組合 せ状況、仮付け溶接の寸法 ・外観状況	1回/1構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物
		塗装完了時	外観状況	
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「確認の程度」は、確認頻度の目安であり、実施にあたっては工事内容および施工状況等を勘案の上設定することとする。

なお1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

別表2

施工状況把握一覧

一般：一般監督
 重点：重点監督
 1/2

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
オフショア基礎工 ニューマック-ソ 基礎工 深礎工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
場所打杭工	リブ杭 オルソング杭 アストリル杭 大口径杭	コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フィング工 RC擁壁 砂防ダム 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
床版工		コンクリート打設時	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
ポストテンションT(I)桁 製作工 プレム 桁製作工 PC和スラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁 製作工 PC押し箱桁 製作工		コンクリート打設時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打設順序、天候、気温	一般：1回/1構造物 重点：1回/1ロット
トンネル工		施工時(支保工変更毎)	施工状況	一般：1回/支保工変更毎 重点：1回/支保工変更毎 ただし、最低10支 保工毎 ※重点監督：地山等級が D,Eのもの 一般監督：重点監督以外
盛土工 河川 道路 海岸 砂防		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般：1回/1工事 重点：2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般：1回/1工事 重点：1回/3000m ²

種 別	細 別	施 工 時 期	把 握 項 目	把 握 の 程 度
塗装工		清掃・錆落とし施工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
ダム工	各工事ごと別途定める。		各工事ごと別途定める。	

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打設毎、函渠等の連続構造物は施工単位（目地）毎とする。

・一般監督：重点監督以外の工事

・重点監督：下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

○重点監督の対象

【平成7年9月29日建設省技調発第121号、建設大臣官房技術調査室「土木工事監督技術基準（案）について」による】
 〈参考〉
 重点監督
 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督（重点監督という。）を行うものとする。なお、対象工事は下記のイ～二のとおりとし、契約後すみやかに監督職員が運用工種を定めるものとする。

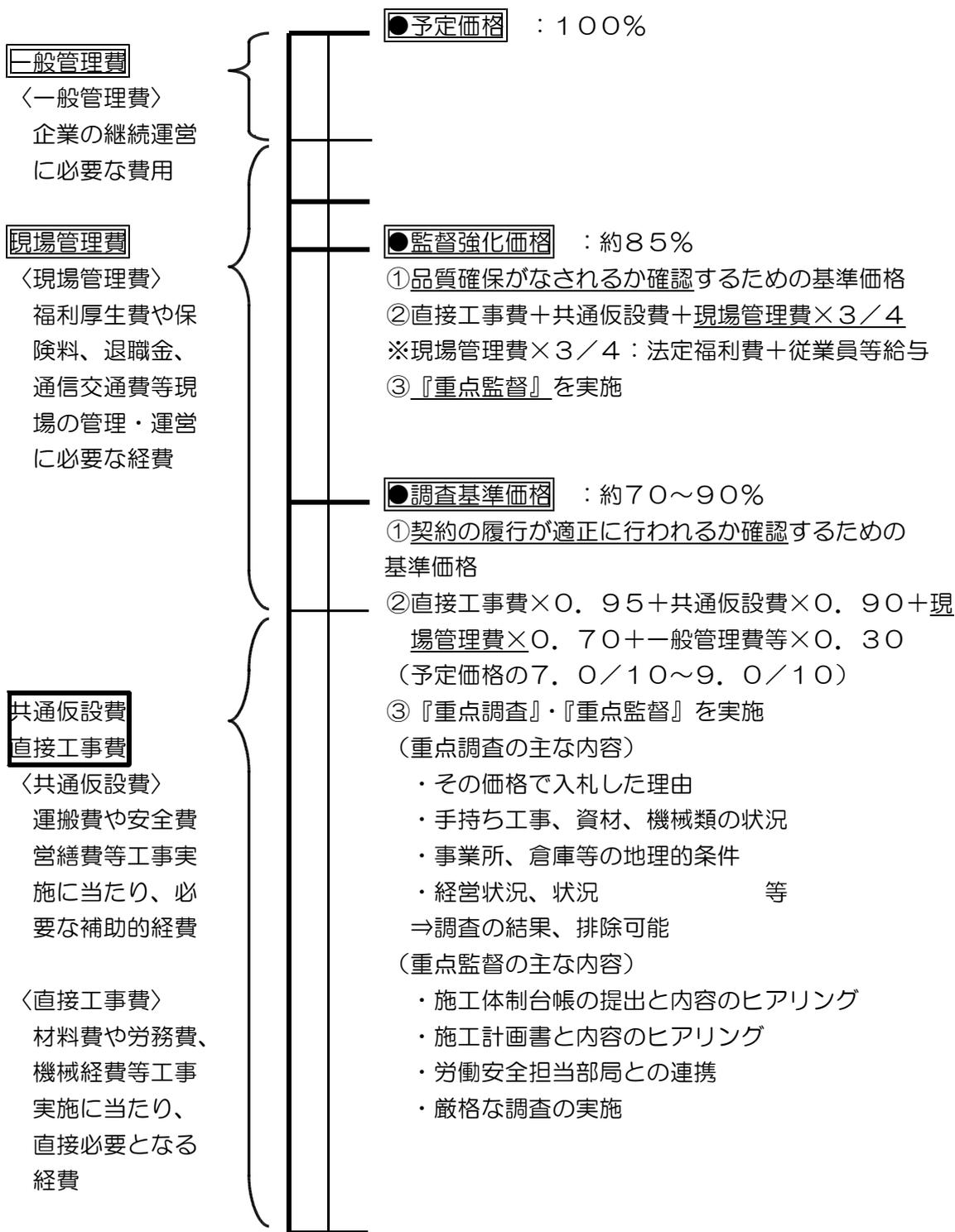
イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事
 ・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事
 ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事
 ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
 ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
 ・砂防ダム(提高 30m 以上)
 ・軟弱地盤上での構造物
 ・場所打ち PC 橋
 ・共同溝工事
 ・ハイピア(躯体高 30m 以上)
 ※トンネル(地山等級D、E)【平成15年3月31日国官技第345号、国土交通省大臣官房技術審議官「土木工事監督技術基準（案）の改定について」による】

ハ 第三者に対する影響のある工事
 ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
 ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
 ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

ニ その他
 ・低入札価格調査制度対象工事
 但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。
 植栽工事、照明灯工事、除草工事、遮音壁工事、区画線設置工事、防護柵工事、伐採作業、標識工事、堤防天端補修、コンクリート舗装目地補修、その他これに類するもの【平成11年3月25日建設省技調発第66号、建設大臣官房技術審議官「土木工事監督技術基準（案）にかかる重点監督について」による】
 ・監督強化価格を下回った工事種別が一般土木工事、アスファルト舗装工事であって、予定価格が1000万円を越える工事。【平成15年7月17日、国官技第105号大臣官房技術調査課長、国営計第63号大臣官房官庁営繕部営繕計画課長、「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」による】
 ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

○監督強化価格の設定について



※調査基準価格については、「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」(平成21年4月3日付け国
 官会第2464号)により改正されているため、文中の「調査基準価格」を修正している。

土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について

建設省技調発第 66 号

平成 11 年 3 月 25 日

各地方整備局長 あて

建設大臣官房技術審議官

土木工事監督技術基準(案)にかかる重点監督について

土木工事監督技術基準(案)において、重点監督については、別紙のとおり対象工事を定めているところであるが、「低入札価格調査制度対象工事」については、下記のとおり適用されるよう通知する。

記

低入札価格調査制度調査対象工事については、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、
コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、
標識工事、その他これに類するもの

(別紙)

<参考>

重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増やすこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～二のとおりとし、契約後すみやかに監督職員が運用工種を定めるものとする。

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

- ・技術活用パイロット工事

ロ 施工条件が厳しい工事

- ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m 以上の橋梁工事
- ・掘削深さ 7m 以上の土留工及び締切工を有する工事
- ・鉄道・道路等の重要構造物の近接工事
- ・砂防ダム(提高 30m 以上)
- ・軟弱地盤上での構造物
- ・場所打ち PC 橋
- ・共同溝工事
- ・ハイピア(躯体高 30m 以上)

ハ 第三者に対する影響のある工事

- ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
- ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
- ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事

二 その他

- ・低入札価格調査制度調査対象工事

但し、以下のうち、作業等が軽易なものや主たる工種が規格品、二次製品等で容易にその品質が確認できるものは除く。

植栽工事、除草作業、区画線設置工事、伐採作業、堤防天端補修、
コンクリート舗装目地補修、照明灯工事、遮音壁工事、防護柵工事、
標識工事、その他これに類するもの

- ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について

国官技第105号

国営計第63号

平成15年7月17日

各地方整備局企画部長
各地方整備局営繕部長

あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について

公共工事の品質確保は極めて重要であり、これまでも様々な方策に取り組んできたところである。その一環として、低入札価格調査制度調査対象工事については、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について」（平成6年3月30日付け建設省厚発第126号、建設省技調発第72号、建設省営監発第13号。以下「通達」という。）により、重点的な監督業務の実施等によりその品質確保に努めてきたところである。

今般、調査基準価格を上回る価格をもって申し込んだ者と契約した工事であっても、下記の基準を下回る価格をもって申し込んだ者と契約した工事については、当面の間、重点的な監督業務の実施を試行することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

記

1 重点的な監督業務を実施する基準の額について

重点的な監督業務を実施する基準の額（以下「監督強化価格」という）は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額
- ② 共通仮設費の額
- ③ 現場管理費相当額に4分の3を乗じて得た額

ただし、監督強化価格を予定価格で除して得た割合が10分の8.5を超える場合は、予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を監督強化価格とする。

2 対象工事

工事種別が一般土木工事、アスファルト舗装工事であって、予定価格が1000万円を超える工事とする。

附 則

この通達は、平成15年10月1日以降に契約を行う工事について適用する。

2-3 監督のポイント

1. 監督実施

監督技術マニュアルは、国土交通省が発注する土木工事の現場で、実務に関する一般的な運用を確保するために、工事監督に携わる監督職員を対象としてまとめたもので、土木工事实施時に現場監督業務の実践として応用できるよう、土木工事監督技術基準（案）の、内容、手続き、監督方法、頻度等についての、標準的な考え方や留意事項及び事例を参考までに示したものである。

2. 「監督頻度」の考え方

監督技術マニュアルの監督頻度は、土木工事監督技術基準（案）における段階確認の程度（同基準、第3条（監督の実施）2-（4）（5）工事施工状況の確認及び把握、別表1、2）に整合させている。

確認・把握の方法については、臨場若しくは請負者が提出又は提示した資料により行い、工事全体の施工状況等について確認・把握するもので、監督頻度（基準における確認・把握の程度）は、工事全体に対するものであり、偏った確認・把握にならないように、注意する必要がある。

監督業務は、「監督」の定義にもあるとおり、施工状況の確認及び把握が重要な行為である。ここで、確認及び把握の頻度は目安であり工事内容及び施工状況を勘案して決定することとしている。

監督実施の留意事項

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
1 契約の履行の確保 (1) 契約図書の内容の把握	契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。	契 第10条 共仕第1編1-1-2	<p>適正な監督のためには、最初に設計内容の把握をすることが基本です。契約図書だけでなく、設計計算書などにより内容を理解するほか、なるべく設計担当者と打合せをして設計の課題や留意点を把握しておく必要があります。</p> <p>また、場合によっては現場説明会に監督職員等が出席することもあります。</p> <p>把握とは、監督職員が自ら認識しておくことで請負者に対して認めるものではありませんが、把握の結果契約図書と不整合や違法行為などを発見した場合や、客観的な視点で著しく不適当と判断される場合は契約書第9条と12条、17条に基づいて「是正指示」（指示書）を行う必要があります。</p> <p>【Q&A】No.1</p> <p>（問） 「把握」をしてその結果を、監督職員は記録や整理しておかなければならないのでしょうか。</p> <p>（答） 請負者は設計図書に従い契約を履行する義務があり、「把握」した結果、不整合や指摘事項がない場合は記録する必要はありません。是正の指示（指示書）を行った場合は、その根拠となる内容の記録が必要になることもあります。記録や整理を義務としてはいません。</p>
(2) 施工計画書の受理	請負者から提出された施工計画書により施工計画の概要を把握する。	共仕第1編1-1-4	<p>工事的物を完成させるための一切の手段は、契約図書に特別定めがない限り請負者が自己の責任において定めることが契約書第1条第3項に規定されていることから、施工計画書の施工方法等は請負者の自主性を尊重しなければならない。こうした背景から共仕第1編1-1-4では施工計画書の扱いを「提出」にしております。</p> <p>なお、監督職員は提出（書面またはその他の資料を説明し、差し出すことをいう）された施工計画書について、不明な点や不足がある場合はその補足を求め、追記させる必要があります。</p> <p>【施工計画書作成の留意事項】</p> <p>土木工事の施工にあたっては、工事的物の形状寸法、数量、品質等については設計図書に示されているが、特別の定めがある場合を除き仮設や工法・施工方法等の工事的物を完成させるための一切の手段は、請負者が自己の責任において定めることとなっている。（契約書第1条第3項）</p> <p>したがって、請負者は工事内容と契約条件を十分理解し、現場条件等を十分に把握するとともに、自らの技術と経験を生かし、いかなる方法・手段で工事を実施するかを検討し、決定しなければならない。以下、施工計画書の検討にあたっての留意事項について概説する。</p> <p>(1) 過去の実績や経験を生かすとともに、理論と新工法を考慮して、現場の施工に合致した大局的な判断をする。</p> <p>(2) 施工計画の決定には、これまでの経験も貴重であるが、常に改良を試み、新しい工法、新しい技術の採用に積極的に取り組む。</p> <p>(3) 施工計画の検討は、現場技術者のみに頼ることなく、できるだけ会社内の組織を活用して、全社的な高度の技術水準で検討する。また、必要な場合には研究機関等にも相談し技術的な指導を受ける。</p> <p>(4) 発注者より示された工期が、施工者にとって手持ち資材、労務、適用可能な機械類などの社内的な状況によって必ずしも最適工期であるとは限らないので、ときには示された工期の範囲内でさらに経済的な工程を見出す。</p> <p>(5) 施工計画を決定するときは、1つの計画のみでなく、いくつかの代替案を作り、経済性を考慮した長所短所を種々検討して、最も適した計画を採用する。</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
			<p>【Q&A】No.2</p> <p>（問） 施工計画書は提出されるのを受理することになっていますが、打合せをしなくてもいいのでしょうか。</p> <p>（答） 「提出」は請負者が監督職員に対し「書面またはその他の資料を説明し、差し出す」ことをいうので「説明を受ける」ことが「打合せ」になります。受理する際には記載内容の説明を受けることが必要です。</p> <p>【Q&A】No.3</p> <p>（問） 施工計画書の記載文に文法上のミスや誤字を発見しました。どのような対応をとるべきでしょうか。</p> <p>（答） 関係法規に対し違法性が明らかな場合や、契約図書に示される品質が確保できなくなる恐れがある場合以外の事項であれば、責任施工の原則を遵守し、提出の際の説明時（打合せ時）に指摘することで足りる。</p> <p>【Q&A】No.4</p> <p>（問） 共仕で監督職員は、施工計画書に対し補足を求めたり、詳細な記載を指示できることとありますが、施工方法や安全管理などで違法性のある方法を講ずることを記載していた場合、監督職員はどうするべきでしょうか。</p> <p>（答） 共仕第1編1-1-34では請法令を遵守することが、明記されています。請負者の動意や認識不足により、違法な記述をしている可能性がある場合は、請負者に対して打ち合わせ時に真意を聞き、違法あるいは不適切であることをアドバイス（指摘）するべきです。</p>
(3) 施工体制の把握	「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け、国官地第22号、国官技第68号、国官計第79号）「工事現場等における施工体制の点検要領の運用について」（平成13年3月30日付け、国官地第23号、国官技第69号、国官計第80号）「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け、国官技第70号、国官技第30号）により現場における施工体制の把握を行う。	適正化法 第14条 適正化指針 4.(3)	<p>契約書第10条（現場代理人及び主任技術者等）や建設業法第26条（主任技術者及び監理技術者の設置等）または仕様書などにより条件付けられており、これらと提出書類や現場環境などで、おもに下記について把握しておく必要があります。</p> <p>なお、把握の結果、契約図書と不整合があった場合は、請負契約書第12条に基づいて是正の指示（指示書）を行う必要があります。</p> <p>【把握内容】 配置技術者の専任制及び技術者の適正な配置の把握のポイントは次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場代理人が常駐しているか。 ・ 主任技術者または監理技術者の専任制が確保されているか。 ・ 配置技術者が必要な資格を保有しているか。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
			<p>【Q&A】No.5</p> <p>（問） 「専任」と「常駐」の違いは何でしょうか。</p> <p>（答） 建設業法第26条第3項及び同法施行令第27条の規定により、請負代金額が2,500万円以上（建築一式工事5,000万円以上）の公共工事においては主任技術者あるいは監理技術者は「専任」で置く必要があります。また、契約書第10条第2項では現場代理人は「常駐」することになっています。 「常駐」とは当該工事のみを担当するだけでなく、作業期間中特別の理由を除き常に工事現場に滞在していることをいいます。また、現場説明書に添付される「指導事項」には専任の技術者は工事現場に常駐して、専らその職務に従事することを記述されています。発注者や関係官庁等との打ち合わせのため工事現場を離れる場合は、緊急時に速やかに対応できる体制にあることが必要です。 なお、発注者（監督職員）から請求があった場合、監理技術者は資格者証又は監理技術者講習修了証を提示しなければならない規程が総合政策局から出された「監理技術者制度運用マニュアル」にあります。</p> <p>下請け総額が3,000万円以上（建築一式工事4,500万円以上）の場合には、建設業法により施工体制台帳を作成し、現場に備えることが義務付けられ共仕でその提出を規定しています。これに基づき内容を把握するとともに、特定建設業者の場合は建設業法第24条の7第4項の規定により、施工体系図を工事現場の見やすい場所に掲示しているかを把握します。</p> <p>【施工体制台帳の留意事項】</p> <p>建設業法により施工体制台帳は工事現場毎に備え置かれており、発注者の求めに応じ閲覧させることになっております。また、施工体系図は工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示しなければなりません。</p> <p>その他契約の履行上必要な事項とは、契約図書に基づいて請負者から提出される書類や行為をさします。例えば履行報告書、工事カルテ受領書、経歴書、請負代金内訳書、工程表、過積載などがあります。</p> <p>【Q&A】No.6</p> <p>（問） 請負業者の直用のダンプが現場内の残土運搬において「過積載」をしているのを発見（把握）しましたが、どのような対応をとるべきでしょうか。</p> <p>（答） 過積載の禁止は法律だけでなく、契約図書（現場説明書の指導事項）で明記していることなので、当該工事に関係のある車両が過積載の違反をした場合は、現場代理人を通じて即時運搬を中止させ改め指導を行い、後日再発防止の指示書を提出します。この場合には工事成績評定に反映することになります。 なお、資材の配達車両のような場合でも現場代理人を通じて是正の指示（指示書）を行います。</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(4) 契約書及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受領等	契約書及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受領等について、必要により現場状況を把握し適切に行う。	契約書第9条 共仕第1編1-1-6	<p>契約書第1条第5項では「この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行われなければならない」となっており、紛争を防止するために「書面主義」を明確に打ち出しているし、共仕第1編1-1-6でも同様に明示されています。このため時間的余裕のない場合を別として、書面によることになっています。 また、こうした書面は契約書第9条第5項の「設計図書に定めるものを除き、監督職員を経由して行う」により実施しなければなりません。 監督職員がその権限を行使する場合、特に注意しなければならないのは次の事項です。</p> <p>【監督職員の権限行使の時の留意事項】</p> <p>①請負者の選択に委ねられている施工方法等について、追加や変更の指示は関係法規に対して違法性が明らかでない場合や、契約図書に示される品質が確保できなくなる恐れがある場合に限るとし、請負者の責任施工の原則に反するような権限の行使をしてはならない。</p> <p>②工期の変更等についての協議など契約担当官の権限事項とされているものは、契約担当官が必要と認めて委任したもののほか、契約図書に定めるところの権限しか監督職員は行使することができない。</p> <p>③監督職員を経由したこれらの発注者あての書面を監督職員が修正することはできない。</p> <p>【Q&A】No.7</p> <p>（問） 契約図書には明記されていない書類の作成を、請負者に指示する際の留意事項は何でしょうか。</p> <p>（答） 書類は原則的に契約図書に明記されているもの以外は作成する必要はありませんが、工事条件により突発的に必要になるケースもあります。 請負者側からは書類が多すぎるこの意見が多く、徹底しながら膨大な書類を作成している事例が多く見受けられます。このことから、むやみに新たな書類作成を指示することは避けなければなりません。</p> <p>【Q&A】No.8</p> <p>（問） 工事現場の形状が設計図書と一致しないため、契約書第18条に基づいて請負者から通知され、設計変更が必要になりそうです。この場合の留意事項は何でしょうか。</p> <p>（答） 契約書第18条では、監督職員が請負者から質問のような通知があった場合は、直ちに調査を行わなければならないとされています。そして、調査の終了後14日以内に請負者に通知しなければなりません（9日を得ない理由があるときは、あらかじめ請負者の意見を聴いた上で、当該期間を延ばすことができる） こうした手続きをしない場合、請負者は重大な損害を被ることも考えられるため、契約書第48条第1項に基づき契約を解除することができることになっており、監督職員は迅速な措置を求められることとなります。</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
			<p>【Q&A】No.9</p> <p>（問） 初めて直轄工事を担当した現場代理人なので、工事そのものは別として施工管理や提出書類の作成方法がまったく分からないので、その都度監督職員が指導しておりますが、たいへんな時間を費やします。このような指導をすることは監督基準にないのでは止めるべきでしょうか。</p> <p>（答） こうした書類作成や施工管理があることを納得した上で契約することになっており、間のような業務に支障をきたすような状態になるようであれば契約書第12条により、現場代理人の変更等の措置が考えられますが、その前に、監督職員として参考になる関係図書を提供するなどして自助努力を促すことも必要でしょう。</p>
(5)条件変更に関する確認、調査、検討、通知	<p>① 契約書第18条第1項の第1号から第5号までの事実を発見したとき、又は請負者から事実の確認を請求されたときは、直ちに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図書の訂正内容を定める。</p> <p>ただし、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ契約担当官等の承認を受ける。</p> <p>なお必要に応じて、設計担当者等の立ち会いを求めることができる。</p> <p>② 前項の調査結果を請負者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>契 第 18 条 共 第 1 編 1 - 1 - 3</p> <p>契 第 18 条</p>	<p>契約書 18 条第 1 項の内容は次のとおりです。</p> <p>1. 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く）</p> <p>2. 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>3. 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>4. 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的工事条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>5. 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>昭和 62 年 5 月 27 日に東北地建が建設大臣官房長に照会し回答された、契約変更の手続きの主な内容は次のとおりです。（出典『工事契約実務要覧』の「設計変更に伴う契約変更の取扱いについて」）</p> <p>【設計変更の手続き】</p> <p>①土木工事に係る設計変更は、その必要が生じた都度、総括監督員がその変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえ、文書により、主任監督員を通じて行う。</p> <p>ただし、変更の内容がきわめて軽微なものは、主任監督員が行うことができる。</p> <p>②この場合において、当該設計変更の内容が次の各号のひとつに該当するときは、あらかじめ、契約担当官等の承認を受ける。</p> <p>1. 変更見込金額が請負代金額の 20 %（概算数量発注に係る設計変更にあつては請負代金の 25 %）又は 4,000 万円を超えるもの</p> <p>2. 構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
			<p>【契約変更をめぐるトラブル】</p> <p>発注者と請負者の間で最もトラブルが発生しやすいのが「契約変更」で、過去に次に掲げるトラブルが多く発生しております。発注者と請負者の対等性の確保は契約の基本であり、「片務性」の是正が求められているところですが、ややもすると一方的に請負者に不利な扱いとなる事例が見受けられることがあります。相手の立場になったり、客観的な立場で契約書に基づいた対等性が確保できているか自らを点検することも必要です。</p> <p>・口頭での変更指示のため行き違いがあり、契約変更に計上できなかったことがある。</p> <p>・監督職員に条件変更の調査結果を提出したものの、回答（変更指示）がなかなか出ず工事が長期にわたってストップし大きな損害があった。</p> <p>・設計計算、図面作成、数量計算などの全ての作業を無償で請負者がおこなったが、結局、契約変更には至らず、ただ働きになった。</p> <p>・監督職員と事務所の担当課との見解が異なり、構造物が完成しても契約変更の対象にならなかった。</p> <p>・設計図書がラフ過ぎて全て変更になったが、作業はすべて請負者まかせだった。</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
			<p>【条件変更に伴う設計変更手続きの流れの事例】</p> <p>※現場地形図、設計図との対比図、取り合い図、施工図を提出し確認を求めるとともに、共仕第1編1-1-3</p> <p>※再調査や応急処置などの指示。ない場合は不要。</p> <p>※変更契約 ① 工期の変更 ② 請負代金額の変更</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(6) 変更設計図面及び数量等の作成	一般的な変更設計図面及び数量について、請負者からの確認資料等をもとに作成する。	契第18条 契第19条 共仕第1編1-1-14	<p>設計変更に係る作業分担は次のとおりです。</p> <p>【請負者】 確認資料（地形図、施工図、取り合い図等）を作成します。</p> <p>【監督職員】 請負者から提出された確認資料に基づいて、変更設計図面を作成しなければなりません。なお、確認資料は下図を参照してください。</p> <p>【契約変更の確認資料（施工図）の例】</p>
(7) 関連工事との調整	関連する2以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し、必要事項を請負者に対し指示を行う。	契第2条	調整の内容は工事の関連する態様により多様ですが、単純に言えば請負者及び他の工事の細かな工程、施工方法等について責任施工の原則に抵触しない範囲で調整します。 なお、労働安全衛生法第30条第2項では、同一場所において分割発注された場合には、監督職員（発注者）が請負者の中から統括安全衛生責任者を指名することを規定しています。
(8) 工程把握及び工事促進指示	請負者からの履行報告又は実施工程表に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。	契第9条 契第11条 共仕第1編1-1-24	<p>契第11条に基づく履行報告により、工事が遅れている場合は理由等を報告させるとともに、必要により工事促進の指示を行います。契第9条第2項三で、監督職員は「設計図書に基づく工程の管理」を行うことになっています。</p> <p>また、地方建設局請負工事監督検査事務処理要領第4でも同様に、工程の管理が監督職員の業務として規定されています。</p> <p>【Q&A】No.10</p> <p>（問） 工程を把握するために請負者に対して「週間予定工程表」を毎週提出させたいのですが、請負者から「余計な書類」と反発されそうです。</p> <p>（答） 契約図書では「週間工程表」の請負者からの提出は義務付けられておりませんが、監督職員が段階確認や立会いを行うための日程調整等に必要となる場合は、提出を指示することが可能です。また、請負者が自主的に提出する場合は指示する必要はありません。なお、必要がないのに漫然と提出させることは避けるべきです。</p>
(9) 工期変更の事前協議及びその結果の通知	契第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条及び第43条第2項の規定に基づく工期変更について、事前協議及びその結果の通知を行う。	共仕第1編1-1-15	契第23条の工期変更協議の対象であるかどうかを、共仕第1編1-1-15に基づき監督職員と請負者との間で確認するものとし、監督職員はその結果を請負者に通知する必要があります。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(10) 契約担当等への報告 1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、契約担当等へ報告する。 ② 請負者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当等へ報告する。	契 第 20条 共仕第1編 1-1-13 契 第 17～21条 契 第 43条	工期変更は「自然的又は人為的な事象であって乙の責に帰することができない事由」の場合に行われますが監督職員には契約書第9条（監督職員）の規定で工期の決定に関する権限を与えていないことから、自然的又は人為的な事象で工事の中止等が必要な場合は、契約担当等へ一時中止期間が必要となった理由や必要な期間などを検討し報告することになります。
2) 一般的な工事的物等の損害の調査及び報告	一般的な損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、契約担当等へ報告する。	契 第 27条	
3) 天災その他の不可抗力による工事出来形部分等の損害の調査及び報告	① 天災等の不可抗力により、工事的物等の損害について、請負者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を契約担当等へ報告する。 ② 損害額の負担請求内容を審査し、契約担当等へ報告する。	契 第 29条 共仕第1編 1-1-38 契 第 29条	
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、契約担当等へ報告する。	契 第 28条	通常、避けることが可能でありながら第三者に与えた損害については、請負者が損害を賠償するというのが基本ですが、監督職員の指示などにより損害が発生した場合で発注者に責任を帰すべき事由があるときは、発注者の負担になります。責任の所在が曖昧なケースが多くあり、前例や判例などを参考に検討しなければならないので、速やかに契約担当官（契約担当課）へ報告する必要があります。
5) 部分使用の確認及び報告	部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い契約担当等へ報告する。	契 第 33条 共仕第1編 1-1-22	
6) 中間前金払請求時の出来高確認及び報告	中間前金払の請求があった場合は、工事出来高報告書に基づき出来高を確認し契約担当等へ報告する。	契 第 34条	工事出来高報告書に基づき監督職員が出来高を確認し、契約担当等へ報告します。
7) 部分払請求時の出来高の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来高内訳書の審査及び既済部分出来高対照表の作成を行い、契約担当等へ報告する。	契 第 37条	請負者から提出される工事出来高内訳書に基づき、監督職員が内容を審査して既済部分出来高対照表（地整によっては工事出来高報告書）を作成し、契約担当等へ報告します。
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不適当と認められる場合及び主任技術者若しくは監督技術者又は専門技術者下請負者等が工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる場合は、契約担当等への措置請求を行う。	契 第 12条	例えば単に品行が悪いというだけでは、監督職員の主観によるものであり「著しく不適当と認められる」ということにはなりません。工事現場周辺に悪影響を及ぼし、ひいては工事の施工に有形無形の影響を受ける場合などが当たります。また、現場代理人が日本語の能力に問題があり、通訳が常時同伴していない場合などが「著しく不適当」と認められることがあります。 なお、契約書第 12 条では監督職員に対して請負者から措置請求もできることとなっており、職務の執行が著しく不適当の場合や、行うべき職務を実施しない場合で、その理由に容観性があつた場合には、請負者の権利が執行されることとなっています。
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	① 契約第 46 条第 1 項及び第 47 条第 1 項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、契約担当等に対して措置請求を行う。	契 第 46条 契 第 47条	

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
	② 請負者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除条件を確認し、契約担当等へ報告する。 ③ 契約が解除された場合は、既済部分出来高の調査及び出来高対照表の作成を行い、契約担当等へ報告する。	契 第 48条 契 第 49条	請負者から提出される工事出来高内訳書に基づき、監督職員が内容を審査して既済部分出来高対照表（地整によっては工事出来高報告書）を作成し、契約担当等へ報告します。
2) 施工状況の確認等事前調査等	下記の事前調査業務を必要に応じて行う ① 工事基準等の指示 ② 既設構造物の把握 ③ 支給（貸与）品の確認 ④ 事業損失防止家屋調査の立会 ⑤ 請負者が行う官公庁等への届出の把握 ⑥ 工事区域用地の把握 ⑦ その他必要な事項	共仕第1編 1-1-37 契 第 15条 共仕第1編 1-1-16 共仕第1編 1-1-35 契 第 16条 共仕第1編 1-1-7	あらかじめ設計図書に明記させるべきですが、明記していない場合は指示をします。 仕様書の規格、数量の確認を行います。 請負者とともに調査の立会を行うことを基本とするが、監督職員が必要に応じて行うことが可能です。 請負者からの届出の報告を受けて把握します。 工事区域用地に関することを把握し、請負者に対し適切に対応する。
(2) 指定材料の確認	設計図書において、監督職員等の試験若しくは確認を受けて使用すべきものと指定された工事材料、又は監督職員の立会いのうえ調査し、又は調査について見本の確認を受けるものと指定された材料の品質・規格等の試験、立会い、又は確認を行う。	契 第 13～14条 共仕第2編第1章第2節	【Q&A】No.1 1 (問) 指定された材料の確認の頻度は全数でしょうか。また、確認するのは品質規格だけで、数量はいらないということでしょうか。 (答) 設計図書で指定されている以外は、全数を確認する必要はありません。 指定材料の確認は、発注者が求める品質規格と、請負者が契約図書から解釈される材料の品質規格の照合を図る行為です。このため確認は一部の材料がサンプルと品質証明書等をもとに、指定された材料の品質と規格が発注者が要求するものに適合しているかを確かめます。したがって全数が対象にはなりません。 ただし、設計図書等で数量の確認まで明記している場合は別です。
(3) 工事施工の立会い	設計図書において、監督職員の立会いのうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会いを行う。	契 第 14条	
(4) 工事施工状況の確認（段階確認）	設計図書に示された施工段階において別表1に基づき、臨場等により確認を行う。	共仕第3編 1-1-6	【段階確認の目的】 完成検査では確認できない部分（不可視部分）や工程については、その確認を監督職員が行うことで、品質の確保に努めることが重要です。契約書第14条では「立会い」という用語で、共仕では「段階確認」という言葉に置き換え、重要な部分や不可視部分を、工程の途中段階で確認することとしています。

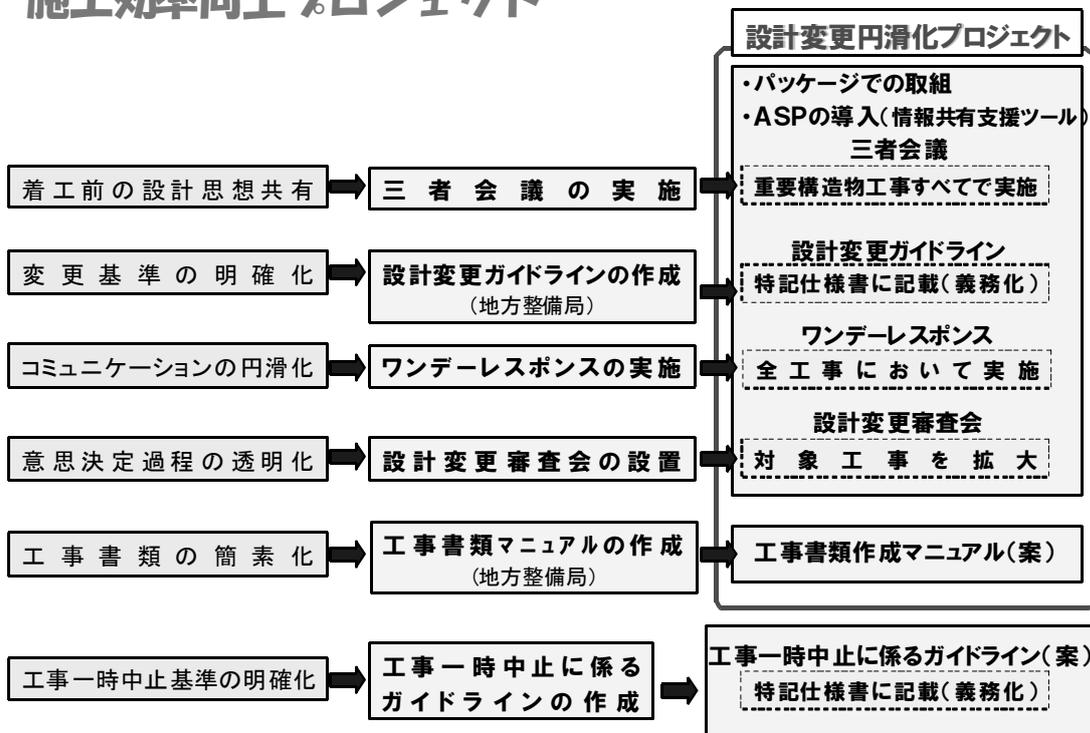
土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
			<p>【段階確認の留意事項】 共仕第3編1-1-6の6、7項では次のように定めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・請負者は、表1-1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。 ・請負者は、事前に段階確認に係る報告（種別、種別、施工予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。 ・段階確認は請負者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督職員が押印した書面を、請負者は保管し検査時まで提出しなければならない。 ・請負者は、監督職員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。 ・監督職員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。この場合において、請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督職員にこれらを提示し確認を受けなければならない。 <p>前述のとおり段階確認は臨場するのが基本ですが、監督職員のスケジュールなどの都合により、場合によっては机上で行うこともあります。机上の段階確認は多くの資料作成が必要になり作成の労力を要すること、確実性の面で問題があるので極力臨場することがお互いに望ましいと言えます。</p> <p>なお、契約書第14条では立会い等を請求された場合、監督職員は原則として7日以内に応じなければならず、応じない場合は請負者から契約書第21条に基づき工期の延長を請求されたり、段階確認を受けないまま工事を継続してよいこととなるので、迅速な対応をしなければなりません。</p> <p>【Q&A No.1 2】</p> <p>(問) 現場技術員は確認する権限がないので、段階確認ができないことになってはいませんか。</p> <p>(答) 設計図書（共仕第3編1-1-4）で監督職員が現場技術員（監督補助員）を通じて指示や通知等が行えることになっており段階確認も同様です。ただし現場技術員が確認し直接適否を判断することはできません。監督職員が現場技術員の報告等により適否を判断しなければなりません。</p> <p>【Q&A No.1 3】</p> <p>(問) 段階確認を受けた部分は完成検査の対象外になるのでしょうか。</p> <p>(答) 完成検査は監督職員が実施した段階確認資料や、記録写真等がある場合はそれが検査対象となります。</p> <p>【Q&A No.1 4】</p> <p>(問) 段階確認の中で「使用材料」を確認する場合、指定材料の確認と同様の行為をすのでしょうか。</p> <p>(答) 指定材料の品質確認は、請負者が外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料に基づき良否を確認しますが、段階確認の「使用材料」は、材料が適切に使用されているかどうかを確認します。例えば段階確認の「置換工」の「使用材料」は、置換材である岩砕りに粘土や土が混入していないか、岩砕りが吸水性が高く泥軟化の恐れがないかなどを手に触れたり観察し確認します。また特記仕様書で置換材の成績証明書等を提出されている場合は、それとの整合を確認します。</p>

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(5) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表2に基づき適宜臨場等により把握を行い（別紙）に記録する。		施工管理等が適切に実施されているか施工方法が設計図書と合致しているかなどの施工状況全般について把握し、不適合などを発見した場合には是正の指示を行う必要があります。 把握は段階確認と異なり、共に定義などは明記されていないため、請負者の立会いの義務がないので監督職員が単独で把握をします。
(6) 建設副産物の適正処理状況等の把握	建設副産物を撤出する工事にあつては産業廃棄物管理票（マニフェスト）等により適正に処理されているか把握する。 また、建設資材を撤入又は建設副産物を撤出する工事にあつては、請負者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。	共仕第1編1-1-18	
(7) 改善請求及び破壊による確認	① 工事の施工部分が設計図書に適合しない事実を発見した場合、必要があると認められるときは、改善の指示又は改善請求を行う。	契約第9条 契約第17条	請負者が契約の履行に関し設計図書に従わなければならないことは、契約書第1条第1項に規定されており当然のことです。 しかし、設計書との不適合などを監督職員の指示が原因で発生した場合は、一方的に請負者の責任で改造するのは合法的ではありません。監督職員は不適合を発見した場合は、その原因を確認し請負者に責任がある場合は改造の指示を行い、監督職員に責任がある場合は、必要に応じて工期や請負代金の変更の手続きをすることとなります。 この場合、契約書第18条第5項に基づき、請負者が受けた損害に必要な費用を、発注者が負担することとなります。
	② 契約書第13条第2項若しくは第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。	契約第17条	
(8) 支給材料及び資与品の確認、引渡し	① 設計図書に定められた支給材料及び資与品については、契約担当官等が立会う場合を除き、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき確認し、引渡しを行う。	契約第15条 共仕第1編1-1-16	
	② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に不当でない認められる場合は、これに代わる支給材料資与品は、品質又は性能を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置を行う。	契約第15条 共仕第1編1-1-16	
3 円滑な施工の確保 (1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	共仕第1編1-1-35	工事発注後に、地元住民等からの工事に関する苦情要望が出された場合の処置で、工事に起因するものについては、契約図書と照らし合わせ次の対応が必要です。 ① 契約範囲内：乙に必要な措置を定める。 ② 契約範囲外：甲が必要な措置を行う。 (例) 民家出入口の構造に関する苦情があった場合は、 → 設計図書との比較、過去の協議経緯の確認等を行い、①②の処置を講じます。 工事発注後に、着手時期、施工方法、供用開始時期及び規制等の工事施工に関して、関係機関（県、市町村、その他機関）と協議・調整を行い、必要な場合は事務所担当課と打合せを行います。

土木工事監督技術基準（案）			監督実施の留意事項
項目	業務内容	関連図書及び条項	
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	共仕第1編 1-1-35	(例) 環道上で交通規制を伴った工事→ 関係自治体（工事規制、残土処理等）、警察（交通処理等）、N.T.T.、電力、上下水道（占用物件）等と協議・調整を行います。契約履行の確保に係わる問題が生じた場合は事務所担当課と協議を行う必要があります。
4 その他			
(1) 現場発生品の処置	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	共仕第1編 1-1-17	
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認められるときは、請負者に対し臨機の措置を求める。	契 第 26条 共仕第1編 1-1-41	
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、事務所担当課に報告する	共仕第1編 1-1-29	
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき請負工事成績評定要領に基づき工事成績の評定を行う。	共仕第1編 1-1-20-4	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として主任監督員、監督員は工事の完成、既済、完済、中間技術の各段階における工事検査の立会を行う。	共仕第1編 1-1-20-4	
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って契約担当官等の指定する検査日を請負者に対して通知する	共仕第1編 1-1-20-3	

2-4 設計変更等の円滑化関係

施工効率向上プロジェクト

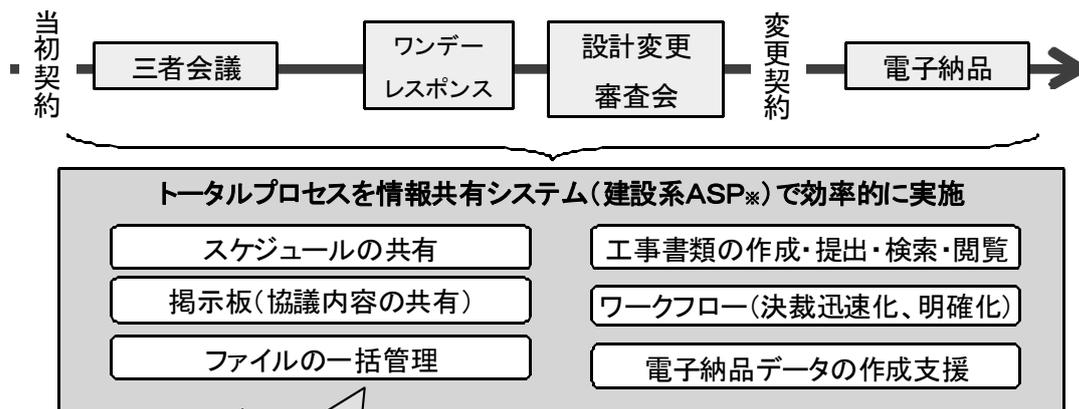


情報共有システムの活用や工事書類の簡素化など負担の軽減

(公共工事総合プロセス支援システム)

発注者と請負者のコミュニケーション向上施策を

建設業の生産性効率化につなげるための総合的な取組



- ・工事書類のやりとりの効率化
- ・意思決定過程の明確化
- ・電子納品の編集の円滑化
- ・新しい現場関係の再構築

※ アプリケーション・サービス・プロバイダ

公共工事の施工中における、スケジュールや工事書類管理共有機能、決裁機能(ワークフロー)、電子納品データの作成支援機能を備えたアプリケーションソフトをインターネットを通じて公共工事の受発注者にレンタルする事業者。

土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について

国官技第37号

平成21年5月25日

北海道開発局事業振興部長
各地方整備局企画部長
沖縄総合事務局開発建設部長

あて

大臣官房 技術調査課長

土木工事における設計者、施工者及び発注者間の情報共有等について

土木工事においては、設計者、施工者及び発注者が各種情報を共有し、設計意図を詳細に伝達することにより、現場における課題を早期に把握し、当該工事の品質確保を図ることが重要である。

この実現に向けて、設計者、施工者及び発注者が一堂に会する会議（以下、「三者会議」という。）の活用が、試行の結果、有効であったことから、引き続き本格実施として三者会議を活用するに当たっては、下記に留意されたい。

記

1. 三者会議の活用が有効な工事

現場条件が特殊である、施工に要する技術が新規又は高度である等、設計時の設計意図を詳細に伝達する必要があると認められる工事。

2. 三者会議の概要

(1) 開催時期

三者会議は、施工者が設計図書を照査した後に開催するものとする。

なお、現場条件の特殊性等に応じ、複数回開催することができる。

(2) 参加者

設計者（管理技術者等）、施工者（現場代理人等）及び発注者とし、発注者は設計、工事発注、工事監督の各担当の出席を基本とする。なお、必要に応じて専門の工事業者等を参加させることができる。

(3) 参加者の主な役割

以下①～④に関する質疑応答を通じて、参加者間の情報共有を図る。

①設計者から、設計業務の成果品により設計意図の説明を行う。

②発注者（設計担当）から、施工上の留意事項等の説明を行う。

③発注者（工事発注及び工事監督担当）から、工事着手に当たっての協議調整状況や現地条件等の説明を行う。

④施工者から、設計図書の照査を踏まえた現場条件に適した技術提案等の説明を行う。

3. 費用の負担

1) 三者会議の開催に係る費用は、発注者が負担する。

①施工者に対する費用：工事打合せに含まれるため、計上しない。

②設計者に対する費用：2)による。

2) 当該工事に係る設計業務を受注した設計者に対する費用の積算方法

①打合せ 主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回を標準とする。

②旅費交通費 実費

※諸経費、技術経費は計上しない。

※その他、三者会議で使用する追加資料の作成等が必要となる場合は、必要な額を適宜計上する。

工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について

事務連絡
平成19年3月22日

北海道開発局事業振興部 技術管理課長補佐
各地方整備局企画部 技術管理課長
沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課長

あて

大臣官房技術調査課
工事監視官

工事監督におけるワンデーレスポンスの実施について

国土交通省直轄工事等において、発注者は社会資本整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し適正な方法で調達する責任があり、この発注者責任に対する建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において各種取組実施について検討されている。

この各種取組の一環として「現場の問題発生に対する迅速な対応（以下、ワンデーレスポンスという）」の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が検討されており、迅速な対応をすることにより効率的及び効果的な事業執行に努めることを目的としている。

つきましては、下記のとおり各地方整備局等で実施する工事において、このワンデーレスポンス実施するよう取り図られたい。

記

1 実施方法

別紙「工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」による。

なお、詳細な実施方法（運用）については、各地方整備局等にて組織体制や監督業務内容を勘案した「手引き」等を作成し、実施するものとする。

2 実施について

地方整備局等の実施計画に基づき、実施するものとする。

3 適用時期

平成19年4月1日から実施するものとする。

（平成18年度以前発注の0国、翌債工事も含まれる。）

(別紙)

工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領(案)

第1編 目的

国土交通省直轄工事等の発注者は、社会資本の整備にあたって社会経済情勢の動向や国民ニーズを的確に把握し明確化したうえで実現する責任と、良好な社会資本を適正な費用で整備・維持し、適正な方法で調達する責任がある。

国土交通省直轄工事における発注者の責任と建設生産システムのあり方の基本的な方向を示すものとして、平成18年9月「国土交通省直轄事業の建設生産システムにおける発注者責任に関する懇談会」において「中間とりまとめ」(以下、「発注懇中間とりまとめ」という。)が報告されている。

この「発注懇中間とりまとめ」では、各種取組について具体化したものから順次実現させることとされており、小循環(個々の工事において品質の高い成果が確実に得られる仕組み)を構築するための具体的な取組の一項目として「現場の問題発生に対する迅速な対応(以下、ワンデーレスポンスという)の実施により、問題解決の迅速化を図る必要性が明記されている。

ワンデーレスポンスは、監督職員個々において実施していた「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的、システム的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し迅速な対応を実現するものである。

1 品質確保への取組強化の一方策

「発注懇中間とりまとめ」の中では、発注者の品質確保への取組強化として、①施工プロセスを通じた検査への転換、②現場の問題発生に対する迅速な対応、③適切なペナルティの検討、の3項目が掲げられている。

工事現場において、発注段階では予見不可能であった諸問題が発生した場合、対処に必要な発注者の意思決定に時間を費やす場合があるため、実働工期が短くなり工事等の品質が確保されないケースが発生していると指摘されている。そのため、発注者は「ワンデーレスポンス」の実施等、問題解決のための行動の迅速化を図る必要がある。

2 工事の効率化

公共事業の受注者、発注者に課せられた使命は「良いものを、早く、安全に、適正な価格で国民に提供すること」といえる。個々の公共工事現場において、受注者、発注者それぞれにメリットがあり、かつ誰でも取り組むことができる共通目標のひとつに、「速やかに工事を完成させる」ことがあげられる。

安全と品質を確保したうえで、受注者と発注者が協力して適切な工程管理をおこなうことにより、速やかに工事を完成させ、早期に供用開始をおこなうことでメリットが発生する。

第2編 実施における対象工事の範囲

工事種別について特に設けないが、広範な問題課題が把握できるように計画的に実

施すること。

第3編 実施方法

1 基本は「即日対応」

ア 受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」とする。

イ 即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、次の段取りができるような回答をその日のうちにする。

ウ 予告した「回答期限」を超過する場合は、明らかになった時点で速やかに受注者に新たな「回答期限」を連絡する。

エ 措置し得ない事項や判断が困難な場合は、上司に相談し回答する。

オ 受注者からの確かな状況の資料等により報告を早期に受けることが前提となるため、受注者に対しても「ワンデーレスポンス」の意義と目的を周知することとする。

2 組織体制に即した方法での実施

ア 事業部門、現場担当組織により現場監督体制が異なる場合があるため、組織体制に即した方法を検討し、ワンデーレスポンスを実施する。

第4編 実施における留意点

ワンデーレスポンスは基本的に、工事施工の中で発生する諸問題に対し迅速に対応し効率的な監督業務をおこなうための取組であり、工事の監督及び検査の実施に関する取扱いや要領等を変更するものではない。

ただし、受注者にも現場の問題点、協議事項等のすばやい提出を求めるため以下の点に留意して実施すること。

1 特記仕様書への記載

特記仕様書に次の文を記載すること。

(特記仕様書 記載例)

第〇条

1 この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。

・「ワンデーレスポンス」とは

受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうちに」に回答するよう対応する。

ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうちに」にすることである。

2 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。

3 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

4 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第5編 その他

1 本取組の円滑な実施

発注者及び受注者は、ワンデーレスポンスの主旨を十分に踏まえつつ、その円滑な実施に努めものとする。

2 効果の検証

今後の一層効率的かつ効果的な実施方策検討に資するよう、効果及び課題の把握等をおこなうものとする。

【参考資料】

～期待される効果～

1 手待ちの減少による効率的な現場施工の実現

現場施工の中で発生する受注者からの質問や協議等に対し、速やかに回答することにより現場での手待ちが減少し、効率的な現場施工が可能となる。

また、即日回答が困難な案件についても、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認し、回答日を予告することにより、現場では次の段取りが可能となる。

2 コミュニケーションの向上による経験・技術力・判断力などの伝承

受注者からの質問や協議に対し、判断材料が揃っていれば現場の担当者はすぐに上司に相談できるため、発注者内部での意思決定も速やかにおこなわれる。また、発注者側の意思決定を効率的におこなうことは、それに要するマンパワーが少なくても済むほか、内部のコミュニケーションが活発化することになる。

基本は、すばやい「報告・連絡・相談」であるため、相談された上司もすばやいレスポンスが要求される。部下はその様を目のあたりにすることにより自発的なOJT（職場内訓練）が実践され、コミュニケーションの向上や技術の伝承につながる。

3 報告・連絡・相談による情報共有の実現

受注者と発注者、あるいは監督職員間で頻繁に報告・連絡・相談等がおこなわれることから、現場の問題点や進捗状況等の情報が共有され、様々な視点からの把握が可能となる。

受注者から工事全体の綿密な施工計画が示され、事前に問題点等の抽出がおこなわれることにより、現場マネジメントの詳細を受注者と共有することができ、先を見越した打ち合わせが可能となる。

また、工事の進捗管理と発注者の役割分担（いつ何をしなければならないか）を具体的に把握することができる。

4 スピード感を要求されることによる緊張感や意識改革

効率的な現場施工により各作業の工期がタイトになれば、下請を含む関係者は一日一日の仕事に対し、緊張感を持って段取りよくコミュニケーションを図りながらおこなう必要があるため、効率的な作業が期待できる。

ワンデーレスポンスを実践するためには、発注者の「技術力」も必要となるため、学習や知識の蓄積が不可欠となり、すばやい対応を要求されることから緊張感が生じ、業務に対する意識の改革につながる。

5 現場トラブル拡大の防止

受注者が綿密な施工計画に基づいて工程管理をおこなうことは、工事の先々を予測

し見通しながら先手の対応を可能とし、不測の事態が発生した際の対応が適切におこなわれることが期待できる。

また、受注者からの質問や指示依頼が速やかに、かつ適切におこなわれることにより回答を早く返すことができる。このことは、トラブル発生の際のレスポンスタイムを短縮するばかりでなく、トラブルの拡大を防ぐことにもつながる。

6 行政サービスの向上

工事目的物が早期に完成することは、その効果を早く国民に提供できると同時に、工事現場周辺の住民への影響を少なくできるため、行政サービスの向上という発注者責任を果たすことになる。

2-5 低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について

建設省厚発第 126 号

建設省技調発第 72 号

建設省営監発第 13 号

平成 6 年 3 月 30 日

各地方建設局総務部長
各地方建設局企画部長
各地方建設局営繕部長

あて

建設大臣官房地方厚生課長

建設大臣官房技術調査室長

建設大臣官房官庁営繕部監督課長

低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化について

予算決算及び会計令第 85 条の基準の運用に関しては、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いについて」(昭和 62 年 2 月 2 日付け建設省会発第 70 号。以下「官房長通達」という。)及び「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続きについて」(昭和 51 年 3 月 19 日付け建設省会発第 248 号。以下「会計課長通達」という。)により通知されているところであるが、近年、低入札価格調査制度による調査(以下「調査」という。)の対象となる工事が大幅に増加していることに鑑み、官房長通達及び会計課長通達に基づく調査の実施に加えて、調査の対象工事に係る監督体制等を下記のとおり強化することとし、平成 6 年 4 月 1 日以降に執行する入札に係る調査及び当該調査の対象となった工事に係る請負契約について適用することとしたので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、この件については、建設大臣官房会計課長とも協議済であるので、念のため申し添える。

記

1 下請契約予定者名等の提出

契約担当官等は、会計課長通達第 4 による調査を行うに当たり、調査対象者に対して、調査対象予定工事における第 1 次下請契約予定者名及びその契約予定金額を記載した書面の提出を求めるものとする。書面については、「施工体制台帳の整備について」(平成 3 年 2 月 5 日付け建設省経構発第 3 号の 3)に規定する施工体制台帳(以下「施工体制台帳」という。)のうち下請契約台帳の様式を参考として作成させるものとする。

2 監督体制の強化等

調査の結果、調査対象者が落札した場合においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

当該工事を所掌する工事事務所の長又は本局営繕部営繕監督室長（以下「事務所長等」という。）は、請負業者に対して、施工体制台帳の提出を求めるものとする。施工体制台帳の提出に際しては、必要に応じて請負業者の支店長、営業所長等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

事務所長等は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際して必要があると認めるときは、請負業者の支店長、営業所長等から、その内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

監督職員は、当該工事に係る監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴くものとする。

(4) 労働安全担当部局との連携

事務所長等は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認めるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、本官契約及び分任官契約ともに、原則として、主任工事検査官又は工務検査課長が行うものとする。

3 特記仕様書への明示等

2(1)及び(2)に掲げる措置を講ずることに伴い、次に掲げる事項を特記仕様書において明示するものとする。

なお、2(1)及び(2)は、特記仕様書へ記載することにより、契約の一部となるものであり、請負者が2(1)及び(2)に違反して、施工体制台帳を提出せず、又はヒアリングに応じなかった場合には、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年3月29日建設省厚第91号)別表第1第3号に該当することがあるものである。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

① 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、請負者は、事務所長等の求めに応じて、「施工体制台帳の整備について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第3号の3)に規定する施工体制台帳を事務所長等に提出しなければならないこと。

② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならないこと。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、請負者の支店長、営業所長等は応じなければならない

いこと。

4 閲覧に供する書面への特記

低入価格調査の対象となった入札については、当該工事に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書の写しの摘要欄等に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。(平成10年3月27日 一部改正)

【調査基準価格】

予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて

平成16年6月10日、国官会第367号

(一部改正)平成20年3月31日、国官会第2051号

(一部改正)平成21年4月3日、国官会第2464号

国土交通省大臣官房長から

内部部局長、施設等期間の長、国土地理院長、地方支分部局長、外局長、沖縄総合事務局長あて

本文省略

1 本基準の運用の基本方針について

(1) 本基準は、「当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合」の基準を定めたものであり、本基準に該当する場合には、落札の決定を保留し、契約担当官等が予算決算及び会計令第86条の調査を行うものであること。

(2)～(3)省略

2 本基準の運用について

(1) 工事の請負契約の場合

省略

イ 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の105を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の9を超える場合にあっては10分の9と、10分の7に満たない場合にあっては10分の7とする。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

以降省略

【低入札価格調査制度】

予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について

平成 16 年 6 月 10 日、国官会第 368 号

(一部改正) 平成 19 年 10 月 5 日、国官会第 946-3 号

国土交通省大臣官房会計課長から

内部部局の長、施設等機関の長、国土地理院長、地方支分部局の長、外局の長、沖縄総合事務局長あて

(抜粋)

第 4 調査の実施

契約担当官等は、基準価格を下回る価格で入札を行った者によりその価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて、次のような内容により入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

イ 工事の請負契約の場合

- ① その価格により入札した理由、必要に応じ、入札価格の内訳書を徴する。
- ② 契約対象工事付近における手持工事の状況
- ③ 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施工した公共工事名及び発注者
- ⑩ 経営内容
- ⑪ ①から⑩までの事情聴取した結果についての調査確認
- ⑫ ⑨の公共工事の成績状況
- ⑬ 経営状況 取引金融機関、保証会社等への照会
- ⑭ 信用状況 建設業法違反の有無
賃金不払いの状況
下請代金の支払遅延状況
その他
- ⑮ その他必要な事項

2-6 品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について

品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について

国官総第598号
国官会第2220号
国地契第83号
国官技第289号
国営計第157号
国総入企第47号
平成15年2月10日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長
国土交通省総合政策局長

公共工事に係るいわゆるダンピング受注は、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、建設業の健全な発展を阻害するものである。

したがって、いわゆるダンピング受注は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）（以下、「入札契約適正化法」と言う。）に基づく、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月9日閣議決定）においても定められているとおり、排除を図る必要がある。

こうした観点から、いわゆるダンピング受注に関して、当面緊急に講ずべき措置について、下記のとおり定めたので遺憾のないよう措置されたい。

本措置については、平成15年度当初までに実施することとし、実施状況を踏まえ、適宜見直しを行うものとする。

なお、低入札価格調査制度調査対象工事における契約の保証の額、経営事項審査の虚偽申請における資格認定の取り消し等及び公共工事に係る監督・検査の充実に係る措置については、別途通知することとしており、当該通知を踏まえ適切に対処されたい。

記

第1 体制等の整備

1. ダンピング受注対策地方協議会の設置

- (1) 地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等からなる、ダンピング受注対策地方協議会（以下、「協議会」という。）を設置することとする。
- (2) 協議会においては、協議会参加の各発注機関において発生した低入札価格調査等に

係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）や、記第1. 2以降に記す具体的な取り組みについて、意見交換を行うことを基本とする。

2. 低入札価格調査等に係る情報の公表

国土交通省直轄工事における低入札価格調査に係る情報（工事件名、予定価格、調査基準価格、落札価格、落札業者等）については、当該低入札価格調査制度調査対象工事を発注した地方整備局又は事務所において閲覧及びインターネットにより公表を行うこととする。

3. 低入札価格調査制度調査対象工事の契約審査委員による審査

契約担当官等は、低入札価格調査制度調査対象工事について、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号。以下「令」という。）第86条第2項に規定するものの他、「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号）に規定する重点調査の対象となったもののうち特に重要なもの、その他、低入札価格調査制度調査対象工事のうち契約担当官等が必要と認める工事について、その調査の概要を記載した書面を契約審査委員（令第69条に規定する契約審査委員をいう。）に提出し、その意見を求めることとする。

第2 適正な施工の確保の徹底

1. 受注者側技術者の増員

国土交通省直轄工事のうち、専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回って落札した者と契約する場合において、当該業者が当該地方整備局管内で過去2年以内に竣工した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当する場合には、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者を、専任で1名現場に配置を求めるものとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された企業
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された企業。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた企業
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた企業

2. 施工体制や技術者の専任制等に関する点検の実施

国土交通省直轄工事の工事現場における施工体制や監理技術者の専任制等の把握確認については、入札契約適正化法により、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務づけられ、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）及び「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国港管第603号、国港建第108号）における「工事現場等における施工体制の点検要領」（以下、

「要領」という。)に基づき措置されているところであるが、特に低入札価格調査制度調査対象工事については、要領に基づく点検の徹底を図ることとする。

また、各工事の監督職員は、要領に基づくもののほか、当該工事の施工状況を踏まえ、随時点検を実施するものとする。

3. 下請業者への適正な支払確認等の実施

- (1) 地方整備局の建設業担当官等は、国土交通省直轄工事における低入札価格調査に係る情報を踏まえ、下請代金支払状況等実態調査を活用して、低入札価格調査制度調査対象工事において、下請代金の不払いや支払い期間が不適切でないか等元請下請双方に調査の上、指導が必要と考えられる者に対して随時立入調査等を行う。
- (2) さらに、地方公共団体に対しても「地方公共団体発注工事における不良・不適格業者の排除の徹底について」(平成14年11月15日付け総行第219号、国総入企第37号)において、下請業者に著しい低価格受注のしわ寄せを不当に行っている受注者に対して改善指導を行うよう通知しているところであり、調査の結果を地方公共団体に通知し、適正化を徹底し、再発防止に努めることとする。

4. 工事コスト調査の実施の徹底

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事について、実態と官積算との乖離、当該工事が低価格で施工可能な理由等、工事コスト構造を詳細に把握することを目的として、「工事コスト調査について」(平成14年2月12日付け国地契第54号、国官技第316号、国営計 第189号)及び「工事コスト等調査について」(平成14年2月12日付け国港管第1135号、国港建第256号)により措置されているところであるが、引き続きその厳格な実施に努めることとする。

いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について

国官総第33号
国官会第64号
国地契第1号
国官技第8号
国営計第6号
国総入企第2号
平成18年4月14日
国官総第445号
国官会第1162号
国地契第29号
国官技第156号
国営計第54号
国総入企第11号
(一部改正)平成20年10月3日

各地方整備局長 あて

官房長
総合政策局長

昨今、大規模工事において低入札価格調査制度調査対象工事の増加傾向が見受けられるが、いわゆるダンピング受注については、公共工事の品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながるものであり、国民の安心・安全の確保や建設業の健全な発展を阻害するものである。このことから、「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」（平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号）に定められた措置等に加え、今般、下記のとおり、主に大規模工事を中心として、低入札価格調査制度対象工事に対する対策を実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。

記

第1 適正な施工の確保の徹底

1. 低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査の対象拡大及び調査結果のホームページにおける公表

「低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について」（平成12年12月12日付け建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193

号、建設省営計発第159号。以下「重点調査試行通知」という。)に基づき試行している重点調査について、予定価格1億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事は全て当該重点調査を実施し、調査結果については各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。また、予定価格1億円未満の場合においても積極的に試行するものとする。

2. 下請業者への適正な支払確認等のための立入調査の強化等

地方整備局等の建設業担当部局等は、一般競争入札における低入札価格調査制度調査対象工事を中心に、下請業者も含め緊急立入調査を実施し、契約の締結状況、下請代金の支払い状況等について、より詳細な実態把握を行うとともに、必要に応じフォローアップのための追加調査を行うこととする。

また、調査の結果、改善が必要な場合には、建設業法に基づく勧告、監督処分等の措置を講じるほか、必要に応じて関係機関への通報を行うものとする。

なお、建設業法に基づく監督処分が行われた場合には、これと連動して、発注部局においても指名停止等の措置を実施することとする。

3. 工事コスト調査の内訳の公表

国土交通省直轄工事における工事コスト調査については、低入札価格調査制度調査対象工事において、「工事コスト調査について」(平成14年2月12日付け国地契第54号、国官技第316号、国営計第189号)及び「工事コスト等調査について」(平成14年2月12日付け国港管第1135号、国港建第256号)により措置されているところであるが、工事施工後に行う工事コスト調査の内訳及び上記低入札価格調査制度調査対象工事に係る重点調査における資料等との整合性などについての分析結果を各地方整備局ホームページにおいて公表することとする。

4. 発注者の監督・検査等の強化

予定価格1億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事について、モニターカメラを工事現場に設置し、監督業務において補助的に活用することにより、工事全体の施工状況を把握することとする。また、発注者の指定する不可視部分の出来高管理を、受注者がビデオ撮影により行い、検査時等において発注者に提出することを契約上義務付けることとする。

「政府調達に関する協定」(平成7年条約第23号)の適用を受ける工事における低入札価格調査制度調査対象工事については、契約図書に示された施工プロセスで施工管理が適切に行われているかを発注者が常時確認し、工事成績評定にも反映させることとする。

5. 受注者側技術者の増員の対象拡大

「品質の確保等を図るための著しい低価格による受注への対応について」(平成15年2月10日付け国官総第598号、国官会第2220号、国地契第83号、国官技第289号、国営計第157号、国総入企第47号)第2の1. ①に規定する要件については、予定価格1億円以上の工事の場合には、「70点未満の工事成績評定を通知された企業」を要件とし、対象を拡大することとする。

6. 指名停止措置の強化

低入札価格調査制度調査対象工事において、粗雑工事が生じた場合は、指名停止期

間につき最低限3ヵ月とするための指名停止措置運用基準の改正を行うこととする。

第2 適正な競争環境の整備

1. 前工事の単価による後工事の積算

大規模工事における国庫債務負担行為の設定を再検討し、可能な限り分割発注を行わないよう事業計画を設定することとする。

また、前工事と後工事の関係にある工事のうち、「政府調達に関する協定」の適用を受ける前工事が、低入札価格調査制度調査対象となった場合については、前工事単価等の合意を行い、後工事に係る随意契約を行う場合は、前工事において合意した単価等を後工事の積算で使用するものとし、その旨を入札説明書等で明記するものとする。

第3 ダumping受注対策地方協議会の開催

地方整備局の管轄区域を基本として、地方整備局の発注部局及び建設業担当部局が中心となって、管内都道府県、政令市等から設置されている、ダumping受注対策地方協議会を本年度早期に開催し、低入札価格調査等に係る情報（落札率、受注業者名、施工状況等）の集約を行うとともに、必要な取り組みについて、意見交換を行うこととする。

【重点調査】

予定価格1億円以上の低入札価格調査制度調査対象工事は全て当該重点調査を実施する。また、予定価格1億円未満の場合においても積極的に試行するものとする。

低入札価格調査制度対象工事に係る重点調査の試行について

平成12年12月12日、建設省会発第773号、建設省厚契発第44号、建設省技調発第193号、建設省営計発第159号

建設大臣官房会計課長、建設大臣官房地方厚生課長、建設大臣官房技術調査室長、建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長から

建設大臣官房官庁営繕部管理課長・営繕計画課長、各地方建設局総務部長・企画部長
・営繕部長あて

省略

低入札価格調査マニュアル

—重点調査用—

省略

緊急公共工物品質確保対策について

国官総第610号
国官会第1334号
国地契第71号
国官技第242号
国営計第121号
国総入企第46号
平成18年12月8日
国官総第445号
国官会第1162号
国地契第29号
国官技第156号
国営計第54号
国総入企第11号
(一部改正)平成20年10月3日

各地方整備局長 あて

官房長
総合政策局長

公共工事において極端な低価格による受注が行われた場合、工物品質の確保に支障を及ぼしかねないだけでなく、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等の悪影響が懸念される。

このため、先般、主に大規模工事の施工段階における監督・検査、立入調査等の強化を中心とした「いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の対策について」(平成18年4月14日付け国官総33号、国官会第64号、国地契第1号、国官技第8号、国営計第6号、国総入企第2号)を通知したところであるが、依然として低価格による入札案件が高水準を推移しており、国民の安全・安心に直結する公共工事の品質確保に支障が及びおそれが一層高まっていることから、今般、下記のとおり、入札段階を中心とした新たな対策を緊急的に実施することとしたので遺漏のないよう措置されたい。なお、詳細については、別に通知することによるものとする。

記

1 総合評価落札方式の拡充(施工体制の確認を行う方式の試行実施)

原則として、予定価格が1億円以上の工事を対象に、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況に応じ、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを評価して技術評価点を付与する新たな総合評価落札方式を試行的に導入するこ

ととする。なお、その他の工事についても試行できるものとする。

また、施工体制の確認を行う総合評価落札方式の試行に当たっては、技術提案加算点の配点を高めることにより、企業の技術力等価格以外要素が十分に評価されるようにするものとする。

2 品質確保がされないおそれがある場合の具体化（特別重点調査の試行実施）

予定価格1億円以上の工事において、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を試行することとする。なお、1億円未満の工事についても、試行できるものとする。

品質が確保された取引実績を過去の契約書等で証明できない場合、交通誘導員の確保や品質確保に関する各種試験等に要する費用・体制を見込んでいない場合など、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認める場合をあらかじめ具体化しておき、調査の結果、これらに該当すると認める場合は、会計法第29条の6ただし書の規定により次順位者を契約の相手方とするものとする。

なお、従来から行ってきた重点調査は、特別重点調査を試行実施する間は、原則として、これを行わないものとする。

3 一般競争参加資格として必要な同種工事の実績要件の緩和

一般競争入札の参加資格の一つとして入札参加企業及び配置予定の技術者に求められる過去の同種工事の施工実績は、「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記1(2)(ロ)①において、少なくとも10年とするとされているところであるが、実績づくりのために無理な低入札を行わなくてもすむよう、当面、地域の特性を踏まえつつ、実績として認める対象期間が延伸されるように措置するものとする。

4 「入札ボンド」の導入対象拡大

下請業者への不当なしわ寄せやそれに伴う手抜き工事につながりかねない無理な低価格受注が、市場の与信審査機能を通じた的確に排除されるよう、現行、予定価格が7億9千万円以上の工事では試行導入している「入札ボンド」について、地方公共団体等における導入状況を踏まえた対象拡大を図るものとする。

5 公正取引委員会との連携強化

独占禁止法違反行為である不当廉売に該当するような受注活動や、元請業者としての優越的地位の濫用に該当するような下請取引の排除を徹底するため、本省において公正取引委員会との連絡会議を開催するほか、公正取引委員会に対し、低価格入札情報等を通報するものとする。

6 予定価格の的確な見直し

最近の平均的な落札率の低下を踏まえ、実態調査の結果を迅速かつ的確に予定価格(積算基準)に反映させるための措置を講じるものとする。

【特別重点調査】

予定価格1億円以上の工事において、予算決算及び会計令第86条の調査対象者のうち各費目毎の積算が別に定める基準を下回る者を対象に、入札参加者が作成した工事費内訳書が、品質の確保がされないおそれがある極端な低価格での資材・機械・労務の調達を見込んでいないか、品質管理体制、安全管理体制が確保されないおそれがないかなどを厳格に調査する特別重点調査を実施する。なお、1億円未満の工事についても、試行できるものとする。

低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の試行について
平成18年12月8日、国地契第76号、国官技第245号、国営計第123号
(一部改正)平成21年4月3日、国地契第62号、国官技第342号、国営計第115号

大臣官房地方課長、大臣官房技術調査課長、大臣官房官庁営繕部計画課長から
各地方整備局総務部長・企画部長・営繕部長あて
(抜粋)

1 特別重点調査の実施対象

- (1) 特別重点調査は、予定価格が1億円以上の工事(港湾空港関係を除く。)において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳である次の表上欄に掲げる各費用の額と同表下欄に掲げる率を乗じて得た金額に満たないもの及びこれと同等と認めて別に定める者に対して行うものとする。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
75%	70%	70%	30%

- (2) 予定価格が1億円未満の工事(港湾空港関係を除く。)において、地方整備局長等(地方整備局長及び事務所長をいう。)が必要と認めて試行することとした場合についても同様とする。

2-7 中間前金払の出来高認定

公共工事の代価については、「会計法」、「予算決算及び会計令」、「予算決算及び会計令臨時特例」、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」、「工事請負契約書」等によって定められているほか、国土交通省の実施要領等により運用されている。

会計法では、「前金払又は概算払をすることができる。」こととされ、工事着手時点において給付ができる旨が定められており、その経費は、予算決算及び会計令臨時特例で、公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する前払金の保証がされた公共工事の代価とされている。

1. 法的位置づけ

(1) 会計法

会計法

(昭和22年3月31日法律第35号) 最終改正:平成18年6月7日法律第53号

(前金払及び概算払)

第22条 各省各庁の長は、運賃、傭船料、旅費その他経費の性質上前金又は概算を以て支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費で政令で定めるものについては、前金払又は概算払をすることができる。

(2) 予算決算及び会計令

予算決算及び会計令

(昭和22年4月30日勅令第165号) 最終改正:平成21年4月30日政令第130号

(部分払の限度額)

第101条の10 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあつてはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあつてはその既納部分に対する代価をこえることができない。ただし、性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあつては、その代価の全額までを支払うことができる。

(3) 予算決算及び会計令臨時特例

予算決算及び会計令臨時特例

(昭和21年11月22日勅令第558号) 最終改正:平成20年9月12日政令第281号

(前払金)

第2条 各省各庁の長は、当分の間、法第22条の規定により、次に掲げる経費について、前金払をなすことができる。

1～2の2略

3 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社により前払金の保証がされた同条第1項に規定する公共工事の代価

4～7略

第3条 各省各庁の長は、当分の間、法第22条の規定により、次に掲げる経費について、概算払をすることができる。

1 前条各号に掲げるもの

2～7略

(前金払又は概算払のできる範囲等)

第4条 第2条第2号から第6号の2まで又は前条第1号から第6号までに掲げる経費についてこれらの規定により前金払又は概算払をなすことができる範囲及び第2条各号又は前条第1号から第6号までに掲げる経費についてこれらの規定により前金払又は概算払をなす場合における当該前金払又は概算払の金額の当該経費の額に対する割合については、各省各庁の長は、あらかじめ財務大臣に協議しなければならない。

(4) 公共工事の前払金保証事業に関する法律

公共工事の前払金保証事業に関する法律

(昭和27年6月12日法律第184号) 最終改正:平成19年3月30日法律第6号

(定義)

第2条 この法律において「公共工事」とは、国又は地方公共団体その他の公共団体の発注する土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査及び土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を含む。以下この項において同じ。）又は測量（土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影であつて、政令で定めるもの以外のものをいう。以下同じ。）をいい、資源の開発等についての重要な土木建築に関する工事又は測量であつて、国土交通大臣の指定するものを含むものとする。

以降略

2. 契約上の位置づけ

(1) 工事請負契約書

(請負代金の支払い)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

(前金払)

第34条 乙は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払を甲に請求することができる。

中略

3 乙は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払を甲に請求することができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 乙は、前項の中間前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、甲又は甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲又は甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

5 乙は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

以降略

(部分払)

第37条 乙は、工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料

及び製造工場等にある工場製品（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限り）に相応する請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中〇回を超えることができない。

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、当該請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、甲は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第3項前段の通知をした日から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

部分払金の額 \leq 第1項の請負代金相当額 \times （9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額）

7 第5項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び第6項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

（国債に係る契約の前金払の特則）

第40条 国債に係る契約の前金払については、第34条中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末）」と、第34条及び第35条中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第37条第1項の請負代金相当額（以下本条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払を請求することはできない。

以降略

（国債に係る契約の部分払の特則）

第41条 国債に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、乙は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下「出来高超過額」という。）について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。なお、中間前払金制度を選択した場合には、出来高超過額について部分払を請求することはできない。

2 この契約において、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項及び第7項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

(a) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払金額) - {請負代金相当額 - (前年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} \times 当該会計年度前払金額 / 当該会計年度の出来高予定額

(b) 部分払金の額 \leq 請負代金相当額 \times 9 / 10 - 前会計年度までの支払金額 - (請

負代金相当額－前年度までの出来高予定額) × (当該会計年度前払金額＋当該会計年度の間前払金額) / 当該会計年度の出来高予定額

[注] (b) は、中間前払金を選択した場合。

以降略

(2) 関連通知等

① 予算決算及び会計令臨時特例第4条の規定により当該経費の額に対する割合について当該予算年度毎に協議する。

公共工事の代価の前金払について

(平成21年3月24日、国官会第2331号、国土交通大臣から財務大臣あて)

範 囲	割 合
<p>(工事) 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。)において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費。 (設計又は調査) 略 (測量) 略 (機械類の製造) 契約価格が3,000万円以上で納入までに3か月以上の期間を要する土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類(本項中「工事用機械類」という。)の製造に必要な経費(契約価格が3,000万円未満であっても、当該契約中に単価1,000万円以上で、納入までに3か月以上の期間を要する工事用機械類の製造を含む場合は、当該工事用機械類の製造に必要な経費を含む。)</p>	<p>請負代価の10分の4以内。 ただし、前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前金払の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内。</p> <p>製造代価の10分の3以内。</p>

② 国庫債務負担行為に基づく契約における前金払等の取扱について

(昭和36年7月1日、建設省発会第199号、官房長から各地方建設局長・北海道開発局長あて)

1 前金払について

(1) 範囲及び割合

各年度の国庫債務負担行為の年割額に應ずる各年度の工事又は製造の出来高予定額について、当該契約を締結する年度に建設大臣が大蔵大臣に協議して定めた前金払の範囲及び割合で、おのおのの年度に支払う旨の定めを契約締結の際に定めることができるものとする。ただし、年度末において契約を締結する場合には、その年度の国庫債務負担行為の年割額の範囲内で支払ができる場合に限り、契約を締結した年度にお

いて、当該年度及び翌年度の出来高予定額に対して前払金を支払うことができる旨の定めができるものとする。

以降略

③ 公共工事の代価の中間前金払いについて

(昭和47年7月25日、建設省会発第633号、改正平成11年4月1日、建設省会発第268号、建設事務次官から官庁営繕部長・会計課長・各付属機関の長・各地方建設局長・北海道開発局長・沖縄総合事務局長)あて

1 対象公共工事

(1) 直轄事業に係る土木建築に関する工事(土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類に製造を除く。)であって、原則として年度内完成工事に係るものとする(従って、繰越明許費に指定された経費で翌年度にわたって債務を負担することとした工事については、この対象としない。)

(2) 契約にあたり既済部分払をすることを選択した工事にあつては、中間前金払を行わないこととする。

2 中間前金払の対象となる経費の範囲

1件の請負代価が1,000万円以上であつて、かつ、工期が150日をこえる工事について、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該工事において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とする。

3 中間前金払の割合

請負代価の10分の2以内とする。ただし、中間前金払をした後の前払金の合計額が請負代価の10分の6をこえてはならないものとする。

4 国庫債務負担行為に係る特例

(1) 国庫債務負担行為に係る契約分については、その年割額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該年割額を対象として中間前金払をすることができるものとする。

(2) 国庫債務負担行為の年割額(最終年度に係るものを除く。)に係る既済部分払については、その年割額に対応する工事の既済部分の額が当該年割額の9分の10を超えた場合(可分の工事にあつては、当該年割額に達した場合は、当該年割額を単年度予算とみなし、既済部分払をすることができることとする。)

5 認定の方法

(1) 支出負担行為担当官(代理官を含む。以下「本官」という。)又は分任支出負担行為担当官(代理官を含む。)は、請負者から中間前金払に係る認定の請求があつたときは、当該契約に係る工期の2分の1(国庫債務負担行為にあつては、当該年度の工事実施期間の2分の1)を経過し、かつ、おおむね工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われ、その進捗が金額面でも2分の1(国庫債務負担行為にあつては、年割額の2分の1)以上であるかどうかを調査するものとする。

(2) 前号の調査は、本官契約にあつては、当該工事を担当する事務所長(官庁営繕工事にあつては、営繕監督室長及び本官が指定する官職にある者を含む。)が本官に代って行うことができるものとする。

(3) 認定権者(前2号の規定により調査する者をいう。)は、その結果が妥当と認めるときは認定調書(別記様式)を2部作成し、1部を請負者に交付し、他の1部を請負者の提出する請求書に添えて支出官に送付するものとする。

以降略

④ 公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について

(平成10年11月27日、建設省厚発第47号、建設省技調発第227号、建設省営監発第84号、大臣官房地方厚生課長、大臣官房技術調査室長、大臣官房官庁営繕部監督課長から各地方建設局総務部長、企画部長、営繕部長あて)

1. 中間前金払に係る認定の簡素化・迅速化

- (1) 「公共工事の代価の中間前金払に係る認定等の取扱について」(昭和47年7月25日建設省会発第634号)における認定資料としては、工事請負契約書に基づく履行報告書をもって足りることとする。
- (2) 設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていれば、当該新規工種等の追加に係る契約書の変更が行われていなくても、当該新規工種等に係る出来高を、認定対象とする出来高に含めることができるものとする。
- (3) 工事請負契約書第34条第4項に基づく中間前払金に係る認定の請求があった場合は、直ちに認定を行い、結果を通知することとしているが、当該認定に係り請負者が提出する資料について内容の不備若しくは提出の遅滞があったとき又は連休期間前その他特別の事情があるときを除き、当該請求を受けた日から遅くとも7日以内に当該通知を行うこととする。また、工事請負契約書第34条第3項に基づく中間前払金の支払請求があったときは、当該支払請求を受けた日から14日以内に当該支払を行うことと定めているところであるが、現下の景気対策の必要を考慮し、その一層の迅速化に努めること。

2. 既済部分検査等の簡素化

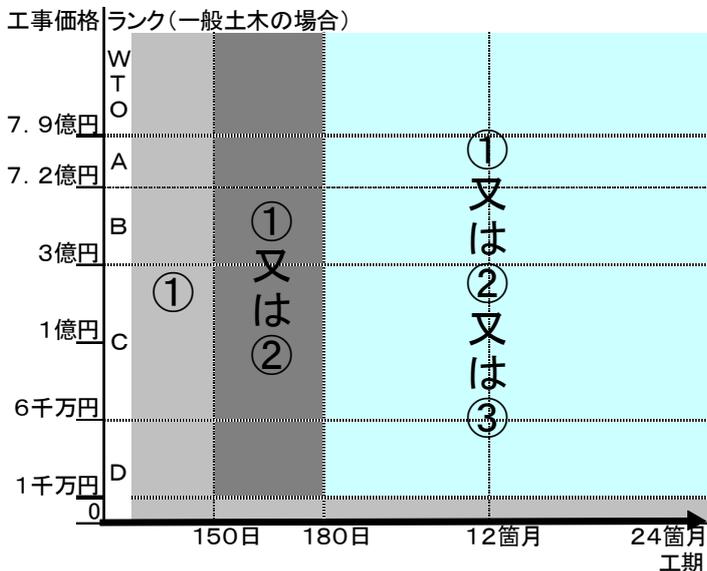
- (1) 中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができるものとする。
- (2) 既済部分検査等を実施済みの工事目的物の部分については、工事の完成を確認するための検査を、当該既済部分検査後の変状を目視により確認すること等により行うことができるものとする。
- (3) 既済部分検査等に際しては、現場の清掃、片づけ等の実施を請負者に求めないものとする。なお、これらの措置は、障害物の存在等により検査の実施に支障が生じる場合に、障害物の移動等を適宜求めることを妨げるものではない。
- (4) 既済部分検査等においては、工事写真について、ネガ等原本の整備状況や提出対象とするもの以外の写真の整理状況を問わないものとする。
- (5) 既済部分検査等の対象資料として準備を求めるもののうち、別途定めるものについて、当該対象資料の準備が検査の実施日までに困難な場合等には、代替する方法をもって検査を行うことができるものとする。
- (6) 検査を実施する際には、契約書及び設計図書のいずれにも準備の必要の根拠を持たない必要以上の関連資料の準備を求めないものとする。
- (7) 前4項の簡素化措置の適用を請負者が求めた場合等に、その事実をもって工事成績に係るマイナス要因として評価しないこと。

以降略

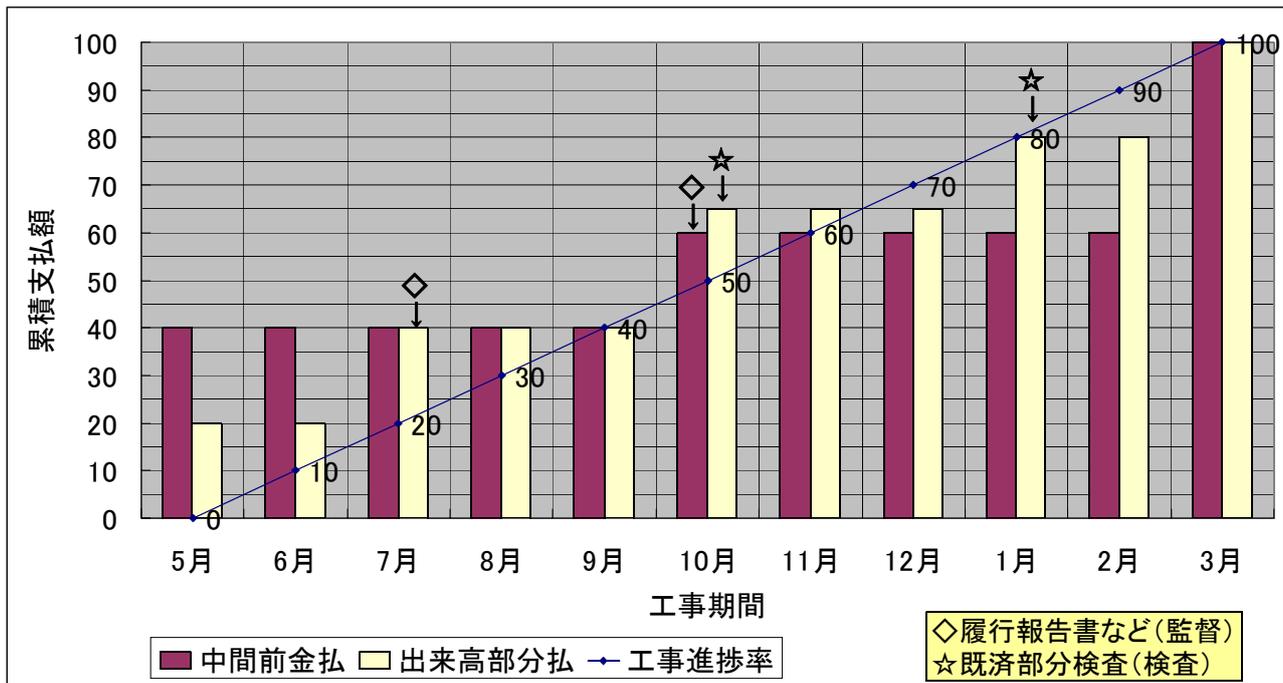
3. 代価の給付方式区分

	支払方式	前払金	中間前払金	部分払金	請求方法	検査	特徴	備考
契約時に請負者選択	前金払 1件の請負代価が300万円以上の土木建築に関する工事	請負代価の10分の4以内 前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内	なし	なし	前払金請求書	なし	・請求可能額＝請負代価の10分の4以内	・予算決算及び会計令臨時特例第4条の規定により当該経費の額に対する割合について当該予算年度毎に協議する。
	中間前金払 ・1件の請負代価が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上土木建築に関する工事。 ・土木建築に関する工事であって、原則として年度内完成工事に係るものとする(従って、繰越免許費に指定された経費で翌年度にわたって債務を負担することとした工事については、この対象としない。) ・出来高部分払を選択工事は対象外。	請負代価の10分の4以内 ・前年度における国庫債務負担行為の年割額の繰越があった場合においては、当該繰越分に係る前払金を全部償却した後に当該年度の前払金を支払う。 ・前金払をした後において、請負代価を減額した場合は、当該前払金の額を超えない範囲内において、改定請負代価の10分の5以内	請負代価の10分の2以内 ・工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。 ・工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。 ・前払金の合計額が請負代価の10分の6をこえてはならない。(国庫債務負担行為の工事は年割額を対象。)	特例により可能な場合あり 【特例】中間前払をした工事が、請負金額の3分の2以上に相当する工事出来高がある場合において、請負人の責によらない正当な事由により繰り越しが予想されるもの。 【国庫債務負担行為に係る特例】国庫債務負担行為の年割額(最終年度に係るものを除く)に係る既済部分払については、その年割額に対応する工事の既済部分の額が当該年割額の9分の10をこえた場合は、当該年割額を単年度予算とみなし、既済部分払をすることができる。	認定請求書 認定資料(工事請負契約書に基づく履行報告書)	なし	・中間技術検査を実施しても部分払いはできない。 ・設計図書の変更指示書に基づき、新規工種等の追加指示が行われていなければ、契約書の変更が行われていなくても、認定対象とする出来高に含めることができる。 ・請求可能額＝請負代価の10分の6以内	・予算決算及び会計令臨時特例第4条の規定により当該経費の額に対する割合について当該予算年度毎に協議する。 ・「国庫債務負担行為に基づく契約における前金払等の取扱について」昭和36年7月1日建設省令第199号 ・「公共工事の代価の中間前金払について」昭和47年7月25日建設省令第633号、改正平成11年4月1日建設省令第268号 ・「中間前金払をした工事について既済部分払いができることの特例について」昭和48年3月22日建設省令第1279号 ・「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素
	出来高部分払 工事請負業者選定事務処理要領第3に規定する工事種別において、一般土木、アスファルト舗装、鋼橋上部、セメント・コンクリート舗装、PC、法面処理、塗装、維持修繕、河川しゅんせつ、グラウト、杭打、さく井の各工事のうち地方整備局長が認めるもので工期が180日を超えるものに係るもの	請負代価の10分の4以内を分割払 ・当初請負代金額の10分の2に相当する額 ・工事の進捗額が請負代金額の10分の2以上であることについて認定を受ける。若しくは、工期が121日以上(ただし、工期270日以下の工事については、61日以上)経過している場合、残りの請負代金額の10分の2に相当する額の前払金を支払う。(国債工事の初年度と最終年度で当該年度の工期が180日以下の場合、並びに国債工事の中間年度の場合については、工期が61日以上経過)	なし	工期/90(端数切捨て)	請負工事既済部分検査請求書 出来高報告と請負工事既済部分検査請求書を提出	あり	・中間技術検査を実施済みの工事目的物の部分については、当該中間技術検査結果をもって、既済部分検査結果とみなすことができる。 ・請求可能額＝請負代価の10分の9以内	・「出来高部分払方式の実施について」平成18年4月3日国地契第1-2号、国官技第1-2号 ・「公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払等の手続の簡素化・迅速化の促進について」平成10年11月27日建設省厚発第47号、建設省技調発第227号、建設省営監発第84号

支払方式の区分



支払方式	支払内容
① 通常の前金払	前金4割、完成6割
② 中間前金払	前金4割、中間前金2割、完成4割
③ 出来高部分払	前金2割、前金2割、部分払い……完成残



中間前金払方式と出来高部分払方式の比較

注1) 請負代価を100百万円とし、271日以上工期で、毎月10%の出来高があると仮定して試算したもの。
 注2) 中間前金払のグラフでは、当初で10分の4の前払金を支払い、工事進捗率50%となる10月に中間前金払(10分の6まで)を支払っている。

中間前金払の出来高(10月時点)は、工事請負契約書に基づく「履行報告書」(監督の書類)により認定される。

注3) 出来高部分払のグラフでは、当初で10分の2の前払金を支払い、工事進捗率20%となる7月に前払金(10分の4まで)を支払っている。

(7月の時点では出来高の認定が行われ、請負代金額の10分の2以上の出来高が確認される。この試算例では、20%以上の出来高が確認された場合について取りまとめているが、20%以上の出来高が認定されなかった場合には、前払金(10分の4まで)の支払いは、工期が121日以上経過してからとなる。)

更に、出来高部分払のグラフでは、工事進捗率が50%となる10月と、工事進捗率が80%となる1月に既済部分検査が実施され、出来高に応じた工事代金が支払われている。

○ 中間前金払の出来高を認定する資料

- ・ 中間前金払の出来高は、工事請負契約書に基づく「履行報告書」により認定される。
- ・ 工事の変更契約をしていなくても、新規工種等の出来高を含めることができる。(詳しくは、H10. 11. 27建設省技調発第227号、記1. 中間前金払に係る認定の簡素化等による。)
- ・ 「履行報告書」の様式は、土木工事共通仕様書「様式(5)工事履行報告書」のとおりであり、主任監督員が決済する様式である。

○ 既済部分検査の出来高

- ・ 検査官による検査が実施されて出来高が確認される。(詳しくは、H18. 4. 3国官技第1-3号「既済部分検査検査技術基準(案)」*による。)
- ※ (<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/keiyaku.html>)
- ・ 既済部分検査では、新工種に係る部分及び変更減が予定されている部分については、変更契約により当該工種の追加・変更がされるまではその部分の部分払いの対象とすることができないため、留意が必要である。

※参考

もともとは、中間前金払をしようとする工事の進捗額を認定する資料は、工事出来高報告書、工事実施状況報告書、工事旬報等とされていた。(S47. 7. 25建設省会発第634号)

その後、H10. 11. 27建設省厚発第47号、建設省技調発第227号により、工事請負契約書に基づく「履行報告書」で認定できるようになっている。

2-8 工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

国地契第21号
国官技第117号
国営計第65号
平成16年9月1日

各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長
各地方整備局営繕部長

あて

国土交通省大臣官房地方課長
国土交通省大臣官房技術調査課長
国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いについて

工事の品質確保と事業実施の一層の効率化を図る観点から、ISO9001 認証を取得している請負者の品質マネジメントシステム（下記において単に「品質マネジメントシステム」という。）を活用した工事における監督業務等の取扱いについて下記のとおり定めただので、遺憾のないよう措置されたい。

なお、「公共工事等への ISO9000 シリーズの適用について」（平成13年4月24日付け国地契第5号、国官技第20号、国営計第13号）は、廃止する。

資料については、国土交通省のホームページで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/iso.html>

または

<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/ISO9001/pdf/index.html>

事 務 連 絡
平成16年9月1日

各地方整備局総務部契約課長
各地方整備局企画部技術管理課長
各地方整備局営繕部技術・評価課長

）あて

大臣官房地方課企画専門官
大臣官房技術調査課課長補佐
大臣官房官庁営繕部計画課課長補佐

ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の承認に当たって
の「工事成績が全般的に良好であること」の運用について

「工事における ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱い」については、平成16年9月1日付け国地契第21号、国官技第117号、国営計第65号をもって地方課長、技術調査課長、官庁営繕部計画課長から総務部長、企画部長、営繕部長あて通知されたところであるが、同通知（1(2)②及び(4)において「課長通知」という。）の記4(2)②口の「工事成績が全般的に良好であること」については、次に掲げるところによることとされたい。

資料については、国土交通省のホームページで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/iso.html>

または

<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/ISO9001/pdf/index.html>

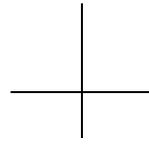
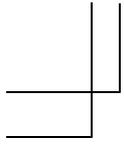
工事における ISO9001 認証取得を活用した
監督業務等マニュアル（案）

平成17年 2月

資料については、国土交通省ホームページで確認できます。

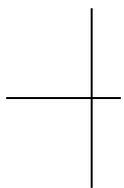
<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuusatu/ISO9001/pdf/index.html>

(白紙)



第3編

検査について



(白紙)

3-1 検査の実施にあたって

1. 工事検査の目的

工事検査には、「会計法」第29条の11第2項に基づく会計法上の検査（給付の完了の確認）と、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第6条第1項に基づく工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を目的とする技術検査がある。

- ① 請負工事の工事目的物が契約図書に定められた出来形や品質等を確保して、発注者として、受け取り、その代価を支払ってよいことを確認する。（給付の完了の確認（給付の完了の前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。））
- ② 公共工事の品質が確保されるよう、適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資する。（技術検査）
- ③ 工事成績を評定することにより、工事の入札契約において、企業の技術力が総合的に評価される。（技術検査）

2. 「会計法」による給付の完了を確認する検査（給付の検査）の技術的基準

「会計法」第29条の11第2項に規定された工事の請負契約についての給付の完了の確認のための検査（給付の完了の確認）が、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」（平成6年3月31日、建設省厚第120号）（以下「事務処理要領」という。）により定められており、事務処理要領第18（検査の技術的基準）については次の基準による。

- ① 「地方整備局土木工事検査技術基準（案）」（平成18年3月31日、国官技第284号）（以下「検査技術基準」という。）
- ② 「既済部分検査技術基準（案）」（平成18年4月3日、国官技第1-3号）（以下「既済部分技術基準」という。）

3. 「品確法」による技術検査の技術的基準

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」第6条第1項に規定された工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価のための検査が、「地方整備局工事技術検査要領」（平成18年3月31日、国官技第282号）（以下「技術検査要領」という。）により定められており、技術検査要領第4（技術検査の方法）については次の基準による。

- ① 「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」（平成18年3月31日、国官技第283号）（以下「技術検査基準」という。）

4. 工事成績評定

「技術検査要領」第6の規定に基づき、「請負工事成績評定要領」（平成19年3月30日、国官技第358号）、「地方整備局工事成績評定実施要領」（平成21年3月24日、国官技第293号）が定められている。

3-2 工事検査の種類

種類	目的	検査の位置付け		適用
		給付の完了の確認	技術検査	
完成検査	<p>工事の完成を確認するための検査。請負者からの完成通知を受けた日から14日以内(民法上は起算日不算入の原則があるが、検査の時期については起算日算入となっている)に行う。会計上の検査と技術検査の両方を行う。検査に合格すれば、発注者から請負者へ請負代金の支払いが行われ、工事目的物が発注者に引き渡される。</p>	○	○	<p>契約書第31条 技術検査要領第2第2項</p>
既済部分検査	<p>工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査。請負者から出来形部分等の確認の請求を受けた日から14日以内に行う。会計上の検査を行う。検査に合格すれば、部分払い金の支払いは行うが、部分払い相当部分の引渡しは行わない。</p>	○	※	<p>契約書第37条第41条 既済部分技術基準 (※中間技術検査と兼ねることができる。)</p>
	<p>工事の完成前に設計図書で予め指定された部分(以下「指定部分」という)の工事目的物が完成した場合に当該部分の確認のための検査。請負者から指定部分の完成通知を受けた日から14日以上1ヶ月以内に行う。会計上の検査と技術検査の両方を行う。検査に合格すれば、部分払い金の支払いを行い、部分指定部分の引渡しが行われる。</p>	○	○	<p>契約書第38条 技術検査要領第2第2項</p>
中間技術検査	<p>当該工事の主要工種を考慮(不可視となる工事の施工前等、設計図書と照合確認しておける)し、手戻りや手直しを少なくする等の目的で、意図的に中間段階で行われる。検査は会計上の検査は行わず、技術検査のみを行う。検査結果が設計図書と適合するものであっても、代価の支払いや引渡しはない。当該検査は、契約図書で予めこの検査を実施する旨を明記してあり、発注者が必要と判断した時に工事工程との調整もあつて、検査日については当事者間で決めることとなる。</p>	※	○	<p>技術検査要領第2第3項 (※既済部分検査と兼ねる場合は会計上の検査も行う。) (検査技術基準)</p>
完成後技術検査	<p>総合評価による検査(確認を含む)【監督職員による検査(確認を含む)】 工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に、検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て、部分引渡しを行わないで、代金の支払いを行って、使用部分に必要とする。検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て、部分引渡しを行わないで、代金の支払いを行って、使用部分に必要とする。</p>		○	<p>技術検査基準第5条</p>
部分使用検査	<p>【監督職員による検査(確認を含む)】 工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要がある場合に、検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て、部分引渡しを行わないで、代金の支払いを行って、使用部分に必要とする。検査の結果、適合が確認されれば、発注者は請負者の承諾を得て、部分引渡しを行わないで、代金の支払いを行って、使用部分に必要とする。</p>	—	※	<p>契約書第33条 (※中間技術検査による検査(確認)でも良い。)</p>

検査の種類と目的・内容

検査の種類	【完成検査】		【既済部分検査】		【完成部分検査】		【既済部分検査】		【中間技術検査】		【完成後技術検査】		【部分使用検査】	
	工事の完成を確認するための検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査(中間技術検査と兼ねることができる)	会計法に基づく検査	会計法に基づく検査	工事の完成前に設計図書で定められた部分(以下「指定部分」という。)の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査	当該工事の主要工程を考慮し、工事施工の途中段階で行われる検査(既済部分検査と同様にを行うことができる)	性能規定発注方式等について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査	工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要があるが生じた場合にを行う検査						
検査の種類	工事の完成を確認するための検査	工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査(中間技術検査と兼ねることができる)	会計法に基づく検査	会計法に基づく検査	工事の完成前に設計図書で定められた部分(以下「指定部分」という。)の工事目的物が完成した場合に当該部分を確認するための検査	当該工事の主要工程を考慮し、工事施工の途中段階で行われる検査(既済部分検査と同様にを行うことができる)	性能規定発注方式等について、工事完成後一定期間経過後に、契約に基づく性能規定、機能が確保されているかどうかを確認する検査	工事目的物の全部または一部の完成前において、発注者がこれを使用する必要があるが生じた場合にを行う検査						
検査の目的	会計法に基づく検査	技術検査	技術検査	技術検査	会計法に基づく検査	技術検査	技術検査	監督職員による検査(確認を含む)						
関係法令・規定	給付の完了の確認	工事成績評価等	工事成績評価等	工事成績評価等	給付の完了の確認	工事成績評価等	工事成績評価等	確認検査						
実施時期	会計法29条11項② 監督検査事務処理要領	技術検査要領	技術検査要領	技術検査要領	会計法29条11項② 監督検査事務処理要領	技術検査要領	技術検査要領	技術検査要領						
検査を行う者の名称	工事完成時	技術検査要領	技術検査要領	技術検査要領	工事完成前に代価の一部を支払う必要がある時	技術検査要領	特記仕様書にて規定	協議						
検査を行う者の名称	検査職員	技術検査官	技術検査官	検査職員	検査職員	技術検査官	技術検査官	監督職員						
検査の技術的基準 (検査の方法)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)	○地方整備局土木工事検査技術基準(案)(大臣官房技術審議官通達)						
引渡し	行う	行う	行う	行う	行う	行う	行う	行わない						
契約書	契約書第31条	契約書第31条	契約書第31条	契約書第31条	契約書第37条	契約書第38条	契約書第38条	契約書第33条						
共通仕様書 (検査の方法)	共通仕様書第1編1-1-20 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及びひ出来はえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参照して検査を行う。	共通仕様書第1編1-1-20 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及びひ出来はえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参照して検査を行う。	共通仕様書第1編1-1-21 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及びひ出来はえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参照して検査を行う。	共通仕様書第1編1-1-21 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及びひ出来はえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参照して検査を行う。	共通仕様書第3編1-1-1 O 検査職員は、監督職員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1)工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及びひ出来はえの検査を行う。 (2)工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参照して検査を行う。	特記仕様書	共通仕様書第1編1-1-22 請負者は、発注者が契約書第39条の規定に基づく当該工事に係る部分の使用を行う場合には、監督職員による品質及びひ出来の検査(確認を含む)を受けるとする。なお、土木工事にあつては、中間技術検査による検査(確認)でも良い。							

3-3 公共工事における技術検査の解説

【解説の構成】

1. 監督・検査の現状

- ①体系
- ②監督について
- ③給付の検査と技術検査について

2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定

3. 技術検査に係わる課題とその対応

4. 工事技術検査要領及び土木工事技術検査基準のポイント

- ①技術検査の目的
- ②検査の種類
- ③技術検査を行う者
- ④中間技術検査
- ⑤技術検査結果の復命（通知）

（参考）監督・検査の基準体系

1. 監督・検査の現状

① 体系

現在行っている検査には、会計法で定められた工事費用を支払うための検査（以下、「給付の検査」と、受注者の技術の向上や指導・育成等を図るための技術的検査（以下「技術検査」とする）がある。

監督・検査の位置付け

契約上の責任

監督

【会計法 第29条の11】契約担当官等は、工事又は製造その他についての請負契約を締結した場合においては、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

検査

【会計法 第29条の11②】契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならない。

技術上の責任

技術検査・ 工事成績 評価

【公共工事の品質確保の促進に関する法律 第6条】公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。

【公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について】
5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項
公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に係る技術水準の向上に資するために必要な技術的検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評価を適切に行うために必要な要領や技術基準を策定するものとする。
特に、工事成績評価については、公正な評価を行うとともに、評価結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評価項目の標準化に努めるものとする。
（中略）
技術検査については、工事の施工状況の確認を充実させ、施工の節目において適切に実施し、施工について改善を要すると認められた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知するとともに、技術検査の結果を工事成績評価に反映させるものとする。

【ポイント】

- 検査には、会計法による給付の完了に必要な確認（給付の検査）と、品確法による受注者の技術の向上や指導・育成等を図るための技術検査の両者があることを理解

【解説】

1. 会計法では、「契約の適正な履行の確保」のための監督と、工事費用の支払いのための「給付の完了の確認」のための検査（給付の検査）が規定されている。
2. 国土交通省は行政的責任の観点から請負業者の技術の向上、業者育成・指導、業者選定の合理化等が求められていることから、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に係る技術水準の向上に資するために必要な技術検査を昭和42年から実施してきた。
3. 平成17年4月1日施行の公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）では、「工事の検査」と「工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価」が規定されている。
4. また、公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針では、「給付の完了の確認を行うための検査」と「技術水準の向上に資するために必要な技術的検査」が規定されると同時に、「技術検査の結果を工事成績評価に反映させる」ことが規定された。
5. これにより技術検査は「地方整備局工事技術検査要領（一部改正 国官技第282号 平成18年3月31日）」に基づいて実施している。

1. 監督・検査の現状

②監督について

監督は、契約の履行の確保のために、工事施工状況の確認及び把握等を行うものである。
 また、工事成績評定は、会計法で規定された監督業務で実施しているものではない。

監督の定義

【地方建設局請負工事監督検査事務処理要領】

第2 部局長(地方建設局長をいう。以下同じ。)は、規程第36条の7第1項の規定により法律第29条の11第1項に規定する工事の請負契約の適正な履行を確保するために必要な監督(以下「監督」という。)及び同条第2項に規定する工事の請負契約についての給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事の既済部分の確認を含む。)をするため必要な検査(以下「検査」という。)の実施についての細目を定めるときは、次章及び第3章によるものとする。

【土木工事監督技術基準(案)】

(用語の定義)第2条 (1)監督: 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。

会計法

- ・契約の履行の確保
- ・施工状況の確認等
- ・円滑な施工の確保
- ・その他

【土木工事監督技術基準(案)より】

品確法

評定を行う者
 :「技術評価官」
工事中の施工状況等を把握する者
 (=監督職員を任命)

【地方整備局工事技術検査要領・
 請負工事成績評定要領より】

工事成績評定は、
 監督業務として
 実施しているも
 のではない

【ポイント】

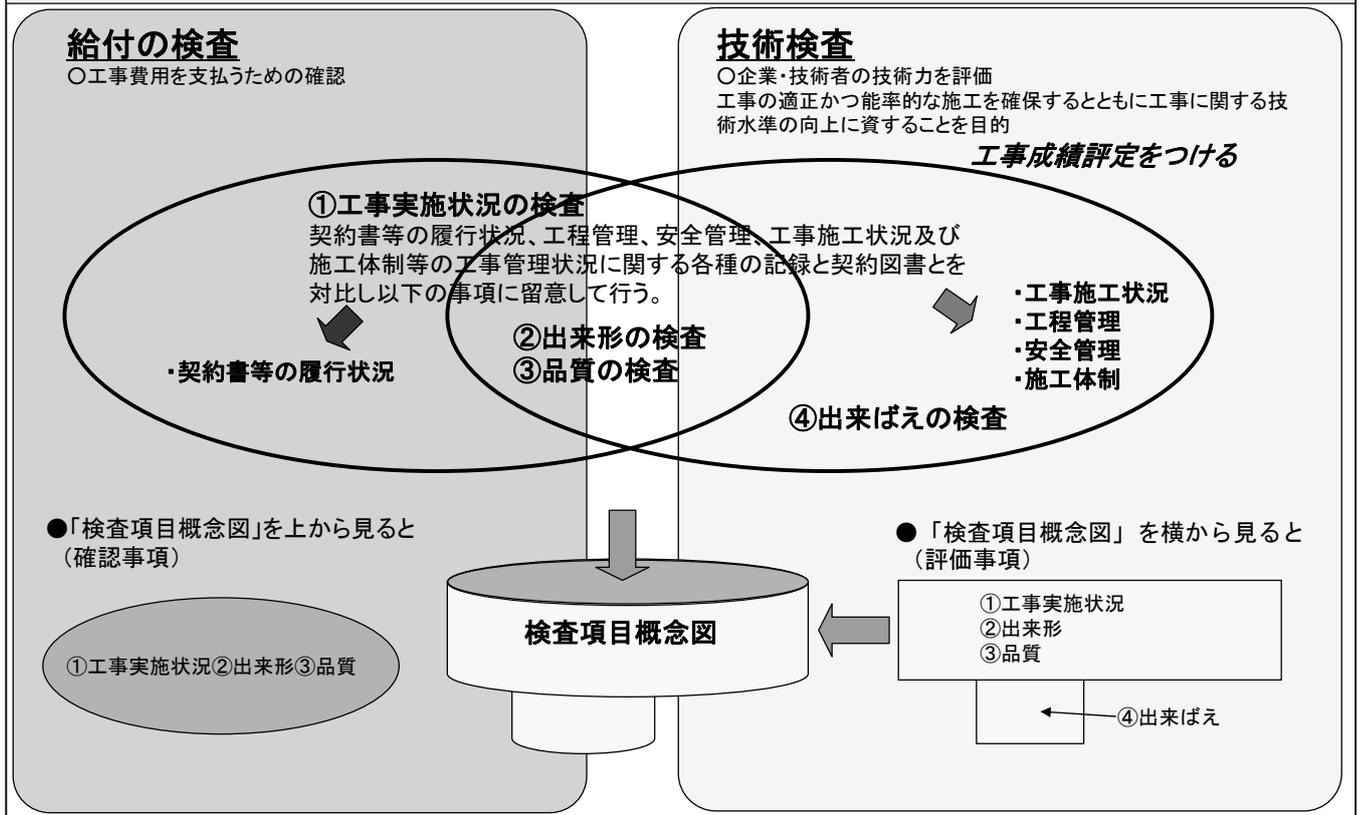
- 監督職員が行う工事成績評定は会計法で規定された監督業務で実施しているものではないことを理解

【解説】

1. 監督は、会計法第29条の11に規定されており、契約の履行の確保のために工事の施工状況の確認及び把握を行うものである。
2. また、監督職員が行う工事成績評定は、「地方整備局工事技術検査要領」(事務次官通達 国官技第282号 平成18年3月31日改正)第6で定める「技術評価官」が工事成績を評定するという規定があり、「技術評価官」は監督職員を任命して行われているものである。
3. 即ち、工事成績評定は、会計法に規定された監督業務としてではなく、「地方整備局工事技術検査要領」に基づく「技術評価官」としての業務で行っている。

1. 監督・検査の現状

③給付の検査と技術検査について



【ポイント】

- 給付の検査と技術検査とは検査項目はほぼ重なるが、その観点は異なるものであることを理解

【解説】

1. 給付の検査と技術検査の検査項目（工事实施状況等）は、検査項目としてはほぼ重複しているが、検査の観点は異なっている。
2. 検査項目を概念的に表したものを、上（確認事項の観点）から見ると楕円に見え、横（評価事項の観点）からみるとT字型に見える。これは、検査項目は同じであるが、検査の観点が給付の検査と技術検査が異なるためである。
3. 例えば、工事实施状況について着目すると、以下のように検査の観点は異なっている。
給付の検査：契約図書と対比してその実施状況の適否を判断
技術検査：工事实施状況の的確性について技術評価
4. 給付の検査とは適否の判断を行うものであり、その結果は（○）か（×）の何れかとなる。
5. 一方技術検査で行う評価とは、その程度（点数）の判断を行うものであり、その結果は工事成績評定（点数）として個々の工事毎に示されるものである。
6. 更に、「給付の検査」は当該工事のみを対象に行われるが、「技術検査」は当該工事の品質向上のみならず成績評定を通して当該施工者が将来受注する工事の品質向上も期待して行われる。

2. 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の制定

「公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という）」の制定により、工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を適切に実施することが発注者の責務として法的に義務づけられた。

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』（平成17年4月1日施行）

【品確法：（第六条 発注者の責務）】

公共工事の発注者（以下「発注者」という。）は、基本理念にのっとり、その発注に係る公共工事の品質が確保されるよう、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに**工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価**その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を適切に実施しなければならない。



『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について』（平成17年8月26日閣議決定）

【5 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価に関する事項】

公共工事の品質が確保されるよう、発注者は、監督及び給付の完了の確認を行うための検査並びに適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術的な検査（以下「技術検査」という。）を行うとともに、工事成績評定を適切に行うために**必要な要領や技術基準を策定するものとする。**

特に、工事成績評定については、公正な評価を行うとともに、評定結果の発注者間での相互利用を促進するため、国と地方公共団体との連携により、事業の目的や工事特性を考慮した評定項目の標準化に努めるものとする。

監督についても適切に実施するとともに、契約の内容に適合した履行がなされない可能性があると思われる場合には、適切な施工がなされるよう、通常より頻度を増やすことにより重点的な監督体制を整備するなどの対策を実施するものとする。

技術検査については、**工事の施工状況の確認を充実させ**、施工の節目において適切に実施し、**施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項を書面により受注者に通知**するとともに、技術検査の結果を工事成績評定に反映させるものとする。

【ポイント】

- 技術検査および工事成績評定を行うことが品確法により法的に義務づけられたことを理解

【解説】

1. 発注者の責務として法的に義務づけられた「工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価の実施」とは、「適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資するために必要な技術検査の実施と工事成績評定」であることが基本方針において示されている。
2. すなわち、技術検査および工事成績評定を行うことが発注者の責務として品確法により義務づけられた。
3. 基本方針においては、以下の3つのことが求められている。
 - イ. 技術検査および工事成績評定を適切に行うために必要な要領や技術基準の策定
 - ロ. 技術検査における工事の施工状況の確認の充実と、その結果の工事成績への反映
 - ハ. 技術検査を行う場合、施工について改善を要すると認めた事項や現地における指示事項に関する書面による受注者への通知
4. なお、今後さらに工事成績が入札要件などへ活用されることに伴い、工事成績評定が企業活動に影響することから、技術検査および工事成績評定をより適切に行う必要がある。

3. 技術検査に係わる課題とその対応

品確法及び基本方針の策定趣旨を踏まえ、技術検査を適切かつ的確に実施するため、要領・基準の策定・改定等を行う必要がある。

『公共工事の品質確保の促進に関する法律』(平成17年4月1日施行)

『公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について』
(平成17年8月26日閣議決定)

地方整備局工事技術検査要領(事務次官通達)の一部改正(H18.3.31)

- ▶ 技術検査の結果を受注者に文書通知(第5条の修正)
- ▶ 総括監督員、主任監督員をそれぞれ総括技術評価官、主任技術評価官に任命し、成績評定を実施する旨を新たに規定(第6条の3の追加)。

地方整備局土木工事技術検査基準(案)(技術審議官通達)の新規策定(H18.3.31)

※従前の「中間技術検査実施細則」を発展的解消し基準として新たに策定。

- ▶ 技術検査(中間技術検査)の充実
【実施回数】①1億円～2億円の工事〔従前1回を2回に変更〕
②2億円以上の工事〔2回を原則化〕
- ▶ 技術検査の対象を規定(「出来ばえの技術検査」等)

地方整備局土木工事検査技術基準(案)(技術審議官通達)の一部改正(H18.3.31)

- ▶ 第6条(出来映えの検査)を削除 → 「②技術検査基準」に規定(給付の検査と技術検査の分離)

【ポイント】

- 技術検査の適正な実施に向けての課題への対応を理解

【解説】

(1) 従前の技術検査

1. 給付の検査のための技術基準に一時間借りしている状況で、実質の検査項目および内容は請負工事成績評定要領の評価項目を参考にして実施している。
2. 中間技術検査の頻度等が不明確であり、工事の施工状況の確認を充実させるための方策が必ずしも確立していない。
3. 技術検査結果の通知に関して、地方整備局工事技術検査要領中には特に規定がない。
4. 監督業務に規定されていない工事成績評定を、監督職員が実施している状況である。

(2) 課題への対応

1. 技術検査を適切に実施するため、地方整備局工事技術検査要領を改定するとともに、新たに技術検査のための技術基準(地方整備局工事技術検査基準)が策定された。
2. 中間技術検査の実施頻度等が不明確な点に関しては、地方整備局工事技術検査基準において実施頻度等が規定された。
3. 当該技術検査の結果について受注者へ書面により通知することについて地方整備局工事技術検査要領に規定された。
4. 基本方針には示されていない課題である、施工中の工事成績の評定を実施する者に関する規定が無い点については、改定を行う地方整備局工事技術検査要領中に技術評価官が規定された。
5. 基本方針には示されていない課題である、総合評価落札方式等の増加にともなう契約事項となった性能等の工事完成後の評価については、完成技術検査の一環として技術検査を実施する旨を地方整備局工事技術検査基準に「完成後技術検査」として規定された。

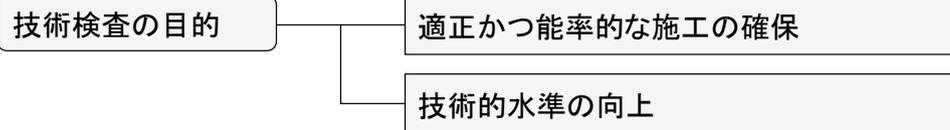
4. 工事技術検査要領及び土木工事技術検査基準のポイント

①技術検査の目的

技術検査の目的

地方整備局工事技術検査要領

第1 この要領は、地方整備局の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もって**工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資する**ことを目的とする。



【ポイント】

- 技術検査の目的を理解

【解説】

1. 技術検査の目的は、「適正かつ能率的な施工の確保」と「技術的水準の向上」である。
2. 「適正かつ能率的な施工の確保」とは、主として当該工事の施工に関して、改善を要すると認められた事項および請負業者へ通知等を行うことにより、当該工事の施工技術や品質の向上及び工期の短縮等を図るものである。
3. また、「技術的水準の向上」とは、主として当該工事以降における請負業者の技術的水準の向上を期待し、当該工事の成績評価を行い請負者に評価結果等を通知することにより図るものである。

4) 工事技術検査要領及び土木工事技術検査基準のポイント

② 検査の種類

検査の種類

地方整備局工事技術検査要領

(技術検査の実施)

第2 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において地方整備局長（以下「局長」という。）及び事務所の長（以下「事務所長」という。）が必要と認めるときは、技術検査を行うことができるものとする。

地方整備局土木工事技術検査基準(案)

(目的)

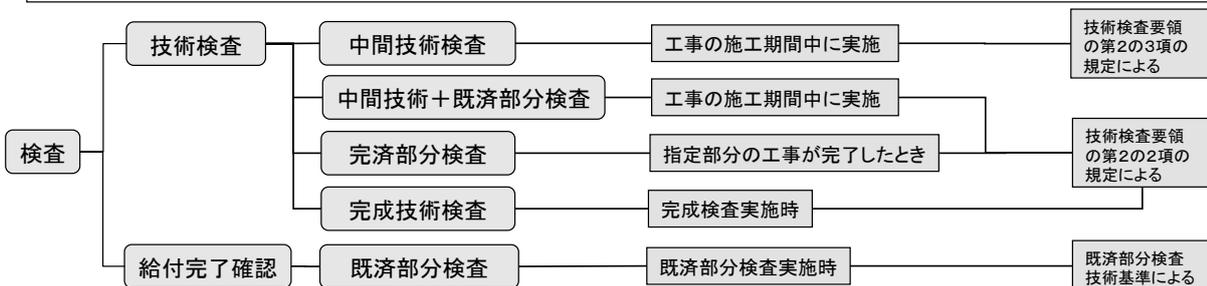
第1条 本技術基準は、「地方整備局工事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号。（以下、「技術検査要領」という。）の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(技術検査の内容)

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

(技術検査の種類)

第3条 技術検査は、工事の施工期間中（以下、「中間技術検査」という。）及び完成時（以下、「完成技術検査」という。）において実施するものとする。



【ポイント】

- 技術検査の種類について理解

【解説】

1. 技術検査にはその実施時期により工事中に行う検査（中間技術検査）と完成時に行う検査（完成技術検査）の2種類の検査がある。
2. 工事の施工途中等に行う中間技術検査は、施工途中における施工上重要な時期に実施するものと、工事の既済部分（性質上可分の工事の完済部分を含む。）を確認するための検査があり、前者は地方整備局工事技術検査要領の第2の3項に基づき、後者は同要領の第2の2項に基づいている。
3. 完成技術検査は、給付の検査（完成検査）実施時に行うもので、地方整備局工事技術検査要領の第2の2項に基づいている。

4. 工事技術検査要領及び土木工事技術検査基準のポイント

③技術検査を行う者

技術検査を行う者

地方整備局工事技術検査要領

(技術検査を行う者)

第3 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

一 支出席行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事については、工事検査官、技術・評価課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、局長が命ずる者。

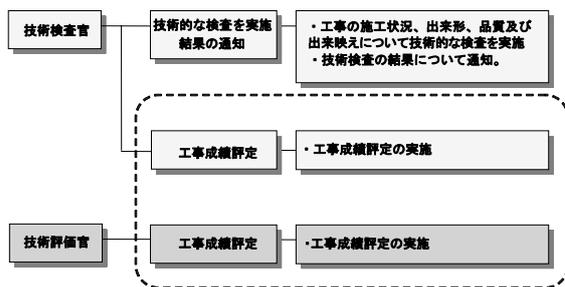
二 分任支出席行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事については、当該工事を所掌する地方整備局の事務所長又は事務所長が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずる者。

(工事成績の評定)

第6 技術検査官は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、工事中の施工状況等を把握する者（以下、「技術評価官」という。）は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

2 技術評価官は、総合的な技術評価を行うもの（以下、「総括技術評価官」という。）及びその他評価を行うもの（以下、「主任技術評価官」という。）とする。（以下、省略）

技術検査官・技術評価官の業務



従来と同様に成績評定を実施
(評定を行う者も実質これまで同様)

技術検査官・技術評価官を行う者

(従前)

	技術検査(成績評定)		
検査段階	検査職員	技術検査官	同一職員を任命
監督段階	総括監督員 主任監督員	(総括監督員) (主任監督員)	

(改定後)

	技術検査(成績評定)		
検査段階	検査職員	技術検査官	同一職員を任命
監督段階	総括監督員 主任監督員	総括技術評価官 主任技術評価官	同一職員を任命 同一職員を任命

「技術評価官」として新たに任命

【ポイント】

- 技術検査は「技術検査官」が行うこと、また、工事成績の評定については「技術検査官」及び「技術評価官」が行うことを理解

【解説】

1. 技術検査（中間技術検査及び完成技術検査）は、局長若しくは事務所長が任命した技術検査官が実施する。

4. 工事技術検査要領及び土木工事技術検査基準のポイント

④中間技術検査

中間技術検査

地方整備局土木工事技術検査基準(案)

(中間技術検査)

- 第4条 中間技術検査は、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは局長又は分任官工事にあっては事務所長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。
2. 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等を行うことを原則とする。
3. 実施回数は、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。
4. 実施時期は、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定し、本官契約工事は総括監督員が局長に、分任官契約工事にあっては主任監督員が当該事務所長に申請するものとする。
- (以下省略)

【ポイント】

- 中間技術検査の実施の内容（対象工事、実施頻度、実施時期等）を理解

【解説】

1. 中間技術検査は、施工上の重要な変化点等において適切に実施する必要がある。
2. そのため、中間技術検査は、現状での技術検査の実施頻度、受発注者間の意思疎通の促進効果（出来高部分払い方式アンケート結果より）等を踏まえ、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事において原則2回実施するものとする。
3. 1億円から2億円の工事においては、従前1回を2回に変更、2億円以上の工事においては、従前と同じ2回を原則とするもので大幅に頻度が増加するものではない。（北陸地方整備局及び関東地方整備局における試算では、中間技術検査の実施回数に見直しに伴い中間技術検査の業務量は増加するが、監督業務軽減策（書類の簡素化）による業務減少と合わせて考えると、全体としての業務量は減少することが把握されている。）
4. 中間技術検査の実施時期は、出来形など評価事項の確認・評価が可能となるよう工事進捗状況を踏まえつつ、基準に定められた頻度を原則として施工上重要な時期に、本官契約工事は総括監督員が局長に、分任官契約工事にあっては主任監督員が当該事務所長に申請する。
5. 中間技術検査は、すべての工事で実施するものではなく、単純工事については中間技術検査の対象外としている。

4. 工事技術検査要領及び土木工事技術検査基準のポイント

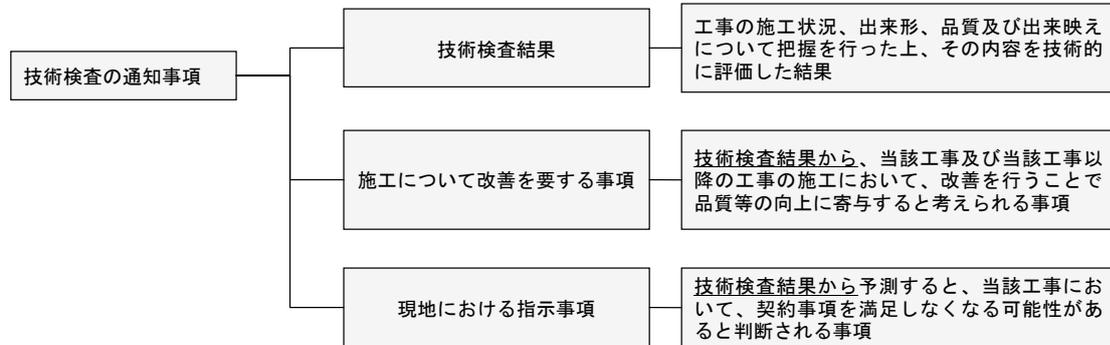
⑤技術検査結果の復命(通知)

技術検査結果の復命(通知)

地方整備局工事技術検査要領

(技術検査の結果の復命)

第5 技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式の技術検査復命書により、第3第一号に該当する者にあつては局長に、第3第二号に該当する者にあつては事務所長等にそれぞれ復命するものとする。局長または事務所長は、復命書のうち必要な事項について、別に定めるところにより、請負者に通知するものとする。



【ポイント】

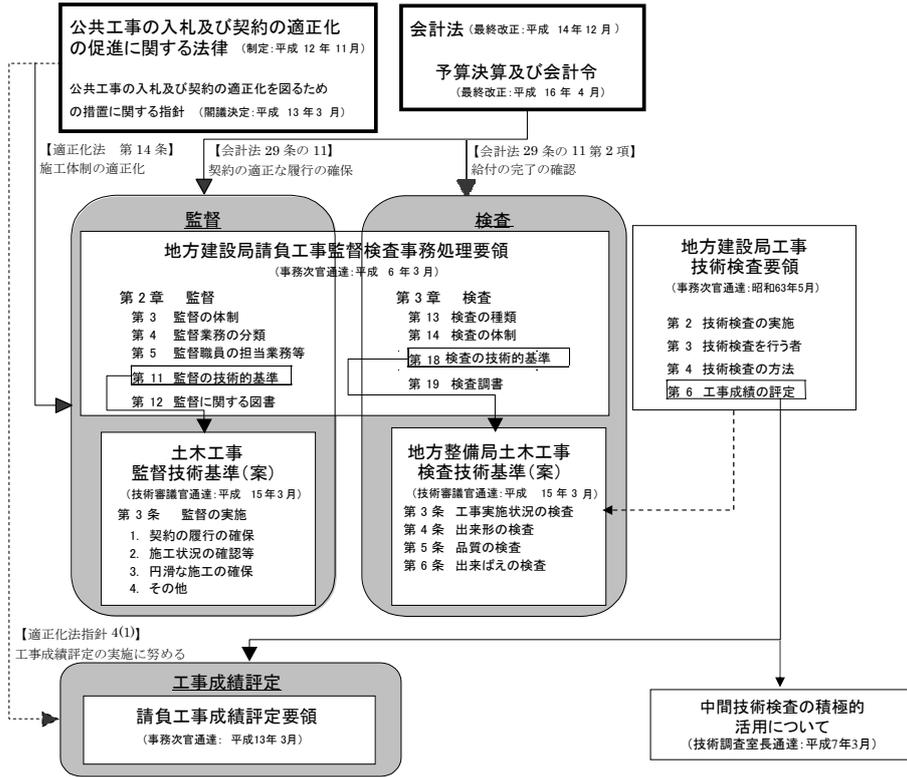
- 技術検査結果等を書面により通知することとしたことを理解
- 通知する内容とその位置づけについて理解

【解説】

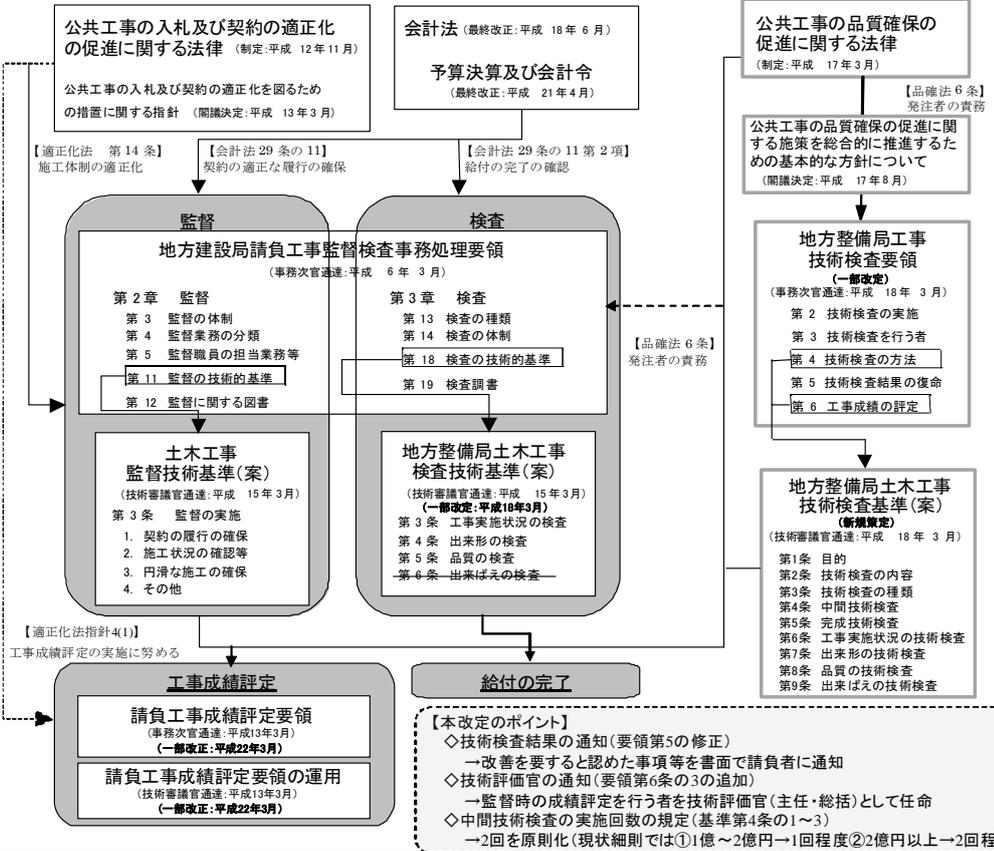
1. 従来より、技術検査を通じて把握された改善事項等については、口頭で請負者に伝えていたが、口頭による伝達では正確に伝達出来ない可能性があること、臨場していない関係者に周知をはかることが困難であることなどから、より一層透明性を確保し、また説明責任の向上を図るため請負者に文書により通知することが必要である。
2. 技術検査の目的である「工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上」をより一層促進するために、改善を要すると認めた事項と現地における指示事項を書面により通知することとした。
3. 完成技術検査及び中間技術検査で通知する事項は、①技術検査結果、②施工について改善を要する事項、③現地における指示事項（除く完成技術検査）からなる。
4. 技術検査結果は、工事の施工状況、出来形、品質及び出来映えについて把握を行った上、その内容を技術的に評価した結果である（例：ひび割れが多少多い）。
5. 施工について改善を要する事項は、技術検査結果から当該工事及び当該工事以降の工事の施工において、改善を行うことで品質等の向上に寄与すると考えられる事項である（例：養生の方法を工夫することが望ましい。）。
6. 現地における指示事項は、技術検査結果から予測すると、当該工事において、契約事項を満足しなくなる可能性があることと判断される事項である（例：現状の施工状況であれば受取ができない状況にはならないので、指示事項は無い。）。
7. 完成技術検査においては、現地における指示事項は無い。
8. 技術検査による通知事項に関して、その履行は請負者の任意であり履行をしなくとも当該工事の工事目的物の受取りを拒否されることは無い（会計法に基づく給付の検査、監督行為とはこの点が異なる。）。言い換えれば、その後の技術検査の際、通知された事項についてその履行状況を確認する必要は無い。

(参考) 監督・検査の基準体系

(従来)



(改正後)



3-4 給付の検査の基準

(1) 検査の事務処理

昭和42年3月（平成6年3月一部改正）に定められた「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」では、地方整備局が所掌する工事の請負契約の履行の監督及び検査の実施に関する事務の取扱いについて定めている。

そのうち、以下に示すとおり、第3章として検査に関する項目を規定している。

地方建設局請負工事監督検査事務処理要領

建設省厚第21号 昭和42年3月30日
 （一部改正）建設省厚発第208号 昭和48年6月26日
 （一部改正）建設省厚発第120号 平成6年3月31日

建設事務次官から各地方建設局長あて

第1章 総則

省略

第2章 監督

省略

第3章 検査

（検査の種類）

第13 検査の種類は、次に掲げるとおりとするものとする。

- 一 完成検査 工事の完成を確認するための検査
- 二 既済部分検査 工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分（性質上可分の工事の完済部分を含む。以下同じ。）

（検査の体制）

第14 検査は、原則として、本官契約にあつては当該本官以外の検査職員（規則第19条第1項に規定する検査職員をいう。以下同じ。）が、分任官契約にあつては分任官が自ら行なうものとする。

2 分任官契約について、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するときその他分任官が自ら検査を行なうことが困難又は不相当と認められる特別の理由があるときは、分任官及びその他の検査職員又は分任官以外の検査職員のみにより検査を行なうことができるものとする。

3 2人以上の検査職員により検査を行なう場合において、必要があるときは、それぞれの検査職員の検査の対象を工事の施工区間、工事の種別等により定め、又は他の検査職

員を指揮監督して検査を行ない、その結果を総括する検査職員を定めることができるものとする。

(検査職員の任命基準)

第15 本官契約の検査職員は、次に掲げる者を任命するものとする。

- 一 営繕工事以外の工事 工事検査官
- 二 営繕工事 工務検査課長

2 本官契約の検査を行なう場合において、特別の技術を要する検査であるとき、同一の時期に多数の検査が競合するとき又は前項各号に掲げる者に事故があるときは、前項の規定にかかわらず、検査を厳正かつ適確に行なうことができると認められる者(以下「検査適任者」という。)を検査職員に任命することができるものとする。

3 第14第2項の規定により検査職員により検査を行うときは、検査適任者を検査職員に任命するものとする。

(検査職員の任命)

第16 検査職員の任命は、検査ごとに行なうものとする。

(監督の職務と検査の職務の兼職)

第17 令第101条の7の特別の必要がある場合は、次の各号の一に該当する検査を行なう場合とするものとする。

- 一 検査の時期における災害その他異常な事態の発生によつて検査を行なう工事現場への交通が著しく困難であるため監督職員以外の職員により行なうことが著しく困難な検査
- 二 検査を行なうために特別の技術を要するため監督職員以外の職員により行なうことが著しく困難な検査
- 三 維持修繕に関する工事で、当該工事の施工後直ちに行わなければ給付の完了の確認が著しく困難な検査

(検査の技術的基準)

第18 検査職員が検査を行なうにあつて必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

(検査調書)

第19 検査職員が検査を行つた結果給付が完了していることを確認した場合に作成する工事検査調書は、別記様式第2によるものとする。

2 検査職員が検査を行つた結果、給付が工事の請負契約の内容に適合しないことを確認した場合は、別記様式第3による工事検査調書を作成するものとする。

既済部分検査技術基準（案）

国官技第 1-3 号
平成 18 年 4 月 3 日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長

）あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

既済部分検査技術基準について

標記について、「既済部分検査技術基準（案）」を別紙のとおり定めたので、遺憾のないよう実施されたい。

なお、「出来高部分払方式適用工事既済部分検査技術基準（案）の制定について」（平成 16 年 3 月 30 日付け国官技第 352 号）は、廃止する。

既済部分検査技術基準（案）

（目的）

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査の実地において行うのを原則とし、机上において行うこともできる。

（工事実施状況の検査）

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録（写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。）と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

附 則

この技術基準は、平成18年4月3日から適用とする。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書・仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合簿、その他関係書類	施工方法及び手戻り（災害）に対する処理状況、現場管理状況

別表第2 出来形寸法検査技術

(1/2)

工 種		検査内容	検査密度
共 通	共 通 的 工 種	矢板工 法枠工 吹付工 植生工	検査対象物につき2箇所以上 検査対象物につき2箇所以上
	基礎工		基準高、根入長、偏心量 以下のうち少ない箇所数以上 ・1基又は1目地間当たり1箇所 ・検査対象物につき2箇所
	石・ブロック積 (張)工		基準高、法長、厚さ、延長 検査対象物につき2箇所以上
	一 般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、以下のうち少ない箇所数以上 ・1kmにつき1箇所 ・検査対象物につき2箇所
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、 平坦性 基準高及び幅は、検査対象物につき2箇所以上 厚さは、検査対象物につき2箇所以上コ アーにより検査
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 検査対象物につき2箇所以上
土 工		基準高、幅、法長 検査対象物につき2箇所以上	
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法 長、延長 検査対象物につき2箇所以上	
	浚渫(川)	基準高、幅、深さ、延長	
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、法 長、延長 水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につき 構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の 任意部分	
	水門	函渠は同種構造物ごとに2箇所以上	
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法 長、延長 検査対象物につき2箇所以上	
	突堤・人工岬		
	海岸堤防		
	浚渫(海)	基準高、幅、深さ、延長	

別表第2 出来形寸法検査技術

(2/2)

工 種		検査内容	検査密度
砂 防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所 の任意箇所
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
ダ ム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、 延長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	検査対象物につき2箇所以上
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、スパン 長、変位	スパン長は、各スパンごと その他は同種構造物ごとに1基以上につき 構造図の出来高対象部分の寸法表示箇所の 任意部分
	橋梁上部	部材寸法、基準高、支間長、 中心間距離、キャンパー	部材寸法は主要部材について、出来高 対象部分の寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法、基準高、幅、高 さ、厚さ、キャンパー	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深 さ、間隔、延長	検査対象物につき2箇所以上（ただ し、坑口部を含む場合は、坑口部を含 まないで2箇所以上）
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚 さ、高さ、深さ、法長、長さ 等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考 (1) 検査は実地のおいて行うことを原則とするが、各種の記録により必要な確認が可
能であれば、机上で行うことができる。

(2) 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質確認項目一覧

工種	種別	品質管理項目
セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・履工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	アルカリ骨材反応対策
	施工	塩化物総量規制
		スランプ試験
		コンクリートの圧縮強度試験
		空気量測定
ガス圧接	施工後試験	外観検査
		超音波探傷検査
既製杭工	材料	外観検査（鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭）
	施工	外観検査（鋼管杭）
		鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験）
		鋼管杭・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験
下層路盤	施工	ブルーフローリング
上層路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト安定処理路盤	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		外観検査（混合物）
セメント安定処理路盤	施工	現場密度の測定
アスファルト舗装	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		外観検査（混合物）
転圧コンクリート	施工	コンクリートの曲げ強度試験
グースアスファルト舗装	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
路床安定処理工	施工	ブルーフローリング
表層安定処理工（表層混合処理）	施工	ブルーフローリング
固結工	施工	土の一軸圧縮試験
アンカー工	施工	多サイクル確認試験
		1サイクル確認試験
補強土壁工	施工	現場密度の測定
現場吹付法砕工	施工	コンクリートの圧縮強度試験
河川・海岸土工	材料	土の締固め試験
	施工	現場密度の測定
道路土工	施工	土の締固め試験
		C B R 試験（路床）
	施工	現場密度の測定
捨石工	施工	岩石の見掛比重
		岩石の吸水率
		岩石の圧縮強さ
コンクリートダム	施工	コンクリートの圧縮強度試験
吹付けコンクリート（N A T M）	施工	コンクリートの圧縮強度試験
ロックボルト（N A T M）	施工	ロックボルトの引抜き試験
路上再生路盤工	施工	C A E の一軸圧縮試験
路上表層再生工	施工	現場密度の測定
排水性舗装工	舗設現場	温度測定（初期締固め前）
		現場透水試験
		現場密度の測定
プラント再生舗装工	舗設現場	外観検査（混合物）

既済部分検査技術基準（案）・同解説

事務連絡

平成 18 年 10 月 10 日

各地方整備局企画部 技術管理課長あて
北海道開発局事業振興部 技術管理課長補佐あて
沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課長あて

大臣官房技術調査課
工事監視官

既済部分検査技術基準（案）・同解説について

既済部分検査技術基準（案）については、「既済部分検査技術基準について（平成 18 年 4 月 3 日付け国官技第 1-3 号）にて通知したところであるが、既済部分検査の効率的な実施を図るため、「既済部分検査技術基準（案）・同解説」を別添の通り定めたので通知する。

既済部分検査技術基準（案）・同解説

（目的）

第1条 この技術基準は、既済部分検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の効率的な実施を図ることを目的とする。

【解説】

本基準（案）・同解説は既済部分検査（完済部分検査は含まない）を効率化することを目的に作成した。

（検査の内容）

第2条 検査は、原則として当該工事の既済部分のうち、既に既済部分検査を実施した部分を除いた部分を対象として行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、検査対象部分を出来高と認めるのに必要な確認を行うものとする。

なお、検査は実地において行うのを原則とするが、机上において行うこともできる。

【解説】

(1) 検査対象部分については、複数回の既済部分検査で重複しないよう、検査済部分を除くことを原則とした。ただし、複数回の既済部分検査において、同一の検査職員が検査を実施できない場合等にあっては、この限りでない。

(2) 工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについては、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断がなされることを前提に、検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の確認を行うこととした。

なお、既済部分検査を行った場合には原則として中間技術検査（工事成績評定）を実施（「地方整備局技術検査要領」（H18.3.31）の第2の2参照）する。ただし、「原則実施」の例外として、既済分検査対象が材料の検収や単純工事等の出来高確認等の場合には、中間技術検査を省略することができる。

(3) 検査場所については、原則として実地とするが、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する写真管理基準（案）に基づく写真などの各種の記録により必要な確認が可能であれば、机上でもよいこととした。

(4) 既済部分検査の効率化を図るため、本要領の各条文を適用するほか、併せて次の各項を実施するのが望ましい。

1) 同一検査職員による既済部分検査の実施

既済部分検査の検査職員が毎回同一であれば、既検査部分の内容や工事の進捗、請負者の工程管理や施工管理能力等を勘案した検査の重点化が可能となる。

2) 工事報告書及び出来高図による出来高の確認

従来、出来形数量計算書等の出来形管理資料で行っていた出来高確認を、工事出来高報告書及び出来高図（一般図等に対象となる出来高範囲を着色又はハッチ

ングで表示し既済部分検査毎に追加着色する)を用いて行うことにより、検査の簡素化を図ることが可能となる。

なお、出来形数量計算書等の出来形管理資料については、出来形検査のため作成しておくことが必要である。但し、資料整理については検査に必要な情報が確認できる程度の整理とすることにより、検査準備の簡素化が可能となる。

3) 同一工種の検査の簡略化

同一工種が複数の既済部分検査に跨って検査対象となる場合において、施工条件、品質管理方法等に変化がなく同等の品質が確保されると判断される場合、当該工種に係る2回目以降の検査にあつては、監督職員の立会検査記録の確認をもって検査とする等により、検査の簡素化が可能となる。

(例) アスファルト舗装工事において、気象条件、材料プラント等の施工条件に変化がなく、工区割により表層工等複数の工種が数回の既済部分検査対象となる場合。

4) 既存資料による確認

既済部分検査において参照する、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録は、本来、工事の進捗に応じ請負者により日常的に作成されているが、出来高部分払方式適用工事の既済部分検査においては、野帳、メモなどの現場等で作成した既存の資料により必要な事項が確認できる場合は、これらを用いることにより検査準備の簡素化が可能となる。

ただし、出来高確認に必要な資料をはじめ、検査に直接供する資料については必ず作成しておくことが必要である。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況及び工事施工状況等の工事管理状況に関する各種の記録(写真・ビデオによる記録を含む。以下「各種の記録」という。)と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準(案)をほぼそのまま引用した。ただし、別表第1に掲げる事項を修正している。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用しているが、別表第2の検査密度を修正している。ただし、中間技術検査を同時に実施する場合は、本別表第2によらず地方整備局土木工事検査技術基準（案）の別表第2によるものとする。

出来形管理基準に測定項目がある工種については、出来形寸法と設計値との対比により規格値内であることを確認することを基本とする。ただし、出来形管理基準に規定されていない工種及び完成時に規格値が満足されていればよい測定項目にあっては、出来高対象となる数値以上であることを確認することにより、支払対象となる出来高に達しているものとすることができる。

例) 橋脚躯体工の高さ、舗装工の面積、等

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により確認するのが困難な場合は、検査職員は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊して確認を行うものとする。

【解説】

本条文については、地方整備局土木工事検査技術基準（案）をほぼそのまま引用しているが、次の点を考慮して別表第3を品質確認項目一覧表として修正している。

- ・ 既済部分検査における品質検査項目の絞込みは、要領化により可能
- ・ 品質については、完成検査もしくは完済部分検査において適否の判断が行われるのを前提に、既済部分検査では検査対象を出来高と認めるのに必要な最低限の項目を確認

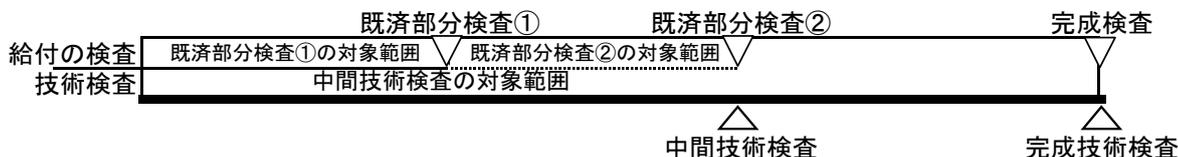
なお、コンクリート構造物においては、クラック等の有害性の有無について目視、確認を行うことを基本とする。有害性が認められる場合は、手直しを完了しなければ部分払の対象とできないものとする。

附 則

この技術基準は、平成18年4月3日から適用する。

(参考1)

別表第2の検査密度の考え方について



適用される検査技術基準(別表第2)

既済部分検査①(中間技術検査(成績評定)を実施しない※)・既済部分検査技術基準(案)の別表第2
 既済部分検査②(中間技術検査(成績評定)を実施する)……地方整備局土木工事検査技術基準(案)の別表第2
 完成検査(完成技術検査(成績評定)を実施する)……………地方整備局土木工事検査技術基準(案)の別表第2

既済部分検査時に技術検査(成績評定)を実施しない場合は、既済部分検査技術基準(案)の別表第2によるものとし、既済部分検査時に技術検査(成績評定)実施する場合は地方整備局土木工事検査基準(案)別表第2によるものとする。

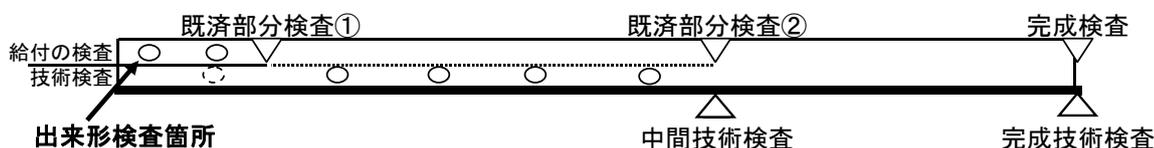
※出来形や試験結果などについて、技術的評価が適切に実施出来ない場合は、次回以降の検査に合わせて実施

例: 既済部分検査②実施時に、ブロック積み500mが中間技術検査(成績評定)の対象となる場合の出来形検査密度

既済部分検査①の対象範囲 の範囲は、数量にかかわらず2カ所以上で出来形検査を実施する。
 (既済部分検査技術基準(案)別表第2より)

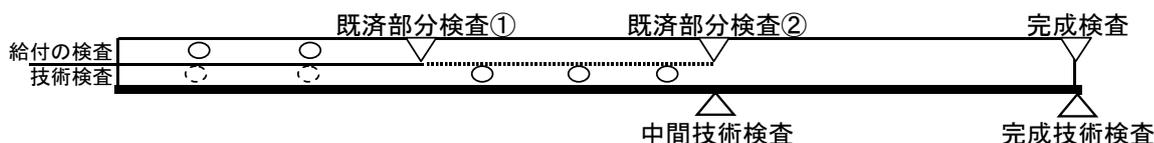
中間技術検査の対象範囲 の範囲は、100mに1カ所以上で出来形検査を実施する。(例の場合5箇所以上必要)
 (地方整備局土木工事検査基準(案)別表第2より)

パターン1 500mのうち100m分が既済検査済みの場合



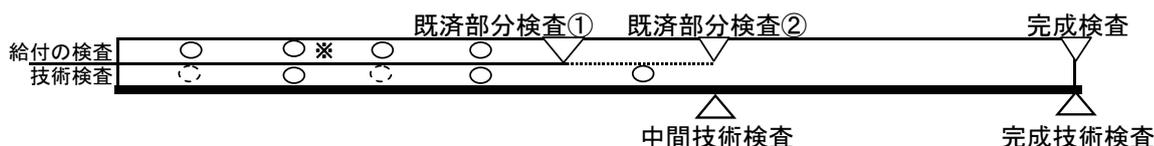
◇ 既済部分検査①の100m部分は前回検査結果を活用し、残りの400m区間で4カ所実施する。

パターン2 500mのうち200m分が既済検査済みの場合



◇ 既済部分検査①の200m部分は前回検査結果を活用し、残りの300m区間で3カ所実施する。

パターン3 500mのうち400m分が既済検査済みの場合



◇ 既済部分検査①の範囲も含め検査箇所を選定する。

※測定は手戻りを考え検査密度max(中間技術検査、既済)実施しておくことも考えられる

既済部分検査②(中間技術検査(成績評定)を実施)を実施する際は、それ以前の既済部分検査①の範囲も含めて検査密度を決定するものとする。

地方整備局土木工事検査技術基準（案）

（制定）建設省官技発第14号 昭和42年3月30日
（全面改正）建設省官技発第319号 昭和63年5月31日
（改定）建設省技調発第122号 平成7年9月29日
（改定）建設省技調発第91号 平成9年3月30日
（改定）国土交通省技調発第344号 平成15年3月31日
（改定）国官技第284号 平成18年3月31日

各地方整備局長
北海道開発局長 } あて

国土交通省大臣官房技術審議官

地方整備局土木工事検査技術基準（案）の改定について

標記について、「地方整備局土木工事検査技術基準（案）（平成15年3月31日付け国土交通省技調発第344号）」を別添のとおり改正したので通知する。

地方整備局土木工事検査技術基準（案）

（目的）

第1条 この技術基準は、地方整備局の所掌する土木工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（検査の内容）

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、適否の判断を行うものとする。

（工事実施状況の検査）

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオによる記録を含む。（以下「各種の記録」という。））と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

（出来形の検査）

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

（品質の検査）

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項 目		関係書類	内 容
1	契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品及び工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2	工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法及び手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3	工程管理	実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況及び進捗内容
4	安全管理	契約図書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況及び措置内容、関係法令の遵守状況
5	施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度	
共通	共通 的 工 種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長	250 枚につき1箇所以上（ただし、施工延長 250 枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工 吹付工 植生工	厚さ、法長、間隔、幅、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	基礎工		基準高、根入長、偏心量	1 基または1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
	一般 舗 装 工	路盤工	基準高、幅、厚さ	基準高、幅は 200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）厚さは、1 km につき1箇所以上（ただし1 km 以下は2箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	基準高、幅は 200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積 10,000m ² につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積 10,000m ² 以下の場合は2箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
土工		基準高、幅、法長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）	
河 川	築堤護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）	
	浚渫（川）	基準高、幅、深さ、延長		
	樋門・樋管	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分 函渠は同種構造物ごと2箇所以上	
	水門			
海 岸	堤防護岸	基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）	
	突堤・人工岬			
	海岸堤防			
	浚渫（海）	基準高、幅、深さ、延長		

別表第2 出来形寸法検査基準

工 種		検査内容	検査密度
砂防	砂防ダム	基準高、幅、厚さ、延長	構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）
	流路	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	200m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は2箇所以上）
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 100m 以下の場合は2箇所以上）
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間（スパン）長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに1基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は5径間未満は2箇所以上。 5径間以上は2径間につき1箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき1箇所以上（ただし、施工延長 200m 以下の場合は両坑口部を含めて3箇所以上）
その他構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考（１）検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

（２）施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1) 品質及び形状は、設計図書と対比して適切か	(1) 観察又は品質証明により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	基礎工	(1) 支持力は、設計図書と対比して適切か (2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。	
	土工	(1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スラック、塩化物総量、加骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 (2) 場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1) 主に既に採取されたコアー及び現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2) 場合により実測する。

3-5 技術検査の基準

地方整備局工事技術検査要領

(策定) 建設省官技第13号 昭和42年3月30日
(改正) 建設省技調発第318号 昭和63年5月31日
(改正) 国官技第282号 平成18年3月31日

各地方整備局長
北海道開発局長 } あて

国土交通事務次官

地方整備局工事技術検査要領について

地方整備局工事技術検査要領（建設省技調発第318号 昭和63年5月31日）の一部を別添のとおり改正したので、遺憾の無いように実施されたく、命により通知する。

別添

地方整備局工事技術検査要領

(目的)

第1 この要領は、地方整備局の所掌する工事について行う技術的検査（以下「技術検査」という。）に関し必要な事項を定め、もつて工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに工事に関する技術水準の向上に資することを目的とする。

(技術検査の実施)

第2 技術検査は、技術的な観点から工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価を行うことをいう。

2 技術検査は、原則として請負工事において会計法（昭和22年法律第35号）第29条の11第2項の検査を実施するときに行うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、工事の施工の途中等において地方整備局長（以下「局長」という。）及び事務所の長（以下「事務所長」という。）が必要と認めるときは、技術検査を行うことができるものとする。

(技術検査を行う者)

第3 技術検査は、次の各号に掲げる者が行うものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、工事検査官、技術・評価課長その他当該技術検査を厳正かつ的確に行うことができると認められる者（以下「技術検査適任者」という。）のうちから、その都度、局長が命ずる者。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、当該工事を所掌する地方整備局の事務所長又は事務所長が技術検査適任者のうちから、その都度、命ずる者。

(技術検査の方法)

第4 第3の規定により技術検査を行う者（以下「技術検査官」という。）が技術検査を行うに当たつて必要な技術的基準は、別に定めるところによるものとする。

2 技術検査官は、技術検査を行うため必要があるときは、当該技術検査に係る工事を担当する職員に対し、当該工事に関する図書若しくは物件の掲示、立会い又は工事に関する説明を求めることができるものとする。

(技術検査の結果の復命)

第5 技術検査官は、技術検査を完了した場合は、遅滞なく、当該技術検査の結果について別記様式の技術検査復命書により、第3第一号に該当する者にあつては局長に、第3第二号に該当する者にあつては事務所長等にそれぞれ復命するものとする。局長または事務所長は、復命書のうち必要な事項について、別に定めるところにより、請負者に通知するものとする。

(工事成績の評定)

第6 技術検査官は、請負工事について技術検査を完了した場合に、並びに、工事中の施工状況等を把握する者（以下、「技術評価官」という。）は、工事が完成したときに、別に定めるところにより、工事成績を評定しなければならないものとする。

2 技術評価官は、総合的な技術評価を行うもの（以下、「総括技術評価官」という。）及びその他評価を行うもの（以下、「主任技術評価官」という。）とする。

3 技術評価官は、次の各号に掲げる者をあてるものとする。

一 支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官が契約した工事にあつては、総括技術評価官は、事務所長が自らこれにあたるものとし、主任技術評価官は、当該工事を所掌する地方整備局の事務所の出張所の長（以下「出張所長」という。）又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、局長が命ずる者とする。

二 分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官が契約した工事にあつては、総括技術評価官は、事務所長が自ら、もしくはその他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、事務所長が命ずる者とし、主任技術評価官は、出張所長、又は工事を担当する建設監督官その他当該技術評価を厳正かつ的確に行うことができると認められる者のうちから、その都度、所長が命ずる者とする。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

別記様式1

年 月 日

地方整備局長
事務所長

技術検査官
官職指名

印

請負工事 $\left(\begin{array}{c} \text{完 成} \\ \text{既済部分 第 回} \\ \text{中 間} \end{array} \right)$ 技術検査復命書

工 事 名 年度 工事
事 務 所 名
契約の相手方

上記の技術検査の結果について、次のとおり復命する。

1. 工事の概要

請 負 金 額

工 事 場 所

工 事 内 容

契 約 年 月 日 年 月 日

工 期 自 年 月 日

至 年 月 日

完 成 年 月 日

完 成 技 術 検 査 年 月 日

既 済 部 分 技 術 検 査 第 1 回 年 月 日

第 2 回 年 月 日

第 3 回 年 月 日

中 間 技 術 検 査 年 月 日

2. 技術検査対象工事の設計及び施工について改善を要すると認めた事項

3. 現地における指示事項

4. その他

別記様式2

国〇整〇〇第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地

商号又は名称

代表者氏名 殿

〇〇地方整備局局長
〇 〇 〇 〇

又は 〇〇地方整備局

〇〇工事事務所長
〇 〇 〇 〇

請負工事

完 成
既済部分 第 回
中 間

 技術検査結果通知書

平成〇年〇月〇日に実施した（完成、既済部分第 回、中間）技術検査の結果を通知します。

記

- 1 工事名 〇 〇 〇 〇 工 事
- 2 工 期 平成 年 月 日～平成 年 月 日
- 3 技術検査日 平成 年 月 日
- 4 技術検査の結果

5 問い合わせ先

（本官の場合）〒〇〇－〇〇〇 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地

国土交通省〇〇地方整備局技術調整管理官 宛

TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇

（分任官の場合）〒〇〇－〇〇〇 〇〇県〇〇市〇丁目〇番地

国土交通省〇〇地方整備局〇〇工事事務所技術担当副所長〇〇宛

TEL 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇（代） 内線〇〇〇

土木工事技術検査基準

国官技第283号
平成18年3月31日

各地方整備局長
北海道開発局長 } あて

国土交通省大臣官房技術審議官

土木工事技術検査基準について

標記について、「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」を別添のとおり策定したので、遺憾なきよう実施されたい。

地方整備局土木工事技術検査基準（案）

（目 的）

第1条 本技術基準は、「地方整備局事技術検査要領（平成18年3月31日国官技第282号）」（以下、「技術検査要領」という。）の技術的な事項を定めることにより、技術検査の適切な実施を図ることを目的とする。

（技術検査の内容）

第2条 技術検査は、当該工事を対象として、実地において行うものとし、工事の実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて技術的な評価を行い、施工について改善を要する事項及び現地における指示事項を把握するものとする。

（技術検査の種類）

第3条 技術検査は、工事の施工期間中（以下、「中間技術検査」という。）及び完成時（以下、「完成技術検査」という）において実施するものとする。

（中間技術検査）

第4条 中間技術検査は、当初契約金額1億円以上かつ工期が6ヶ月以上の工事、或いは局長又は分任官工事にあつては事務所長が必要と認めた工事を対象として実施する。ただし、単純工事（維持、除草、除雪、区画線、植樹管理等）は実施しない。

2 中間技術検査の実施は、完成、既済（完済を含む）部分の検査時期、及び当該工事の主要工種を考慮し、施工上の重要な変化点である段階確認の実施時期等で行うことを原則とする。

3 実施回数は、原則2回実施するものとし、その工事の重要度に応じて実施頻度を増減できるものとする。なお、既済部分検査を兼ねることができるものとする。

4 実施時期は、監督職員が、工事の実施状況、出来形、品質及び出来映えの技術的評価を適切に実施できる施工段階を選定し、本官契約工事は総括監督員が局長に、分任官契約工事にあつては主任監督員が当該事務所長に申請するものとする。

5 中間技術検査で確認した出来形部分については、完成検査、既済（完済を含む）部分検査時の確認を省略することができる。ただし、その後の現場状況の変化や、請負者の管理状況等から再度の技術的確認が必要な場合はこの限りではない。

6 局長又は事務所長は、4号により申請された場合は、請負者に対して中間技術検査を実施する旨及び技術検査官、検査日等必要な事項を事前に通知するものとする。

7 中間技術検査の対象工事は特記仕様書で指定するものとする。

(完成技術検査)

第5条 完成技術検査は、当該工事の完成時に行うものとする。なお、当該工事の工事目的物の供用後の性能等が設計図書で規定された工事にあつては、予め定められた評価時期、評価項目、評価基準等により工事完成後に技術検査（以下「完成後技術検査」という。）を実施するものとする。

(工事実施状況の技術検査)

第6条 工事実施状況の技術検査は、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来形の技術検査)

第7条 出来形の技術検査は、出来形の精度及び出来形管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(品質の技術検査)

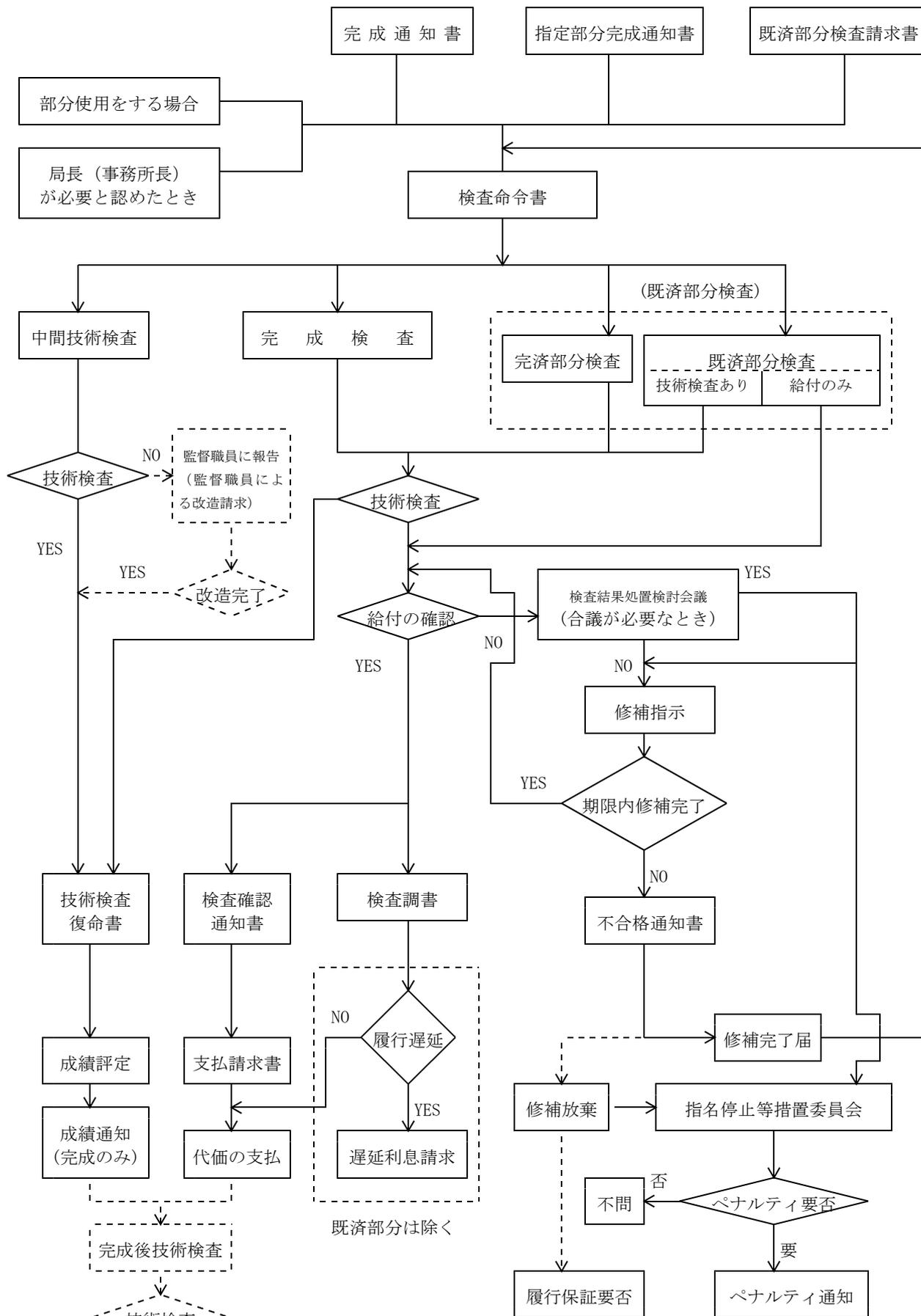
第8条 品質の技術検査は、品質及び品質管理等の的確さについて技術的な評価を行うものとする。

(出来ばえの技術検査)

第9条 出来ばえの技術検査は、仕上げ面、とおり、すり付けなどの程度及び全般的な外観について技術的な評価を行う。

3-6 検査業務の全体フロー

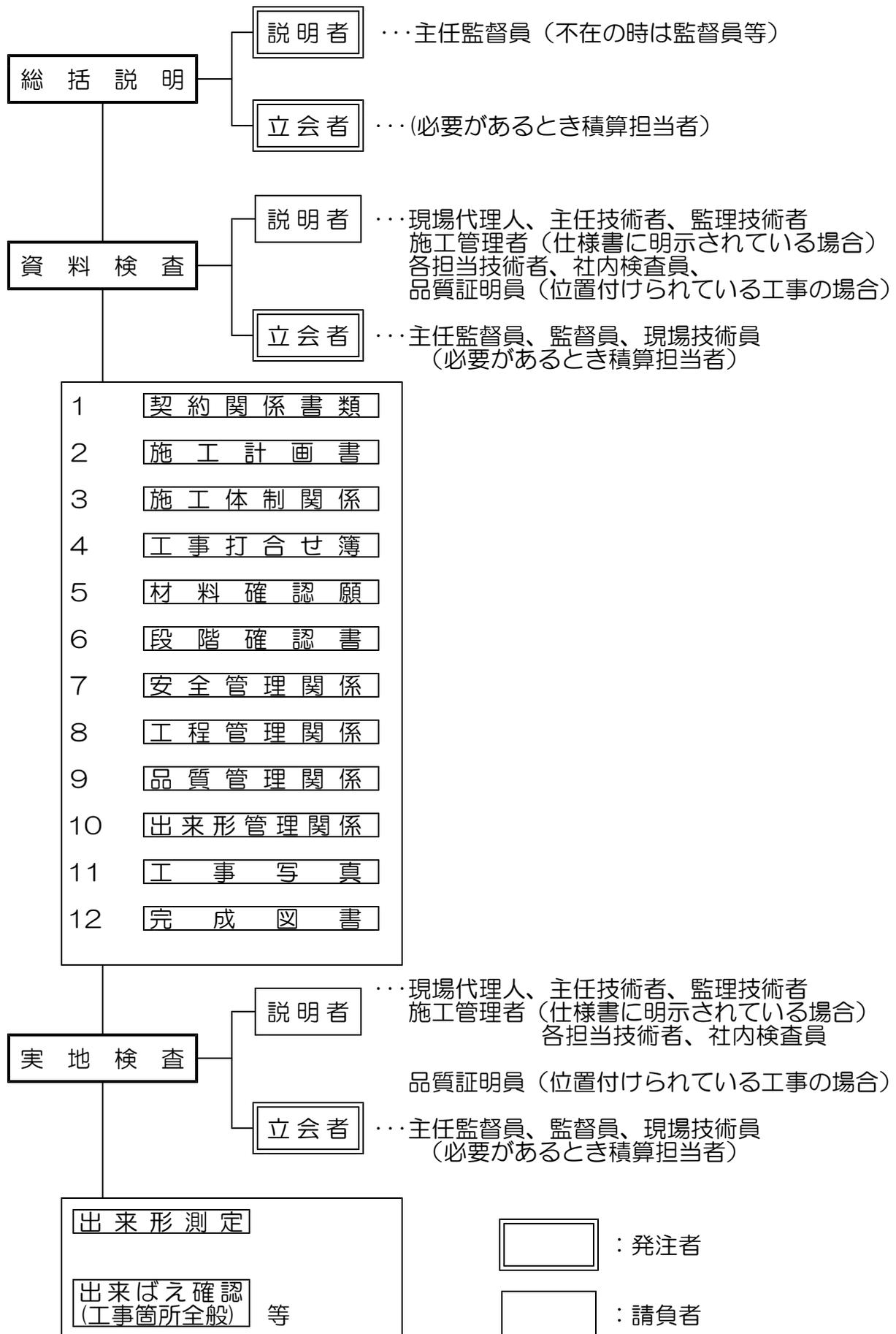
検査業務の全体的な構成及び業務の手順は下記のフローを標準としています。



※完成後技術検査で不合格の場合は性能規定部分に関しペナルティが課せられる。

3-7 受検体制

検査の実施にあたっての受検体制は、下記を標準とします。



3-8 給付の検査の役割と責任

1. 検査の役割

- ① 会計法に基づいて執行される国の請負工事においては、検査職員が工事目的物の契約図書との適合を確認して初めて代価の支払いが可能となる。即ち、検査職員以外の者によって契約図書との適合が確認されても給付の完了の確認にはならない。
 工事の施工途中で監督職員による契約図書との適合の確認を一部実施することがあるが、これはあくまで土木工事の特性を考慮して行うこととしているものであり、検査の補完として位置付けられる。
 工事目的物を受け取り、代価を支払ってよいかどうかは、検査によって確認されなければならない、これが**検査の重要な役割**の一つである。
- ② 公共工事の品質確保・向上のためには、工事に関する技術水準の向上や能率的な施工の確保が重要であり、検査時の指導を通じてこれらに資すること、また**工事成績評定**による請負者の**適正な選定**に資することも検査の重要な役割である。
- ③ 建設業法及び適正化法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の趣旨に従い、適正な施工を評価し、建設業の健全な発達を促すことに資する。

2. 検査の責任

検査職員は、予責法「予算執行職員等の責任に関する法律」（H11.12.22 法律第 160 号）上の責任を負う。

- ・（定義）第2条「**予算執行職員**」とは
 会計法第29条の1 第4項の規定の基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた職員。
- ・（予算執行職員の義務及び責任）第3条
 1. それぞれの職分に応じ、支出等の行為の実施義務。
 2. **故意又は重大な過失**に因り、前記行為で国に損害を与えたときの弁償の責任。
 3. 二人以上の予算執行職員により生じた損害は、それぞれの職分に応じた弁償の責任。
- ・「**故意又は重大な過失**」に関して
 検査の技術的基準として「地方建設局土木工事検査基準（案）」が定められており、検査はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

予算執行職員等の責任に関する法律

（目的）

第1条 この法律は、予算執行職員等の責任を明確にして、法令又は予算に違反した支出等の行為をすることを防止し、もって国の予算の執行の適正化を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「予算執行職員」とは、左に掲げる職員をいう。

(中略)

十 会計法第二十九条の十一第四項に基づき契約に係る監督又は検査を行うことを命ぜられた職員

(予算執行職員の義務及び責任)

第3条 予算執行職員は、法令に準拠し、且つ、予算で定めるところに従い、それぞれの職分に応じ、支出等の行為をしなければならない。

2 予算執行職員は、故意又は重大な過失に因り前項の規定に違反して支出等の行為をしたことにより国に損害を与えたときは、弁償の責に任じなければならない。

3 前項の場合において、その損害が二人以上の予算執行職員が前項の支出等の行為をしたことにより生じたものであるときは、当該予算執行職員は、それぞれの職分に応じ、かつ、当該行為が当該損害の発生に寄与した程度に応じて弁償の責に任ずるものとする。

(参考) 監督の役割と責任

1. 監督の役割

- ① 会計法には工事契約の適正な履行を確保するため必要な監督の実施が定められている。契約図書には発注者の代行者としての監督職員の執るべき措置が明らかにされているが、この内容は多岐にわたっている。請負者が所定の工期内に契約に適合した工事目的物を完成させるためには、監督による契約の適正な履行の確保と円滑な施工の確保が図られることが必要であり、これが監督の重要な役割である。

会計法では検査と監督は明確に区分されており、監督には給付の完了の確認は任されていない。

施工途中において監督職員が行うこととされている段階確認や指定材料の確認等は、土木工事の性質上、工事完成後に施工の適否を判断することが困難であり、また仮に不相当であることを発見することが出来ても、それを修復するには相当の費用を要する場合が多く、施工の段階で逐次監督することが合理的であることを考慮した、検査の補完としての役割を果たす確認行為である。

- ② 土木工事の特性から工事目的物が完成するまでのプロセスは重要であり、工事成績評価において請負者が履行したプロセスについて、適切に反映させる必要がある。監督は契約から検査に至るまでのプロセス全てにかかわっている。従って、工事成績評価の相当部分を分担し、請負者の適正な選定に資する重要な役割をもっている。

2. 監督の責任

- ・監督職員は、予責法「予算執行職員等の責任に関する法律」(H11.12.22 法律第 160 号)上の責任を負う。

- ・「故意又は重大な過失」に関して

監督の技術的基準として「土木工事監督技術基準(案)」が示されており、監督はこの基準に基づき適正に実施されることが基本である。

3-9 検査職員の心得・留意事項

公共工事の検査業務に携わる職員には

- ・幅広い技術の知識と豊富な技術経験や的確な判断力並びに高い倫理観等が求められている。
- ・また、技術検査実施後の工事成績評定点は、総合評価での加点など活用の方が拡大しており、工事成績評定にあたっては、これまで以上に公平性、客観性、説明性のある評定を行うことが重要である。

これらを踏まえた上で、検査職員の心得・検査にあたっての留意点等の基本事項を以下に示します。

- ① **実施及び資料に基づき事実を正しく判断して厳正に行う。**
検査職員としての原点です。疑義が生じた場合は、請負者に的確に質問し納得出来る事実を確認した上で厳正に対処する必要があります。ただし、あらゆる探的な検査に陥ることがないように注意することが大切です。
- ② **客観的かつ公正な態度と判断で行う。**
検査は、工事目的物が設計図書に適合しているか否かを確認するものです。自らの知識や経験から請負者の対応に感情的になったりすることがないように、常に公正な態度に心がける必要があります。
- ③ **請負者との信頼関係を保持し、誠意を持って行う**
請負者に対する疑念という先入観を持たずに請負者を信頼して誠意を持って行うことが大切です。ただし、盲目的な信頼は禁物であり、自らの知識・経験に照らして資するべきは資するという態度が必要です。
- ④ **請負者とは対等であるとの認識を持って接する**
請負者に対して優位であるかのような態度は厳に慎むべきです。立場の違いはあっても、上下の関係はないことを認識する必要があります。
- ⑤ **工事の目的・内容を把握し主眼点をおき、資料や現場をよく観察する**
全数検査ではなく抜き取り方式を基本としていますので、検査の着眼点をいち早く見抜き、資料や現場での観察を十分行って判断することが大切です。効率的で的確な検査を行うためには、日頃から技術や知識の研鑽や事前の準備も必要です。
- ⑥ **質問、指摘、指示等は明確に行う**
請負者に対する質問、指摘、指示などはわかりやすい言葉で相手にはっきりと内容が伝わるように行う必要があります。
請負者が即答できない場合は、調べる時間を与えるなど納得のいく検査を心がける必要があります。
- ⑦ **検査時の関係書類は定められた工事関係書類以外については提示等を求めない**
書面検査にあたっては、工事関係書類（工事書類の簡素化一覧表（案）、写真管理基準など）に定められた書類の範囲内で設計図書、関係諸基準等との確認検査や整理・工夫の状況を検査するものとし、定められた以上の書類・写真の作成などを対象とした評価は行わないことに留意する必要があります。
- ⑧ **検査職員としての誇りと信念を持って行う**
公共工事の真の発注者である国民の代行者として、工事目的物を引き取るための検査を行っているという自覚を常に有していなければなりません。

検査職員は、以上の心得を念頭において

- ・検査の開始を明確に宣言した上で的確な検査を実施します。
- ・検査終了時には請負者に対して明確な合否の判定、検査結果についての講評を行います。

3-10 検査の実施方法

ここでは、検査の一般的な手順及び検査方法を示すが、工事の種類、規模、検査に要する時間、検査時の気象状況等により、検査職員が適宜判断し検査を実施する必要がある。

1. 工事概要の把握

工事目的物の品質、性能、計上寸法及び施工にあたっての条件等、設計図書の内容、現地を取り巻く状況、施工の体制などについて把握したうえで検査を実施する。

1) 監督職員又は設計担当の立会者から説明を受ける工事概要

- ・請負契約関係書類
- ・工事概要（全体事業の概要及び当該工事の概要、設計書、仕様書の内容）
- ・完成写真（既済部分又は、中間技術検査部分出来高写真）
- ・イメージアップ、パイロット事業等に対する取り組み
- ・その他、施工者の熱意、地元等の渉外関係の対応状況

2) 請負者から説明を受ける工事概要

- ・工事の安全に対する取り組み、労働災害の有無
- ・施工上の創意工夫並びに結果
- ・工程を含む工事施工上での問題点とその対策
- ・その他、意見要望等

2. 工事実施状況の検査

1) 給付の検査においては、土木工事検査技術基準（案）第3条、別表第1により、契約書等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理、施工体制について、工事管理状況に関する各種の記録と、契約図書とを対比して検査を行う。

- ・「施工体制」の検査では、表1に示す内容に留意する。
- ・「契約書等の履行状況」の検査では、表2に示す内容に留意する。
- ・「工事実施状況」、「工程管理」、「安全管理」の検査では、表3、表4に示す内容に留意する。

2) 技術検査においては、土木工事技術検査基準（案）第6条により、工事の施工状況、施工体制等の的確さについて技術的な評価を行う。

表1 適正な施工体制の確保

種別・検査事項	検査留意事項	検査方法・書類	
配置技術者	現場代理人	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に常駐している。 ・監督職員との連絡調整を書面で行っている。 	施工体制の点検
	監理技術者 (主任技術者)	<ul style="list-style-type: none"> ・資格者証の確認。 ・配置予定技術者、通知による監理技術者、施工体制台帳に記載された監理技術者、管理技術者証に記載された技術者及び本人が同一である。 ・現場に常駐している。 ・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっている。 ・施工に先立ち、創意工夫または提案をもって工事を進めている。 	資格者証 施工体制の点検
	専門技術者	<ul style="list-style-type: none"> ・専任の技術者を配置している。 	施工体制の点検
	作業主任者	<ul style="list-style-type: none"> ・選任し、配置している。 	
施工体制台帳等	施工体制台帳	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に備え付け、かつ同一のものを提出した。 ・下請契約書(写)及び再下請負通知書を添付している。 ・下請負金額を記入している。 	施工体制の点検
	施工体系図	<ul style="list-style-type: none"> ・現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 ・記載のない業者が作業していない。 ・記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 ・本請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 	施工体制の点検
	建設業許可標識	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 	施工体制の点検
	下請契約	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業法や他法令を遵守した契約がなされている。 	施工体制の点検

表2 契約書等の履行状況

種 別	適 用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
土木工 事共通 仕様書 第1編 共通編 (総則)	1-1-1-3	設計図書の照査	・照査体制、照査内容、照査結果	施工体制の点検
	1-1-1-4	施工計画書	・提出時期（工事着手前） ・施工計画書記載事項	
	1-1-1-5	工事カルテ作成、登録	・工事請負代金額が500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事について、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日及び休日を除き、完成時は工事完成後、それぞれ10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請する。	
	1-1-1-7	工事用地等の使用	・工事用地等の復旧状況	写真等
	1-1-1-8	工事の着手	・工事の開始日後30日以内着手	施工体制の点検
	1-1-1-10	施工体制台帳	・施工体制台帳、施工体系図の監督職員への提出（下請契約の請負代金額の総額が3000万円以上）	施工体制の点検
	1-1-1-13	工事の一時中止	・一時中止理由、請負者へ書面通知 ・中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督職員を通じて発注者に提出	
	1-1-1-15	工期変更	・事前協議の実施 ・工期変更協議の対象の請負者への通知 ・工期変更協議書の監督職員への提出	
	1-1-1-16	支給材料及び貸与物件	・支給品精算書の監督職員への提出	施工体制の点検
	1-1-1-17	工事現場発生物品	・現場発生物品の監督職員への引渡	現場発生物品調書
	1-1-1-18	建設副産物	・掘削による発生材料を工事に用いる場合（設計図書に明示がない場合）の監督職員との協議、承諾 ・産業廃棄物を搬出する場合のマニフェストの監督職員へ提示されているか。 ・再生資源利用（促進）計画書（実施書）の監督職員への提出	施工体制の点検
1-1-1-20	工事完成検査	・工事完成通知書の監督職員への提出	工事完成通知書	

種 別	適 用	検査項目	検査留意事項	検査書類、方法
	1-1-1-21	既済部分検査等	・ 工事出来高報告書及び工事出来形内訳書の監督職員への提出	工事出来高報告書 工事出来形内訳書
	1-1-1-23	施工管理	・ 出来形・品質管理の記録及び関係書類の監督職員への提出 ・ 出来形・品質管理基準が定められていない工種について協議	測定表、管理図 協議書
	1-1-1-24	履行報告	・ 工事履行報告書の監督職員への提出	工事履行報告書
	1-1-1-27	爆発及び火災の防止	・ 関係官公庁の指導についての提示(1-1-1-35官公庁等への手続等 関連)	施工体制の点検
	1-1-1-29	事故報告書	・ 監督職員への通報及び事故報告書の提出	工事事故報告書
	1-1-1-35	官公庁等への手続等	・ 官公庁等への諸手続きにおいて許可、承諾等を得たとき監督職員への提示 ・ 地元関係者との交渉内容の文書確認及び監督職員への報告	施工体制の点検
	1-1-1-36	施工時期及び施工時間の変更	・ 官公庁の休日または夜間に、現道上の工事または監督職員が把握していない作業を行う場合事前に理由を付した書面によって監督職員への提出	施工体制の点検 休日、夜間作業届
	1-1-1-40	保険の付保及び事故の補償	・ 建設業退職金共済制度等への加入義務(契約締結後1ヶ月以内)	施工体制の点検
土木 工事 共通 仕様書 第3編 土木工 事 共通 編 (総則)	3-1-1-2	請負代金内訳書及び工事費構成書	・ 監督職員への提出(契約締結後14日以内)	施工体制の点検
	3-1-1-3	工程表	・ 監督職員への提出(契約締結後14日以内)	
	3-1-1-6	監督職員による検査(確認を含む)及び立会等	・ 立会願の監督職員への提出 ・ 設計図書及び監督職員が定めた工種の施工段階における段階確認の適正な実施	
	3-1-1-7	数量の算出	・ 出来形数量の監督職員への提出	出来形数量の算出資料
	3-1-1-8	品質証明	・ 品質証明員の氏名、資格、経験及び経歴書 ・ 品質証明書の提出	施工体制の点検
	3-1-1-11	施工管理	・ 建設材料の品質記録の監督職員への提出	品質記録図、生コンクリート品質記録表、 コンクリート二次製品品質記録表

表3 施工計画書記載事項

記載事項	検査留意事項	備考
1. 工事概要		
2. 計画工程表	・ 施工工程順序は適切か	
3. 現場組織表	・ 現場代理人、主任（監理）技術者、各管理担当（工程、出来形、品質、機械、安全巡視、事務等）が適切に配置されているか	
4. 指定機械	・ 設計図書により指定された建設機械に適合しているか	
5. 主要船舶・機械	・ 主要船舶、機械の規格及び確認方法が適切か	
6. 主要資材	・ 品名、規格及び確認方法（承諾、カタログ等）が適切か	
7. 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	・ 契約図書（技術提案等も含む）で指定された工法、対策となっているか	
8. 施工管理計画	・ 出来形、品質、写真管理の管理項目、基準、方法、処置が適切か	
9. 安全管理	・ 安全訓練実施計画は適切か	
10. 緊急時の体制及び対応	・ 緊急時の連絡体制は適切か ・ 緊急時の対応組織及び緊急用資機材の確保体制は適切か	
11. 交通管理	・ 過積載による違法運行の防止指導体制及び過積載車両に対する処置方法は適切か ・ 交通整理員配置計画は適切か ・ 現道工事における安全施設配置は適切か ・ 工事用資材及び機械などの輸送計画は適切か	
12. 環境対策	・ 騒音、振動、塵埃、水質汚濁対策は適切か ・ 周辺住民への対応及び苦情処理計画は適切か	
13. 現場作業環境の整備	・ 現場作業事務所、作業宿舍、休憩所、作業現場及び現場周辺的美装化計画は適切か ・ 地域周辺行事への積極的参加	
14. 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	・ 建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用が図られているか 再生資源利用計画書（実施書） 再生資源利用促進計画書（実施書）	
15. その他	必要に応じて	

表4 工事実施状況

検査項目	検査留意事項	検査方法
1. 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・計画工程と実施工程との整合 ・変更指示、一時中止等による適切な工程の見直し ・工程回復努力 	実施工程表
2. 安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・安全協議会の活動状況（KY、TBM、安全巡視） ・安全訓練の実施状況（及び社内安全巡視状況） ・過積載運行防止指導状況及び過積載車両に対する処理結果 ・交通整理員及び安全施設配置状況 	議事録、活動状況写真 活動状況写真・ビデオ 指導記録写真・ビデオ 写真
3. 使用材料	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験期間での実施 ・試験成績表が規格を満足 ・2次製品のカタログ、パンフレットの添付 	関係資料
4. 施工状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施工計画書どおりの施工方法 	写真
5. 施工管理	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な試験立会頻度 ・社内検査実施状況、結果及び改善処置結果 	写真 写真、関係資料
6. 緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応努力 	写真、関係資料
7. 環境対策	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音、振動、塵埃、水質汚濁等の適切な処置 ・苦情に対する適切な処置 ・建設廃棄物の適切な処置 ・再生資源の適切な処置 	マニフェスト、写真
8. 現場作業環境	<ul style="list-style-type: none"> ・現地事務所、作業宿舍等の美装化の積極的な実施 ・地域周辺行事への積極的な参加 	
9. 書類管理	<ul style="list-style-type: none"> ・指示、承諾、協議等の適切な処置（区分、時期、内容） ・管理手法、整理手法の的確性、創意工夫 ・安全活動、重機点検記録 	

3. 出来形検査

検査技術基準第4条、技術検査基準第7条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

出来形検査は、位置、出来形寸法が設計図書に規定された出来形に適合しているか否かを確認するものであり、実地において測定可能な出来形については検査職員が実測し出来形を確認することを原則とする。

また、実測が不可能なものについては書面（出来形管理写真を含む出来形管理資料）により確認を行う。

出来形に関する検査の手順は以下のとおりである。

1. 出来形管理資料について、出来形管理基準に定められた測定項目、測定頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、出来形寸法のバラツキについて把握する。

なお、一部分を任意に抽出して出来形管理写真との整合についても確認する。

2. 検査技術基準に定められた検査頻度以上を原則とし、かつ偏りのないよう検測箇所を選定する。

検査技術基準に記載されていない工種の検査頻度は、工事内容及び検査項目等を考慮し選定するが、おおむね共通仕様書施工管理基準頻度の20%程度実施するものとする。

3. 実地において出来形寸法を検測するとともに、ふくらみやくぼみ等の有無について観測する。

なお、検査時に不可視となる部分については監督職員の段階確認資料及び請負者の測定結果資料に基づき検査を実施する。

4. 出来形確認の結果と規格値の対比並びに観測結果に基づき適否を判断する。

なお、外部からの観察、出来形管理資料等により出来形の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

4. 品質検査

検査技術基準第5条、技術検査基準第8条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

品質検査は、使用された材料の品質及び施工品質が設計図書に規定された品質に適合しているか否かを確認するもので、書面による確認及び現地や施工状況写真の観察により判断する。

品質検査の手順は以下のとおりである。

1. 品質管理資料について、品質管理基準に定められた試験項目、試験頻度並びに規格値を満足しているか否かを確認するとともに、品質のバラツキについて把握する。
2. 現地や施工状況写真等の観察により均等に施工されているか否かを判断する。
3. 動作確認が行える施設については、実際に操作し確認を行うとともに、必要により性能を実測する。
4. 品質管理資料の規格値との対比、並びに観察結果により適否を判断する。

なお、品質管理資料、外部からの観察等により品質の適否が判断できない場合は契約書の定めるところにより、必要に応じて破壊検査を実施する。

5. 出来ばえ検査

技術検査基準第9条及び請負工事成績評定要領に基づき実施する。

6. 破壊検査

契約書において、「(工事の完成を確認するための検査において) 甲又は検査職員は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。」と定められている。

・ 最小限度の破壊検査とは

① 出来形に関する最小限度の破壊検査の例

構造物の寸法・・・確認の必要な部分の掘り起こし又は抜き取り等の破壊を行い、実測により確認する。

舗装の厚さ・・・・確認の必要な部分のコアを採取し実測により確認する。

② 品質に関する最小限度の破壊検査の例

コンクリート・・・確認の必要な部分の一部をはつり取り、目視及びシュミットハンマー等を利用し確認する。さらに確認が必要な場合は、コアを採取し、その試験結果により確認する。

アスファルト・・・確認の必要な部分のコアを採取し、その試験結果により確認する。

土工・・・・・・・確認の必要な部分を掘り起こし、密度試験などの試験を行い、その結果により確認する。

3-1-1 検査結果の処置

1. 検査結果の通知

検査実施の結果、検査の対象出来形部分の完成を確認した場合は、請負者に対して「検査確認通知書」により通知する。

2. 検査結果の復命

完成検査、既済部分検査で給付の完了を確認した場合は「検査調書」及び「技術検査復命書」により、また、中間技術検査で対象部分の完成を確認した場合は「技術検査復命書」により、局長または事務所長に復命する。

3. 請負工事技術検査結果通知

完成検査、中間技術検査の検査結果の復命を受け、請負者に技術的な検査結果を通知する。

4. 工事成績評定

検査結果について、「請負工事成績評定要領」及び「地方整備局工事成績評定実施要領」に基づき工事成績評定を行う。

5. 修補指示

検査実施の結果、検査職員が修補の必要があると認めた場合は、「修補の指示について」に基づき、請負者に対して修補指示を行う。

なお、修補の規模、期間を考慮し、合議の判断が必要と考えられる場合は、検査結果処置検討会議をただちに開催し、技術的検討、合否の判断及びペナルティーの検討を行い、その結果により指示を行うことができる。

また、工事の修補内容のかしの重大性を考慮し、指名停止等の措置要領にもとづき、指名停止等措置検討委員会に諮り、適正な処置を行う。

検査職員が文書による修補の指示を行った場合は、「文書による修補の手続き」による。

検査結果処置検討会議（工事検査管理委員会等）

検査結果処置検討会議の構成メンバー	
（本官工事）	（分任官工事）
議長：技術調整管理官（地方事業評価管理官）	議長：事務所長
副議長：総括工事検査官（工物品質調整官）	副議長：（技）副所長
構成員：契約課長、技術管理課長、工事検査官（必要に応じて）、当該工事発注担当課長（必要に応じて）、当該工事担当事務所長（必要に応じて）、当該工事技術検査官（必要に応じて）、議長が指名した者	構成員：（工事施工管理官、事業対策官、建設専門官のいずれか）、契約課長、当該工事発注担当課長、当該工事担当主任監督員、当該工事担当技術検査官、議長が指名した者

6. 修補指示した場合の合格、不合格

請負者が期限までに修補を完了し、監督職員が修補箇所を確認後、検査職員に報告する。検査職員が修補の完了を確認した場合は合格である。

期限までに修補を完了できなければ不合格であり「修補不合格通知書」を請負者に通知する。また、完成が認められるまでの超過期間について契約書第45条により損害金の支払いを請求することになる。

遅延利息の徴収期間については、「契約書第45条の運用」による。

3-1-2 修補

1. 修補の指示について

(1) 指示の必要性

検査時には、検査の結果として、合格、不合格の判断をすることになる。

しかし、検査時不合格であっても、その後修補（補強等も含む）等を実施すれば合格（給付の完了が確認できる）と判断できるケースが多々生じるものと想定される。このような場合、修補の要否、期間等の指示が必要となる。

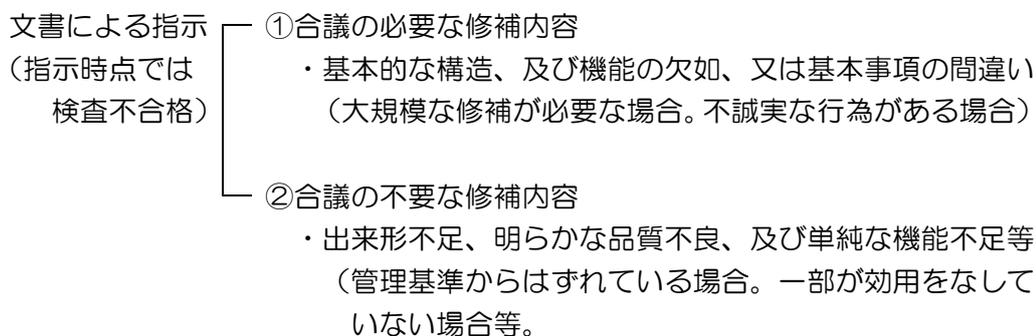
また、一方では技術検査において、技術水準の向上を目的としており、少しの手入れで工事目的物全体のグレードが上がる場合も多々考えられる。このような場合には指示により手入れを行わせるものとする。

(2) 指示の種類と手続

○文書による指示

給付の完了の確認を可能とするために必要な指示（手続）は、文書による指示とする。（共通仕様書第1編1-1-20の規定に基づく修補指示である。）

必要な修補内容により「検査結果処置検討会議（工事検査管理委員会等）」における合議の必要なものと不要なものに分かれる。



(3) 修補指示の期限について

完成検査、完済部分検査時の修補期限については、契約書第45条の運用のA、B（A \geq B）期間となる。この期間内に給付の完了の確認が認められない場合は不合格（工期内に完成しなかった）となり、遅延利息の徴収の対象となる。

完成検査、完済部分検査、年度末の既済部分検査で修補の確認が年度を越える場合は繰越手続が必要となるので注意すること。

(4) 工事完成後の修補指示について

契約書第44条第2項に規定する工事完成後（引き渡し後）のかしの修補の請求を行う場合の検査手続は、期限内に修補が完了しなかった場合の検査業務のフローを準用する。

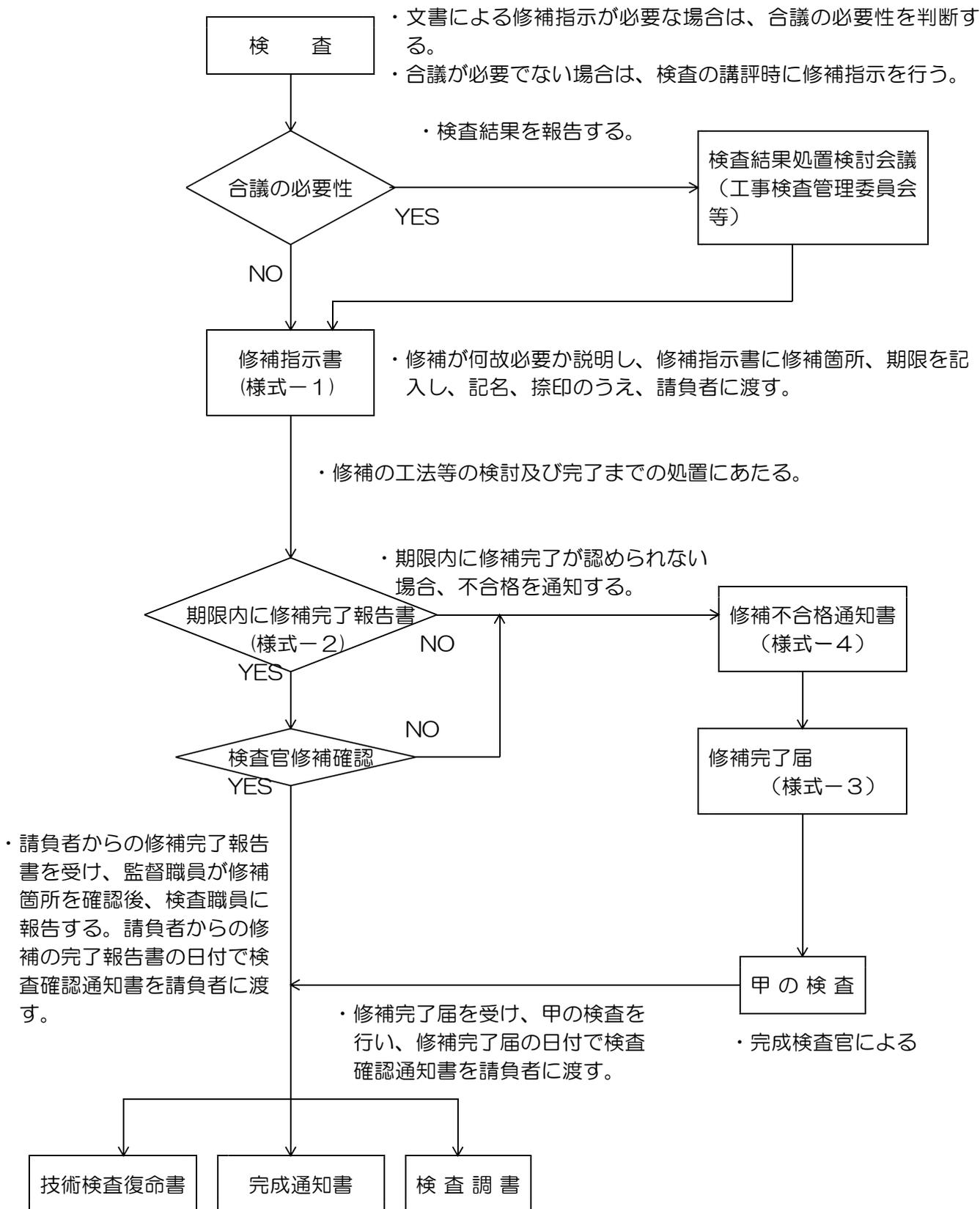
※合議の必要な修補の具体例

- 大々的な修補が必要な場合。不誠実行為の有る場合。
- 例・橋脚の位置を間違い上部工に影響する。(位置、高さ)
- ・基準高を間違い、前後の工事とすりつかない。
 - ・PC桁に構造的な傷があり検討を要する。
 - ・鋼橋のキャンバーが不足し、コンクリート打設後に逆キャンバーになる恐れがある。
 - ・重要構造物に構造的なクラックが発生し、不安全な構造となっている。
 - ・舗装の厚さが大半不足している。(規格値を大きく外れている)
 - ・その他、構造物として致命的な欠陥が有る場合。主要箇所における故意的な粗雑工事の場合。等

※合議が不要な修補の具体例

- 管理基準からはずれているような場合。一部が効用をなしていない場合等
- 例・吹きつけ厚さが部分的に足りないので、増し吹きが必要。
- ・ガードレールの設置高さが基準と合わない。
 - ・擁壁に大きく豆板(空洞化)が出来ている(表面の荒れ程度ではない)
 - ・一部埋戻しの転圧不足があり、沈下の恐れがある。または、沈下している。
 - ・排水構造物の設置高さの不良。
 - ・収縮クラックの補修(検査時点でクラック調査が完了しているもの)
 - ・クラックの調査指示(調査対象構造物でクラックが発生し、検査時点でクラック調査が行われていないもの及び調査内容が不十分なもの)
 - ・その他これらに類するもの。

2. 文書による修補の手続き



3. 契約書第45条の運用

契約書第45条の履行遅滞の場合における損害金の支払請求に係る遅延日数の考え方は次表の通りとする。(※「合格」、「不合格」の意味は遅延利息の徴収が「なし」か「あり」か。)

ケース	工期内			工期外			考え方
	完成	検査	修補	完成	検査	修補	
a b c	○ ○ ○	○ ○ ○	○		○		} 合格
d e	○ ○	○ ○			○ ○	○ ○	<p>修補期間が$A \geq B$であれば合格とし、ケースbと同じ、$A < B$であれば不合格、遅延利息の徴収の対象となる。</p> <p>完成日 検査日 期限 修補日</p> <p>完成日 期限 検査日 修補日</p> <p>$B - A =$ 対象期間</p>
f g				○ ○	○ ○		<p>不合格、遅延利息を徴収する。</p> <p>期限 完成日 検査日</p> <p>期限 完成日 検査日 修補日</p> <p>$C =$ 対象期間</p> <p>$C + B =$ 対象期間</p>

注) 検査命令書は完成届を受理した時点で発行すべきであるが便宜上工事検査計画表によりあらかじめ検査日を決定するので検査職員は事前に当該事務所へ完成か否かを確認のうえ、検査を行うものとする。(※注) 検査日と修補指示日が異なる場合は修補指示日とする。)

様式-1 (帳票様式-74)

修 補 指 示 書	
工 事 名	
修補の箇所	
修 補 の 期 限	平 成 年 月 日

上記について修補を指示する。

平 成 年 月 日

検査職員 氏 名 印

様式-2 (帳票様式-75)

検査職員 氏 名 殿	現場代理人 氏 名 印	平 成 年 月 日
平成 年 月 日()検査において、修補指示された部分につきましては、下記のとおり完了しましたので報告します。		
修補完了報告書		
工 事 名		
検査官の修補指示箇所及び修補内容		

様式 - 3

平成 年 月 日

支出負担行為担当官
 〇〇地方整備局長
 〇〇事務所長

〇〇 〇〇 殿
 〇〇 〇〇 殿

請負者 住 所
 氏 名 印

修補完了届

平成 年 月 日 の () 検査において、指示されました、
 修補部分については、下記のとおり完了しましたのでお届けします。

工 事 名 額 所 日
 契 約 箇 所 年 月 日
 工 事 箇 所 年 月 日
 契 約 限 了 年 月 日
 期 完 了
 修補、改造箇所

記

・ () は検査の種類を記入

様式 - 4

平成 年 月 日

請負者
 住 所
 氏 名 殿

契約担当官等名
 官 職 ・ 氏 名 印

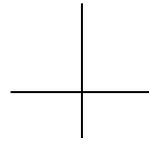
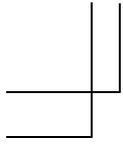
修補不合格通知書

工 事 名 :
 上記工事は、平成 年 月 日の完成検査において指摘のあった修補部分につい
 て確認した結果、期限内に修補完了が認められないことから、修補不合格として通知
 します。

記

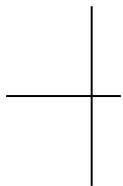
理 由

(白紙)



第4編

成績評定について



(白紙)

4-1 成績評定について

請負工事の工事成績評定は、工事の適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上を図ることを目的として実施されている。

「評定要領」や評定の「実施要領」の見直しの背景には、指名競争入札から一般競争入札に入札契約の方法が切り替わり受注環境が大幅に変化したことがあり、品質確保の必要性がより高まったことが強く関わっている。

現在、工事の入札契約においては、ほとんどの工事について総合評価落札方式が導入されており、入札参加要件に工事成績が活用されている。また、落札者の決定にあたっては、価格と企業の技術力が総合的に評価されており、工事成績は技術力の評価においても重要な指標のひとつになっている。

平成13年度から運用されている工事成績評定では、品質、出来形などの評定項目に、高度技術、創意工夫、社会性（社会貢献等）などの評価を加えるとともに、施工プロセスについても評価していた。

平成21年度に改正された現行の工事成績評定では、「高度技術」の評価を見直し、「工事特性」を評価するように改められた。これにより、特異な技術といった観点ではなく、施工の困難性等の工事特性への対応が図られた工事を評価できるように改善された。

この他に、総合評価の履行状況を評価するため、履行状況に対する評価項目を新規に設定している事や、工事間の技術力の差をこれまで以上に明確に評価出来るように改められたことなどが、工事成績評定の主要な改正点である。

工事成績評定は、「地方整備局工事技術検査要領」第6条の規定に基づき実施され、検査の方法である技術的基準は、「地方整備局土木工事技術検査基準（案）」に定められている。

具体的な評定の方法の詳細は、「請負工事成績評定要領」や、「請負工事成績評定要領の運用」の別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」に定められている。

工事成績評定は、これらの内容に沿って粛々と実施される。

成績評定に関する基準類等一覧（沿革）

1. 地方整備局土木工事検査技術基準（案）
平成18年3月31日 国官技第284号
「第3編. 検査について」を参照
2. 既済部分検査技術基準について
平成18年4月3日 国官技第1-3号
「第3編. 検査について」を参照
3. 地方整備局工事技術検査要領
平成18年3月31日 国官技第282号
「第3編. 検査について」を参照
4. 地方整備局土木工事技術検査基準（案）
平成18年3月31日 国官技第283号
「第3編. 検査について」を参照
5. 請負工事成績評定要領の制定について
平成13年3月30日 国官技第92号
平成19年3月30日 国官技第358号
平成22年3月31日 国官技第326号
6. 請負工事成績評定要領の運用について
平成13年3月30日 国官技第93号
平成17年6月30日 国官技第64号
平成18年9月26日 国官技第177号
平成19年3月30日 国官技第359号
平成21年3月24日 国官技第293号
平成22年3月31日 国官技第328号
7. 請負工事成績評定結果の取り扱いについて
平成18年7月31日 国官技第113号
8. 「請負工事成績評定結果の取扱いについて」の運用について
平成18年7月31日 国コ企第4号
平成19年3月30日 国コ企第1号
平成20年6月6日 国シ企第1号

9. 請負工事成績評定結果取扱細則について

平成18年9月11日 事務連絡

平成19年3月30日 事務連絡

4-2 請負工事成績評定要領について

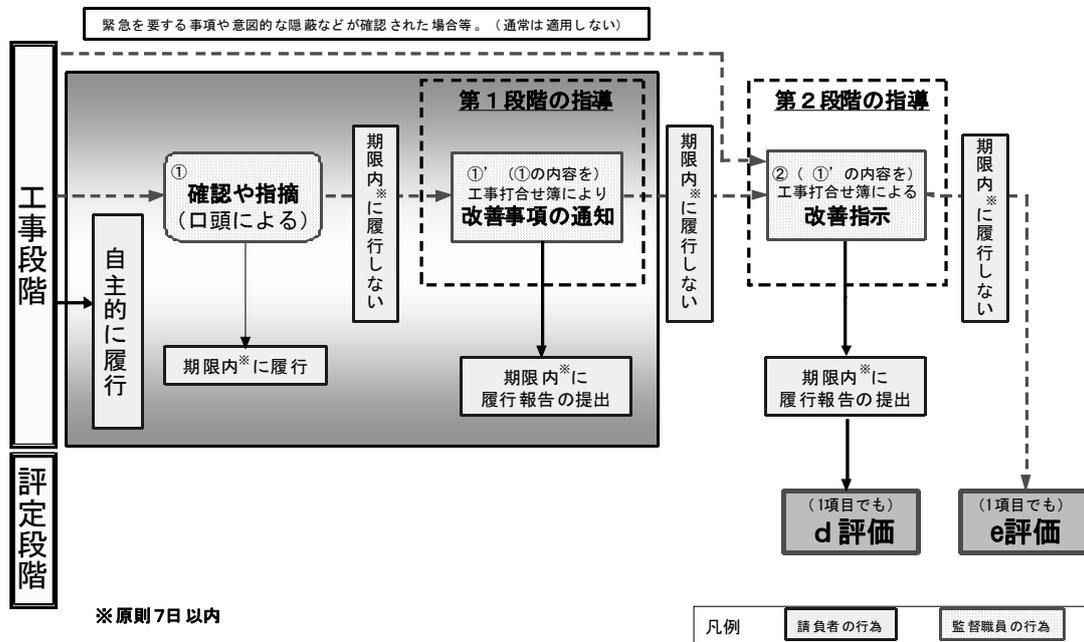
請負工事成績評定要領の基本的解釈と運用方法について（参考）

【基本的解釈と運用方法】

評定における「評価対象項目」は、契約書、特記仕様書、土木工事共通仕様書等に記載されているいわば契約事項であるものがほとんどであり、実施されなければ契約不履行という前提で解釈できそうです。が、次のように解釈する必要があります。

- ・ 契約事項は、請負業者の責任において自ら遂行しなければならないものであるが、実態として監査員としての指導や助言なしでは工事を遂行できない請負業者が見受けられます。評定は、工事を完成させるまでの過程で、監督職員がどの程の指導や助言をしなければならなかったのか確認して評価を行うものとなっています。指導や助言が多くなるにしたがい評価は低くなります。
- ・ さらに、これらの評価にも「透明性」「客観性」が求められています。したがって、その工事の評価点に至る過程も明確にしておかなければなりません。それらを[「施工プロセス」のチェックリスト]及び「工事打合せ書」に記録することになっています。なお、工事検査官にとってこれらの記録は、請負業者の各種能力を評価する際の重要な情報となります。
- ・ 『工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表』における「評価対象項目」に「レ点」を付すことができるのは、当該項目に関する業務を請負者が自主的に実施した場合のみとします。発注者側監査職員の指導や助言があった場合、その結果が合格水準に達していても「評価項目」に「レ点」を付すことはできません。
- ・ 『工事成績採点表の考査項目の考査項目別運用表』における「評価対象項目」に「レ点」を付す場合の条件としては、前項の条件を満たし、かつ、その結果が合格水準以上であることが必要です。
- ・ 請負業者の工事履行能力などにより、何らかの契約不履行に至る可能性が認められたときは、それを指摘し指導をして改善させることとなりますが、評定では指導から改善に至る過程を打合せ書で記録することとなります。指導は2段階となります。一段階の指導は「打合せ書の通知」で行い、通知により改善されなければ「打合せ書の指示」により改善をします。なお、「文書（打合せ書）による改善指示」を行った場合、その【細別】の評価はd、あるは、eとなります。「打合せ書の通知」を行う際にはその時期（タイミング）が重要となります。

このように、工事遂行能力に欠ける請負者に契約上、不適切な部分が認められた場合には、文書による「通知」や「指示」によって改善を求めることになり、契約不履行を容認するというにはなりません。



【総合評価における技術提案履行確認】

- ・ 技術提案の履行確認は、総合評価落札方式において技術提案を求めた工事（簡易型タイプで施工計画の優劣を評価している工事を含む）を対象に行います。
- ・ 総合評価の技術提案の「履行」、「不履行」の確認は、総合評価落札方式における技術提案のすべてを対象に行います。そのため、監督職員は、発注担当者から通知される、技術提案の内容を工事着手前に十分に把握しておくことが必要となります。
- ・ 確認の結果については、「工事成績評価通知書」（別紙様式第1）における4 成績評価 ② 技術提案履行確認欄に「履行」、「不履行」又は「対象外」を記載し、請負者に通知するものとします。
- ・ 「不履行」の場合における減点などの処置については、各地方整備局等の「技術審査会」などで審議されることとなります。

請負工事成績評定要領について

(制定) 平成13年3月30日 国官技第92号
(一部改正) 平成19年3月30日 国官技第358号
(一部改正) 平成22年3月31日 国官技第326号

北海道開発局長
各地方整備局長
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長

あて

国土交通事務次官

請負工事成績評定要領の一部改正について

請負工事成績評定要領を別紙のとおり一部改正したので、遺憾のないよう実施されたく通知する。

別紙

請負工事成績評価要領

(目的)

第1 この要領は、地方整備局の所掌する直轄事業（国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第3条第18号に規定する「直轄事業」をいう。）に係る請負工事の成績評価（以下「評価」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評価の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(評価の対象)

第2 評価の対象は、原則として1件の請負金額が500万円を超える請負工事について行うものとする。

ただし、電気、ガス、水道又は電話の引込工事等で地方整備局長が必要がないと認められたものについて、評価を省略することができる。

(評価の内容)

第3 評価は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価
- 二 工事の技術的難易度：構造物条件、技術特性等工事内容の難しさを評価

(評価者)

第4 第3の評価を行う者（以下「評価者」という。）は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 工事成績の評価者は、「地方整備局工事技術検査要領」（平成18年3月31日 国官技第282号）第3及び第4で定める「技術検査官」及び第6で定める「技術評価官」とする。
- 二 工事の技術的難易度の評価者は、技術評価官とする。

2 前項各号に掲げる評価者については、別に定めるものとする。

(評価の方法)

第5 評価は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評価者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評価の結果は、別に定める工事成績評価表及び工事の技術的難易度評価表（以下「評価表等」という。）に記録するものとする。

(評価の時期)

第6 技術検査官は技術検査を実施したとき、技術評価官は工事が完成したとき、それぞれ評価を行うものとする。

2 工事の技術的難易度の評価は、工事が完成したときに行うものとする。

(評定表等の提出)

第7 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく、支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官（以下「本官」という。）の契約した工事については局長に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官（以下「分任官」という。）の契約した工事については当該工事を担当する事務所長（以下「事務所長」という。）に、評定表等を提出するものとする。

2 事務所長は、分任官の契約した工事について、速やかに局長に報告するものとする。

(評定の結果の通知)

第8 局長又は事務所長は、評定者から評定表等の提出があったときは、遅滞なく、当該工事の請負者に対して、評定の結果を、別に定めるところにより通知するものとする。

(評定の修正)

第9 局長又は事務所長は、第8の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

2 局長又は事務所長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の請負者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10 第8又は第9による通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、通知を行った局長又は事務所長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 局長又は事務所長は、前項による説明を求められたときは、書面により回答するものとする。

(再説明請求等)

第11 第10第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、局長に対して、再説明を求めることができる。

2 局長は、前項による再説明を求められたときは、地方整備局に設けられた工事成績評定審査委員会の審議を経て書面により回答するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。

4-3 請負工事成績評定要領の運用について

平成13年3月30日 国官技第93号
(一部改正) 平成17年6月30日 国官技第64号
(一部改正) 平成18年9月26日 国官技第177号
(一部改正) 平成19年3月30日 国官技第359号
(一部改正) 平成21年3月24日 国官技第293号
(一部改正) 平成22年3月31日 国官技第328号

北海道開発局長
各地方整備局長
内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長

あて

国土交通省大臣官房技術審議官

請負工事成績評定要領の運用の一部改正について

請負工事成績評定要領（以下「要領」という。）の一部改正については、別途事務次官名をもって通知したところであるが、その運用について下記のとおり一部改正したので留意されたい。

記

1. 評定者

要領第4第二号に規定する「技術評価官」は、総括技術評価官とする。

2. 評定の方法

要領第5第1項に規定する評定は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第5第1項の「工事成績」の評定は、別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」によるものとする。
- 二 要領第5第1項の「工事の技術的難易度」の評定は、別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」によるものとする。

3. 評定結果の記録

要領第5第2項に規定する評定表等への記録は、次の各号により行うものとする。

- 一 要領第5第2項の「工事成績評定表」は、別添1「地方整備局工事成績評定実施要領」の別記様式第3に記録するものとする。
- 二 要領第5第2項の「工事の技術的難易度評価表」は、別添2「地方整備局工事技術的難易度評価実施要領」の別記様式第1に記録するものとする。

4. 評価結果の通知及び回答

要領第8又は第9の通知並びに要領第10及び第11の回答は、「工事成績」及び「工事の技術的難易度」については別添3「地方整備局工事成績評価通知実施要領」によるものとする。

5. 附則

この通知は、平成22年4月1日以降に行う技術検査について適用するものとするが、平成21年3月31日以前に完済部分の検査を行った工事で行う技術検査は除くものとする。

別添1

地方整備局工事成績評定実施要領

(目的)

第1 本要領は、「請負工事成績評定要領」(平成13年3月30日国官技第92号。以下「評定要領」という。)第3第一号の工事成績の評定に関する事項を定めることにより、地方整備局が所掌する請負工事の適正かつ効率的な施工を確保し工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2 工事成績の評定(以下「成績評定」という。)の対象とする工事は、評定要領第2に規定された評定の対象工事のうち、地方整備局が発注する河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事、公園緑地工事、その他これらに類する工事とする。

(成績評定の時期)

第3 成績評定の時期は、技術検査官にあっては、技術検査実施のつど、総括技術評価官及び主任技術評価官にあっては、工事の完成のときとする。

(評定者)

第4 成績評定を行う者(以下「評定者」という。)は、技術検査官並びに総括技術評価官及び主任技術評価官とする。

(成績評定の方法)

第5 成績評定は、工事ごとに独立して行うものとする。
2 工事成績の採点は、別記様式第1「工事成績採点表」により行うものとする。
3 細目別評定点の算出は別記様式第2によるものとする。
4 評定結果は別記様式第3「工事成績評定表」に記録するものとする。
5 評定にあたっては、別紙-4の「出来形及び品質のばらつきの考え方」及び別紙-5「施工プロセスのチェックリスト(案)」を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「社会性等」に関しては、請負者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(成績評定結果の報告)

第6 成績評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく支出負担行為担当官若しくは契約担当官又はこれらの代理官の契約した工事については、地方整備局長(以下「局長」という。)に、分任支出負担行為担当官又は分任契約担当官(以下「分任官」という。)の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長(以下「事務所長」という。)に報告するものと

する。

2 事務所長は、分任官の契約した工事について、速やかに局長に報告するものとする。

(成績評定結果の通知)

第7 局長（分任官の契約した工事については、当該工事を担当する事務所長）は、別添
4「地方整備局工事成績評定通知実施要領」の定めるところにより、当該工事の請負
者に通知するものとする。

別記様式第1

工事成績採点表 [完成、一部完成]

平成 年 月 日 作成
 〇〇 地方整備局 〇〇 事務所

工 事 名	契約金額(最終)		平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 完成年月日																							
	工期	完成	技術検査官(中間)				技術検査官(中間)				技術検査官(完成)															
請負者名	主任技術評価官						総括技術評価官						氏名													
氏名	a	b	c	d	e	氏名	a	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般																									
	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																					
	II. 配置技術者																									
	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																					
	I 施工管理																									
	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10																					
	II. 工程管理																									
	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10		+1.0	0	-7.5	-15																
	III. 安全対策																									
	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10		+3.0	0	-7.5	-15																
	IV. 対外関係																									
	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																					
	I. 出来形																									
	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0																					
	II. 品質																									
	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0																					
	III. 出来ばえ																									
	I. 施工条件等への対応 ※2																									
							+20.0	~	0																	
	I. 創意工夫 ※3																									
							+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0															
	I. 地域への貢献等																									
	加減点合計(+2+3+4+5+6)																									
	①	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	点	
	評定点計(65点土加減点合計) ※1																									
	〇点 〇中間技術検査が2回以上の場合:① 点×0.4+② 点×0.2+③ 点×0.2+④ 点×0.2= 点																									
	〇中間技術検査が2回以上の場合:① 点×0.4+② 点×0.4+③ 点×0.2+④ 点×0.2= 点																									
	〇中間技術検査がなかった場合:① 点×0.4+② 点×0.4= 点																									
	7.法令遵守等 ※7																									
	点 〇評定点計(点)-法令遵守等(点) = 点																									
	8. 総合評価 技術提案 技術提案履行確認 ※8																									
	履行 不履行 対象外																									
	9. 総合評価 技術提案 技術提案履行確認 ※9																									
	(主任技術評価官)																									
	(総括技術評価官)																									
	(技術検査官)																									
	所 見 ※5																									

※1 65点 + 1.~3.の評定(加減点合計) + 4.~6.の評定(加減点合計) = 評定点
 各評定点①~④は小數第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に於いて適切に対応したことを評価する項目である。
 評価に際しては、主任技術評価官からの報告を受けて総括技術評価官が評価するものとする。
 ※3 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき利益があった場合に評価する項目である。
 ※4 4., 5., 6.は加減点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。
 ※5 所見は必ず記載する。
 ※6 各審査項目ごとの採点は、審査項目別運用表によるものとし、技術検査官(完成)の評価に先立ち、主任、総括技術評価官が行う。
 ※7 法令遵守等の評価は、総括技術評価官が行う。
 ※8 評定点合計は、四捨五入により整数とする。
 ※9 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』と選択する。

別記様式第2

細目別評定点採点表

工事名：								
考查項目	細 別	①主任技術評価官	②総括技術評価官	③技術検査官（中間）	④技術検査官（中間）	⑤技術検査官（完成）	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	I. 施工体制一般	(1.0) × 0.4 + 2.9 = 3.3点					3.3点	3.3%
	II. 配置技術者	(3.0) × 0.4 + 2.9 = 4.1点					4.1点	4.1%
2. 施工状況	I. 施工管理	(4.0) × 0.4 + 2.9 = 4.5点		(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点		(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	13.0点	13.0%
	II. 工程管理	(4.0) × 0.4 + 2.9 = 4.5点	(2.0) × 0.2 + 3.2 = 3.6点				8.1点	8.1%
	III. 安全対策	(5.0) × 0.4 + 2.9 = 4.9点	(3.0) × 0.2 + 3.3 = 3.9点				8.8点	8.8%
	IV. 対外関係	(2.0) × 0.4 + 2.9 = 3.7点					3.7点	3.7%
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	(4.0) × 0.4 + 2.8 = 4.4点		(10.0) × 0.4 + 6.5 = 10.5点	(10.0) × 0.4 + 6.5 = 10.5点	(10.0) × 0.4 + 6.5 = 10.5点	14.9点	14.9%
	II. 品質	(5.0) × 0.4 + 2.9 = 4.9点		(15.0) × 0.4 + 6.5 = 12.5点	(15.0) × 0.4 + 6.5 = 12.5点	(15.0) × 0.4 + 6.5 = 12.5点	17.4点	17.4%
	III. 出来ばえ			(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	(5.0) × 0.4 + 6.5 = 8.5点	8.5点	8.5%
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		(20.0) × 0.2 + 3.3 = 7.3点				7.3点	7.3%
5. 創意工夫	I. 創意工夫	(7.0) × 0.4 + 2.9 = 5.7点					5.7点	5.7%
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		(10.0) × 0.2 + 3.2 = 5.2点				5.2点	5.2%
7. 法令遵守等			(0.0) × 1.0 = 0.0点					0.0%
8. 総合評価 技術提案	技術提案履行確認		履行 不履行 対象外				評定点合計 100.0点	100.0点

※ 中間技術検査があった場合 (①+②+③×0.5+④×0.5) = 細目別評価点 (①+②+④) = 細目別評価点
 中間技術検査がなかった場合 (①+②+④) = 細目別評価点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。
 ※ 総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。

別記様式第3

工 事 成 績 評 定 表

平成 年 月 日
事務所名： 事務所

工 事 名		
契 約 金 額	当初 ￥	最終 ￥
工 期	当初 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	最終 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	
完 成 検 査 年 月 日	平成 年 月 日	
中 間 技 術 検 査 年 月 日	第1回: 平成 年 月 日 第2回: 平成 年 月 日	
請 負 者 氏 名		
現 場 代 理 人 氏 名		
主 任 技 術 者 氏 名		
監 理 技 術 者 氏 名		
総 括 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名	印	
主 任 技 術 評 価 官 所 属 ・ 氏 名	印	
技 術 検 査 官 (中 間) 所 属 ・ 氏 名	印	
技 術 検 査 官 (完 成) 所 属 ・ 氏 名	印	
① 主 任 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
② 総 括 技 術 評 価 官 評 定 点	点	
③ 技 術 検 査 官 (中 間) 評 定 点	点	
④ 技 術 検 査 官 (完 成) 評 定 点	点	
⑤ 法 令 遵 守 等	点	
⑥ 評 定 点 合 計	点	

注1) 中間技術検査があった場合

$$\text{評定合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{③} \times 0.2 + \text{④} \times 0.2) - \text{⑤}$$

中間技術検査がなかった場合

$$\text{評定合計 ⑥} = (\text{①} \times 0.4 + \text{②} \times 0.2 + \text{④} \times 0.4) - \text{⑤}$$

2) 中間技術検査が2回以上あった場合、評定点は中間技術検査を合わせた平均点を記入する。

3) 一部完成の場合は、総括技術評価官、主任技術評価官及び技術検査官が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4) 主任技術評価官、総括技術評価官、技術検査官の評定点は小数第1位までとする。

5) 評定合計は、四捨五入により整数とする。

6) ⑤法令遵守等は、総括技術評価官が記入する。

考査項目別運用表

考査項目		(主任技術評価官)			
細別	a	b	c	d	e
I. 施工体制	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書を、工事着手前に提出している。 <input type="checkbox"/> 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 <input type="checkbox"/> 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 <input type="checkbox"/> 元請が下請の作業成果を検査している。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 <input type="checkbox"/> 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 <input type="checkbox"/> 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 <input type="checkbox"/> 機械設備、電気設備等について、製作工場における社内検査体制（規格値の設定や確認方法等）を整えている。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
II. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>適切である</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p> <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>	<p>やや不適切である</p>	<p>不適切である</p>
I. 施工体制	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <p>【全体を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 <p>【現場代理人を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 現場代理人が、工事全体を把握している。 <input type="checkbox"/> 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 <input type="checkbox"/> 監督職員への報告を適時及び的確に行っている。 <p>【監理(主任)技術者を評価する項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 書類を共通仕様書及び諸基準に基づき適切に作成し、整理している。 <input type="checkbox"/> 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 <input type="checkbox"/> 施工上の課題となる条件(作業環境、気象、地質等)への対応を図っている。 <input type="checkbox"/> 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 <input type="checkbox"/> 監理(主任)技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
II. 配置技術者 (現場代理人等)	<p>適切である</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p> <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>	<p>やや不適切である</p>	<p>不適切である</p>

考查項目別運用表

		(主任技術評価官)			
考查項目	細別	a	b	c	e
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したもとなっている。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 <input type="checkbox"/> 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 <input type="checkbox"/> 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質証明書及び写真等を整理している。 <input type="checkbox"/> 工事打合せ簿を、不足無く整理している。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 <input type="checkbox"/> 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>d</p> <p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>
		<p>不適切である</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>			
	II. 工程管理	<p>適切である</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 <input type="checkbox"/> 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した工程表を作成している。 <input type="checkbox"/> 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 <input type="checkbox"/> 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 <input type="checkbox"/> 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 <input type="checkbox"/> 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 <input type="checkbox"/> 休日の確保を行っている。 <input type="checkbox"/> 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>d</p> <p>やや不適切である</p> <p><input type="checkbox"/> 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>
		<p>不適切である</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>			

考查項目別運用表

考查項目	細別	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d やや不適切である	e 不適切である
III. 安全対策	別					
	策	<p>●評価対象項目</p> <p>「施工プロセス」の子エックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。</p> <p>災害防止協議会等を1回/月以上行っている。</p> <p>安全教育及び安全訓練等を半日/月以上実施している。</p> <p>新入現場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。</p> <p>工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。</p> <p>過積載防止に取り組んでいる。</p> <p>仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。</p> <p>保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。</p> <p>地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。</p> <p>その他</p> <p>理由：</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p>安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p>安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>
IV. 対外関係	別					
	係	<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a</p> <p>評価値が80%以上90%未満.....b</p> <p>評価値が80%未満.....c</p> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>やや不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。</p>	<p>不適切である</p> <p>対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。</p>

考査項目別運用表

考査項目	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内である。	□ 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	□ 契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。
※ ばらつきの判断は別紙-4参照。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 出来形の評定は、工事全般を通じて評定するものとする。 ② 出来形とは、設計図書に示された工事的目的物の形状及び寸法をいう。 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものである。 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。 </div>					
機械設備工事	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	● 評価対象項目 □ 挿付に關する出来形管理が容易に把握できよう、出来形管理図などを工夫している。 □ 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 □ 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足している。 □ 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 □ 不可視部分の出来形を写真撮影している。 □ 塗装管理基準の塗膜厚管理を適切にまとめている。 □ 溶接管理基準の出来形管理を適切にまとめている。 □ 社内の管理基準に基づき管理している。 □ 設計図書に定められている予備品に不足が無い。 □ 分解整備における既設部品等の摩擦、損傷等について、整備前と整備後の劣化状況及び回復状況を図表等に記録している。 □ その他				
● 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c					
理由：					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 () % = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 </div>					

考查項目別運用表

考查項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	e (主任技術評価官) 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工事 事・受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	適切である ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫している。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定(試験)結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形を写真撮影している。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理している。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内である。 <input type="checkbox"/> 設備の据付及び固定方法が設計図書又は承諾図書通り施工している。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が、設計図書又は承諾図書通りに敷設している。 <input type="checkbox"/> 測定機器のキャリブレーションを、定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札がケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理している。 <input type="checkbox"/> その他	ほぼ適切である ●判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c	理由： ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には、評価とする。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

考査項目別運用表

考査項目	(主任技術評価官)				
3. 出来形及び出来ばえ	a	b	c	d	e
<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね5.0%以内である。</p> <p>II. 品質</p> <p>※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p>	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8.0%以内である。</p>	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	
<p>品質の測定は、工事全般を通じて評定するものとする。</p> <p>品質とは、設計図書に示された工事事目的物の規格である。</p> <p>品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保のための管理系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものである。</p> <p>品質管理項目を設定しない工事は「c」評価とする</p>	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね8.0%以内である。</p>	<p>品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</p>	
<p>機械設備工事</p> <p>※上記欄によらず、当該欄で評価</p>	<p>適切である</p>	<p>ほぼ適切である</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	<p>他の評価に該当しない</p>	
<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）の内容が設計図書の仕様を満足している。 □ 設備の機能及び性能を、承諾図書のとおり確保している。 □ 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出している。 □ 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられている。 □ 溶接管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 塗装管理基準の品質管理項目について規格値を満足している。 □ 操作制御設備について、操作スイッチや表示灯を承諾図書のとおり配置し、操作性にすぐれている。 □ 操作制御設備の安全装置及び保護装置が承諾図書のとおり機能している。 □ 小配管、電気配線・配管が、承諾図書のとおり敷設している。 □ 設備の取扱説明書を工夫している。 □ 完成図書（取扱説明書）に定期的な点検及び交換を必要とする部品並びに箇所を明示している。 □ 機器の配置が点検しやすいよう工夫している。 □ 設備の構造や機器の配置が、部品等の交換作業を容易にできるよう工夫している。 □ 二次コンクリートの配合試験及び試験練りが実施され、試験成績表にまとめられている。 □ バルブ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示している。 □ 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示している。 □ 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしている。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 現地状況を勘案し施工方法等について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 □ その他 	<p>理由：</p>	<p>理由：</p>	<p>理由：</p>	<p>理由：</p>	
<p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上..... a</p> <p>評価値が80%以上90%未満..... b</p> <p>評価値が80%未満..... c</p>	<p>① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>	<p>理由：</p>	<p>理由：</p>	<p>理由：</p>	

考查項目別運用表

考查項目	工種	a 適切である	b ほぼ適切である	c 他の評価に該当しない	d 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	e 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	電気設備工事 通信設備工事・ 受変電設備工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討を実施している。 <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の結果が、品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が、設計図書と一致し、成績書にまとめている。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れている。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無い。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 操作制御関係の機能及び性能が、仕様を満足しているとともに、必要な安全装置及び保護装置の作動が確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足している。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器(製品)の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認している。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）している。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示している。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるよう工夫している。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 理由： </div>	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。
維持・修繕工事 ※上記欄によらず、当該欄で評価	●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・c <input type="checkbox"/> 常に緊急的な作業に対応できる体制を整えている。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業に対し、迅速に対応している。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対し、現地状況を勘案し、施工方法や構造について提案を行うなど、積極的に取り組んでいる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っている。 理由： 理由： 理由： 理由：	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。	<input type="checkbox"/> 契約書第17条に基づき、監督職員が改善請求を行った。

注 記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

考查項目別運用表

(主任技術評価官)

考查項目	細別	工夫事例	項目
5. 創意工夫	1. 創意工夫	<p>【施工】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 部材並びに機械等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 照明などの視界の確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 運搬車両、施工機械等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 支保工、空砕工、足場工、仮設橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 施工管理ソフト、土庫管理システム等の活用に関する工夫。 <input type="checkbox"/> ICT（情報通信技術）を活用した情報化施工を取り入れた工事。 <p>※本項目は2点の加点とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 特殊な工法や材料を用いた工事。 <input type="checkbox"/> 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 <p>【新技術活用】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、活用効果調査表を提出している。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価ポイントが12.0点以上である。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち「有用」とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術及び「有用」とされる技術」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価ポイントが12.0点以上である。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち「有用」とされる技術」を活用し、活用効果調査表を提出している。 <input type="checkbox"/> NETIS登録技術のうち事後評価未実施技術及び「有用」とされる技術」以外の新技術を活用し、発注者による活用効果調査結果の総合評価ポイントが12.0点以上である。 <p>※本項目は4点の加点とする。</p> <p>※新技術の活用に関する上記4項目での加点は最大4点とする。</p> <p>※評定者は、発注者及び請負者の双方による全ての活用効果調査表を確認した上で加点を行う。</p> <p>なお、加点対象は請負者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合、加点措置を行わないものとする。</p> <p>※ここで、「有用」とされる技術」とは、推奨技術、準推奨技術、設計比較対象技術、活用促進技術、少実績優良技術をいう。</p> <p>【品質】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 <input type="checkbox"/> コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 配筋、溶接作業等に関する工夫。 <p>【安全衛生】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 <input type="checkbox"/> 安全を確保するための仮設備等に関する工夫。(落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等) <input type="checkbox"/> 安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 一般車両突入時の撤去軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 厳しい作業環境の改善に関する工夫。 <input type="checkbox"/> 環境保全に関する工夫。 	<p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> その他
	記述評価 (レマークを付した評価内容を詳細記述)	<p>【創業工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的な内容を記載</p> <p>評点： _____ 点</p>	

※1. 特に評価すべき創業工夫事例を加点評価する。
 ※2. 評価は各項目において1つレベルが付与されれば1、2、4点で評価し、最大7点の加点評価とする。
 ※3. 該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
 ※4. 上記の考查項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体的内容を記載して加点する。

考查項目別運用表

(総括技術評価官)

考查項目	細別	a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	II. 工程管理	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工程管理を適切に行なったことにより、休日や夜間工事の回避等を行い、地域住民に公共工事に対する好印象を与えた。 <input type="checkbox"/> 工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。 <input type="checkbox"/> 災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> 工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって工事を完成させた。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>				
	III. 安全対策	<p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全衛生を確保するため、他の職種となるような活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全協議会での活動に積極的に取り組んだ。 <input type="checkbox"/> 安全対策に係る取り組みが地域から評価された。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由：</p>				
		<p>●判断基準 上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。</p>				

考査項目別運用表

(総括技術評価官)

考査項目	細別	対応	事項	【事例】具体的な施工条件等への対応事例		
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応	<p>1 構造物の特殊性への対応</p> <p>□ 1.対象構造物の高さ、延長、施工（削）面積、施工距離等の規模が特殊な工事</p> <p>□ 2.対象構造物の形状が複雑であることから、施工条件が特に変化しやすい工事</p> <p>□ 3.その他</p> <p>理由：_____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>(1.について)</p> <p>切土の土量：20万³m以上、盛土の土量：15万³m以上、護岸・築堤の平均高さ：10m以上、トンネル(φ4.1)の直径：8m以上、ダム用水門の設計水深：2.5m以上、樋門又は樋管の内空平均面積：150²m以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm以上、堰又は水門の最大径間長：25m以上、堰又は水門の径間数：3径間以上、堰又は水門の扉体面積：500²m以上、トンネル(開削工法)の内径深さ：20m以上、トンネル(ATM)の内空平均面積：100²m以上、トンネル(注埋工法)の内空平均面積：300²m以上、海陸堤防、護岸、突堤又は離岸堤の水深：10m以上、地滑り防止工：幅100m以上かつ法長150m以上、浚渫工の浚渫土量：100万³m以上、流路工の計画高水流量：500³m以上、砂防ダムの高さ：15m以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400³m/s以上</p> <p>(2.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 <p>(3.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中の道路の拡幅工事。 ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土質が硬いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。 <p>(4.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監理などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が多いたる工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 <p>(6.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 <p>(7.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交通通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大車にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 <p>(8.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の作業があり、その作業の全てに対応した工事。 <p>(9.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作業現場が広範囲に分布している工事。 <p>(10.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工ヤードの広さや高さ制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。 <p>(11.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎等に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要がある工事。 <p>(12.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・溜水袋を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 <p>(13.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面又は急峻な地形直下の工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 <p>(14.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 <p>(15.について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事 	<p>II 都市部等の作業環境、社会条件等への対応</p> <p>□ 4.地盤の变形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事</p> <p>□ 5.周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事</p> <p>□ 6.周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事</p> <p>□ 7.現道上での交通規制に大きく影響する工事</p> <p>□ 8.緊急時に対応が特に必要な工事</p> <p>□ 9.施工箇所が広範囲にわたる工事</p> <p>□ 10.その他</p> <p>理由：_____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>	<p>III 厳しい自然・地盤条件への対応</p> <p>□ 11.特殊な地盤条件への対応が必要な工事</p> <p>□ 12.雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事</p> <p>□ 13.急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事</p> <p>□ 14.動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事</p> <p>□ 15.その他</p> <p>理由：_____</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。</p>	<p>IV 長期工事における安全確保への対応</p> <p>□ 16.12ヶ月を超える工期で、事故がなく完成した工事（全面一時中止期間は除く）</p> <p>※但し、文書注意に至らない事故は除く。</p> <p>□ 17.その他（_____）</p> <p>※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。</p>
	評価	評点： _____ 点				

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。

※2. 評価にあたっては、主任監督職員等の意見も参考に評価する。

考查項目別運用表

		(総括技術評価官)				
考查項目	細別	a	a'	b	b'	c
6. 社会性等	I. 地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない
	<p>●評価対象項目</p> <p><input type="checkbox"/> 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。</p> <p><input type="checkbox"/> 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。</p> <p><input type="checkbox"/> 地域が主催するイベントへ積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。</p> <p><input type="checkbox"/> 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>理由： _____</p> <p>●判断基準 ※上記該当項目を総合的に判断して、a、a'、b、b'、c評価を行う。</p>					

考査項目別運用表

(総括技術評価官)

法令遵守等の該当項目一覧表

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	点 数
7. 法令遵守等		
	措置内容	点 数
	□ 1.指名停止3ヶ月以上	- 20点
	□ 2.指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	- 15点
	□ 3.指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	- 13点
	□ 4.指名停止2週間以上1ヶ月未満	- 10点
	□ 5.文書注意	- 8点
	□ 6.口頭注意	- 5点
	□ 7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	- 3点
	□ 8.その他 理由：	- 点
	□ 9.項目該当なし	
	<p>① 本考査項目（7.法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。</p> <p>② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事項、工期、施工場所等）を履行することに限定する。</p> <p>③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従事職員及び当該工事にあたって下請契約し、それを履行するために従事する者に限定する。</p> <p>④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、8. その他の項目で減ずる措置を行う。</p>	
	<p>【上記で評価する場合の適応事例】</p> <p>1.入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。</p> <p>2.承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。</p> <p>3.使用人に関する労働条件に問題があり送検された。</p> <p>4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。</p> <p>5.当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。</p> <p>6.一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。</p> <p>7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。</p> <p>8.労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。</p> <p>9.監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。</p> <p>10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延等防止法第4条に規定する規業者の遵守事項に違反する行為がある。</p> <p>11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。</p> <p>12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。</p> <p>13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記載されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。</p> <p>14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。</p>	

考查項目別運用表

考查項目	細別	(技術検査官)				
		a 優れている	b やや優れている	c 他の評価に該当しない	d やや劣っている	e 劣っている
2. 施工状況	I. 施工管理	<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 契約書第18条第1号～5号に基づく設計図書の見直しが行われていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書が工事着手前に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件又は計画内容に変更が生じた場合は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事材料の品質に影響が無いよう工事材料を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 立会確認の手続きを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 下請に対する引き取り(完成)検査を書面で実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 品質証明体制が確立され、品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 工事の関係書類を不足なく簡潔に整理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p> <p>●判断基準</p> <p>評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....b 評価値が80%未満.....c</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p> </div>				

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ 1. 出来形	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由：						
	※ ばらつき判断は別紙-4参照。						
機械設備工事	a	a'	b	b'	c	d	e
※上記欄によらず、当該欄で評価	<input type="checkbox"/> 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図などを工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状及び寸法の実測値が許容範囲内であり、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 施工管理基準の撮影記録が撮影基準を満足し、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の塗膜厚管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の出来形管理が適切にまとめられており、出来形の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められている予備品に不足がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 分解整備における既設部品等の摩耗、損傷等について、整備前と整備後の老化解状及び回復状況が図表等に記録していることが確認できる。 理由：	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80%以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	<input type="checkbox"/> 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	● 判断基準 評価値が90%以上.....a 評価値が80%以上90%未満.....a' 評価値が70%以上80%未満.....b 評価値が60%以上70%未満.....b' 評価値が60%未満.....c						

① 出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
 ② 出来形とは、設計図書に示された工事事目的物の形状及び寸法をいう。
 ③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
 ④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

考查項目別運用表

		(技 術 検 査 官)						
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ I. 出来形	電気設備工事 通信設備工 事・受変電設 備工事 ※上記欄によ らず、当該欄 で評価	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている 出来形の測定方法又は 測定値が不適切であつ たため、監督職員が文 書で指示を行い改善さ れた。	劣っている 出来形の測定方法又は 測定値が不適切であつ たため、検査職員が修補 指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 据付に関する出来形管理が容易に把握できるよう、出来形管理図及び出来形管理表を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器等の測定（試験）結果が、その都度管理図表などに記録され、適切に管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 写真管理基準の管理項目を満足している。 <input type="checkbox"/> 不可視部分の出来形が写真で確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書で定められていない出来形管理項目について、監督職員と協議の上で管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全般にわたり、形状、寸法の実測値が許容範囲内であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の据付、固定方法が、設計図書又は承諾図書のとおり施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線が設計図書又は承諾図書通り敷設していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 行先などを表示した名札が、ケーブルなどに分かり易く堅固に取り付けられている。 <input type="checkbox"/> 配管及び配線の支持間隔や絶縁抵抗等について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価値が 90%以上..... a 評価値が 80%以上 90%未満..... a' 評価値が 70%以上 80%未満..... b 評価値が 60%以上 70%未満..... b' 評価値が 60%未満..... c <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値 (%) = 該当項目数 () / 評価対象項目数 () ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。 </div>						

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート 構造物工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきを判断は別紙-4参照。 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後には型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの打設前に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧搾作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他	a' b b'	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきを判断は別紙-4参照。 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 締めめが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物周辺の締めめを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 土羽上の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法面に有害な亀裂が無い。 <input type="checkbox"/> 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他	d e	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	
	土工事 (切土、盛土、堤防等工事)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきを判断は別紙-4参照。 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 締めめが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 芝付け及び種子吹付を設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物周辺の締めめを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 土羽上の土質が設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法面に有害な亀裂が無い。 <input type="checkbox"/> 伐除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他	a' b b'	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	d e	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 <input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。	

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	80%以下	80%以下	80%以下	ばらつきで判断不可
	75%以上90%未満	a'	a'	b	b
60%以上75%未満	b	b'	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきを判断できない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

●判断基準

評価値	90%以上	80%以下	80%以下	80%以下	ばらつきで判断不可
	75%以上90%未満	a'	a'	b	b
60%以上75%未満	b	b'	b'	c	c
60%未満	b'	c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきを判断できない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																																											
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	護岸・根固・水制工事	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。 ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 施工面を平滑に仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 裏込材及び隅込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないよう十分に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緑化ブロック、石積(積)、法枠、かごマット等における材料の組み合わせ又は連結が、裏込材の咬出しが無きよう行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 石積(張)工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及び組み合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎工において、掘り過ぎが無き施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工にあたって、床掘箇所の水及び汚水等は、排除して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 理由：	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。 ● 評価対象項目 【工場製作関係】 <input type="checkbox"/> 鋼材の種類を、品質を証明する書類又は現物により照合していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業に当たり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接作業に当たり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗装作業に当たり、塗布面十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 養地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空任管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由：	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ● 判断基準 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	c		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ● 判断基準 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	c		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c
	評価値	90%以上	a	a'		b	b'																																												
75%以上90%未満		a'	b	b'	c																																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																														
	60%未満	b'	c	c	c																																														
評価値	90%以上	a	a'	b	b'																																														
	75%以上90%未満	a'	b	b'	c																																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																														
	60%未満	b'	c	c	c																																														
	鋼橋工事 (RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。 ● 評価対象項目 【架設関係】 <input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 支承の据付で、コンクリート面のチップピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 架設に用いる仮設備及び架設用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有して確認していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場塗装部のケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場塗装表において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 理由：	<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 ● 判断基準 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">評価値</td> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td></td> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </table> 注 試験結果の打点数等が少なくばらつきは判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。	評価値	90%以上	a	a'	b	b'	75%以上90%未満	a'	b	b'	c		60%以上75%未満	b	b'	c	c		60%未満	b'	c	c	c																									
評価値	90%以上	a	a'		b	b'																																													
	75%以上90%未満	a'	b	b'	c																																														
	60%以上75%未満	b	b'	c	c																																														
	60%未満	b'	c	c	c																																														

考查項目別運用表

		(技 術 検 査 官)				
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c
3. 出来形及び出来ばえ	砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)	<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。				
II. 品質		<input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果及び試験値を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。				
		<input type="checkbox"/> 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 鉄筋及び鋼材の品質が、証明書類で確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。				
		<input type="checkbox"/> その他				
		理由:				
		<input type="checkbox"/> 【砂防構造物工事に適用】				
		<input type="checkbox"/> コンクリート打設まで及び、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 施工面を平滑に仕上げていることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> その他				
		理由:				
		<input type="checkbox"/> 【地すべり対策工事(抑止杭・集水井工事を含む)】				
		<input type="checkbox"/> アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> ライナープレートの組み立てに当たり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。				
		<input type="checkbox"/> その他				
		理由:				
		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。				
		<input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。				

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値 () / 評価対象項目数 ()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、評価とする。

●判断基準

	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可
50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a'	b
75%以上90%未満	a'	b'
60%以上75%未満	b	c
60%未満	b'	c

注 試験結果の打点数が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																								
3. 出来形及び出来ばえ	舗装工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p>						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。																							
II. 品質		<p>● 評価対象項目 【路床・路盤工関係】 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工のブルーローリングを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとと締固めて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締固めが、タンバ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。 理由： _____</p> <p>【アスファルト舗装工関係】 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ブラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 理由： _____</p> <p>【コンクリート舗装工関係】 <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装工の施工に先だって、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適合しており、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。 理由： _____</p>						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が修補指示を行った。																							
		<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>																														
		<p>● 判断基準</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">評価値</th> <th colspan="3">ばらつきで判断可能</th> </tr> <tr> <th>50%以下</th> <th>80%以下</th> <th>80%を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> </tbody> </table>						評価値	ばらつきで判断可能			50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c		
評価値	ばらつきで判断可能																															
	50%以下	80%以下	80%を超える																													
90%以上	a	a'	b																													
75%以上90%未満	a'	b	b'																													
60%以上75%未満	b	b'	c																													
60%未満	b'	c	c																													
		<p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>																														

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e		
3. 出来形及び出来ばえ	法面工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p> <p>● 評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工基礎を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) <input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮きや石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土壤試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどの境界に隙間に生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] <p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網が破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] <p>【現場打砕工関係(ブレイキャスト法砕工含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 枠内に空隙が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 層間にはく離が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] 						<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつき判断は別紙-4参照。</p> <p>● 評価対象項目</p> <p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 施工基礎を平滑に仕上げていることが確認できる。(特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係) <input type="checkbox"/> 施工に際して、品質に害となる施工面の浮きや石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起らないよう締固めを十分行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 雨水による崩壊が起らないように、排水対策を実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] <p>【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土壤試験の結果を施工に反映していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどの境界に隙間に生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] <p>【コンクリート又はモルタル吹付工関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網が破損を生じていないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さが均等であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] <p>【現場打砕工関係(ブレイキャスト法砕工含む)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場養生が、設計図書の仕様を満足するように実施されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 枠内に空隙が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 層間にはく離が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <ul style="list-style-type: none"> 理由： [] 	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。</p>
<p>(技術検査官)</p>										

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値 () = 該当項目数 () / 評価対象項目数 ()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

● 判断基準

90%以上	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能
	50%以下	80%以下	
75%以上90%未満	a	a'	b
	a'	b	b'
60%以上75%未満	b	b'	c
	b'	c	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつき判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形及び出来ばえ II. 品質	コンクリート橋上部工事(PC及びR/Cを対象)	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締め方法を、定められた条件を満足していることが確認できる。 (寒中及び暑中コンクリート等を含む) <input type="checkbox"/> コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> スベラーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレベーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> P/C鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 有害なクラックが無い。 <input type="checkbox"/> その他 						<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>

理由:

- ① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
- ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。
- ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
- ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

●判断基準

評価値	ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能		
	50%以下	80%以下	80%を超える	50%以下	80%を超える	80%を超える
90%以上	a	a'	b	b	b	b
75%以上90%未満	a'	b	b'	b'	b'	b'
60%以上75%未満	b	b'	c	c	c	c
60%未満	b'	c	c	c	c	c

注 試験結果の打点数等が少くばらつきは判断できない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	塗装工事	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケレンを入念に実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料を使用前に攪拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗り残り、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。 <p><input type="checkbox"/> その他 理由： []</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査職員が修補指示を行った。</p>				
II. 品質	トンネル工事	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験]</p> <p>※ ばらつきの判断は別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質(強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等)が確認できる。 <input type="checkbox"/> コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。 <input type="checkbox"/> 圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの配合及びロックポルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設計図書に定められた岩区分(支保工パターン含む)の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 金網の継ぎ目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、潤滑状態で施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ロックポルトの定着量が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックポルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継ぎが同一線上で施工していないことが確認できる。 <p><input type="checkbox"/> その他 理由： []</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監査職員が修補指示を行った。</p>				

<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>
--

●判断基準

	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可能
50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a'	b
75%以上90%未満	a'	b'
60%以上75%未満	b'	c
60%未満	b'	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

<p>① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。</p> <p>② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。</p> <p>③ 評価値 () / 評価対象項目数 ()</p> <p>④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>
--

●判断基準

	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可能
50%以下	80%以下	80%を超える
90%以上	a'	b
75%以上90%未満	a'	b'
60%以上75%未満	b'	c
60%未満	b'	c

注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考査項目別運用表

考査項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	植栽工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 活着が促されるよう管理していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木などに損傷、はちくずれ等が無いよう保護養生を行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹木等の生育に害のある害虫等がないことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工完了後、余刺枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 植生する樹木に比べて、余裕のある植穴を埋り植穴底部を耕していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 樹名板を視認しやすい場所に据付けていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>				
II. 品質	防護柵(柵)・標識・区画線等設置工事	<p>品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 防護柵設置要領、視線誘導標設置基準、道路標識・道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の床掘りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 基礎設置箇所について地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケープルを支柱に取付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。 <input type="checkbox"/> ガードケープルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定められた強度以上であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ペイント式(常温式)区画線に使用するシッターの使用量が、10%以下であることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほりを取り除いて行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線を消去の場合、表示材(塗料)のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>				

●判断基準

	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可
90%以上	a	a'
75%以上90%未満	b	b'
60%以上75%未満	c	c'
60%未満	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

●判断基準

	ばらつきで判断可能	ばらつきで判断不可
90%以上	a	a'
75%以上90%未満	b	b'
60%以上75%未満	c	c'
60%未満	c	c

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()
 ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。

注 試験結果の打点数等が少なければつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

注 試験結果の打点数等が少なければつきの判断ができない場合は評価対象項目(評価値)だけで評価する。

考查項目別運用表

考查項目	工種	a	a'	b	b'	c	d	e																												
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。<判断基準参照> [関連基準 土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※ ばらつきは別紙-4参照。 ●評価対象項目 <input type="checkbox"/> 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。 <input type="checkbox"/> 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び配行等が無いよう敷設していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管枕及び埋設シーートの設置及び土蔽りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他						品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。																												
① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%計算)の値で評価する。 ③ 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数() ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。																																				
●判断基準 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td colspan="2">ばらつきで判断可能</td> <td>ばらつきで判断不可能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50%以下</td> <td>80%以下</td> <td>80%を超える</td> </tr> <tr> <td>90%以上</td> <td>a</td> <td>a'</td> <td>b</td> </tr> <tr> <td>75%以上90%未満</td> <td>a'</td> <td>b</td> <td>b'</td> </tr> <tr> <td>60%以上75%未満</td> <td>b</td> <td>b'</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>60%未満</td> <td>b'</td> <td>c</td> <td>c</td> </tr> <tr> <td>評価値</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>注 試験結果の打点数等が少なくばらつきの場合には評価対象項目(評価値)だけで評価する。</p>										ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能		50%以下	80%以下	80%を超える	90%以上	a	a'	b	75%以上90%未満	a'	b	b'	60%以上75%未満	b	b'	c	60%未満	b'	c	c	評価値			
	ばらつきで判断可能		ばらつきで判断不可能																																	
	50%以下	80%以下	80%を超える																																	
90%以上	a	a'	b																																	
75%以上90%未満	a'	b	b'																																	
60%以上75%未満	b	b'	c																																	
60%未満	b'	c	c																																	
評価値																																				
理由:																																				

考查項目別運用表

		(技 術 検 査 官)							
考 査 項 目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e	
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	維持工事 (清掃工、除草工、 付属物工、除雪、応 急処理等)	<p>● 評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。 <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p>	<p>● 判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 該当項目が6項目以上…………… a ※ 該当項目が5項目…………… a' ※ 該当項目が4項目…………… b ※ 該当項目が3項目…………… b' ※ 該当項目が2項目以下…………… c 	<p>注</p> <p>記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>			
	修繕工事 (橋脚補強、耐震補 強、落橋防止等)	<p>● 評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 施工後のメンテナンスに対する飛言や修繕サイクル等を勘案した提案を行っていることが確認できる。 <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p> <p>理由： _____</p>	<p>● 判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 該当項目が6項目以上…………… a ※ 該当項目が5項目…………… a' ※ 該当項目が4項目…………… b ※ 該当項目が3項目…………… b' ※ 該当項目が2項目以下…………… c 	<p>注</p> <p>記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>			

考査項目別運用表

考査項目	工種	(技 術 検 査 官)				
		a	a'	b	b'	c
3. 出来形 及び 出来ばえ II. 品質	機械設備工事	<p>優れている</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 材料、部品の品質照合の書類（現物照合）を整理し品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、承諾図書のとおり確保され、品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 設計図書の仕様を踏まえた詳細設計を行い、承諾図書として提出していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器の機能及び性能に係わる成績書が整理され、品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 溶接管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 塗装管理基準の品質管理項目について、品質管理書類を整理し品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 操作制御設備の安全装置及び保護装置の機能・性能確認試験について、試験書類を整理し品質の確認ができる。 <input type="checkbox"/> 小配管、電気配線、配管が承諾図書のとおり敷設していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の取扱説明書を工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成図書（取扱説明書）に部品等の点検及び交換方法について、まとめていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器の配置が点検しやすいよう工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の構造や機器の配置が、交換頻度の高い部品の交換作業を容易にできるように工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 二次コンクリートの配合試験及び試験続行を実施し、試験成績表にまとめられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ハルプ類の平時の状態を示すラベルなどが見やすい状態で表示していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 計器類に運転時の適用範囲を見やすく表示していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 回転部や高温部等の危険箇所に表示又は防護をしていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現地状況を勘案し、施工方法等についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 評価値が 90%以上..... a ※ 評価値が 80%以上 90%未満..... a' ※ 評価値が 70%以上 80%未満..... b ※ 評価値が 60%以上 70%未満..... b' ※ 評価値が 60%未満..... c 	<p>bより優れている</p> <p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>d</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>e</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	
	電気設備工事	<p>優れている</p> <p>●評価対象項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 製作着手前に、品質や性能の確保に係る技術検討が実施していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 材料・部品の品質照合の結果が品質保証書等（現物照合を含む）で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 機器の品質、機能及び性能が設計図書を満足して、成績書にまとめられていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 操作スイッチや表示灯が承諾図書のとおり配置され、操作性に優れていることが確認できる。 <input type="checkbox"/> ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の機能及び性能が、設計図書を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の総合性能が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 現場条件によって機器製品の機能及び性能が確認できない場合において、工場試験などで確認していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備全体についての取扱説明書を工夫し作成（修繕（改造・更新含む）の場合は、修正又は更新）していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> 設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできるように工夫していることが確認できる。 <input type="checkbox"/> その他 <p>理由： _____</p> <p>●判断基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 評価値が 90%以上..... a ※ 評価値が 80%以上 90%未満..... a' ※ 評価値が 70%以上 80%未満..... b ※ 評価値が 60%以上 70%未満..... b' ※ 評価値が 60%未満..... c 	<p>bより優れている</p> <p>やや優れている</p> <p>cより優れている</p> <p>他の評価に該当しない</p>	<p>d</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。</p>	<p>e</p> <p><input type="checkbox"/> 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。</p>	

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考査項目	工 種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	通信設備工事・受変電設備工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。
II. 品質	上記以外の工事 (情報ボックス、浸染工事)又は合併工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行った。
		<p>●評価対象項目</p> <p>電気</p> <p>設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。</p> <p>材料及び構成部品の品質及び形状について、設計図書等と適合が確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>材料及び構成部品の結果が、品質保証書等(現物照合を含む)で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>設備、機器の品質、機能及び性能が、成績等で確認でき、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。</p> <p>ケーブル及び配管の接続などの作業が、施工計画書に記載された手順に沿って行われ、不具合が無いことが確認できる。</p> <p>設備全体としての運転性能が所定の能力を満足していることが確認できる。</p> <p>完成図書において、設備の機能並びに性能及び製造年月日及び製造者が判別できる資料を整備していることが確認できる。</p> <p>設備全体及び各機器において、設計図書に規定した品質及び性能を工場試験記録により確認できる。</p> <p>設備全体についての取扱説明書を工夫していることが確認できる。</p> <p>完成図書で定期的な点検や交換を要する部品及び箇所を明示していることが確認できる。</p> <p>設備の構造において、点検や消耗品の取替え作業が容易にできることが確認できる。</p> <p>その他</p> <p>理由：</p> <p>●判断基準</p> <p>※ 評価値が90%以上.....a</p> <p>※ 評価値が80%以上90%未満.....a'</p> <p>※ 評価値が70%以上80%未満.....b</p> <p>※ 評価値が60%以上70%未満.....b'</p> <p>※ 評価値が60%未満.....c</p>						
		<p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p>						
		<p>●判断対象項目</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p> <p>理由：</p>						
		<p>●判断基準</p> <p><A> 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事 e x) 浸染工、取壊し工事</p> <p>※ 該当項目が90%以上.....a</p> <p>※ 該当項目が80%以上90%未満.....a'</p> <p>※ 該当項目が70%以上80%未満.....b</p> <p>※ 該当項目が60%以上70%未満.....b'</p> <p>※ 該当項目が60%未満.....c</p> <p>なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>						
		<p> 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事</p> <p>① 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。</p> <p>② 評価値(%) = 該当項目数() / 評価対象項目数()</p> <p>③ 評価対象項目数が2項目以下の場合にはc評価とする。</p>						

	50%以下	80%以下	80%を超える
評 価 値	90%以上	a	a'
	75%以上90%未満	a'	b
	60%以上75%未満	b	b'
	60%未満	b'	c
		c	c

考査項目別運用表

(技 術 検 査 官)

考 査 項 目	工 種	d			
		a	b	c	d
3. 出来形 及び 出来ばえ	コンクリート構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 <input type="checkbox"/> クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 漏水が無い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d 	他の評価に該当しない	劣っている
	土工事 (盛土・築堤工事等)	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけなどが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d 		
Ⅲ. 出来ばえ	切土工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 規定された勾配が確保されている。 <input type="checkbox"/> 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去され、法面に施工されている。 <input type="checkbox"/> 法面勾配の変化部について、平湧部を設けるなど適切に施工されている。 <input type="checkbox"/> 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。 <input type="checkbox"/> 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d 		
	護岸・根固・水制工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 材料のみなみ合わせがよく、クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d 		
	鋼橋工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 表面に補修箇所が無い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 <input type="checkbox"/> 溶接に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 塗装に均一性がある。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d 		
	地すべり防止工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 地山との取り合いが良い。 <input type="checkbox"/> 天端、端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d 		
	舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 舗装の平坦性が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 構造物へのすりつけ等が良い。 <input type="checkbox"/> 雨水処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d 		
	法面工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 植生、吹付等の状態が均一である。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d 		

考查項目別運用表

(技術検査官)

考查項目	工種	a		b		c		d	
		優れている		やや優れている		他の評価に該当し又は		劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	基礎工事 (地盤改良等を含む)	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 土工関係の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部及び天端の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※ 地盤改良は c 評価とする。	<ul style="list-style-type: none"> 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d 						
Ⅲ. 出来ばえ	コンクリート橋上部工事	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の表面状態が良い。 <input type="checkbox"/> コンクリート構造物の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 天端及び端部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> 支承部の仕上げが良い。 <input type="checkbox"/> クラックが無い。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d 						
塗装工事 (工場塗装を除く)	塗装工事	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 塗装の均一性が良い。 <input type="checkbox"/> 細部まできめ細かな施工がされている。 <input type="checkbox"/> 補修箇所が無い。 <input type="checkbox"/> ケレンの施工状況が良好である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d 						
植栽工事	植栽工事	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 樹木の活着状況が良い。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 <input type="checkbox"/> 支柱の取り付けが堅固である。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当 3 項目以上 a 該当 2 項目 b 該当 1 項目 c 該当項目なし d 						
防護柵 (網) 工事	防護柵 (網) 工事	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 通りが良い。 <input type="checkbox"/> 端部処理が良い。 <input type="checkbox"/> 部材表面に傷及び錆が無い。 <input type="checkbox"/> 既設構造物等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> きめ細やかに施工されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当 5 項目以上 a 該当 4 項目 b 該当 3 項目 c 該当 2 項目以下 d 						
標識工事	標識工事	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 設置位置に配慮がある。 <input type="checkbox"/> 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 <input type="checkbox"/> 標識板の支柱に変色が無い。 <input type="checkbox"/> 支柱基礎が入念に埋め込まれている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d 						
区画線工事	区画線工事	● 評価対象項目	● 判断基準						
		<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 塗料の塗布が均一である。 <input type="checkbox"/> 視認性が良い。 <input type="checkbox"/> 接合状態が良い。 <input type="checkbox"/> 施工前の清掃が入念に実施されている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 該当 4 項目以上 a 該当 3 項目 b 該当 2 項目 c 該当 1 項目以下 d 						

考查項目別運用表

(技 術 検 査 官)

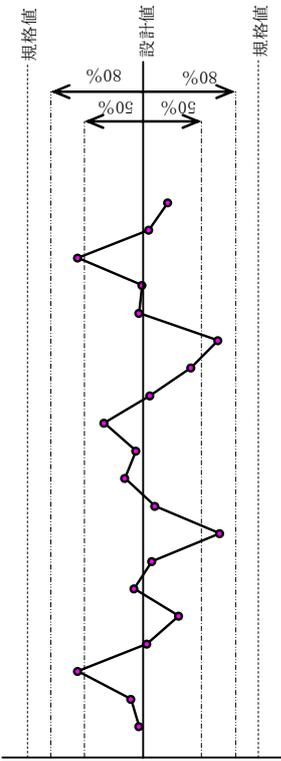
考 査 項 目	工 種	a		b		c		d
		優れている	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている		
3. 出来形及び出来ばえ	機械設備工事	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ● 評価対象項目 <input type="checkbox"/> 主設備、関連設備及び操作制御設備が全体的に統制されており、運転操作性が良い。 <input type="checkbox"/> きめ細かな施工がなされている。 <input type="checkbox"/> 土木構造物、既設設備等とのすりつけが良い。 <input type="checkbox"/> 溶接、塗装、組立等にあたって、細部に渡る配慮がなされている。 <input type="checkbox"/> 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d 					
	電気設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 きめ細やかな施工がなされている。 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能及び運用性が良い。 ケーブル等の接続方法及び収納状況が適切である。 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d 					
	維持修繕工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 小構造物等にも注意が払われている。 きめ細かな施工がなされている。 既設構造物とのすりつけが良い。 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d 					
	電線共同溝工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 歩道及び車道の舗装(含 復旧舗装)の勾配が適切で、着大な段差が無く平坦性が確保されている。 フレキシコウトロの蓋に、かたつきや不要な隙間が生じていない。 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・b 該当1項目・・・c 該当項目なし・・・d 					
	通信設備工事 受変電設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 主設備、関連設備等にきめ細かな施工がなされている。 公共物として、安全性の確保、環境及び維持管理等への配慮がなされている。 動作状態において、電氣的及び機械的な異常が無く、総合的な機能や運用性が良い。 当該設備及び関連設備が全体的に統制及び統制され、総合的な性能向上への配慮がなされている。 操作、保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 全体的な美観が良い。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・b 該当3項目・・・c 該当2項目以下・・・d 					
	上記以外の工事 又は 合併工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 評価対象項目 理由： _____ 理由： _____ 理由： _____ 理由： _____ 理由： _____ <p>※ 該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・b 該当2項目・・・c 該当1項目以下・・・d 					

出来形及び品質のばらつきを考え方

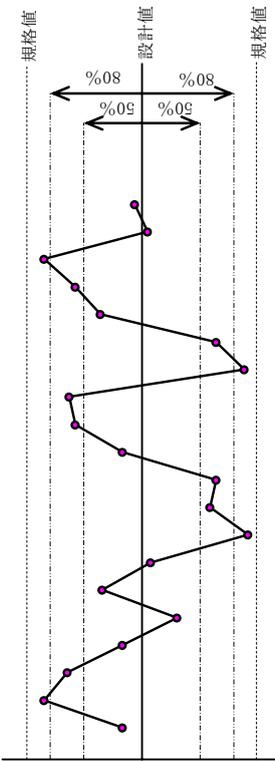
[管理図の場合]

(上・下限値がある場合)

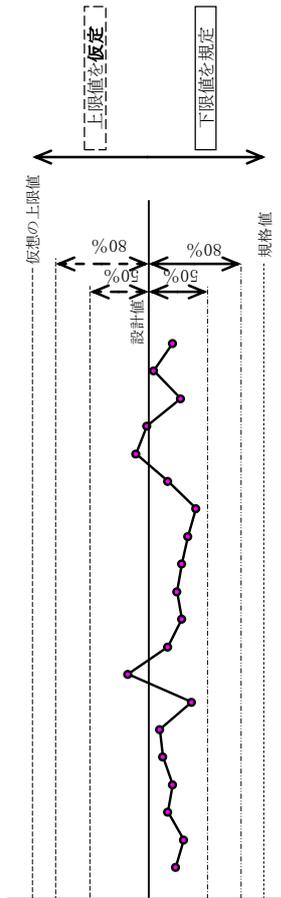
①ばらつきが50%以下と判断できる例



②ばらつきが80%以下と判断できる例

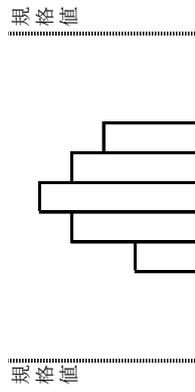


(下限値のみの場合)

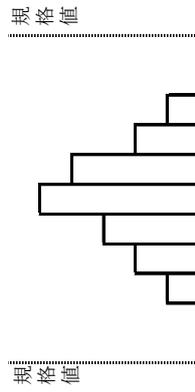


[度数表またはヒストグラムの場合]

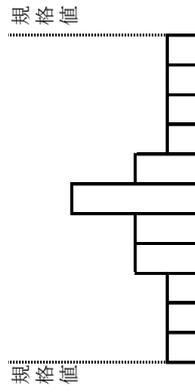
ばらつきが小さい



ばらついている



ばらつきが大きい



「施工プロセス」のチェックリスト (案)

(3/4)

調査項目	細目	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期												備考	
				着手前	施工中										完成時		
					(<input type="checkbox"/>)			(<input type="checkbox"/>)									
2	施工状況	○設計図書の確認等	・契約書第18条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 (着手前、施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
			・現場との相違事項がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 (着手前、施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○施工計画書	・施工(変更を含む)に先立ち、提出した。 (着手前、変更時)	(<input type="checkbox"/>)													
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○施工管理 ・工事材料管理	・記載内容(作業手順書)と現場施工体制が一致している。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 (着手前、変更時)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
			・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○イメーჯアップ	・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
			・特任仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○検査(確認を含む)及び立会い等の調整	・監督員の立会いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
			・段階確認の確認時期が、適切である。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○工事の着手	・工事開始日後、30日以内に工事に着手した。 (着手時)	(<input type="checkbox"/>)													
			・受領予定14日前までに、品名、数量、品質、規格又は性能を記した要求書を提出した。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)													
2	施工状況	○指定建設機械の確認	・指定建設機械(排水ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械)を使用している。 (施工時1回程度)	(<input type="checkbox"/>)													
				(<input type="checkbox"/>)													

「施工プロセス」のチェックリスト (案)

(4/4)

審査項目別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック時期												備考			
			着手前	施工中												完成時		
				(<input type="checkbox"/>)			(<input type="checkbox"/>)											
2 施工状況	○工程管理	・フォロアアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・現場条件変更への対応、地元調整を積極的にを行い、その結果を書類で提出した。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
3 安全対策	○安全活動	・作業員の休日の確保を行った記録が整理されている。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・災害防止協議会を設置し、活動記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・店社パトロールを実施し、記録がある。 (施工時 1回/月程度)	(<input type="checkbox"/>)															
		・安全・訓練等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・新規入場者教育を実施し、記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・使用機械、車輛等の点検整備等が管理され、記録がある。(施工時 1回/月程度)	(<input type="checkbox"/>)															
		・重機操作で、隣機配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
○安全パトロールの指撻事項の処理	・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)		
	・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)	(<input type="checkbox"/>)		
4 対外関係	○関係機関等の	・各種安全パトロールでの指撻事項や正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に正報告した記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・地元住民等との施工上必要な交渉、工事の施工に関する苦情対応を適切に行い、記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															
		・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 (施工時適宜)	(<input type="checkbox"/>)															

4-4 請負工事成績評定結果の取扱いについて (工事成績ランキング)

国官技第113号
平成18年7月31日

各地方整備局企画部長
北海道開発局事業振興部長
沖縄総合事務局開発建設部長

あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

請負工事成績評定結果の取扱いについて

工事の施工状況の評価については、「請負工事成績評定要領の制定について」(平成13年3月30日付国官技第92号)により通知しているところであるが、今般、公共工事の透明性の確保や民間事業者の技術力の向上を一層促進するため、地方整備局等が実施する請負工事成績評定の結果について、下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきよう実施されたい。

記

1. 請負工事成績評定結果の公表

公共工事の透明性の一層の確保を図るため、地方整備局等が発注した土木工事における請負工事成績評定の結果について、企業毎の請負工事成績評定の平均点を算出し順位付けを行い、その結果について公表するものとする。

2. 請負工事成績評定結果の活用

民間事業者の技術力の一層の向上を図るため、上記1において算出した各企業の請負工事成績評定の平均点が別紙「請負工事成績評定結果策定基準(案)」に定める一定以上の点数となる企業については、地方整備局等が発注する土木工事において、中間技術検査の実施回数の減免や総合評価落札方式の評価基準として活用するなど措置を講じるものとする。

以上

請負工事成績評定結果の取扱いの運用

平成 18 年 7 月 31 日 国コ企第 4 号
(一部改正) 平成 19 年 3 月 30 日 国コ企第 1 号
(一部改正) 平成 20 年 6 月 6 日 国シ企第 1 号

各地方整備局技術調整管理官
北海道開発局技術管理課長 } あて
沖縄総合事務局技術管理官 }

国土交通省大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

「請負工事成績評定結果の取扱いの運用」の一部改正について

請負工事成績評定結果の公表については、「請負工事成績評定結果の取扱いについて」(平成 18 年 7 月 31 日付け国官技第 113 号、以下、「課長通知」とする。)及び『「請負工事成績評定結果の取扱いについて」の運用の一部改正について』(平成 19 年 3 月 30 日付け国コ企第 1 号、以下、「室長通知」とする。)にて通知したところであるが、室長通知「請負工事成績評定結果策定基準(案)」の一部を改正することとしたので別紙のとおり実施されたい。

(別紙)

請負工事成績評定結果策定基準(案)

1. 対象企業

- ・請負工事成績評定結果の公表の対象となる企業は、下記「2. 対象工事」に該当する工事の実績を3件以上有する企業とし、地方整備局等は、企業毎の平均点を算出し順位付けを行い、その結果について公表することとする。
- ・地方整備局等は、下記「2. 対象工事」の工事種別毎に、公表対象となる工事種別の選定基準を定めた場合には、企業毎の平均点を算出し順位付けを行い、その結果について公表することができるものとする。但し、課長通知「2. 請負工事成績評定結果の活用」の適用は行わないものとする。

2. 対象工事

上記1において、企業毎の請負工事成績評定の平均点を算出する対象となる工事としては、地方整備局等が発注し、過去2カ年度内に完成した土木工事のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレスト・コンクリート工事、法面処理工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、維持修繕工事とする。

なお、年度とは、当該年4月1日から翌年3月31日とする。

3. 共同企業体の請負工事成績評定の取扱い

共同企業体(特定・経常JV)が受注した工事における請負工事成績評定点は、各構成企業の請負工事成績評定の実績として各々の企業に算入する。

4. 公表項目

- ・請負工事成績評定結果の公表にあたっては、「企業名」、「平均点(少数第1位を四捨五入)」、の各項目について、平均点の高い企業から順位を付けて公表することとする。なお、必要に応じて、「建設業法許可番号」「本社等所在地」等を併せて公表してもよい。
- ・各企業の請負工事成績評定の平均点に基づく順位付けを行うにあたり、少数第1位を四捨五入後、同順位の企業が複数存在する場合には、企業名の掲載を五十音順で行うこととする。

5. 請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数等

- ・請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数とは、当面、80点を原則とするが、これによりがたい場合は、平均点が上位の者に相当する点数とするなど各局において決定するものとする。
- ・但し、下記に該当する場合については、課長通知「2. 請負工事成績評定結果の活用」の適用の対象外とする。

- ①各企業の平均点の算出に用いた工事の請負工事成績評定点において65点未満の実績を有する場合

②その他地方整備局長若しくは事務所長が不適切と認める場合

6. 公表時期

毎年度6月末を目途に公表することとする。

7. その他

地方整備局等における請負工事成績評定結果の策定方法については、原則、上記1から6に従うものとするが、地方整備局等の状況等により、真にやむを得ない場合においては、大臣官房技術調査課建設システム管理企画室と調整の上、当該地方整備局についてのみ、対象企業の工事実績や請負工事成績評定結果の活用に関する一定以上の点数等を変更できることとする。

請負工事成績評定結果取扱細則

平成 18 年 9 月 11 日 事務連絡
(一部改正) 平成 19 年 3 月 30 日 事務連絡

各 地方整備局企画部 技術管理課長
北海道開発局事業振興部 技術管理課長補佐 } あて
沖縄総合事務局開発建設部 技術管理課長

大臣官房技術調査課
工事監視官

請負工事成績評定結果取扱細則の一部改正について

請負工事成績評定結果の公表については、「請負工事成績評定結果の取扱いについて」(平成 18 年 7 月 31 日付大臣官房技術調査課長通知国官技第 113 号)、『「請負工事成績評定結果の取扱いについて」の運用について』(平成 18 年 7 月 31 日付大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室通知国コ企第 4 号)に基づき、「請負工事成績評定結果取扱細則について」(平成 18 年 9 月 11 日付け事務連絡)を通知したところであるが、今般『「請負工事成績評定結果の取扱いについて」の運用の一部改正について』(平成 19 年 3 月 30 日付け国コ企第 1 号)により「請負工事成績評定結果策定基準(案)」が一部改正されたことから、請負工事成績評定結果の取扱いに係る細則を別添のとおり一部改正したので通知する。

別添

請負工事成績評価結果取扱細則

本細則は、『「請負工事成績評価結果の取扱いについて」の運用の一部改正について』（平成19年3月31日付大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室通知国コ企第1号）（以下、「室長通知」とする。）の別紙「請負工事成績評価結果策定基準（案）」（以下、「策定基準」とする。）の5「請負工事成績評価結果の活用に関する一定以上の点数等」を満足する企業への措置等請負工事成績評価結果の取扱いに係る細則について定めたものである。

なお、本細則に基づいて実施する工事成績評価優秀企業の認定や当該企業に対する措置等については、通称「ゴールドカード制度」と呼ぶこととする。

1. 認定対象企業

1-1. 認定優秀企業

- ・ 地方整備局等は、策定基準の1、2に該当する企業のうち、策定基準の5「請負工事成績評価結果の活用に関する一定以上の点数等」を満足する企業を「工事成績優秀企業」（以下、「認定優秀企業」とする。）として認定するものとする。
- ・ 但し、策定基準の1に基づき、工事種別毎に企業毎の平均点を算出し順位付けを行った場合には、策定基準の5「請負工事成績評価結果の活用に関する一定以上の点数等」を満足する企業であっても「工事成績優秀企業」として認定を行わないものとし、かつ、下記「3. 認定優秀企業に対する措置」の適用を行わないものとする。

1-2. 不適切事項

室長通知5.「②その他地方整備局長若しくは事務所長が不適切と認める場合」とは、過去2カ年度（認定を行う年度の前年度及び前々年度）、及び、認定を行う年度当初（4月1日）から認定を行う日の間に、原則、下記①～③に該当する事案が発生した場合とする。

- ① 当該地方整備局等発注工事の請負工事成績評価で65点未満となった場合（室長通知の別紙「請負工事成績評価結果策定基準（案）」の2.に規定する10工種の工事に限る）。
- ② 当該地方整備局等発注工事において、工事事故や現場説明書の指導事項への抵触等により文書注意もしくは指名停止の措置を受けた場合。
- ③ その他、法令遵守違反、民事再生法の申請その他不適切な行為により無効とすべきと判断した場合。

※①～③については、認定優秀企業を構成員とする共同企業体に対しても適用する。

2. 認定方法

- ・ 各地方整備局等は、別添1「工事成績優秀企業認定書」を作成し、認定優秀企業に授与するものとし、認定にあたっては、原則、地方整備局長名で行うものとする。

- ・ 認定時期は、「請負工事成績評価結果の取扱いについて」（平成 18 年 7 月 31 日付大臣官房技術調査課長通知 国官技第 113 号）の 1. に基づく請負工事成績評価結果の公表後、速やかに行うものとする。

※請負工事成績評価の公表後、企業に対する認定書の授与が速やかに行えない場合においては、認定書の授与とは別に、企業に対し工事成績優秀企業の対象となった旨を通知してもよい。

3. 認定優秀企業に対する措置

認定優秀企業については、原則、下記の措置について適用するものとする。

（シール等の使用）

- ① 認定優秀企業は、地方整備局等から授与された「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」「ピンバッジ」を使用することができる。

但し、「工事成績優秀企業認定シール（ヘルメット用）」については、当該地方整備局管内で行う直轄土木工事のみに使用できるものとする。

（認定ロゴマークの使用）

- ② 認定優秀企業は、別添 2 「工事成績優秀企業認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」とする。）を「主任（監理）技術者の名札」、「企業の名刺」等に使用（印刷）することができるとともに、「建設現場への標示」に掲示することができる。

但し、「主任（監理）技術者の名札」「建設現場への標示」については、当該地方整備局管内で行う直轄土木工事のみに使用できるものとし、それに要する費用は当該企業が負担するものとする。

なお、「主任（監理）技術者の名札」については、「施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について」（平成 13 年 3 月 30 日付大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室）で通知しているところであるが、認定優秀企業については、別添 3 の様式にある名札を作成し、着用することが出来るものとする。

（中間技術検査の減免）

- ③ 当該地方整備局及び事務所が発注する土木工事について、原則、中間技術検査の減免を行うものとする。

但し、低入札価格調査制度調査対象となった工事及び監督強化価格対象工事*については中間技術検査減免の適用の対象外とする。

なお、中間技術検査の実施回数等の適用にあたっては、発注者と受注者が協議の上、決定するものとする。

※「公共工事の品質確保のための重点的な監督業務の実施について」（平成 15 年 7 月 17 日付け国官技第 105 号大臣官房技術調査課長通知）に基づき重点的な監督業務の実施対象工事のことを指す。

（総合評価落札方式での活用）

- ① 当該地方整備局及び事務所が発注する土木工事（営繕、港湾空港工事は除く）に

おける総合評価落札方式の資格審査の評価項目として活用する。

(その他)

- ・ 上記③、④の適用については、室長通知の別紙「請負工事成績評定結果策定基準(案)」の2. に規定する下記の10工種による発注工事に限るものとする。

①一般土木工事、②アスファルト舗装工事、③鋼橋上部工事、④セメント・コンクリート舗装工事、⑤プレストレスト・コンクリート工事、⑥法面処理工事、⑦河川しゅんせつ工事、⑧グラウト工事、⑨杭打工事、⑩維持修繕工事

- ・ 共同企業体を構成する全て企業が認定優秀企業の場合、上記①～④について適用出来るものとする。

4. 認定優秀企業に対する措置の適用期間

認定優秀企業の認定有効期限は、当該企業を「工事成績優秀企業」として認定した後、1年間(以下、「有効期限」とする。)とし、原則、当該年度の8月1日^{*1}から翌年7月31日^{*1}の間とする。

また、上記3.「認定優秀企業に対する措置」の各項目の適用期間は、原則、下記のとおりとする。

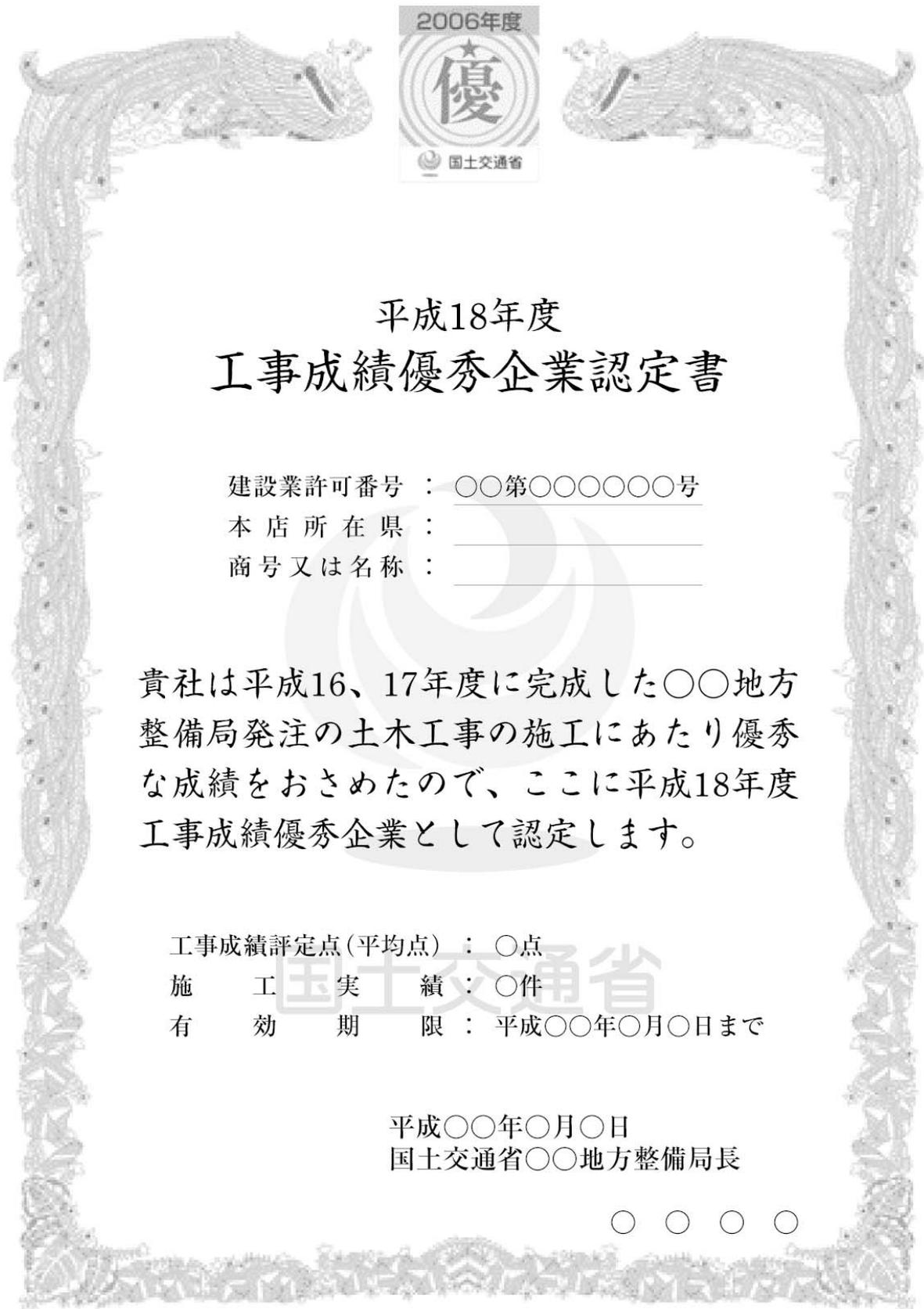
- ・ ①、②の適用期間は、有効期限内に、工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期間において措置を適用できるものとする。
但し、「ピンバッチ」や認定ロゴマークを印刷した「企業の名刺」については、有効期限内においてその使用を認めるものとする。
- ・ ③の適用期間は、有効期限内に、工事発注の契約を行った工事について、完成時までの期限内において措置を適用できるものとする。
- ・ ④の適用期間は、原則、有効期限内に、工事発注の手続きを行う工事について措置を適用するものとする。

※1 室長通知 6「公表時期(毎年度6月末を目途に公表することとする。)」や各地方整備局の局長表彰等の時期を踏まえ、原則、当該年度の8月1日から翌年7月31日とする(但し、平成18年度は当該期日に限らなくてよい)。

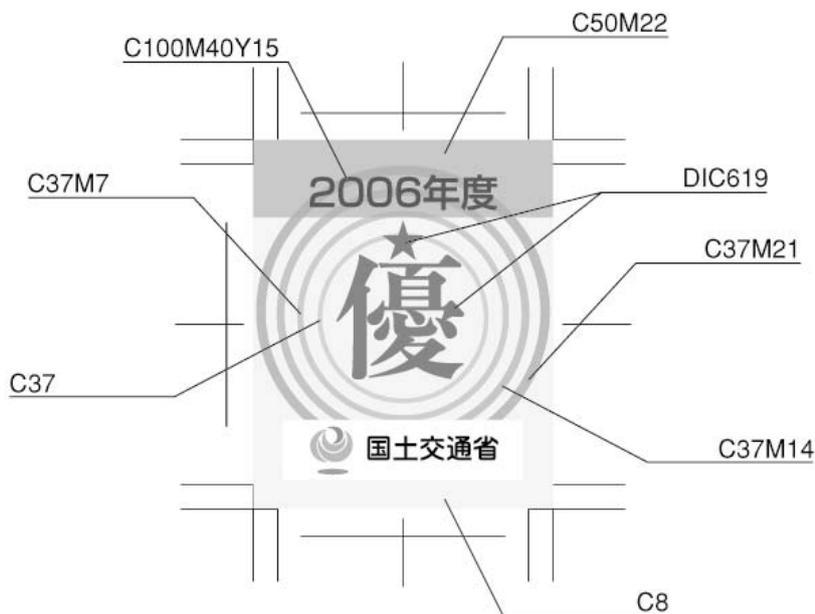
5. 認定優秀企業の資格失効

- ・ 適用期間内に本細則1の1-2の①～③に該当する事案が発生した場合には、それ以降、工事成績優秀企業としての資格を失効するものとする。
- ・ その際、地方整備局等は、当該企業に対し、速やかに「失効」の旨の通知を行うものとする(併せて、関係部局や事務所に情報提供を行うこと)。

別添1 (認定書様式例)



別添2 (工事成績優秀企業認定ロゴマークのデザイン)



認定ロゴマーク使用色彩



名刺等での使用デザイン

※認定ロゴマークの下部に「工事成績優秀企業」及び認定地方整備局名を記入すること

別添3（特記仕様書記載例：名札の様式）

【現場の管理】

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期間内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者（工事成績優秀企業に認定された下請負を含む）は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線（黄色もしくは橙色の帯線でも可）を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理（主任）技術者	
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 150px; margin: 0 auto;"> <p>写真</p> <p>2cm×3cm 程 度</p> </div>	<p>氏名 ○○ ○○</p> <p>工事名 ○○改良工事</p> <p>工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日</p> <p>会社 ◇◇建設株式会社</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin-left: auto; margin-top: 10px; text-align: center; line-height: 40px;">印</div>
	

注意1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意2) 所属会社の写真とする。

4-5 小規模工事の要領等

公共工事の品質確保の促進に関する法律の施行に伴い、市町村における公共工事においても成績評定を行い、入札・契約時に工事实績や成績評定を活用した技術審査が必要となりました。

成績評定を行っていない市町村への成績評定の導入支援と、各発注機関が相互利用するために、地方自治体が統一して利用できる成績評定を「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」として作成しました。

この要領は、国土交通省の請負工事成績評定を基本として、工事成績採点の「審査項目別運用表」を作成し、直轄工事の成績評定要領の改訂内容との整合を図っています。また、「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」は、その使用を義務付けるものではないため、各発注機関の実状に応じて評価時の審査項目や審査内容を設定しています。

なお「小規模（市町村）工事成績評定要領」の詳細については、中部地方整備局ホームページ「公共工事の品質確保に関するページ」に掲載されています。

各市町村等の実状にあわせて活用していただけるよう、従来の「小規模（市町村）工事成績評定要領（案）」（平成17年度版、平成18年度版）も中部地方整備局ホームページで引き続き公開を続けます。

中部地方整備局ホームページ
建設関係情報の中の「公共工事の品質確保に関するページ」
<http://www.cbr.mlit.go.jp/hinkaku/index.htm>

4-6 国土交通省直轄土木工事における工事成績評価の分析結果について

1. 概要

平成17年4月に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が制定され、公共工事の発注者においては施工状況の評価の実施が規定されたところです。

また、工事成績評価は、その結果が次回以降の入札資格要件や技術力評価の一要素であり、品質向上の観点から発注者・受注者の双方にとってその重要性は今後更に高まるものと考えられる。

そのため、国土交通省では、工事成績評価の適切な理解と客観性の評価等を目的として、過去の直轄工事における工事成績評価のデータをもとに、様々な観点からその特性と客観性の分析を行い、結果をとりまとめている。

分析結果については、定期的にプレス発表を行うとともに、国土交通省のホームページに掲載している。

2. 分析対象工事

各年度に完成した国土交通省直轄土木工事（営繕事業、港湾・空港事業を除く）

3. 主な分析結果

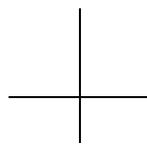
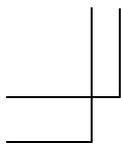
○工事成績評定点（地方整備局全体）の平均点。

○工事成績評価と、落札率の傾向。

など

※分析結果の詳細については、大臣官房技術調査課において国土交通省のホームページに掲載しています。

ホームページアドレス：<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>



第5編

監督・検査技術向上支援事例集 について



(白紙)

5-1 監督・検査技術向上支援事例集

平成14年の橋梁耐震対策工事におけるアンカーボルト定着長不足の発覚に端を発し、直轄工事においても、近年、粗雑工事として指名停止等措置に至った事例が数多く見受けられている。

一方、公共工事の品質確保の促進に関する法律が施行となり、公共工事の品質確保の一層の促進を図るため、工事の監督及び検査の適切な実施が体制の整備とともに法に定められている。

一連の粗雑工事として指名停止等措置に至った事例を見ると、残念ながら監督・検査の段階で発見できたケースは少なく、ほとんどが、工事完成後の一定期間後に発覚している。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の付帯決議の中では、瑕疵担保期間の延長、瑕疵担保責任の履行に係る保証の在り方などについて総合的な観点から検討するとされており、瑕疵担保における監督・検査の責任の位置付けもさらに深まるものと考えられる。

現場においては、今後も、定められた技術基準に沿って適切に監督・検査を行っていくことは勿論のことであるが、粗雑工事を未然に防ぐためには主任監督職員及び技術検査官が様々な目線で物事を見て、問題点を見つけていただくことも重要と考える。

そのひとつの手だてとして過去に粗雑工事として指名停止等措置に至った事例集を作成したく関係者にご協力いただき、函面、写真等の資料とともに、現場からの再発防止への提言も可能な限りしていただいた。

今後、監督・検査に携わる皆様が、本資料をひとつのきっかけにさせていただいて、粗雑工事の防止の観点からも、より充実した監督・検査を行っていただくための一助となれば幸いである。

監督・検査技術向上支援事例一覧表

番号	工種 (疎漏概要)	工事完 成年次	工事概要	疎漏工事と見なされた内容
1	護岸工（コンクリートブロックを連結せず）	H18	護岸補修工事	大型連節ブロック A=291m ²
2	床版高さの規格値超過、及び床版厚の不足	H18	高架橋上部工工事	床版の出来上がり高さが設計高さの規格値を超えて高く（最大で84mm）施工された。床版厚の不足（最大24mmの不足）があった。
3	止水矢板の長さ不足	H2	護岸災害復旧工事	護岸災害復旧工事において施工した延長130mの護岸法留工のうち延長80m間の止水矢板が、設計長さ3mに対して約1.5mで施工したものを。
4	側溝工（街渠管の位置相違）	H17	排水構造物設置工事	街渠縦断管1,270mのうち80mについて設計図書と異なった位置に敷
5	管路敷設工（情報管路の位置相違）	H11	管路敷設工事	情報管路7,650mのうち、377mについて設計図書と異なった位置、仕様で埋設。
6	舗装工（舗装工の出来形不足）	H17	舗装打換工事	舗装打換工266m ² のうち12m ² が未施工。
7	電線共同溝（電線共同溝特殊部の位置相違）	H18	電線共同溝工事	電線共同溝特殊部の位置が80箇所のうち6箇所が設計図書と相違、さらに出来形管理の一部不備や完成図書も現地と相違していたことが判明。
8	橋台工（橋台の位置相違）	H16	橋台工工事	橋台が下流側に100mmずれていた。
9	橋脚工（橋脚場所打杭の施工不良）	H20	高架橋下部工工事	橋脚の場所打杭124本のうち13本について、鉄筋かごの共上がりや鉄筋かごの下がり及び杭頭部コンクリートの欠落などが確認された。さらに、発注者に提出する工事書類を改ざんした。
10	防護柵工（防護柵支柱の根入れ不足）	H17	防護柵設置工事	防護柵支柱528本のうち埋め込み不足支柱215本。
11	舗装工（路盤、路床改良の出来形不足）	H15	舗装工事	路床改良工3,630m ² のうち65m ² 、下層路盤工3,340m ² のうち65m ² 、上層路盤工2,930m ² のうち65m ² に出来形不足が確認された。
12	コンクリート堰堤本体工（設計と相違したコンクリート配合での施工）	H18	コンクリート堰堤本体工事	・特記仕様書（21-5-80）と異なる配合のコンクリート（21-5-25）で施工した。 ・監理技術者が納入伝票の改ざんを生コン業者に指示した。
13	落石防護工（アンカー長の不足）	H17	落石雪害防止工事	・8.5mのアンカー長が必要であったにもかかわらず、7.1mで施工し ・アンカーのロッド検尺の施工管理写真を偽造して提出した。 ・耐荷試験について、メータ読みを改ざんした。
14	管路工（管径の断面不足）	H18	電線共同溝工事	・管径の異なった管を接続したことにより断面不足を生じさせた。 ・施工途中で発見した支障物件を回避する際、自己判断で浅い位置に設置し強度不足を生じさせた。
15	伸縮装置後打ちコンクリート補強鉄筋の切断	H17	コンクリート舗装工事	伸縮装置後打ちコンクリート補強鉄筋の切断
16	橋梁下部工（①落橋防止の箱抜き位置違い、②橋梁天端高さ不足）	H18	橋梁下部工工事	①落橋防止の箱抜きの位置が全8箇所、最大128mmずれている。 ②橋梁天端の高さが平均60mm低くなっている。
17	土工（掘削工）	H19	道路土工	掘削不足により、設計図書の幅員が確保できない。

番号	工種 (疎漏概要)	工事完 成年次	工事概要	疎漏工事と見なされた内容
18	上部工据付(損傷箇所の補修方法の不備)	H19	有脚式離岸堤据付工	補修についての施工管理が行われておらず監督職員の確認もされていなかった。また、補修表面に網状のひび割れが生じ、さらに欠損面の処理が適正でないため端部においては充填厚さが極薄となり適切な補修ではなかった。
19	PC上部工(横締めシースのずれ)	H18	跨線橋上部工事(プレストレストコンクリート)	T桁のシースの設置位置がずれていた(横締め用シース89本の内32本)。
20	防護柵工(ガードレール等支柱根入れ不足)	H14	防護柵設置工事	①ガードレール支柱152本のうち、埋め込み不足支柱63本 ②転落防止柵支柱16本のうち、埋め込み不足支柱7本
21	アスファルト舗装工(車道部舗装にクラックが発生)	H19	アスファルト舗装工事	アスファルト乳剤の散布
22	電源設備工(水力発電設備の点検補修後、漏水が発生)	H20	水力発電受変電設備補修工事	施工時において軸封水部(コーンとエンドシール)に段差があったことにより水力発電施設から漏水が発生し発電停止となった。

事例 1

1. 工種（粗漏概要）	護岸工（コンクリートブロックを連結せず）
2. 発覚した時期	H 1 9
3. 工事完成年次	H 1 8
4. 処分内容	指名停止（2ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	台風による出水に伴い救急排水施設の排水により大型連節ブロックがめくれ上がる変状が発生した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	大型連節ブロック A = 2 9 1 m ²
7. 粗漏工事発生となった背景	既設小型連節ブロックと大型連節ブロック間の隙間（場所打ちコンクリート実施箇所）が、5 cm程度しかなかったため、安易に連結不可能と判断し、コの字状に差し込んだだけで、鋼線を連結していなかった。
8. 発覚後の対応	請負者に当該箇所のブロック連結の修補請求を行ったところ、請求が受諾され請負者により修補工事が実施された。
9. 再発防止への提言	①監督職員との協議徹底 ②不可視部分の検査の徹底



護岸めくり上がりの状況
全景

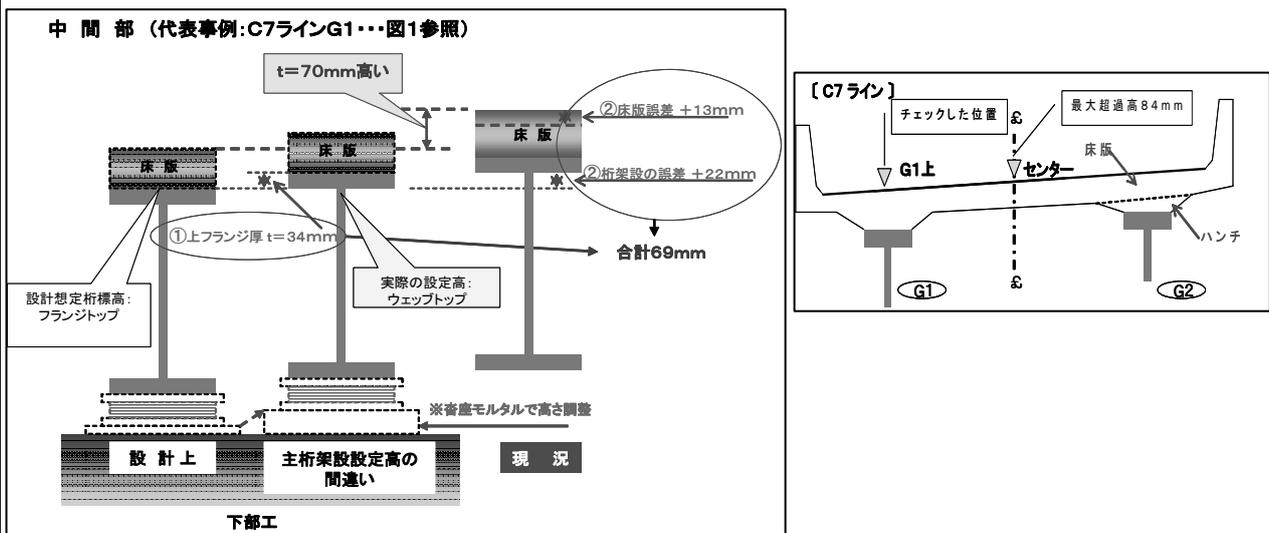


天端鋼線結線状況
コの字に差し込んであるだけであった。

事例 2

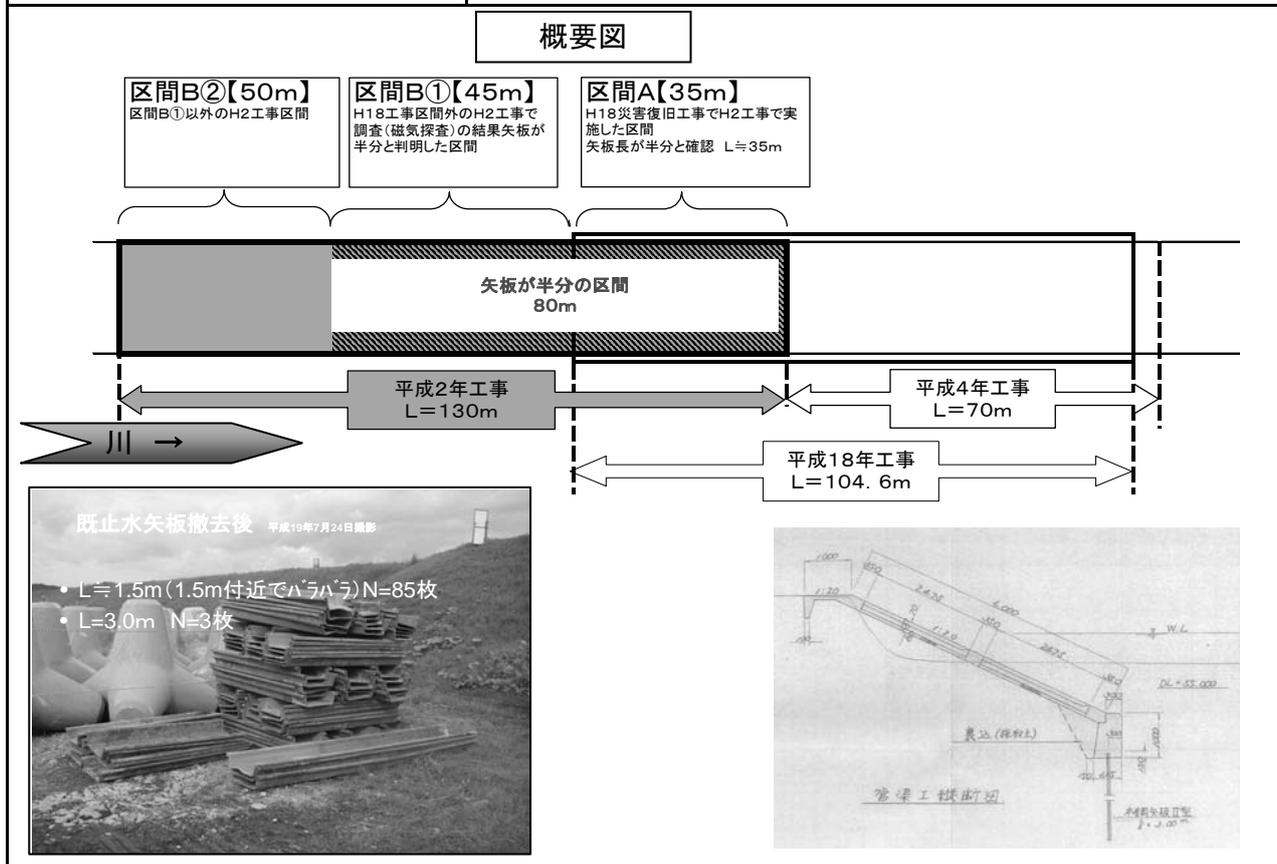
1. 工種（粗漏概要）	床版高さの規格値超過、及び床版厚の不足
2. 発覚した時期	H 1 9
3. 工事完成年次	H 1 8
4. 処分内容	指名停止（4ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	後工事である舗装の為の測量により発覚した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	①床版の基準高さが設計基準高さに対して、最大84mm超過。 ②A 1、A 2 橋台から2.5m区間の床版厚さが出来形管理規格値を下回る最大で-24mmの不足。
7. 粗漏工事発生となった背景	請負者が主桁架設時の設定高を上フランジトップとすべきところをウェブトップ位置と勘違いし、設計で想定した桁標高よりも上フランジ厚さ分高く設定して施工した。
8. 発覚後の対応	①A 1 及びA 2 橋台から2.5m範囲で規定床版厚さの確保 ②伸縮装置の嵩上げ ③一般部のすり付け ④壁高欄高さ不足箇所の嵩上げ
9. 再発防止への提言	①すべての橋脚と橋台について、桁架設完了時の基準高および床版完成時の基準高を主任監督員が臨場により計測することが望ましい。 ②請負業者により、製作時にキャンバーや実部材を考慮したFHと杓座の設定高さの整理を詳細に実施されていることを確認することが望ましい。

概要図



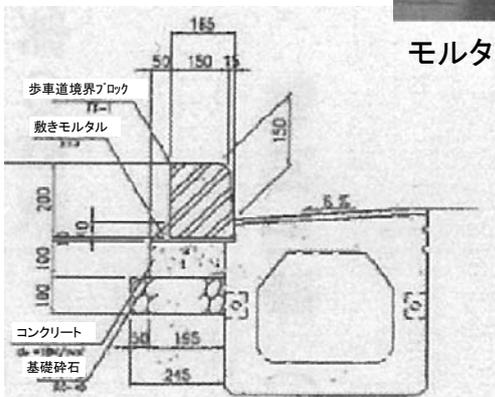
事例 3

1. 工種（粗漏概要）	止水矢板の長さ不足
2. 発覚した時期	H 1 9
3. 工事完成年次	H 2
4. 処分内容	指名停止（2ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	H 1 8 災害復旧工事において、増水により損壊した部分の復旧工事で撤去したところ発覚した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	護岸災害復旧工事において施工した延長130mの護岸法留工のうち延長80m間の止水矢板が、設計長さ3mに対して約1.5mで施工したもの。
7. 粗漏工事発生となった背景	①止水矢板打ち込み箇所が玉石混ざりで打ち込みに手間取った。 ②工程上の焦りから監督職員に協議することなく鋼矢板を切断した。
8. 発覚後の対応	①事務所管内の類似護岸110箇所を対象に変状等の現地点検 ②工事関係書類が存在する54箇所について写真等による点検 ③補完的調査として類似護岸110箇所のうち1割の11箇所について磁気探査法により詳細点検実施 ④当時の施工業者が施工した類似護岸2箇所についても詳細調査を実施 ⑤根固め工による修補工事を実施
9. 再発防止への提言	①監督職員への協議徹底 ②施工状況の把握として高い頻度で現場臨場していれば大きな抑止力となると思われる。 ③非破壊試験（例えば磁気探査法等）により出来形管理を行うことが有効と思われる。



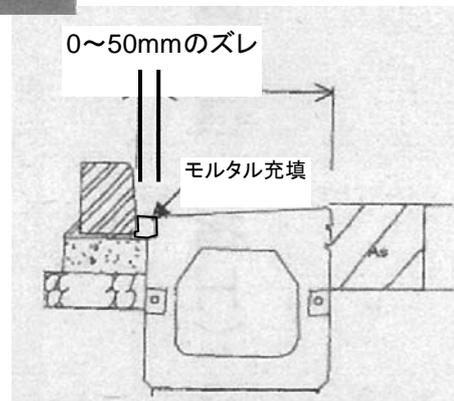
事例 4

1. 工種（粗漏概要）	側溝工（街渠管の位置相違）
2. 発覚した時期	H 1 8
3. 工事完成年次	H 1 7
4. 処分内容	指名停止（2ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	当該工事完了後、後工事の施工業者が現地測量を実施したところ発覚。
6. 粗漏工事と見なされた内容	街渠縦断管1,270mのうち80mについて設計図書と異なった位置に敷設。
7. 粗漏工事発生となった背景	街渠縦断管を据え付ける際、測量ミスで間違った位置に設置してしまったが、監督職員に報告せず縁石と縦断管との隙間にモルタルを充てんし工事を完成させていた。
8. 発覚後の対応	街渠縦断管がずれていた延長約80mを対象とし、設計図書どおり再設置した。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。



設計断面図

モルタル充填箇所

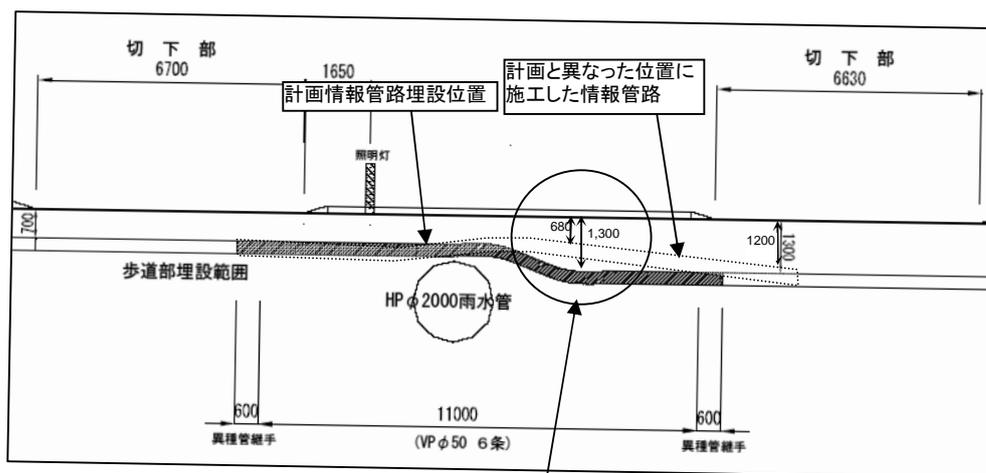


断面図(施工不良箇所)

事例 5

1. 工種（粗漏概要）	管路敷設工（情報管路の位置相違）
2. 発覚した時期	H 1 7
3. 工事完成年次	H 1 1
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	当該工事完了後、後工事の施工業者が当該箇所を試掘調査を行ったところ、一部の情報管路について計画と異なった位置、仕様で埋設されていたことが判明した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	情報管路7,650mのうち、377mについて設計図書と異なった位置、仕様で埋設。
7. 粗漏工事発生となった背景	発注者との施工協議と異なった位置、仕様で情報管路を車道部の標準埋設深さを満たさず埋設した。
8. 発覚後の対応	防護鉄板及び防護モルタルを打設し、情報管路の保護を行った。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。

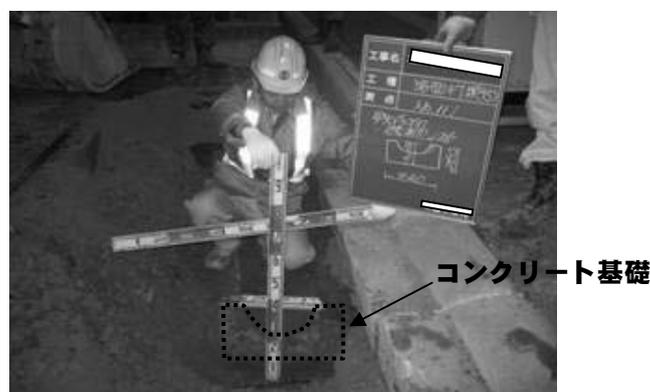
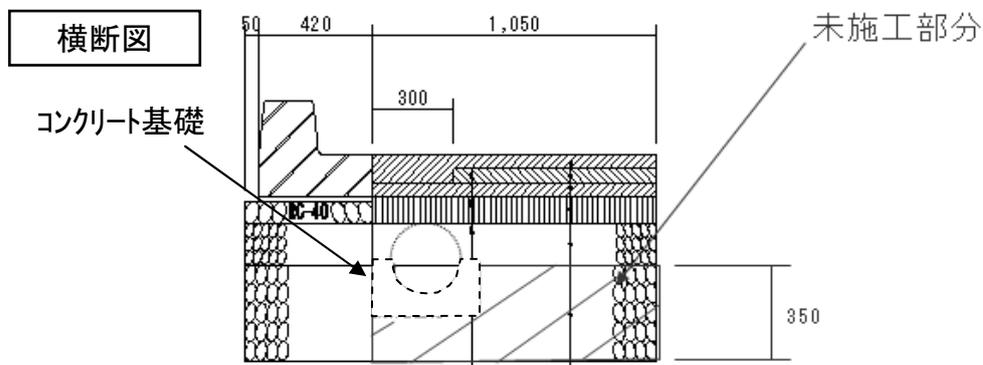
事案の発生状況図



管路埋設深さが1,300mm必要なところが680mmしかない

事例 6

1. 工種（粗漏概要）	舗装工（舗装工の出来形不足）
2. 発覚した時期	H 1 8
3. 工事完成年次	H 1 7
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	当該工事完了後、工事区間内の既設水路が破損していることが確認され、掘削したところ発覚。
6. 粗漏工事と見なされた内容	舗装打換工266㎡のうち12㎡が未施工。
7. 粗漏工事発生となった背景	既設水路と一体となっていたコンクリート基礎が支障となり、正規の深さまで打換えを行わなかった。
8. 発覚後の対応	未施工部分については設計図書通りに打換えを行った。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。



コンクリート基礎の存置状況

事例 7

1. 工種（粗漏概要）	電線共同溝（電線共同溝特殊部の位置相違）
2. 発覚した時期	H 1 8
3. 工事完成年次	H 1 8
4. 処分内容	指名停止（3ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	本工事で設置した電線共同溝特殊部上に電力会社が地上機器を設置するため現地確認を行った際に発覚した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	電線共同溝特殊部の位置が80箇所のうち6箇所が設計図書と相違、さらに出来形管理の一部不備や完成図書も現地と相違していたことが判明。
7. 粗漏工事発生となった背景	支障物件等があるため、所定の位置に設置出来ない特殊部を、監督職員と協議を行わず独断で位置を変更していた。
8. 発覚後の対応	位置が相違した特殊部は全て設計図書通りの位置に修補した。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。



特殊部位置が相違している状況

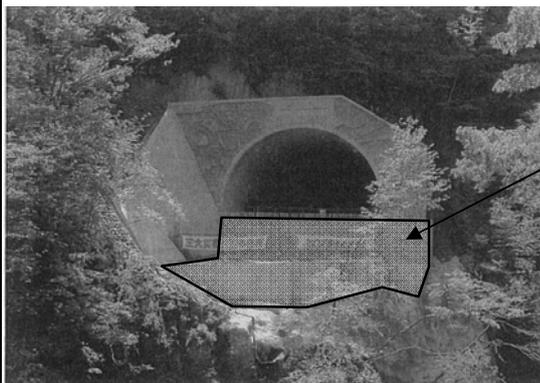


地上機器(参考)

事例 8

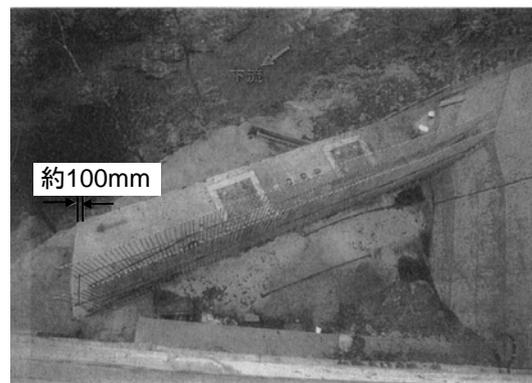
1. 工種（粗漏概要）	橋台工（橋台の位置相違）
2. 発覚した時期	H18
3. 工事完成年次	H16
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	本工事完了後、後工事の橋梁上部工施工業者が起工測量を実施したところ発覚。
6. 粗漏工事と見なされた内容	橋台の位置が設計位置より約100mmずれていた。
7. 粗漏工事発生となった背景	橋台施工前に基準点を設置する際、測量ミスにより間違っただけ位置に基準点を設置してしまい、その後も確認がなされなかった。
8. 発覚後の対応	上部工架設に支障が生じないように、沓座の位置修正、パラペットやウイングの拡幅を行うことにより対応した。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。

事案の発生状況写真



橋台

現況の状況写真

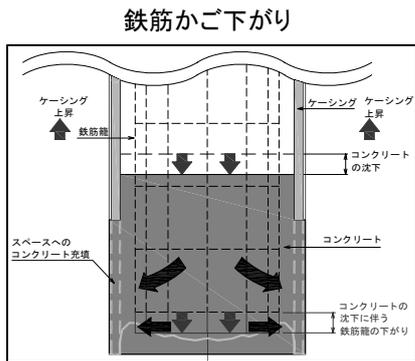


橋台が約100mmずれている

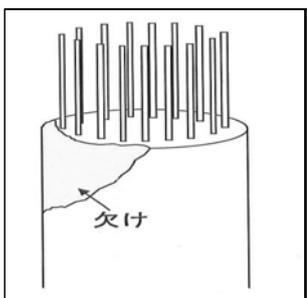
事例 9

1. 工種（粗漏概要）	橋脚工（橋脚場所打杭の施工不良）
2. 発覚した時期	H20
3. 工事完成年次	H20
4. 処分内容	指名停止（2.5ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	場所打杭の一部において施工不良があると第三者より通報。
6. 粗漏工事と見なされた内容	橋脚の場所打杭124本のうち13本について、鉄筋かごの上がりや鉄筋かごの下がり及び杭頭部コンクリートの欠落などが確認された。さらに、発注者に提出する工事書類を改ざんした。
7. 粗漏工事発生となった背景	鉄筋かごを設置する際に、低い位置に鉄筋かごが設置された。また、コンクリートの流動性不足のため、鉄筋かごの外側のコンクリートの充填不足により、杭頭部のコンクリートが欠落した。
8. 発覚後の対応	増杭等に対応した。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。

事案の発生状況図



杭頭コンクリート欠け



改ざん状況写真



杭名称	材料投入量	掘削機尺設計 (P)		
		設計値	実測値	差
P102	D-1 鉄筋籠	-19,883	-20,070	-210
	D-2 自主杭	-19,888	-20,066	-178
	D-3 自主杭	-19,888	-19,902	-14
	D-4 自主杭	-19,888	-19,917	-29
	D-5 自主杭	-19,888	-20,012	-130
	D-6 自主杭	-19,888	-20,070	-182
	U-1 鉄筋籠	-19,880	-19,889	-9
	U-2 自主杭	-19,880	-19,928	-48
	U-3 自主杭	-19,880	-19,914	-34
	U-4 自主杭	-19,880	-19,915	-35
	U-5 自主杭	-19,880	-19,914	-34
	U-6 自主杭	-19,880	-19,888	-8

(杭管理表抜粋)

※黒板の数値と表の数値が異なっている
 (表の数値は、-19,883でならなければならないが、
 -20,070と記入されている。)

事例 10

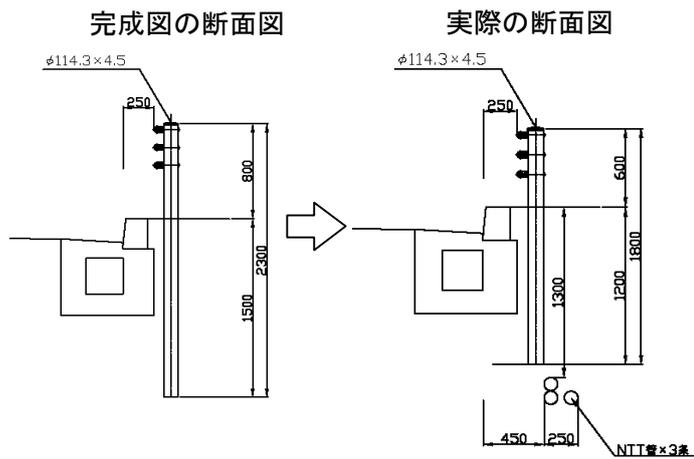
1. 工種（粗漏概要）	防護柵工（防護柵支柱の根入れ不足）
2. 発覚した時期	H19
3. 工事完成年次	H17
4. 処分内容	指名停止（5ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	<p>損傷復旧工事に伴う現地確認を行ったところ、車両用防護柵等の支柱528本中215本について、監督職員と協議せずに切断して施工（根入れ長不足）されていることが確認された。その後の調査で、当該工事を除く12件の工事においても同様の切断が確認され、全13工事で施工した車両用防護柵等の支柱2138本中、595本が切断して施工されていた。</p>
6. 粗漏工事と見なされた内容	<p>防護柵支柱528本のうち根入れ不足支柱215本。 （関東地方整備局管内では計2,138本のうち595本）</p>
7. 粗漏工事発生となった背景	<p>当該工区の地下占用物の立会時において、占用企業から支柱を既設の長さ以上に打ち込まないよう要請を受けた。これを当該路線の慣例だと思い、監督職員に報告・協議を行うことなく、支柱を切断して施工を行った。</p>
8. 発覚後の対応	<p>粗雑になった支柱の状況に応じ、支柱を引き抜き、基礎ブロックを埋設して支柱を再設置、若しくは、根入れ部に基礎コンクリートを打設し、車両防護柵として必要な強度を確保した。</p>
9. 再発防止への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督職員への協議徹底 ・ 打込み時のビデオ撮影 ・ 非破壊試験機による検査

切断状況写真



切断された支柱の写真

事案の発生状況図



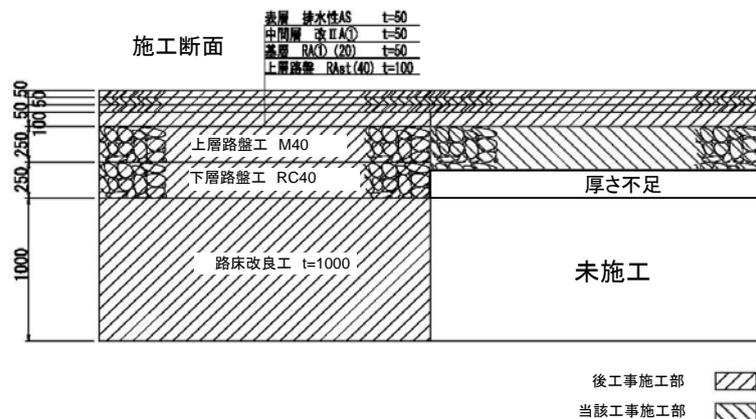
事例 11

1. 工種（粗漏概要）	舗装工（路盤、路床改良の出来形不足）
2. 発覚した時期	H20
3. 工事完成年次	H15
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	後工事において、施工済みであるべき箇所の路床改良、下層・上層路盤において、一部未施工が確認された。
6. 粗漏工事と見なされた内容	路床改良工3,630m ² のうち65m ² 、下層路盤工3,340m ² のうち65m ² 、上層路盤工2,930m ² のうち65m ² に出来形不足が確認された。
7. 粗漏工事発生となった背景	当該箇所の施工に関しては、各施工班で施工していたが、施工状況の引継ぎがうまくなされておらず、現場代理人等も当該箇所の施工状況を確認せずに施工済みと思い込み、結果として未施工のまま残ってしまった。
8. 発覚後の対応	出来形不足とされた箇所を正規の路床改良厚、舗装厚に打換えた。
9. 再発防止への提言	定期的または抜き打ち的に監督職員による現場の施工状況確認。

出来形不足状況写真



事案の発生状況図



事例 12

1. 工種（粗漏概要）	コンクリート堰堤本体工（設計と相違したコンクリート配合での施工）
2. 発覚した時期	H18
3. 工事完成年次	H18
4. 処分内容	指名停止2ヶ月
5. 発覚に至った経緯	
6. 粗漏工事と見なされた内容	堰堤本体打設に用いられたコンクリートが、特記仕様書に定められた配合（21-5-80）と相違ある配合（21-8-25）を用いて施工した。 また、監理技術者が納入伝票の改ざんを生コン業者に指示した。
7. 粗漏工事発生となった背景	監理技術者が設計図書に定めるコンクリート配合の意味合いを十分に認識しておらず、個人の判断で仕上げや均しなどの施工性のみを考えたコンクリート配合を使用した。
8. 発覚後の対応	該当箇所は土石流が繰り返し接触する部位であり、耐摩耗性に関し仕様配合に比較し劣るため、契約書第17条改造請求により取り壊しを実施し、契約数量から除外した。
9. 再発防止への提言	監督職員は「段階確認」以外でも工種毎の段階的的施工状況の把握を行い、適切に工事が進捗するよう監督・指導を行う。 現場代理人及び監理技術者は、改めて設計図書に示されているコンクリート配合の意味合いを十分に理解し、適正な品質管理及び現場管理等を行う。

骨材寸法25mm打設状況



事例 13

1. 工種（粗漏概要）	落石防護工（アンカー長の不足）
2. 発覚した時期	H18
3. 工事完成年次	H17
4. 処分内容	指名停止5ヶ月
5. 発覚に至った経緯	ラテラルアンカー1本が引き抜けているのが確認され、補修に先立ちアンカー全体を引き抜いたところ、アンカー長が1.4m不足（設計8.5m → 施工7.1m）していることが判明した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	施工したすべてのアンカー42本の出来形の確認ができない。 アンカーの検尺や試験の写真で不足するものを補うため、同一箇所写真のまとめ撮りを行った。
7. 粗漏工事発生となった背景	監理技術者の知識不足と施工管理体制の不備により、作業員が独自の判断でアンカーを切断した。 施工管理写真の改ざん・監督職員への虚偽の報告をした（①アンカーのロッド検尺の施工管理写真について、虚偽して提出した。②耐荷試験について、メーター読みを改ざんした。）ものである。
8. 発覚後の対応	すべてのアンカー（42本）について再施工を行った。
9. 再発防止への提言	請負者の施工管理体制を充実させ、さらに、社内チェックの徹底・体制の確立を図るよう指導する。 重要な工種で不可視部分となるものについて、場合によってはビデオテープの提出などを義務付ける。



写真②
軌道側 既設落石防護柵損傷

落石の痕跡

事例 14

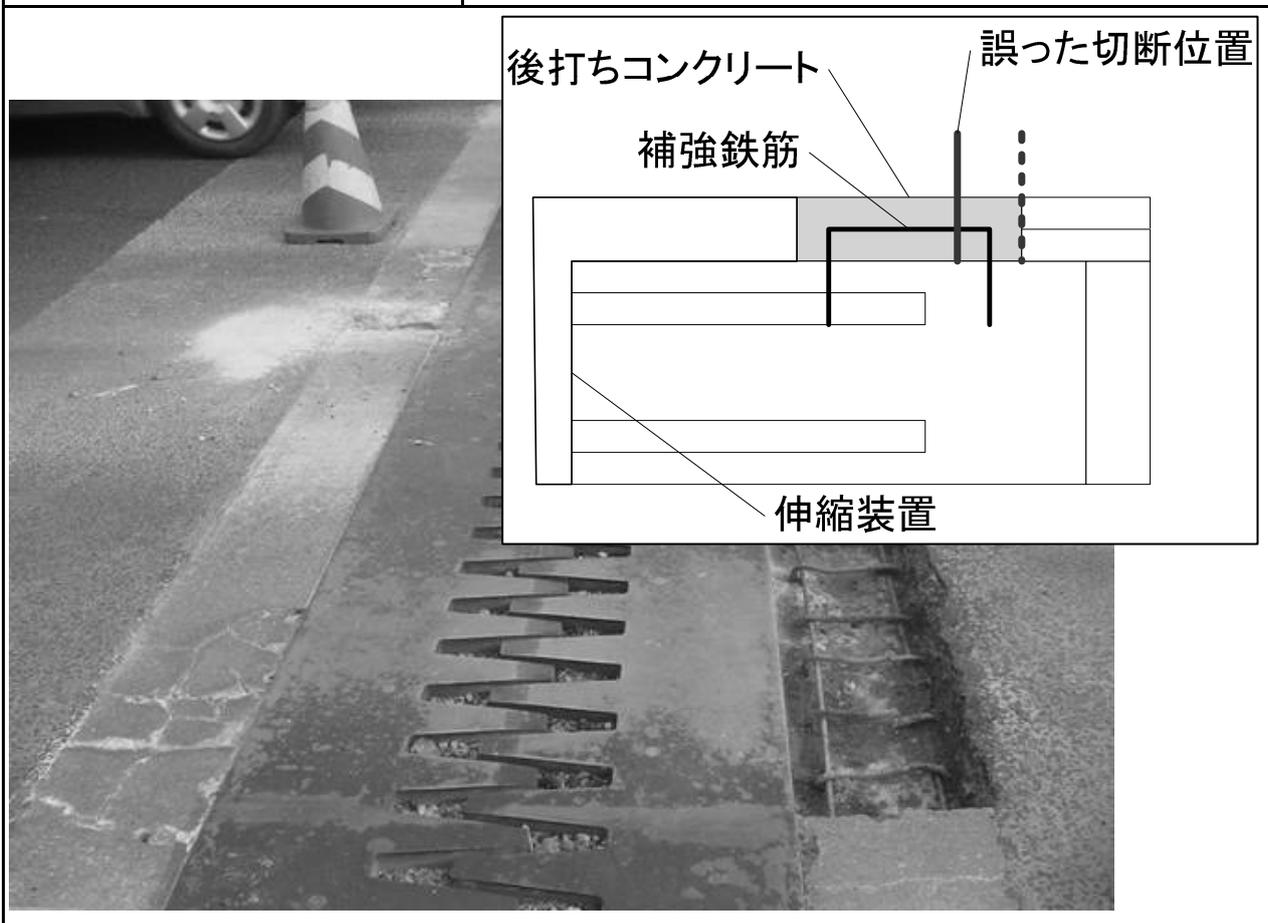
1. 工種（粗漏概要）	管路工（管径の断面不足）
2. 発覚した時期	H19
3. 工事完成年次	H18
4. 処分内容	指名停止3ヶ月
5. 発覚に至った経緯	H19.7.16に発生した中越沖地震の被災調査を実施したところ、当該箇所において管路接続に不具合があることが発覚。
6. 粗漏工事と見なされた内容	管径の異なった管を接続したことにより1管において断面不足を生じさせた。 施工途中で発見した支障物件を回避する際、監督職員に協議することなく請負者の判断で、浅い位置に敷設し強度不足を生じさせた。
7. 粗漏工事発生となった背景	請負者は誤った管径の材料を購入したことに気づいた後も、監督職員と協議することなく誤った管径の材料を敷設することを下請負業者に指示し、さらに適正な試験方法で管路導通試験を行っていないにもかかわらず、その結果が良好なものとして虚偽の報告を行った。
8. 発覚後の対応	地中埋設管路接続の誤りと管路断面不足の修補 浅埋箇所の構造の修補
9. 再発防止への提言	照査設計を徹底し、図面不一致点について監督職員と書面にて協議する。 社内検査の充実を図る。

埋設管路の様子



事例 15

1. 工種（粗漏概要）	伸縮装置後打ちコンクリート補強鉄筋の切断
2. 発覚した時期	H 1 8
3. 工事完成年次	H 1 7
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	・新設バイパスにおいて、伸縮装置後打ちコンクリートにクラックが入ったため、当該部分を取り壊し、鉄筋切断が発覚
6. 粗漏工事と見なされた内容	・伸縮装置後打ちコンクリート補強鉄筋の切断
7. 粗漏工事発生となった背景	・橋面舗装舗設後に後打ちコンクリート部分を撤去し後打ちコンクリートを打設することとなっていたが、伸縮装置の前後において後打ちコンクリート幅が異なっており、前後方向の切断位置を誤認した。
8. 発覚後の対応	・他の伸縮装置での非破壊試験を実施し鉄筋及びコンクリート強度の確認 ・かし修補として、クラック発生箇所の後打ちコンクリート撤去、鉄筋の配置、後打ちコンクリート打設を実施した。
9. 再発防止への提言	・後打ちコンクリート幅の統一（PC含む）



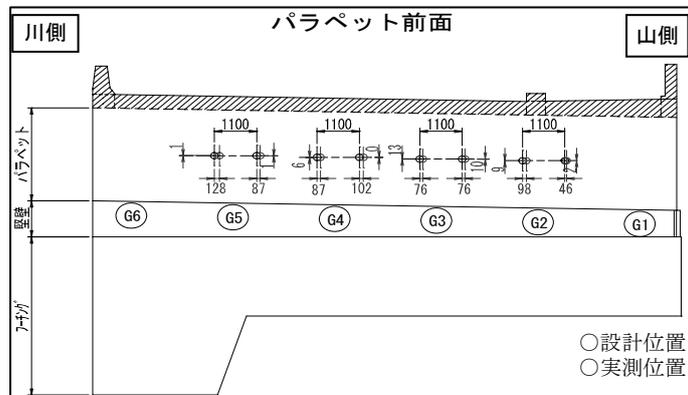
事例 16

1. 工種 (粗漏概要)	橋梁下部工 (①落橋防止の箱抜き位置違い、②橋梁天端高さ不足)
2. 発覚した時期	H19
3. 工事完成年次	H18
4. 処分内容	指名停止 (1ヶ月)
5. 発覚に至った経緯	上部工の架設に伴う測量時に発覚した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	①落橋防止の箱抜きの位置が全8箇所、最大128mmずれている。 ②橋梁天端の高さが平均60mm低くなっている。
7. 粗漏工事発生となった背景	①測量 (墨だし位置) 間違いで、橋台が角度を持っていたため、胸壁前面側の値と背面側の値が違っているものを取り違えて位置出しを行った。 ②仮BMの高さ設置ミス
8. 発覚後の対応	①橋台パラペットを全面取り壊し、箱抜きの位置が所定の位置になるよう再施工した。 ②台座コンクリートを作成した。
9. 再発防止への提言	①監督職員による施工状況の確認 ②仮BMの設置の確認

<①落橋防止箱抜き位置間違い>



正面からみて右に
128mmずれている



<②橋脚天端高さ不足>

橋梁天端の高さが平均
60mm低くなっている。



事例 17

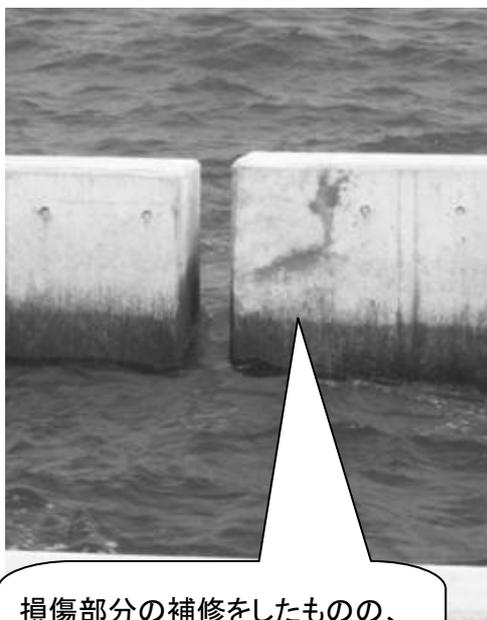
1. 工種（粗漏概要）	土工（掘削工）
2. 発覚した時期	平成19年5月
3. 工事完成年次	平成19年3月
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	後発工事において、起工測量を行ったところ、当工事の町道付替部において設計幅員が確保できないことが判った。このため、現況断面を測量した結果、切土断面が不足していることが判明した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	掘削不足により、設計図書の幅員が確保できない。
7. 粗漏工事発生となった背景	本工事は、曲線部含んだ線形を要しており、曲線部においては、中心杭や丁張り等を設置し、施工を行ったが、ほぼ直線区間かつ終点のすりつけ区間については、中心杭等の設置、中間断面における丁張りの設置などを行わず施工を行った事が大きな原因となっている。
8. 発覚後の対応	掘削工の不足しているものについて全て正規の断面が確保できる施工を実施予定。
9. 再発防止への提言	施工前、完了時に道路中心等基本となる点を現地に設置させ、監督職員が確認。



事例 18

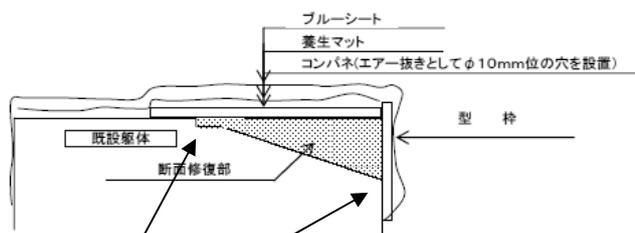
1. 工種（粗漏概要）	上部工据付（損傷箇所の補修方法の不備）
2. 発覚した時期	H 1 9
3. 工事完成年次	H 1 9
4. 処分内容	指名停止（1ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	完成検査において、上部工据付時の損傷箇所について、一次下請業者の独自の判断で補修が行われていることが発覚した。
6. 粗漏工事と見なされた内容	補修についての施工管理が行われておらず監督職員の確認もされていなかった。また、補修表面に網状のひび割れが生じ、さらに欠損面の処理が適正でないため端部においては充填厚さが極薄となり適切な補修ではなかった。
7. 粗漏工事発生となった背景	上部工据付時に、設置済みの上部工への接触を現認したものの、一次下請業者の報告から軽微な損傷と判断し、監督職員への報告を怠り、独断にて損傷箇所の補修を実施した。
8. 発覚後の対応	補修箇所の調査を行った結果、新たに発見された未補修箇所2箇所を含めた全6箇所について、既補修部分をはつり、再補修を実施した。
9. 再発防止への提言	<ul style="list-style-type: none"> ・監督職員による施工状況の確認 ・監督職員との協議の徹底

既補修写真



損傷部分の補修をしたものの、施工管理がされておらず、補修方法にも不備があった。

再補修方法

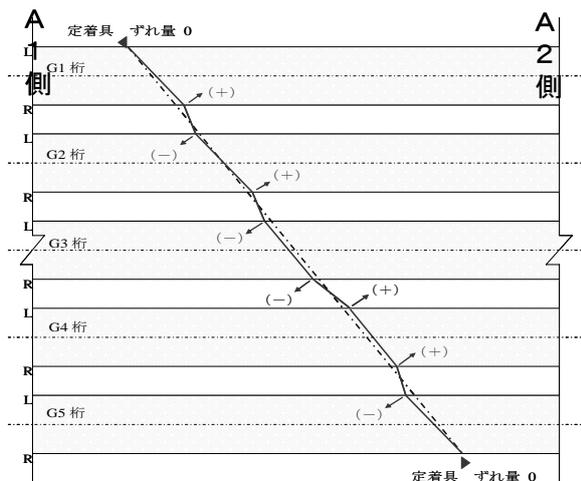


端部にカッターを入れ、充填厚さを確保した上で断面修復

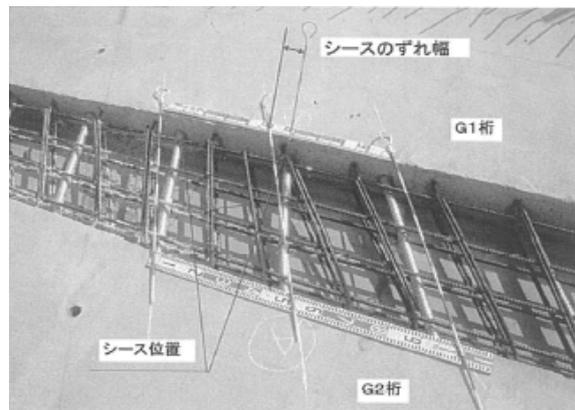
事例 19

1. 工種（粗漏概要）	PC上部工（横締めシースのずれ）
2. 発覚した時期	H18
3. 工事完成年次	H18
4. 処分内容	指名停止（3ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	桁架設を請け負った業者よりT桁の横締めシースの設置位置が桁毎にずれていると監督官へ連絡があった（横締め用シース89本のうち32本がずれている）。
6. 粗漏工事と見なされた内容	主桁の製作において、製作された主桁5本のうち、2本のPC桁床版の一部の横締めシースの配置に最大100mmのずれがある不適切な施工が確認された。
7. 粗漏工事発生となった背景	当該橋梁が斜橋であることから、横締めシースを橋軸に対し斜めに配置する際、横締めシースの配置間隔の管理を怠った。
8. 発覚後の対応	調査の結果、ポステンT桁5本の横締め用シース89箇所のうち32箇所が正規な位置からずれていることが判明した。そのため、5本のポステンT桁を新たに製作し直した。
9. 再発防止への提言	横締めシースが、コンクリート打設時に動かないよう確実に固定する。 桁製作時には、出来形管理基準及び品質管理基準が定められていない項目についても、適切に施工管理を行うことが必要。

シースずれ量測定図



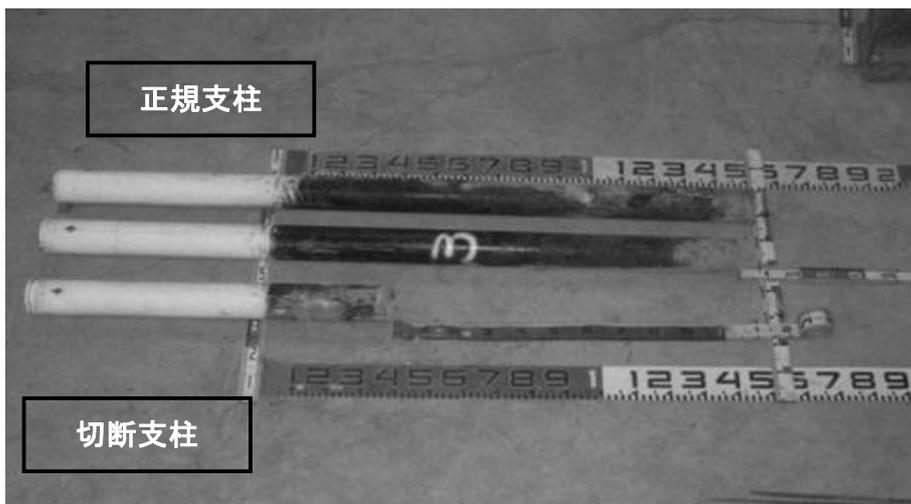
シース配置状況写真



事例 20

1. 工種（粗漏概要）	防護柵工（ガードレール等支柱根入れ不足）
2. 発覚した時期	H18年度
3. 工事完成年次	H14年度
4. 処分内容	指名停止（2ヶ月）
5. 発覚に至った経緯	防護柵の更新工事により、既設防護柵を引き抜いた際、埋め込み不足の防護柵が確認された。
6. 粗漏工事と見なされた内容	①ガードレール支柱152本のうち、埋め込み不足支柱63本 ②転落防止柵支柱16本のうち、埋め込み不足支柱7本
7. 粗漏工事発生となった背景	転石により支柱を所定の深さまで打ち込めず、請負者が監督職員と協議せず支柱を切断し、何ら対策を施さず施工した。
8. 発覚後の対応	請負業者が、当該事務所管内において過去10年間に防護柵を設置した工事について点検調査した。
9. 再発防止への提言	①監督職員への協議の徹底 ②ビデオによる出来形管理の徹底

切断状況写真



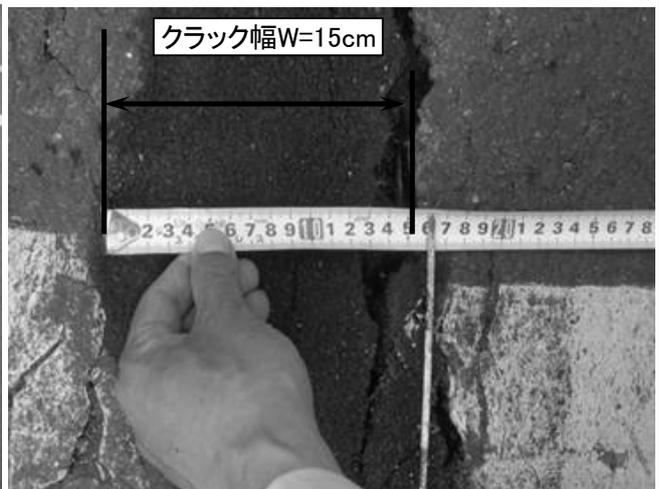
切断長：6～110cm

事例 21

1. 工種（粗漏概要）	アスファルト舗装工（車道部舗装にクラックが発生）
2. 発覚した時期	H20. 3. 26
3. 工事完成年次	H19
4. 処分内容	文書注意
5. 発覚に至った経緯	交差点取付部の車道舗装を、再生材を使用し路盤、基層(5cm)、表層(5cm)を施工し、完成検査終了後、表層にヘアクラック発生していることが確認され、その後、範囲と割れ目が大きくなった。最大で延長3m、幅15cm
6. 粗漏工事と見なされた内容	アスファルト乳剤の散布
7. 粗漏工事発生となった背景	<p>調査の結果、ハッキリとした原因は分からないが、以下の要因が重なりアスファルト乳剤の付着低下を引き起こし、舗装面のクラックの発生を誘発したと考えられる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 表層前日の大雨により、表層面に湿気が残ったまま施工した為、乳剤の粘着力が低下した可能性。 2. 乳剤が均一に散布しておらず、散布量がまばらになった為、乳剤の粘着力の低下した可能性。
8. 発覚後の対応	発覚時点では、部分的な破損ではあるが、今後広がる可能性があった為、表層舗装を全面やり換えた。
9. 再発防止への提言	<p>アスファルト乳剤の付着低下による舗装面のクラック発生が考えられる為、補修施工は下記の事項に注意し、補修施工を行なう。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報（气象台から発表される天気予報、その他気象情報を収集し施工日を決定する。）



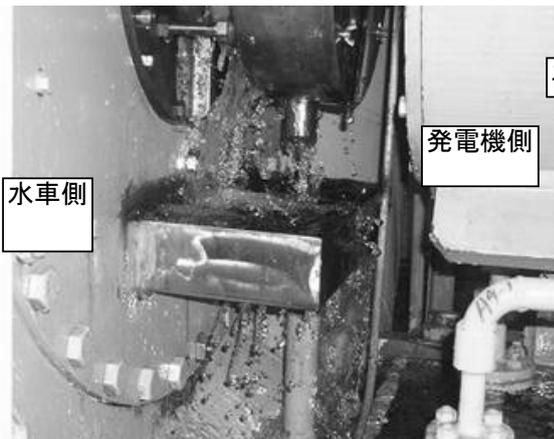
クラック発生状況写真



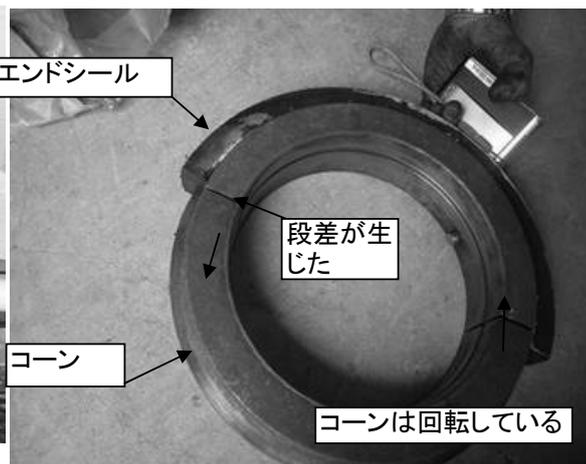
事例 22

1. 工種（粗漏概要）	電源設備工（水力発電設備の点検補修後、漏水が発生）
2. 発覚した時期	H20. 4. 24
3. 工事完成年次	H20. 3. 21
4. 処分内容	文書注意
5. 発覚に至った経緯	完成検査合格後、約1ヶ月後にダム管理支援業務の週点検で軸風水部から漏水を確認したため水力発電を停止
6. 粗漏工事と見なされた内容	施工時において軸封水部（コーンとエンドシール）に段差があったことにより水力発電施設から漏水が発生し発電停止となった。
7. 粗漏工事発生となった背景	当該箇所は狭あい部で組立作業は作業員の触覚で行うが、軸封水部（コーンとエンドシール）に微小段差があり、それを確認できないまま組立てたことでエンドシールが削られ漏水に至った。
8. 発覚後の対応	水力発電を停止し、工事における「瑕疵」の有無にかんがみ、漏水にいたる原因調査を施工業者に依頼し、調査結果の説明と再発防止策を求めた。調査結果を踏まえ瑕疵と判断し甲から瑕疵修補請求をし、乙から瑕疵修補確認書を受領した後、瑕疵修補工事を完成させた。
9. 再発防止への提言	今回の漏水原因である軸封水部（コーンとエンドシール）の組立て時の段差について従来のやり方（目視、触指）では検知出来ないコーンの合わせ目の微小な段差を残さないよう今後は組立て精度を上げるためオイルストーン（油砥石）で仕上げを行う。また、各作業段階での確認作業を複数の関係者で行う。

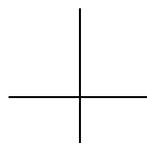
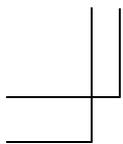
水車軸封水部漏水状況



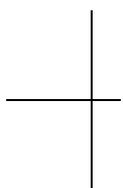
水車軸封水部（コーン・エンドシール）



(白紙)



第6編 その他



(白紙)

6-1 平成21年度 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検結果について

(1) 点検の目的

公共工事を適切に施工するためには、請負者による適正な施工体制の確保が重要であり、建設業法では施工体制台帳及び施工体系図の作成等が義務づけられている。

また、平成13年4月施行の「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」では、より一層の適切な施工体制の確保が求められている。

こうした状況を踏まえて、国土交通省では平成14年度から監督職員以外の職員による「施工体制に関する全国一斉点検」を実施している。

(2) 実施概要

① 点検時期

平成21年10月から12月を全国一斉点検期間とし、期間内に抜き打ちで点検を実施した。

② 点検対象工事

稼働中の直轄工事（全国で10,203件）のうち853件の工事で実施した。

請負金額が2,500万円以上の工事（建築工事においては、5,000万円以上の工事）を対象として実施し、特に低入札価格調査制度調査対象工事及び低入札工事に準じて重点的な監督業務を実施する工事に重点をおいて点検を行った。

③ 点検結果のポイント

○ 建設業法違反

- ・ 監理技術者証の提示（講習会修了証を保有していない）違反が3工事。
- ・ 下請の主任技術者の常駐違反が1工事あり。

○ 指導事項

- ・ およそ3割の工事で、書類の不備など軽微な改善事項が見られた。
- ・ 下請負契約において、「明確な工事内容での契約」となっていない工事が約15%見受けられ、そのうち「数量」「機械費」「材料費」のいずれかが明記されていないものが、約8割（点検した全工事のおよそ12%）を占めている。
- ・ 施工体制台帳の備え付けでは約2%の不備があり、添付資料不足が約8割（点検した全工事のおよそ1.6%）を占めている。
- ・ 請負代金の支払い方法では約2%の不備があり、「支払い方法の記載がまったくないもの」（約3割）、手形が120日以内でないもの（約4割）となっている。

詳細については、国土交通省のホームページで確認できます。

<http://www.mlit.go.jp/tec/sekisan/sekou.html>

6-2 建設現場へのモニターカメラ設置に関する運用要領 (案) について

事 務 連 絡
平成18年3月31日

各地方整備局企画部 技術調整管理官
北海道開発局事業振興部 技術管理課長 } あて

大臣官房技術調査課
建設コスト管理企画室長

建設現場へのモニターカメラ設置に関する運用要領(案)について

標記については、平成17年1月11日付け事務連絡により試行要領を定め、建設現場へのオープン化の試行を実施しているところであるが、これまでのアンケート結果等を踏まえ試行要領を見直し、別添のとおり運用要領(案)を定めたので通知する。

今後は、本要領により、積極的に建設現場のオープン化を実施されたい。

建設現場へのモニターカメラ設置に関する運用要領（案）

1. 目的

公共工事の品質の確保について、現地における監督の重要性に鑑み、これまでの臨場による監督行為に加え、モニターカメラを補助的に活用することにより、工事施工状況の把握を充実させ、契約の適正な履行と円滑な施工の確保を図ることを目的とする。

また、併せて公共事業の執行に関する説明責任向上の観点から、施工状況の映像を見学施設等において一般見学者等に公開すること等により、公共事業の理解向上や事業の円滑な執行への寄与を期待するものである。

2. 対象工事

現場の状況を踏まえ、以下の工事から対象工事を選定するものとする。

- ・主たる工種に新工法を採用した工事
- ・ダム事業、高規格幹線道路などの大規模な工事
- ・インフォメーション施設等を設置している工事
- ・低入札価格調査制度対象工事
- ・局長又は事務所長が必要と認めた工事

3. 設置及び運用

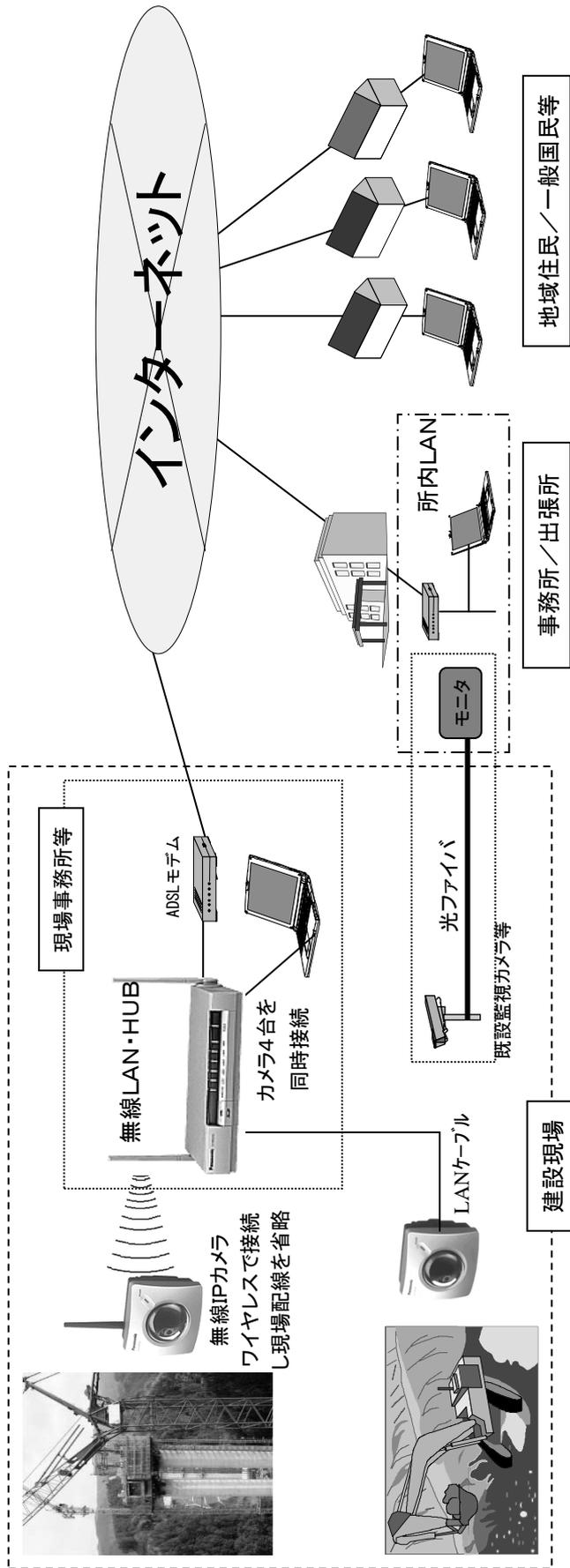
- (1) 監督業務の補助手段という性格から、モニターカメラは当該工事現場内において必要に応じた設置台数を確保することとするが、その際、付近住民のプライバシー保護の観点から問題が生じる恐れのないように配慮することとする。なお、設置費用は発注者が負担することとする。
- (2) 監督職員用に設置するモニターについては、工事施工状況の把握の充実の効果が期待できる場所に設置するよう考慮するものとする。なお、監督職員の業務形態を考慮し、当該工事現場からある程度離隔された場所等の条件を加味して判断することとする。
- (3) 一般見学者用に設置するモニターについては、見学施設に設置するなど設置の効果が十分期待できるよう考慮することとする。またインターネットを活用しホームページ上での画像提供にも対応できることが望ましい。(別添参考資料)
- (4) モニターカメラの操作は監督職員のみが行うものとする。また、モニターカメラの稼働時間は工事の作業実施時間内とする。
- (5) 監督職員の確認頻度は随意とし、確認した映像は基本的に録画するものとする
- (6) 設置及び運用については、設計図書に明示することなどにより当該工事の請負者にその内容を通知するとともに理解を得るよう努力することとする。

4. その他

モニターカメラは本要領（案）の目的以外にはこれを使用しないことを原則とするが、盗難、テロ等にかかる危機管理上等で特に必要が生じた場合には、この限りではない。

参考資料

ITを活用した建設現場のオープン化(構成例)



概要

1. 現場からインターネットに直接接続することで容易に情報発信する。(現場状況により既存光ファイバ、監視カメラの利用を検討)
2. 無線カメラを利用することで、現場内の配線を省略し、設置の容易性確保(600m程度の伝送可能)
3. URLを公開するほか、事務所、局等のホームページからリンクを張る。(建設スタジオのホームページ開設を検討)
4. 巡回型カメラの設置、パソコンで映像の記録等も可能であるが、現場の状況、ニーズを踏まえて最適構成を検討する。
5. 現場画像を限定して公開する場合は、セキュリティ確保のためパスワードを設定することも検討する。

6-3 労災事故と設計・監督

1. 発注者と施工者の責任関係

(1) 契約書類上の規定

発注者と請負者との間の請負契約にあたっては、契約当事者の「権利義務を規定する約款」と「技術的な仕様等を規定する設計図書」の2種類の契約書類が存在する。

①約款の総則第1条3項は、

『仮設・施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、請負者がその責任において定める。』としており、請負者の自主施工の原則を明文したものであり、発注者は工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、設計図書において施工方法等を指定することができるが、設計図書に施工方法等の指定をしていない場合は、請負者は自己の責任において施工方法等を選択するものとし、発注者が施工方法等の選択に注文をつけることは許されない。

②上記の原則とは別に、

仮設・施工方法等を指定し、設計図書に特別に定める場合を『指定仮設』としている。

(2) 民法上の規定

請負契約においては、発注者は、工程の管理、品質の管理のための試験、検査について必要な指示をすることができるにすぎず、施工方法等の選択については、関与しないことが原則であり、この場合、発注者には原則として責任はない。しかし、民法716条のただし書き条項「・・・ただし、注文又は指示に付き、注文者に過失ありたるときは、比限りに在らず」と定めており、発注者が注文、指示について過失があった場合は損害賠償責任が問われるとしている。

(3) 労働安全衛生法の規定

労働者の安全衛生面を守る義務があるのは原則として事業者（事業を行う者で、労働者を使用するものをいう）であり、重層の請負的構造からすれば元請け、下請け、孫請けのそれぞれの事業者が責任を負うものである。

2. 監督に関する事項

I. 監督について

1. 監督に関する規定

- ・会計法29条の11「契約履行の確保」
- ・予決令103条の3「監督の方法」
- ・契約事務取扱規則19条「監督職員の一般的職務」
- ・契約約款9条「監督員」

これらの諸規定に基づく監督の方法を定めたものが、「監督技術基準」である。

監督技術基準では、以下の内容が定められている。

(1) 契約の履行の確保

①施工計画書の受理

②契約書、設計図書に基づく「指示」「承諾」「協議」「受理」等

(2) 施工状況の確認等

①指定材料の品質確認 品質の確認

②段階確認 品質、出来形の確認が主体

③施工状況把握 施工状況の適否の把握

(ex. トンネルでは「施工状況の適否」)

(3) 臨機の措置

①災害防止等の臨機の措置

2. 監督方法について

監督にあたって、以下について特に留意するものとする。

①施工計画書の受理

施工計画書の内容の審査、同計画書と施工方法が合致しているかの把握において、次に留意する。

⇒ ・必要事項や内容についてチェックリストにより、監督員がチェックする
 ・品質証明制度の工事では、品質証明員のチェックと証明を義務付ける。

⇒ ・不足事項、間違いは「補足」させる。

この際、方法は示さないが、不足事項、間違いの内容を示すものとする

- 〔ex. 土止め矢板の応力計算は間違いがないか再度チェックすること。
- ex. 転落防止措置は関係規則が遵守されているか再度チェックすること。

⇒ ・計画と実行の違いがあれば指示する。

この際、方法は示さないが内容を示し、文書で行う。

- 〔ex. 手摺りがなくて転落の危険があるが、関係規定を遵守しているか。
 (文書指示、転落の危険性に対して再度チェックすること)

②契約書、設計図書に基づく指示等

共通仕様書の規定どおり施工されているかの確認、指示等に当たっては以下に留意する。

⇒ ・規定された指示等は、適切に文書で行うことを徹底する。

⇒ ・日頃から、設計図書の内容、技術的内容の把握に努めておく。

⇒ ・共通仕様書等の内容で解釈上の疑問や実施上の疑問があるような場合は事前に検討しておく。

③災害防止等の臨機の措置

臨機の措置をとる必要がある場合で、請負者が気付かないとき又は判断に誤りがあるときには臨機の措置を求める。

具体的方法の指示ではなく、必要な措置の内容を指示する。

ex. 降雨が激しいので崩壊の危険があるのではないかと。状況をみて判断すること。

II. 安全パトロール等

①安全管理のヒアリング

⇒ 「施工計画書の受理」と同じく行う。

②安全パトロール時の指導

⇒ 監督行為とは別で、施工者、発注者、労働基準局、警察等の協議会団体としての行為であり、積極的に指摘・指導する。

3. 指定仮設について

①指定仮設は必要なもののみを指定する。

施工者の見積もりの便宜上に添付している「参考図書」は「設計図書」とは明確に区別する

⇒ 「参考図書」は現説の終了後、別途に積算上の参考として説明する。

指 定 仮 設 と す る 項 目
イ. 河川堤防と同等の機能を有する仮締切の場合 ロ. 仮設構造物を一般交通に供する場合 ハ. 特許工法又は特殊工法を採用する場合 ニ. 関係官公署等との協議等により制約条件のある場合 ホ. その他、第三者に特に配慮する必要がある場合 ヘ. 他工事等に使用するため、工事完成後も存置される必要のある仮設

②指定仮設は十分な審査を行う。

局河川部、道路部、各事務所の設計審査会、施工条件検討会の審査を徹底する。

⇒ 業務委託の途上で、コンサルタントも同席させて実施する。

⇒ 特殊技術等の場合は、有識者等の活用を検討する。

⇒ 審査の対象については、「事務所長が必要と認める工事」の適用を適切に実施する。

③監督検査についても留意する。

⇒ 指定仮設に該当する項目は、重点監督として実施し、検査においても重点的に行う。

6-4 参考通達・関連図書

参考となる通達・図書関係

1. 監理技術者制度運用マニュアルについて

平成16年3月1日、国土交通省総合政策局建設業課長

2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

平成21年6月30日、国土交通省総合政策局建設業課長

3. 監理技術者制度の運用について

平成16年7月15日、国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

4. 工事現場における適正な施工体制の確保等について

平成13年3月30日、国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

5. 工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

平成13年3月30日、国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

6. 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

平成13年3月30日、国土交通省総合政策局長

7. 一括下請負の禁止について

平成13年3月30日、国土交通省総合政策局長
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000180.html)

8. 施工体制台帳の作成等について

平成13年3月30日、国土交通省総合政策局建設業課長
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000180.html)

9. 施工体制台帳に係る書類の提出について

平成13年3月30日、大臣官房技術調査課長、大臣官房営繕技術管理室長

10. 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について

平成13年3月30日、大臣官房技術調査課建設コスト管理企画室長

1. 監理技術者制度運用マニュアルについて

国総建第317号
平成16年3月1日

公共工事発注担当部局長あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業法第26条に定める工事現場に置く技術者については、「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」（平成6年12月28日付け建設省経建発第395号）において、かねてよりその適正な設置の徹底をお願いするとともに、これに違反した場合、建設業者に対しては監督処分を行いうるものとしているところである。

今般、「公益法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平成15年法律第96号）」等が施行されたことに加え、技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除するとともに、建設業の生産性の向上を図り建設工事の適正な施工を確保するため、従来の「資格者証（監理技術者資格者証）運用マニュアル」を見直し、技術者の適正な設置に係る運用を定めた標記マニュアルを別添のとおり定め、当職から地方整備局等建設業担当部長及び各都道府県建設業担当主管部局長あて通知した。

標記マニュアルは、建設業行政の担当部局が建設業者に対して指導を行う際の指針となると同時に、公共工事の発注者がその発注に係る建設工事について主任技術者及び監理技術者に関する制度の理解と的確な運用を通じて建設工事の適正な施工の確保に資するものであるので、参考とされたく送付する。

併せて、貴管下の関係機関に対し、周知方お願いする。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）」及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成13年3月9日閣議決定）」に係る対応については、従来よりあらゆる機会を通じてその趣旨の徹底を図ってきたところであるが、あらためてより一層の取組みの強化をお願いしたい。

また、平成6年の「監理技術者資格者証運用マニュアルについて」は、廃止する。

（国総建第315号 各都道府県主管部局長あて）

（国総建第316号 北海道開発局事業振興部長 地方整備局建設業担当部長 沖縄総合事務局開発建設部長あて）

（国総建第318号 建設業者団体の長あて）

資料については、国土交通省のホームページで確認できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000100.html

〔別添〕

監理技術者制度運用マニュアル

目次

- 一 趣旨
- 二 監理技術者等の設置
 - 二―一 工事外注計画の立案
 - 二―二 監理技術者等の設置
 - 二―三 監理技術者等の職務
 - 二―四 監理技術者等の雇用関係
- 三 監理技術者等の工事現場における専任
- 四 監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証の携帯
- 五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成
- 六 工事現場への標識の掲示
- 七 建設業法の遵守

一 趣旨

建設業法では、建設工事の適正な施工を確保するため、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として主任技術者又は監理技術者（以下、「監理技術者等」という。）の設置を求めている。監理技術者等に関する制度（以下、「監理技術者制度」という。）は、高度な技術力を有する技術者が施工現場においてその技術力を十分に発揮することにより、建設市場から技術者が適正に設置されていないこと等による不良施工や一括下請負などの不正行為を排除し、技術と経営に優れ発注者から信頼される企業が成長できるような条件整備を行うことを目的としており、建設工事の適正な施工の確保及び建設産業の健全な発展のため、適切に運用される必要がある。

本マニュアルは、建設業法上重要な柱の一つである監理技術者制度を的確に運用するため、行政担当部局が指導を行う際の指針となるとともに建設業者が業務を遂行する際の参考となるものである。

(1) 建設業における技術者の意義

- ・ 建設業については、一品受注生産であるためあらかじめ品質を確認できないこと、不適正な施工があったとしても完全に修復するのが困難であること、完成後には瑕疵の有無を確認することが困難であること、長期間、不特定多数に使用されること等の建設生産物の特性に加え、その施工については、総合組立生産であるため下請業者を含めた多数の者による様々な工程を総合的にマネジメントする必要があること、現地屋外生産であることから工程が天候に左右されやすいこと等の特性があることから、建設業者の施工能力が特に重要となる。一方、建設業者は、良質な社会資本を整備するという社会的使命を担っているとともに、発注者は、建設業者の施工能力等を拠り所に信頼できる建設業者を選定して建設工事の施工を託している。そのため、建設業者がその技術力を発揮して、建設工事の適正かつ生産性の高い施工が確保されることが極めて重要である。特に現場においては、建設業者が組織として有する技術力と技術者が個人として有する技術力が相俟って発揮されることによりはじめてこうした責任を果たすことができ、この点で技術者の果たすべき役割は大きく、建設業者は、適切な資格、経験等を有する技術者を工事現場に設置することにより、その技術力を十分に発揮し、施工の技術上の管理を適正に行わなければならない。

(2) 建設業法における監理技術者等

- ・ 建設業法においては、建設工事を施工する場合には、工事現場における工事の施工の技術上の管理をつかさどる者として、主任技術者を置かなければならないこととされている。また、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要になるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければならない（法第二十六条第一項及び第二項、令第二条）。
- ・ 監理技術者等となるためには、一定の国家資格や実務経験を有していることが必要であり、特に指定建設業（土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業及び造園工事業）に係る建設工事の監理技術者は、一級施工管理技士等の国家資格者又は建設業法第十五条第二号ハの規定に基づき国土交通大臣が認定した者（以下、「国土交通大臣認定者」という。）に限られる（法第二十六条第二項）。

(3) 本マニュアルの位置付け

- ・ 監理技術者制度が円滑かつ的確に運用されるためには、行政担当部局は建設業者を適切に指導する必要がある。本マニュアルは、監理技術者等の設置に関する事項、監理技術者等の専任に関する事項、監理技術者資格者証（以下、「資格者証」という。）に関する事項、監理技術者講習に関する事項等、監理技術者制度を運用する上で必要な事項について整理し、運用に当たっての基本的な考え方を示したものである。
- 建設業者にあつては、本マニュアルを参考に、監理技術者制度についての基本的な考え方、運用等について熟知し、建設業法に基づき適正に業務を行う必要がある。

二 監理技術者等の設置

二―一 工事外注計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制の整備及び監理技術者等の設置の要否の判断等を行うため、専門工事業者等への工事外注の計画（工事外注計画）を立案し、下請契約の請負代金の予定額を的確に把握しておく必要がある。

(1) 工事外注計画と下請契約の予定額

- ・ 一般的に、工事現場においては、総合的な企画、指導の職務を遂行する監理技術者等を中心とし、専門工事業者等により施工体制が構成される。その際、建設工事を適正に施工するためには、工事のどの部分を専門工事業者等の施工として分担させるのか、また、その請負代金の額がどの程度となるかなどについて、工事外注計画を立案しておく必要がある。工事外注計画としては、受注前に立案される概略のものから工事施工段階における詳細なものまで考えられる。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、監理技術者等の設置の要否を判断するため、工事受注前にはおおむねの計画を立て、工事受注後速やかに、工事外注の範囲とその請負代金の額に関する工事外注計画を立案し、下請契約の予定額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となるか否かを的確に把握しておく必要がある。なお、当該建設業者は、工事外注計画について、工事の進捗段階に応じて必要な見直しを行う必要がある。

(2) 下請契約について

- ・ 「下請契約」とは、建設業法において次のように定められている（法第二条第四項）。
「建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者」と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約」
- ・ 「請負契約」とは、「当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対して報酬を与えることを約する契約」であり、単に使用者の指揮命令に従い労務に服することを目的とし、仕事の完成に伴うリスクは負担しない「雇用」とは区別される。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、このような点を踏まえ、工事外注の範囲を明らかにしておく必要がある。
- ・ なお、公共工事については全面的に一括下請負が禁止されており（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成十二年法律第二百七号。以下、「入札契約適正化法」という。）第十二条）、民間工事においても発注者の書面による承諾を得た場合を除き禁止されている（法第二十二條）

二一 二 監理技術者等の設置

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請契約の予定額を的確に把握して監理技術者を置くべきか否かの判断を行うとともに、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、適正に技術者を設置する必要がある。

(1) 監理技術者等の設置における考え方

- ・ 建設工事の適正な施工を確保するためには、請け負った建設工事を内容と勘案し適切な技術者を適正に設置する必要がある。このため、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、事前に監理技術者を設置する工事に該当すると判断される場合には、当初から監理技術者を設置しなければならない。監理技術者を設置する工事に該当するかどうか流動的であるものについても、工事途中の技術者の変更が生じないように、監理技術者になり得る資格を有する技術者を設置しておくべきである。
- ・ また、主任技術者、監理技術者の区分にかかわらず、下請契約の請負代金の額が小さくとも工事の規模、難易度等によっては、高度な技術力を持つ技術者が必要となり、国家資格者等の活用を図ることが適切な場合がある。発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これらの点も勘案しつつ、適切に技術者を設置する必要がある。

(2) 共同企業体における監理技術者等の設置

- ・ 建設業法においては、建設業者はその請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に關し、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者等を置かなければならないこととされており、この規定は共同企業体の各構成員にも適用され、下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、特定建設業者たる構成員一社以上が監理技術者を設置しなければならない。また、その請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。
- ・ なお、共同企業体が公共工事を施工する場合には、原則として特定建設業者たる代表者が、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。
- ・ 一つの工事を複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任を持って施工する分担施工方式にあっては、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、分担工事に係る請負金額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合は設置された監理技術者等は専任でなければならない。
- ・ なお、共同企業体が公共工事を分担施工方式で施工する場合には、分担工事に係る下請契約の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、請負金額にかかわらず監理技術者を専任で設置すべきである。
- ・ いずれの場合も、その他の構成員は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならないが、公共工事を施工する特定建設共同企業体には国家資格を有する者を、また、公共工事を施工する経常建設共同企業体には原則として国家資格を有する者を、それぞれ請負金額にかかわらず専任で設置すべきである。
- ・ 共同企業体による建設工事の施工が円滑かつ効率的に実施されるためには、すべての構成員が、施工しようとする工事にふさわしい技術者を適正に設置し、共同施工の体制を確保しなければならない。したがって、各構成員から派遣される技術者等の数、資格、配置等は、信頼と協調に基づく共同施工を確保する観点から、工事の規模・内容等に応じ適正に決定される必要がある。このため、編成表の作成等現場職員の配置の決定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。
 - ① 工事の規模、内容、出資比率等を勘案し、各構成員の適正な配置人数を確保すること。
 - ② 構成員間における対等の立場での協議を確保するため、配置される職員は、ポストに応じ経験、年齢、資格等を勘案して決定すること。
 - ③ 特定の構成員に権限が集中することのないように配慮すること。
 - ④ 各構成員の有する技術力が最大限に発揮されるよう配慮すること。

(3) 主任技術者から監理技術者への変更

- ・ 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。

(4) 監理技術者等の途中交代

- ・ 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、施工管理をつかさどっている監理技術者等の工期途中で交代は、当該工事における入札・契約手続きの公平性の確保を踏まえた上で、慎重かつ必要最小限とする必要があり、これが認められる場合としては、監理技術者等の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合のほか、次に掲げる場合等が考えられる。
 - ① 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合
 - ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点
 - ③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合
- ・ なお、いずれの場合であっても、発注者と発注者から直接建設工事を請け負った建設業者との協議により、

交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなどの措置をとることにより、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

・また、協議においては、発注者からの求めに応じて、直接建設工事を請け負った建設業者が工事現場に設置する監理技術者等及びその他の技術者の職務分担、本支店等の支援体制等に関する情報を発注者に説明することが重要である。

(5) 営業所における専任の技術者と監理技術者等との関係

・営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められている。
 ・ただし、特例として、当該営業所において請負契約が締結された建設工事であって、工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し、当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあるものについては、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある場合に限り、当該工事の専任を要しない監理技術者等となることができる（平成十五年四月二十一日付、国総建第十八号）。

二一三 監理技術者等の職務

監理技術者等は、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

・監理技術者等の職務は、建設工事の適正な施工を確保する観点から、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどることである。すなわち、建設工事の施工に当たり、施工内容、工程、技術的事項、契約書及び設計図書の内容を把握したうえで、その施工計画を作成し、工事全体の工程の把握、工程変更への適切な対応等具体的な工事の工程管理、品質確保の体制整備、検査及び試験の実施等及び工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理を行うとともに、当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督を行うことである（法第二十六条の三第一項）。

特に、監理技術者は、建設工事の施工に当たり外注する工事が多い場合に、当該建設工事の施工を担当するすべての専門工事業者等を適切に指導監督するという総合的な役割を果たすものであり、工事の施工に関する総合的な企画、指導等の職務がとりわけ重視されるため、より高度な技術力が必要である。

また、工事現場における建設工事の施工に従事する者は、監理技術者等がその職務として行う指導に従わなければならない（法第二十六条の三第二項）。

・なお、監理技術者等が、同じ建設業者に所属する他の技術者を活用しながら監理技術者等としての職務を遂行する場合には、監理技術者等を補佐するこれらの他の技術者の職務を総合的に掌握するとともに指導監督する必要がある。この場合において、適正な施工を確保する観点から、個々の技術者の職務分担を明確にしておく必要があり、発注者から請求があった場合は、その職務分担等について、発注者に説明することが重要である。

・現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、監理技術者等との密接な連携が適正な施工を確保する上で必要不可欠である。なお、監理技術者と現場代理人はこれを兼ねることができ（公共工事標準請負契約約款第十条）。

二一四 監理技術者等の雇用関係

建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等については、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であることが必要であり、このような雇用関係は、資格者証または健康保険被保険者証等に記載された所属建設業者名及び交付日より確認できることが必要である。

(1) 監理技術者等に求められる雇用関係

・建設工事の適正な施工を確保するため、監理技術者等は所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要である。また、建設業者としてもこのような監理技術者等を設置して適正な施工を確保することが、当該建設業者が技術と経営に優れた企業として評価されることにつながる。

・発注者は設計図書の中で雇用関係に関する条件や雇用関係を示す書面の提出義務を明示するなど、あらかじめ雇用関係の確認に関する措置を定め、適切に対処することが必要である。

(2) 直接的な雇用関係の考え方

・直接的な雇用関係とは、監理技術者等とその所属建設業者との間に第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働時間、雇用、権利構成）が存在することをいい、資格者証、健康保険被保険者証または市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書等によって建設業者との雇用関係が確認できることが必要である。したがって、在籍出向者、派遣社員については直接的な雇用関係にあるとはいえない。

・直接的な雇用関係であることを明らかにするため、資格者証には所属建設業者名が記載されており、所属建設業者名の変更があった場合には、三十日以内に指定資格者証交付機関に対して記載事項の変更を届け出なければならない（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号、以下、「規則」という。）第十七条の三十一第一項、第十七条の三十一第一項）。

・指定資格者証交付機関は、資格者証への記載に当たって、所属建設業者との直接的かつ恒常的な雇用関係を、健康保険被保険者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書により確認しているが、資格者証中の所属建設業者の記載や主任技術者の雇用関係に疑義がある場合は、同様の方法等により行う必要がある。具体的には、

- ① 本人に対しては健康保険被保険者証
- ② 建設業者に対しては健康保険被保険者標準報酬決定通知書、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、当該技術者の工事経歴書

の提出を求め確認するものとする。

(3) 恒常的な雇用関係の考え方

・恒常的な雇用関係とは、一定の期間にわたり当該建設業者に勤務し、日々一定時間以上職務に従事することが担保されていることに加え、監理技術者等と所属建設業者が双方の持つ技術力を熟知し、建設業者が責任を持って技術者を工事現場に設置できるとともに、建設業者が組織として有する技術力を、技術者が十分かつ円滑に活用して工事の管理等の業務を行うことができることが必要であり、特に国、地方公共団体等（法第二十六条第四項に規定する国、地方公共団体その他政令で定める法人）が発注する建設工事（以下、「公共工事」という。）において、発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等については、所属建設業者から

入札の申込のあった日（指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日）以前に三ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

- ・ 恒常的な雇用関係については、資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要である。
- ・ 但し、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更（契約書又は登記簿の謄本等により確認）があつた場合には、変更前の建設業者と三ヶ月以上の雇用関係にある者については、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなす。また、震災等の自然災害の発生またはその恐れにより、最寄りの建設業者により即時に対応することが、その後の被害の発生または拡大を防止する観点から最も合理的であつて、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合など、緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については、この限りではない。

（４）持株会社化等による直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い

- ・ 建設業を取り巻く経営環境の変化等に対応するため、建設業者が営業譲渡や会社分割をした場合や持株会社化等により企業集団を形成している場合における建設業者と監理技術者等との間の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いの特例について、次の通り定めている。
 - ① 建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて（平成十三年五月三十日付、国総建第百五十五号）
 - ② 持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の取扱いについて（平成十四年四月十六日付、国総建第九十七号）
 - ③ 親会社及びその連結子会社との間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について（平成十五年一月二十二日付、国総建第三百三十五号）

三 監理技術者等の工事現場における専任

監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事に設置される場合には、工事現場ごとに専任の者でなければならない。
 専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。
 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者については、施工における品質確保、安全確保等を図る観点から、監理技術者等を専任で設置すべき期間が、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

（１）工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方

- ・ 監理技術者等は、公共性のある工作物に関する重要な工事については、より適正な施工の確保が求められるため、工事現場ごとに専任の者でなければならない（法第二十六条第三項）。
- ・ 「公共性のある工作物に関する重要な工事」とは、次の各号に該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上のものをいう（建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号。以下、「令」という。）第二十七条）。
 - ① 国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事
 - ② 鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道に関する工事
 - ③ 電気事業用施設（電気事業の用に供する発電、送電、配電又は変電その他の電気施設をいう。）又はガス事業用施設（ガス事業の用に供するガスの製造又は供給のための施設をいう。）に関する工事
 - ④ 学校、児童福祉法第七条に規定する児童福祉施設、集会場、図書館、美術館、博物館、陳列館、教会、寺院、神社、工場、ドック、倉庫、病院、市場、百貨店、事務所、興行場、ダンスホール、旅館業法第二条に規定するホテル、旅館若しくは下宿、共同住宅、寄宿舎、公衆浴場、铁塔、火葬場、と畜場、ごみ若しくは汚物の処理場、熱供給事業法第二条第四項に規定する熱供給施設、石油パイプライン事業法第五条第二項第二号に規定する事業用施設又は電気通信事業法第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設に関する工事

（２）監理技術者等の専任期間

- ・ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。ただし、いずれの場合も、発注者と建設業者の間で次に掲げる期間が設計図書もしくは打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、監理技術者等がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。

- ・ 下請工事においては、施工が断続的に行われることが多いことを考慮し、専任の必要な期間は、下請工事が実際に施工されている期間とする。
- ・ また、例えば下水道工事と区間の重なる道路工事を同一あるいは別々の主体が発注する場合など、密接な関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の主任技術者がこれらの工事を管理することができる（令第二十七条第二項）。ただし、この規定は、専任の監理技術者については適用されない。
- ・ このほか、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であつて、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、全体の工事を当該建設業者が設置する同一の監理技術者等が掌握し、技術上の管理を行うことが合理的であると考えられることから、これら複数の工事を一の工事とみなして、同一の監理技術者等が当該複数工事全体を管理することができる。この場合、

これら複数工事に係る下請金額の合計を三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上とするときは特定建設業の許可が必要であり、工事現場には監理技術者を設置しなければならない。また、これら複数工事に係る請負代金の額の合計が二千五百万円（建築一式工事の場合は五千万円）以上となる場合、監理技術者等はこれらの工事現場に専任の者でなければならない。

・なお、フレックス工期（建設業者が一定の期間内で工事開始日を選択することができ、これが書面により手続上明確になっている契約方式に係る工期をいう。）を採用する場合には、工事開始日をもって契約工期の開始日とみなし、契約締結日から工事開始日までの期間は、監理技術者等を設置することを要しない。

四 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の携帯

公共工事における専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去五年以内に受講したもののうちから、これを選任しなければならない。また、当該監理技術者は、発注者等から請求があったときは資格者証を提示しなければならないが、当該建設工事に係る職務に従事しているときは、常時これらを携帯している必要がある。また、監理技術者講習修了証（以下、「修了証」という。）についても、発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。

（１）資格者証制度及び監理技術者講習制度の適用範囲

・公共工事については、専任の監理技術者は、資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければならない（法第二十六条第四項）。

・建設業法上、資格者証及び監理技術者講習に関する規定が適用される発注者は、国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる公共法人、東京湾横断道路株式会社、帝都高速度交通営団及び関西国際空港株式会社である（法第二十六条第四項、令第二十七条の二、規則第十七条の二）。

（２）資格者証に関する規定

・資格者証は、公共性のある工作物に関する重要な建設工事の中でも、より適正な施工の確保が求められる公共工事について、当該建設工事の監理技術者が所定の資格を有しているかどうか、監理技術者としてあらかじめ定められた本人が専任で職務に従事しているかどうか、工事を施工する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であるかどうか等を確認するために活用されている。建設業者に選任された監理技術者は、発注者等から請求があった場合は、資格者証を提示しなければならない（法第二十六条第五項）。

・監理技術者になり得る者は、指定資格者証交付機関に申請することにより資格者証の交付を受けることができる。監理技術者になり得る者は、指定建設業七業種については、一定の国家資格者又は国土交通大臣認定者に限られるが、指定建設業以外の二十一業種については、一定の国家資格者、国土交通大臣認定者のほか、一定の指導監督的な実務経験を有する者も監理技術者になり得る。

・資格者証の交付及びその更新に関する事務を行う指定資格者証交付機関として財団法人建設業技術者センターが指定されている。

・資格者証には、本人の顔写真の他に次の事項が記載され（法第二十七条の十八第二項、規則第十七条の三十）、様式は図－１に示すものとなっている。

- ① 交付を受ける者の氏名、生年月日、本籍及び住所
- ② 最初に資格者証の交付を受けた年月日
- ③ 現に所有する資格者証の交付を受けた年月日
- ④ 交付を受ける者が有する監理技術者資格
- ⑤ 建設業の種類
- ⑥ 資格者証交付番号
- ⑦ 資格者証の有効期間の満了する日
- ⑧ 所属建設業者名

（３）監理技術者講習に関する規定

・監理技術者は常に最新の法律制度や技術動向を把握しておくことが必要であることから、公共工事の専任の監理技術者として選任されている期間中のいずれの日においても、講習を修了した日から五年を経過することのないように監理技術者講習を受講していなければならない（規則第十七条の十四）。

・監理技術者講習は、所定の要件を満たすことにより国土交通大臣の登録を受けた者（以下、「登録講習機関」という。）が実施し、監理技術者として従事するために必要な事項として

- ① 建設工事に関する法律制度
- ② 建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理
- ③ 建設工事に関する最新の材料、資機材及び施工方法

に関し最新の事例を用いて、講義と試験によって行われるものである。受講希望者はいずれかの登録講習機関に受講の申請を行うことにより講習を受講することができる。

・各登録講習機関から講習の修了者に対し交付される修了証の様式は図－２に示すものとなっており（規則第十七条の六）、講習の修了を証明するものとして発注者等から提示を求められることがあるため、資格者証と同様に携帯しておくことが望ましい。

・なお、平成十六年二月二十九日以前に交付された資格者証を所持している者については、これを提示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。また、平成十六年二月二十九日以前に指定講習を受講し、平成十六年三月一日以降に交付された資格者証を所持している者については、資格者証に加えて指定講習に係る修了証を提示することにより公共工事の専任の監理技術者としての要件となる監理技術者講習を受講していることが証明される。

五 施工体制台帳の整備と施工体系図の作成

発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その工事を施工するために締結した下請金額の総額が三千万円（建築一式工事の場合は四千五百万円）以上となる場合には、工事現場ごとに監理技術者を設置するとともに、建設工事を適正に施工するため、建設業法により義務付けられている施工体制台帳の整備及び施工体系図の作成を行うこと等により、建設工事の施工体制を的確に把握する必要がある。

（１）施工体制台帳の整備

・発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、その下請負人が建設業法等の関係法令に違反しないよう指導に努めなければならない（法第二十四条の六）。このような下請負人に対する指導監督を行うためには、まず、特定建設業者とりわけその監理技術者が建設工事の施工体制を的確に把握しておく必要がある。

・そこで、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者で当該建設工事を施工するために総額三千万円

(建築一式工事の場合は四千五百万円)以上の下請契約を締結したものは、下請負人に対し、再下請負を行う場合は再下請負通知を行わなければならない旨を通知するとともに掲示しなければならない。(規則第十四条の三)また、下請負人から提出された再下請負通知書等に基づき施工体制台帳を作成し、工事現場ごとに備え付けなければならない(法第二十四条の七第一項)。

施工体制台帳を作成した特定建設業者は、発注者から請求があったときは、施工体制台帳をその発注者の閲覧に供しなければならない(法第二十四条の七第三項)。公共工事の受注者は、これに代えて、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければならない(入札契約適正化法第十三条第一項)。さらに、公共工事の受注者は、発注者から施工体制が施工体制台帳の記載と合致しているかどうかの点検を求められたときはこれを受けることを拒んではならない(入札契約適正化法第十三条第二項)。

(2) 施工体系図の作成

・ 下請業者も含めた全ての工事関係者が建設工事の施工体制を把握する必要があること、建設工事の施工に対する責任と工事現場における役割分担を明確にすること、技術者の適正な設置を徹底すること等を目的として、施工体制台帳を作成する特定建設業者は、当該建設工事に係るすべての建設業者名、技術者名等を記載し工事現場における施工の分担関係を明示した施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に、公共工事においては工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲げなければならないことが定められている(法第二十四条の七第四項、入札契約適正化法第十三条第三項)。

六 工事現場への標識の掲示

建設工事の責任の所在を明確にすること等のため、建設業者は、建設工事の現場ごとに、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載した標識を、公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

・ 建設業法による許可を受けた適正な業者によって建設工事の施工がなされていることを対外的に明らかにすること、多数の建設業者が同時に施工に携わるため、安全施工、災害防止等の責任が曖昧になりがちであるという建設工事の実態に鑑み対外的に建設工事の責任主体を明確にすること等を目的として、建設工事を請け負った全ての建設業者は、建設工事の現場ごとに、公衆の見やすい場所に標識を掲げなければならない。(法第四十条)

・ 現場に掲げる標識には、建設業許可に関する事項のほか、監理技術者等の氏名、専任の有無、資格名、資格者証交付番号等を記載することとされており、図-3の様式となる。(規則第二十五条第一項、第二項)建設業者は、この様式の標識を掲示することにより、監理技術者等の資格を明確にするとともに、資格者証の交付を受けている者が設置されていること等を明らかにする必要がある。

七 建設業法の遵守

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものである。したがって、建設業者は、この法律を遵守すべきことは言うまでもないが、行政担当部局は、建設業法の遵守について、適切に指導を行う必要がある。

・ 法第一条においては、建設業法の目的として「この法律は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発展を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。」と規定しており、建設業者は、この法律を遵守する必要がある。また、行政担当部局は、建設業法の遵守について、建設業者等に対して適切に指導を行う必要がある。

・ 特に、法第四十一条においては、建設工事の適正な施工を確保するため、国土交通大臣又は都道府県知事が建設業者に対して必要な指導、助言等を行うことができることを規定している。また、法第二十八条第一項及び第四項では、建設業者が建設業法や他の法令の規定に違反した場合等において、当該建設業者に対して、監督処分として必要な指示を行うことができ、同条第三項及び第五項では、この指示に違反した場合等において、営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。さらに、この営業の停止の処分に違反した場合等において、建設業の許可を取り消すこととしている。

図 - 1 資格者証の様式

(表面)

写 真	氏名	年 月 日 生	本籍
	住所		
	初回交付	年 月 日	交付
	交付番号	第	号
監理技術者資格者証			
() 年 月 日 まで有効			
国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者			印
所属建設業者			許可番号
有する 資格			
建設業の種類	土建大左と石屋電管夕鋼筋舗し ^し 板ガ塗防内機絶通園井具水消清		
有・無			

↑

53.92 ミリメートル以上

54.03 ミリメートル以下

↓

←

85.47 ミリメートル以上

85.72 ミリメートル以下

→

(裏面)

備 考	

(注) 裏面上部に磁気ストライプをはり付ける。

図 - 2 修了証の様式

(表面)

(裏面)

備考

- 1 材質は、プラスチック又はこれと同程度以上の耐久性を有するものとする。
- 2 「本籍」の欄は、本籍地の所在する都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、その者が有する国籍）を記載すること。

図 - 3 工事現場に掲げる標識の様式

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		国土交通大臣 知事 許可()第 号	
許可年月日			

↑

40cm以上

↓

←

40cm以上

→

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2項八又は法第15条第2項イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣 知事」については、不要のものを消すこと。

2. 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間の明確化について

国 総 建 第 7 5 号
平成21年6月30日

公共工事発注担当部局の長あて

国土交通省総合政策局建設業課長

建設業法第26条に定める工事現場に置く主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）は、請負代金の額が2千5百万円（建築一式工事である場合にあっては、5千万円）以上の一定の建設工事については、工事現場ごとに専任の者でなければならないとされているところです。「監理技術者制度運用マニュアルについて」（平成16年3月1日付け国総建第315号。以下単に「運用マニュアル」という。）に基づき、かねてよりその適正な運用をお願いしているところですが、このうち、監理技術者等の専任を要しない期間については、適切な運用が行われていない事例が見受けられるところです。

建設工事の適正な施工を確保しつつ、建設業の生産性の向上を図るためには、専任を要しない期間を適切に設定することが必要であることから、その設定に当たっては下記の事項に特に留意するよう、当職から公共工事発注担当部局の長等の関係者に対し通知しました。貴職におかれましては、監理技術者等の適正な設置が徹底されるよう適切な指導をお願いします。

記

1. 工事現場に設置する監理技術者等については、建設工事の請負契約の締結前においては、その設置が不要であることは当然のことであるが、請負契約の締結後においても、運用マニュアルで定める一定の期間について、発注者と建設業者の間で設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていることを条件に、たとえ契約工期中であっても工事現場への専任は要しないことに留意すること。

特に、運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」で定めている①「請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間。）」、及び同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、監理技術者等の工事現場への専任を要しない期間とされているものの、専任を要しない期間が設計図書若しくは打合せ記録等の書面により明確となっていないために、必要以上に専任を求められる事例が見受けられる。したがって、以下の記載方法例を参考にして、工事現場への専任を要しない期間を明確にすること。

また、発注者は、工事現場への専任を要しない期間を書面により明確にしている場合には、当該期間に監理技術者等の専任を求めることのないようにすること。

なお、同④「工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を

除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間」については、発注者の都合により検査が遅延した場合は、その期間も専任を要しないことに留意すること。

<記載方法例>

※設計図書（仕様書又は現場説明書）に以下の事項を記載する。

①現場施工に着手するまでの期間に関する記載方法例

【現場施工に着手する日が確定している場合】

- 請負契約の締結の日の翌日から平成〇〇年△△月××日までの期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

- 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

②検査終了後の期間に関する記載方法例

- 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（例：「完成検査確認通知書」等における日付）とする。

2. 運用マニュアル三「(2) 監理技術者等の専任期間」③中「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事」について、工場製作のみが行われている期間は監理技術者等の工事現場への専任を要しないこととされているが、これは、「橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター」の工場製作を含む工事に限る趣旨ではなく、発電機・配電盤等の電機品などを含め、工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間における工事現場への専任を要しないとの趣旨であること。

(国総建第74号 各都道府県主管部局長あて)

(国総建第76号 地方整備局等建設業担当部長あて)

(国総建第77号 建設業者団体の長あて)

3. 監理技術者制度の運用等について

国地契第16号
 国官技第75号
 国営計第46号
 平成16年7月15日

各地方整備局 $\left(\begin{array}{l} \text{総務部長} \\ \text{企画部長} \\ \text{営繕部長} \end{array} \right)$ あて

国土交通省大臣官房地方課長
 国土交通省大臣官房技術調査課長
 国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長

監理技術者制度の運用等について

標記については、別添のとおり平成16年3月1日付で「監理技術者制度運用マニュアルについて」が国土交通省総合政策局建設業課長から発出されているところであるが、同マニュアル（以下単に「マニュアル」という。）を踏まえ、公共工事の発注に当たっての監理技術者制度の運用等については、特に下記事項に留意されたく通知する。

記

1 監理技術者等の途中交代について（マニュアル二二(4)）

監理技術者及び主任技術者（以下「監理技術者等」という。）の工期途中での交代が認められる場合には、監理技術者等の死亡、傷病、退職等の場合のほか、次に掲げる場合があること。なお、次に掲げるいずれの場合にあっても、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代前後における監理技術者等の技術力が同等以上に確保されるようにするほか、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置すること等の措置が講じられるようにすること。

おって、工事請負代金額が2500万円以上の工事において工期途中での監理技術者等の交代を認めるときは、工事实績情報サービス（CORINS）に変更登録をしよう徹底すること。

- ① 受注者の責によらない理由により、工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期を延長した場合
- ② 橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

③ ダム、トンネル等の大規模な工事で、一つの契約工期が多年に及ぶ場合

2 監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間について（マニュアル三(2)）

監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は、契約工期が基本であるが、次に掲げる期間については、設計図書、打合せ記録等の書面で明確にした場合に限り、工事現場での専任は要しないこと。

- ① 契約締結後、現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事等が開始されるまで）の期間
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し、事務手続き後、後片付け等のみが残っている期間

3 監理技術者等の雇用関係の確認等について（マニュアル二-四）

監理技術者等は、所属建設業者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることが必要とされ、このうち発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等に係る「恒常的な雇用関係」については、所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要であるとされていること（マニュアル二-四(3)に定める「緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合」については、この限りではない。）。このため、入札等に当たっての監理技術者の雇用関係の確認等については、以下のとおり取り扱うこと。

(1) 入札参加希望者等に対する確認手続

監理技術者については、一般競争入札に係る競争参加資格確認資料の提出並びに公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札に係る技術資料の提出に際しては、入札参加希望者等（一般競争入札の参加希望者並びに公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札における技術資料を提出した者をいう。以下同じ。）に対し、配置予定の監理技術者の監理技術者資格者証の写しを添付するよう求めること。この場合において、当該写しに記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札参加希望者の商号又は名称が異なるとき等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められる場合には、当該入札参加希望者に対し、健康保険被保険者証の写し等上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」を明示することができる資料を求めること。

(2) 入札参加の取扱い

上記措置の結果、当該入札参加希望者等と配置予定の監理技術者との間に、上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、当該入札参加希望者等を入札に参加させないこと。

なお、建設業法及びマニュアルの解釈上不明な点があれば、建政部計画・建設産業課（建設産業課）に照会すること。

(3) 入札参加希望者等に対する周知措置

一般競争入札にあつては入札説明書、公募型指名競争入札にあつては技術資料作成要領、工事希望型指名競争入札にあつては送付資料の監理技術者関係部分において「配置予定の監理技術者にあつては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある」旨を記載すること。

(4) その他

(1) に定める措置を講じた場合に限らず、契約締結後において、契約書の規定に従い監理技術者等の通知があつた場合において、監理技術者証に記載されている所属建設業者の商号又は名称と入札予定者の商号又は名称が異なるなど上記の「直接的かつ恒常的な雇用関係」に疑義があると認められるときは、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に規定する通知の必要があるので、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に関する手続について」(平成13年7月30日国地契第26号、国官技第126号、国営計第76号)に基づき適正に処理すること。

4. 工事現場における適正な施工体制の確保等について

国官地第22号
国官技第68号
国営計第79号
平成13年3月30日

各地方整備局 総務部長、企画部長、営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部管理課長（参考送付） } あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

工事現場における適正な施工体制の確保等について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」においては、工事現場における適正な施工体制の確保のため、発注者が点検その他の必要な措置を講じることが義務付けられ、また、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年2月9日閣議決定）においては、要領の策定等による統一的な監督の実施に努めることとされたところである。

については、発注者が施工体制を適切に把握するための点検その他の必要な措置を統一的に行うため、「工事現場等における施工体制の点検要領」を別添のとおり定めたので通知する。

なお、「工事現場における適切な施工体制の確保等について」（平成10年12月25日付け、建設省厚契発第70号、建設省技調発第251号、建設省営計発第135号）及び「工事現場における施工体制の把握マニュアル」（平成12年11月24日付け、建設省厚契発第42号、建設省技調発第187号、建設省営計発第153号）は廃止する。

また、この通知による要領は、平成13年4月1日以降に契約する工事について適用する。

工事現場等における施工体制の点検要領

1. 目的

公共工事の品質を確保し、目的物の整備が的確に行われるようにするためには、工事の施工段階において契約の履行を確保するための監督及び検査を確実に行うことが重要である。特に、監督業務については、監理技術者の専任制等の把握の徹底を図るほか、現場の施工体制が不適切な事案に対しては統一的な対応を行い、その発生を防止し、適正な施工体制の確保が図られるようにすることが重要である。

本要領は、国土交通省地方整備局が発注した請負工事の施工体制について、監督業務等において把握すべき点検事項等を定め、もって工事現場の適正な施工体制の確保等に資するものとする。

2. 適用対象

点検のうち監理技術者等の専任に関する点検は、建設業法第 26 条第 3 項に該当する工事（請負金額が 2,500 万円以上のもので、ただし、建築一式工事の場合は、5,000 万円以上のもので）について行うこととする。また、施工体制台帳等に関する点検は、建設業法第 24 条の 7 に該当する工事（下請契約の請負金額の合計金額が 3,000 万円以上のもので、ただし、建築一式工事の場合は、4,500 万円以上のもので）について行うこととする。

3. 点検の基本

1) 点検事項

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「適正化法」という。）」（平成 12 年 11 月 27 日公布）及び同法に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）において、工事現場の適正な施工体制の確保のため、発注者が監督業務等において把握することとされている事項について点検すること。

2) 建設業許可部局への通知

点検等により、次のいずれかに該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、当該建設業者が建設業の許可を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及び当該事実に係る営業が行われる区域を管轄する都道府県知事（以下、「建設業許可部局」という。）に対し、その事実を通知すること。

- 一 建設業法第 28 条第 1 項第 3 号、第 4 号又は第 6 号から第 8 号までのいずれかに該当すること。
- 二 適正化法第 13 条第 1 項若しくは第 2 項、同条第 3 項の規定により読み替えて適用される建設業法第 24 条の 7 第 4 項、同条第 1 項若しくは第 2 項又は同法第 26 条若しくは第 26 条の 2 の規定に違反したこと。

3) 工事成績への反映

入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認及び現場における施工体制の把

握を通じて、受注者である建設業者に不適切な点があった場合は、その内容、改善状況に応じて工事成績評定に適切に反映すること。

4. 入札・契約手続における監理技術者の専任制の確認等

1) 入札前における確認

本官契約工事ならびに工事希望型及び公募型指名競争入札の分任官契約工事の申込者を対象に、配置予定監理技術者の他の工事の従事状況（工事名、工期など）を、競争参加資格確認申請書又は技術資料（以下「申請書等」という）の項目として追加し、提出を求めること。CORINSを用いて配置予定の監理技術者が重複しないことを確認すること。申請書等により承知している状況と異なる重複があった場合は、企業情報サービスなどで監理技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話等で確認すること。

申請書等の内容に問題がある事実が確認できた場合、競争参加資格を認めない、あるいは、非指名の扱いとすること。なお、この場合において申請書等の差し替えは認めないこと。

（注）CORINS：工事实績情報を提供するサービス

企業情報サービス：監理技術者資格者証情報などを提供するサービス

2) 入札後、契約前における確認

本官契約工事ならびに工事希望型及び公募型指名競争入札の分任官契約工事の落札者を対象に、CORINSを用い配置予定の監理技術者が重複しないことを確認すること。

重複があった場合は、企業情報サービスなどで監理技術者の所属及び資格者証保持の確認をするとともに、相手方に申請書等の内容について電話、面接等で確認すること。

専任制違反となる事実が確認された場合、契約を結ばないこととする。なお、この場合において発注者が承認した場合の外は、申請書等の差し替えは認めないこと。

3) 契約後における確認

請負金額 2,500 万円以上（建築一式は 5,000 万円以上）の契約工事のうち、専任の監理技術者を配置する工事については、当該工事のCORINS登録後、JACIC-CE協議会より監理技術者の重複、所属及び資格者証保持のチェックによる疑義情報が提供される。監理技術者としての専任を要する工事相互において重複、あるいは所属及び資格者証保持に疑義があるとの情報の提供を受けた工事について、他工事の発注者と連絡、情報交換を行うとともに、契約の相手方に疑義情報の内容を電話、面接等で確認すること。

専任制違反の事実が確認された場合、契約を解除することができるものとする。ただし、契約解除が困難な場合においては、当該違反を是正させたくて、指名停止及び工事成績の減点等を行うものとする。なお、当該工事の監理技術者の交替は発注者が承認した場合の外は認めないこと。

（注）・JACIC-CE協議会：

発注者支援データベース・システムを運営管理し情報提供を行っている協

議会（JACIC と CE 財団が協議会の運営管理を行っている）

・発注者支援データベース・システム：

CORINSと企業情報サービスをネットワーク化したサービスで、CORINSと企業情報サービスの他、監理技術者の専任を確認するサービスなどがある。

5. 現場における施工体制の把握

1) 監理技術者資格者証の点検

工事着手前等に監理技術者資格者証の提示を求め、その者が、工事請負契約書第10条に基づきあらかじめ通知を受けた監理技術者と同一人であり、元請負会社に所属する者であることを確認すること。

このとき、不適切な点があった場合には、工事請負契約書第46条第1項第3号に基づく契約の解除も選択に含めて必要な措置を講じること。

2) 配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者の同一性の点検

工事請負契約書第10条に基づく通知による監理技術者が、申請書等に記載された配置予定技術者と同一人であり、元請会社に所属する者であること。

このとき、不適切な点があった場合には、配置予定技術者と同一人を監理技術者とするを求め等必要な措置を講じること。

3) 現場の常駐状況の点検

現場での監理技術者の常駐状況について、適切な頻度で点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

4) 施工体制台帳の点検

提出された施工体制台帳及びそれに添付が義務づけられている下請契約書及び再下請負通知書等を工事期間中に点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

5) 施工体系図の点検

施工体系図が工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6) 施工体制の把握

施工体制が一括下請負に該当していないか、施工体制台帳及び施工体系図が実際の体制と異なるものでないかを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

7) 施工中の建設業許可を示す標識等の点検

建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に掲示されていること、建設業退職金共済制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識が掲示されていること、労災保険関係の掲示項目が掲示されていること及び工事カルテの登録がされていることを点検すること。

このとき、不適切な点があった場合は必要な措置を講じること。

6. その他

- 1) 工事現場における適正な施工体制の確保は、各発注者間で統一的な取組みを行うことによって効果が発揮できることから、各地方整備局において、工事現場の立入点検の実施や各発注者が保有する情報を相互に交換するなど、発注者相互の連絡、協調体制の一層の強化に努めること。
- 2) 発注者支援データベースシステムによる現場専任制の確認の信頼性向上を図り、発注者の内容確認と受注者の早期登録を確実なものとするため、CORINS登録の受領書を早期に提出させること。
- 3) 施工体制台帳は、建設工事の適正な施工を確保するために作成されるものであり、粗雑工事の誘発を生ずるおそれがある場合等工事の適正な施工を確保するために必要な場合に、適切に活用するべきものであることに留意すること。

5. 工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

国官地第23号
国官技第69号
国営計第80号
平成13年3月30日

各地方整備局 総務部長、企画部長、営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部長（参考送付））あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部営繕計画課長

工事現場等における施工体制の点検要領の運用について

工事現場における施工体制の点検要領については、「工事現場における適正な施工体制の確保等について」（平成13年3月30日付け国官地第22号、国官技第68号、国営計第79号）において通知したところであるが、点検要領のうちの「現場における施工体制の把握」については、下記により運用されたい。

記

1. 施工体制の点検項目別の点検内容、実施時期及び対応は、別紙－1「施工体制の把握に関する点検内容と対応方法」及び別紙－2「一括下請負に関する点検要領」によること。
2. 施工体制の把握結果の整理は、別紙－3「工事現場における施工体制の把握表」を参考とすること。
3. 主任監督員は施工体制の把握結果を、技術検査時に技術検査官に提示すること。
4. 別紙－2による一括下請負の判定は当面、主任監督員、担当副所長、担当課長等の合議により行うこと。
5. 平成13年10月1日以降は、二次下請負以下の契約書についても契約金額を記入することとなっていることの周知を図ること。

施工体制の把握における留意点

1. 監理技術者の常駐の把握

夜間工事、維持工事など監理技術者の常駐が困難な工事にあつては、その専任状況、連絡体制を把握する。

2. 施工体制台帳及び施工体系図に係る記載内容に関する留意点

- ① 掲示する施工体系図は、「施工体制台帳の作成等について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国総建第 84 号）に基づき作成したものを原則とする。
- ② 提出する施工体制台帳及び施工体系図は、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成 13 年 3 月 30 日付け国官技第 70 号、国営技第 30 号）により作成したものとす。この場合にあつては、建設工事に関する請負契約及び警備に関する請負契約（一次下請負人となる場合のみ）に関して必要事項を記載するよう求める。
- ③ 請負契約が単価契約である場合は、その旨を記載するよう求める。
- ④ 施工体系図の担当工事内容は、できるだけ数量総括表に明示した工種区分との対応がわかるよう記載することを求める（ただし、詳細になりすぎないように留意する。）。

3. 施工体制台帳及び施工体系図の記載漏れ等に関する連絡

施工体制台帳等と実際の施工体制に差異を発見した場合は、是正を求めるとともに、以下の要件に該当する場合は、契約担当官、建設業許可部局に連絡する。なお、再下請負契約において疑義が生じた場合は、元請負人に対する是正を求め前に契約担当官、建設業許可部局に連絡すること。

- ① 監理技術者、施工計画書に記載された技術者及び主任技術者に係る届出に虚偽があつた場合。
- ② 一次下請負人の記載漏れがあつた場合。
- ③ 二次下請より下位の下請負人にあつては、契約期間が 1 ヶ月以上かつ契約金額が 500 万円以上の下請負人の記載漏れがあつた場合。
- ④ 上記②③については、記載すべき事項が生じてから概ね 1 ヶ月を経過した後に適用する。

4. 施工体系図等の工事現場での掲示

維持工事など工事場所が移動する工事にあつては、監理技術者又は現場代理人が常駐する事務所等に掲示していることを把握。

5. 共同企業体における配置技術者

共同企業体の場合は、全ての構成員で監理技術者又は主任技術者が配置されていることを把握。

（参考：「直轄工事における共同企業体の取扱について」平成 9 年 8 月 8 日付け建設省厚契発第 33 号）

施工体制の把握に関する点検内容と対応方法

目的	事象	点検項目	点検内容	実施時期	対応方法
I 監理技術者の専任制の確保	元請負人が適切に業務を行い、工事の品質を適切に確保するために業務を適切に確保している監理技術者の専任を把握。	①監理技術者資格者の把握	監理技術者本人から携帯している監理技術者資格者証を提示させる。 監理技術者資格者の会社名、工種区分、期限、裏書きによる変更などについて把握。	工事着手前 工事着手前	<ステップ1> 疑義がある場合は、監理技術者、元請会社に説明を求めるとともに、監理技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステップ2> さらに必要な場合は、監理技術者証発行部局に問い合わせる。 <ステップ3> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。
I 適切な施工体制の確保	不良・不適格業者を的確に発見・排除し、工事の品質確保、建設業の健全な発展を図るために、現場の施工体制を把握。	②同一性の把握 ③常駐の把握 ④施工体制台帳 ⑤施工体系図 ⑥施工体制の把握	①常駐の把握 監理技術者の常駐を把握。 ②同一性の把握 打合わせ時等に監理技術者が施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し主体的に関わっているかを把握。 (把握結果は、別紙-2「一括下請負に関する点検要領」の別紙-3の2)に反映する) ③常駐の把握 施工体制台帳が現場に備え付けられ、かつ同一のものが提出されていることを把握。 ④施工体制台帳 施工体制台帳に下請負契約書(写)及び再下請負通知書が添付されていることを把握。 下請負金額が記入されていることを把握。 ⑤施工体系図 施工体系図が当該工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げられていることを把握。 ⑥施工体制の把握 施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人であることを把握。	工事施工中 1(回/月)程度 工事施工中 打合わせ時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 1(回/月)程度 工事施工中 当初及び変更時 工事施工中 1回 工事施工中 1回	<ステップ1> 疑義がある場合は現場での把握頻度を増やす。また、必要に応じて本人に不在の理由を聞く。 <ステップ2> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。 <ステップ3> 施工体制台帳等の不備を発見した場合は改善措置を求める。また、必要な場合は、現場での把握頻度を増やす。技術者本人において疑義がある場合は、技術者が直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明する書類(健康保険証又は住民税特別徴収税額通知書の写し)の提出を求める。 <ステップ4> 契約担当官・業許可部局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。 <ステップ5> 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙-2「一括下請負に関する点検要領」により点検) <ステップ6> 元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められることなどを把握。(別紙-2「一括下請負に関する点検要領」により点検) <ステップ7> 登録時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。 <ステップ8> 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。 <ステップ9> 建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。 <ステップ10> 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。
II その他	その他、元請の適正な施工体制の確保のために必要な事項について把握。	⑦工事カルテの登録 ⑧建設業許可を示す標識 ⑨建設協同制度に関する掲示 ⑩労災保険に関する掲示	登録時工事カルテは適正に、かつ期限内に登録されているかを把握。 建設業許可を受けたことを示す標識が公衆の見やすい場所に設置してあること、監理技術者が正しく記載されていることを把握。 建設業退職金共済制度に関する標識が現場に掲示されていることを把握。 労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示されていることを把握。	工事着手前 工事施工中 1回 工事施工中 1回 工事施工中 1回	<ステップ1> 建設業許可部局と協同して一括下請負の禁止に関する調査を実施。 <ステップ2> 不適切な場合は是正を求める。 <ステップ3> 不適切な場合は是正を求める。 <ステップ4> 建設業許可部局・労働当局に連絡し、契約解除の選択も含めて必要な措置を講じるための調査を行う。

※1:競争参加資格確認申請書又は技術資料に記載された配置予定の監理技術者
※2:工事請負契約書第10条に基づき通知された監理技術者

一括下請負に関する点検要領

1. 趣旨

本要領は、工事現場における施工体制の把握において、一括下請負の疑義がある工事を抽出するための要領を定める。

2. 点検の方法

1) 通達「一括下請負の禁止の徹底について」(平成13年3月30日付け国総建第81号)において一括下請負に該当するとされている要件に合致する工事を一括下請負の疑義がある工事として抽出する。

2) 一括下請負に関する点検は、監理技術者等の専任、施工体制、元請及び下請の担当工事、実質関与等について実施する。

3) 一括下請負に関する点検は、工事中に1回以上行うものとし、順次点検項目を絞り込むなどの工夫をして効率的に実施する。

4) 監理技術者の専任については、専任を必要とする工事全てについて点検する。

5) 施工体制、実質関与等については、以下の要件のいずれかに該当する工事について重点的に実施する。一方、元請負人が主たる部分を自ら施工していることが把握できた場合等、一括下請負に該当しないことが明白になった場合には、以降の点検を省略してよい。

・重点点検対象工事

- a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する(最大契約額の)一次下請負人が元請契約額の過半を占めている工事
- b. 同業種の同規模(ランク)又は上位規模の会社が一次下請にある工事
- c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在している工事
- d. 低入札価格調査対象となった工事
- e. その他、監理技術者の専任に疑義がある工事等の点検の必要を認めた工事

6) 重点点検対象工事においては、元請だけでなく、少なくとも三次下請までの自ら施工していないと思われる下請について点検を行う。

7) 1回の点検で判定が困難な工事は、点検頻度を増す。

8) 点検の結果、必要な場合には元請負人から意見を聞き、一括下請負の疑義がある工事については、建設業許可部局に通知する。

9) 主任監督員は、点検の結果を、様式に記録し、工事検査時に工事検査官に提示する。

10) 記録様式は、別紙－3の2「工事現場における施工体制の把握表（一括下請負）」及び別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を参考とする。

3. 一括下請負の疑義がある工事の判定方法

1) 監理技術者等の専任がないことの事実を把握した場合は、一括下請負の疑義がある工事とする。なお、監理技術者等の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。

2) 元請の実質関与に関しては、別紙－3の3を参考に以下の項目等について点検する。

- | | | |
|-------------|-----------------|---------|
| ①技術者専任 | ②発注者との協議 | ③住民への説明 |
| ④官公庁等への届け出等 | ⑤近隣工事との調整 | ⑥施工計画 |
| ⑦工程管理 | ⑧出来型品質管理 | ⑨完成検査 |
| ⑩安全管理 | ⑪下請けの施工調整及び指導監督 | |

3) 別紙－3の3「工事現場における施工体制の把握表（実質関与）」を用いての点検の結果、

- ・ア. 全項目で○。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等全体を実施」とする。
- ・イ. ア、ウ以外。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を部分実施」とする。
- ・ウ. 全項目で△または×。この場合、「元請負人は総合的な企画・調整等を実施していない」とする。

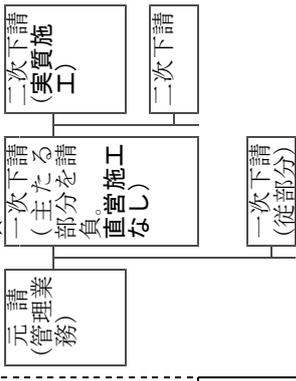
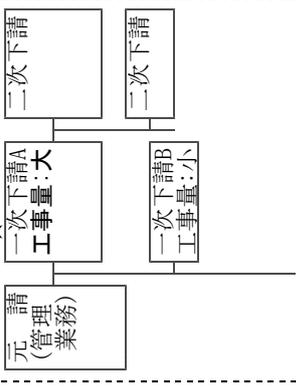
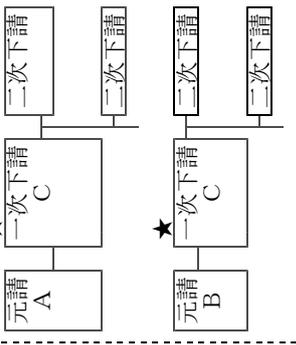
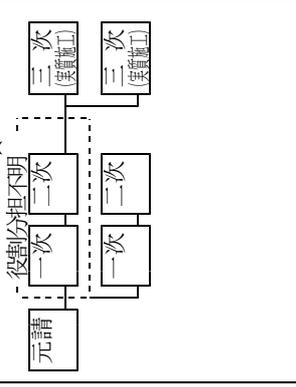
4) 一括下請負の疑義がある工事の判定に当たっては、施工体制にも注意し、別紙－2－1「紛らわしいケースでの判定の目安」を参考に判定する。

5) 別紙－2－1は、判定の目安であるので以下のような場合は、これらの要素も加味して別途、判定する。

- ・当該施工体制についての請負人からの説明に合理性が認められた場合
- ・一括下請負の調査に対して不誠実な行為が明らかとなった場合
等

紛らわしいケースでの判定の目安

別紙一2ー1

ケース内容	ケース1	ケース2	ケース3	ケース4 (下請の一括下請負)
<p>元請負の実質関与の状況(点検結果) *</p> <p>ア (全体実施) 総合的な企画・調整等全体を実施。</p> <p>イ (部分実施) 総合的な企画・調整等を部分実施。</p> <p>ウ (関与していない) 総合的な企画・調整等を実施していない。</p>	<p>主たる部分を行う一次下請負人が主たる部分の直営施工をしておらず(管理業務が主体)二次下請負人以上が実質施工しているケース。</p>  <p>○元請のみ実質関与。 ① <input checked="" type="checkbox"/> ○</p> <p>○一次下請は専門工種部分の施工管理を実施(実質関与)。 ② <input checked="" type="checkbox"/> ○</p> <p>○一次下請は元請負の補助もしくは代行業務を実施と判定。 ③ <input checked="" type="checkbox"/> X</p>	<p>特定の一次下請負人が主たる部分の直営施工をしているが当該一次下請負人が工事全体の大部分を実施しているケース。</p>  <p>① <input type="checkbox"/> ○</p> <p>但し、特定の一次下請が工事の大部分を実施している場合は②でないか注意して点検。</p> <p>② <input checked="" type="checkbox"/> X</p> <p>一次下請が直営施工と元請負が行うべき管理業務を実施していると判定。</p>	<p>工区割りされた同時期の隣接工事について同一会社が一次下請負人と一次下請の場合、主たる部分を実施しているケース。</p>  <p>点検結果に関わらず要件に合致すれば、 一括下請負の疑義有</p>	<p>下請負人に直営施工がなく、再下請負人が実質的に施工をしているケース。</p>  <p>★ 役割分担不明</p> <p>①主任技術者の専任が認められる。 ① <input type="checkbox"/> ○</p> <p>専門工種の管理指導上の必要性が認められ、実質関与をしている。 ① <input type="checkbox"/> ○-2 X</p> <p>専門工種の管理指導上の必要性が認められない。 ②主任技術者の専任が認められない。 ② <input checked="" type="checkbox"/> X</p>
<p>*元請けの実質関与に関する点検項目 (ア、イ、ウの判定要素)</p> <p>① 発注者との協議 ② 施工計画 ③ 安全管理 ④ 近隣工事との調整 ⑤ 完成検査</p> <p>⑥ 発注者との協議 ⑦ 施工計画 ⑧ 安全管理 ⑨ 近隣工事との調整 ⑩ 完成検査</p> <p>⑪ 官公庁等への届け出等 ⑫ 出来型品質管理 ⑬ 指導監督</p>	<p>ケースに関わらず一括下請負の疑義有</p>			

別紙一2-1「紛らわしいケースでの判定の目安」に関する補足

●全体

- *1) ○印；一括下請負の疑義がない工事
- ×印；一括下請負の疑義がある工事
- *2) 直営施工；主要機械が^レ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。

●ケース1

- *3) 一括下請負の疑義がある工事においては、「判定」に示した請負人だけでなく、派生的に元請負人及び主たる部分を行う一次下請負人の双方が検討対象となる（以下のケースでも同様）。①に該当する場合は、一括下請負の疑義がある工事として建設業許可部局に通知することとする。
- *4) 「専門工種」；「土木工事一式」「建築工事一式」以外の工事など専門技術に基づく施工管理等を必要とする工事の工種。
- *5) ②に関する判断要素；主たる部分を行う一次下請負人の担当工事範囲が広いほど（発注者と元請負人の契約内容と元請負人と下請負人の契約内容の類似性が高いほど、下請金額が大きいほど、下請会社数が少ないほど）②とは考えにくい。

●ケース3

- *6) 「当該一次下請負の請負金額が高い」：
異なる工事の主たる部分を実施する一次下請負人等について、概ね当該一次下請人等の請負金額の合計額が、いずれか一方の元請の請負金額を越える場合とする。
なお、特許を要する特殊な工法等の場合は、別途検討する。

●ケース4

- *7) ケース1からケース3が元請負人と一次下請負人の関係に着目しているのに対し、ケース4は下請負人と再下請負人の関係に着目している。この際、別紙2-1のケース4に例示した施工体系の場合は、一般に①-2もしくは②に該当すると考えられる。一方、ケース4の①-1に該当する場合としては、例えばケース1の②における一次下請負人が相当する。
- *8) 主任技術者の専任がない場合は、建設業法第26条違反ともなる。
なお、専任は、請負金額が2,500万円（建築一式工事では5,000万円）以上の工事について必要である。

様式

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負－1）

別紙－3の2－1

No.	点検項目	内容	点検日			
1	一般事項		年月日	年月日	年月日	年月日
2	局名					
3	工事名					
4	元請負会社名					
5	業種／ランク					
6	主たる部分（最大工事費の工種）	内容				
7	請負金額（百万円）					
8	契約年月日					
9	予定工期					
10	一次下請数					
11	一次下請数（警備除）					
	点検項目	説明				
	元請負人に着目した点検	主に元請負人の一括下請負についての点検				
	一般事項	内容				
12	監理技術者の専任（①OK、②疑義、③問題）	②は頻度増、重点調査対象、③は通知。番号及び点検日記入				
13	元請の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	元請に直営施工があり、かつ過半を占める時は元請に関する16以下の調査不要（下請に関する調査は必要）				
14	一次下請契約金額合計（百万円）					
15	元請実施額（元請契約額－下請額計、百万円）					
16	元請実施割合（元請実施額／元請契約額）					
17	主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請会社名					
18	上の請負金額（百万円）					
19	上の金額割合（上の金額／元請契約額）					
	施工体系のパターン特性	以下に該当するパターンの場合、重点調査対象（少なくとも26まで点検）				
20	a. 請負金額が一定額以上でかつ、主たる部分を実施する（最大契約額の）一次下請負人が元請契約額の過半を実施（①yes、②no）	①の場合は会社名				
21	b. 同業種の同規模（ランク）又は上位規模の会社が一次下請にある（①yes、②no）	①の場合は一次下請の会社名				
22	c. 工区割された同時期の隣接工事について同一会社が一次下請等に存在（①yes、②no）	①の場合は会社名及び（当該一次下請の請負金額合計／元請負金額の内少額の一方の請負金額）				
23	d. 低入札価格調査対象工事（①yes、②no）	①の場合は会社名				
24	e. その他、調査の必要性を認めた工事（①yes、②no）	①の場合は会社名				
	施工体系のパターン特性で抽出した一次下請会社に関する事項		年月日	年月日	年月日	年月日
25	該当一次下請会社名					
26	上記の請負金額（百万円）					
27	上記の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
28	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
29	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）					
	元請負人の実質関与	単年度工事の場合、工期中間で1回以上。但し、重点調査対象は頻度を増す。	年月日	年月日	年月日	年月日
30	元請の実質関与（総合的な企画・調整等の業務の実施状況（イ.イ.））	パターン特性で注目した一次下請負との関係にも着目しつつ、別紙「施工体制の点検表（実質関与）」により点検				
31	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての元請負人の意見	上で、イ.又はりの場合、または、紛らわしいケースの判定の目安で一括下請負の疑義がある工事となる場合等に元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
32	元請と主たる部分を施工する一次下請等の役割分担の考え方等についての一次下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に一次下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入。				
33	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					

注1) 直営施工；主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
 注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

様式

工事現場における施工体制の把握表（一括下請負-2）

別紙-3の2-2

No.	点検項目	内容	点検日			
一般事項			年月日	年月日	年月日	年月日
1	局名					
2	工事名					
下請負人に着目した点検		少なくとも三次下請まで点検	内容			
30	管理業務のみと思われる下請負会社の有無 (①あり、②なし)	体制台帳等から抽出した管理業務のみと思われる会社の有無				
31	該当会社の社名					
32	上の下請負次数					
33	上の請負金額（百万円）					
34	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
35	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
36	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査（以下の項目）				
37	該当会社からの再下請会社の数					
38	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入				
39	上の金額割合（下位会社の請負金額/上位会社の請負金額）					
40	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
41	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
42	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6等）についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
43	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
44	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					
(以下は複数社ある場合に使用)						
31	該当会社の社名					
32	上の下請負次数					
33	上の請負金額（百万円）					
34	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
35	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
36	上記の主たる部分の直営施工（①あり、②なし）	該当会社に直営部分がない場合は、再下請負会社の属性を調査（以下の項目）				
37	該当会社からの再下請会社の数					
38	再下請負会社の内、最大契約額の会社の契約額（百万円）	把握できない場合はその旨記入				
39	上の金額割合（下位会社の請負金額/上位会社の請負金額）					
40	上の主任技術者の所属及び専任（①OK、②疑義、③問題）	②は継続調査、③は通知				
41	上記の担当工事内容	体系図に記入してある担当工事				
42	当該下請負人等の役割分担の考え方、元請による指導内容（業法第24条の6等）についての元請負人の意見	上記の調査で、下請負人に一括下請負の疑義がある場合に、元請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
43	一括下請負の疑義がある下請負人の意見	元請負人の意見を聞いた上で、必要な場合に当該下請負人の意見を聞く。詳細な内容は別紙に記入				
44	以上の点検結果より一括下請負の疑いがあるとして必要な措置の実施（①実施、②継続調査、③不要）					

注1) 直営施工：主要機械オペレータ、労働者を直接に指揮して施工している場合とする。
 注2) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

様式

工事現場における施工体制の把握表（実質関与）

局名		元請負人	主たる部分を行う1次下請人	当該項目に関する実施者（注1）
工事名		○：実施してる。	○：元請に代わって実施。	○：元
元請負会社名		△：一部が欠けている。	△：元請の補助として実施。	△：元＋一次
主の一次下請負会社名		×：ほとんど出来ていない	□：担当分野を実施（項目7, 8, 10）	×：一次
請負金額比（一次下請：） / （元請：） =		－：判別不能	×：関与していない	
元請負人の実質関与に関する点検事項			－：判別不能、対象外	
番号	項目	内容	監督・検査での点検事項等	左の判定
1	技術者	・元請負会社に所属している技術者の専任が認められる。	・施工計画書に記載された技術者の所属。・専任状況。	
2	発注者との協議	・請負契約書に基づく協議・報告事項、設計内容の確認や設計変更協議等の打ち合わせを主体的に実施。	・打合わせ。打合わせ簿。等	
3	住民への説明	・工事施工に関する具体的内容の住民説明を行う。 ・住民等からの苦情等について、的確に対応。	・日報。住民からの苦情の内容。等	
4	官公庁等への届出等	・労働安全衛生法、環境法令等に定められた官公庁への届出等を行い、履行。 ・工事施工に必要な道路管理者、交通管理者等への申請、協議を実施。	・申請書等の内容。等	
5	近隣工事との調整	・近隣工事との調整を適切に実施。	・近隣工事と調整がとれた施工。等	
6	施工計画	・契約図書の内容を適切に把握。 ・設計図等の照査を的確に実施。 ・施工計画（工程計画、安全計画、品質計画等）を立案。 ・必要となった修正を適切に実施。	・施工計画書。施工計画打合わせ。等	
7	工程管理	・工事全体を把握し、工事の手順・段取りを適切に調整・指揮。 ・工程変更を余儀なくされた時に適切に対応。 ・災害防止のための臨機の措置を実施。	・施工計画と実際の差等。	(□の場合は、担当分野) (注2)
8	出来型・品質管理	・品質確保の体制整備。 ・所定の検査・試験を実施。 ・検査・試験結果を適切に保存。 ・不具合等の発生時に適切な対策を実施。	・出来型報告書類。品質記録書類。写真。等	(□の場合は、担当分野) (注2)
9	完成検査	・下請施工分の完成検査。	・点検時ヒアリング、元請の出来形管理資料。等	
10	安全管理	・安全確保に責任ある体制の保持。 ・設備、機械、安全施設、安全行動等の点検。 ・労働者の安全教育、下請負業者の安全指導。	・施工計画書。仮設物の状況。仮設物の点検記録。日報。安全大会。安全パトロール・教育の実施状況。等	(□の場合は、担当分野) (注2)
11	下請の施工調整及び指導監督	・施工場所、施工取り合い部分、仮設物の使用等について調整指揮。 ・施工上の留意点、技術的内容について具体的指導。 ・施工体制台帳、体系図の整備。	・現場の施工状況。下請負からの苦情。下請の事故等の処理。施工体制台帳。等	
12	総合判定	○の数 △の数 ×の数 判定(注3)		

注1)	元請	下請	実施者	
	○	×	○	元請が実施（一次は実施していない）。
	×	○、□	×	実質的に一次が実施。
	△	△、□	△	元請と一次下請で実施。
	○	□	○	7, 8, 10のみ。ケース1、ケース2に該当する場合は、注意して点検。
	○	○	○、△	あり得ないケース

注2) 元請が実施すべき業務まで実施している場合は△、専門工種に係る業務のみを実施している場合は□。

注3) 判定
7. 全て○；元請負は実質関与していた。
4. 7以外；元請と一次下請が共同で元請の行うべき総合的な企画調整等を実施していた。
4. 全項目で△または×；一次下請が元請が行うべきことを実施していた。（元請の一括下請として通知）

注4) 本様式は点検に適した形式に変更してよい。

6. 施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

国 総 建 第 8 1 号

平成 13 年 3 月 30 日

主要発注機関の長 あて

国土交通省総合政策局長

施工体制の適正化及び一括下請負の禁止の徹底等について

一括下請負等不正行為の排除については、従来よりその徹底に努めてきたところですが、依然として不適切な事例が多く見られ、公共工事におけるこれら不正行為の排除の徹底と適正な施工の確保がより一層求められています。

このため、先の臨時会(第 150 回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年 11 月 27 日法律第 127 号)が制定され、同法に基づき、平成 13 年 4 月 1 日から、公共工事について、一括下請負が全面的に禁止されるほか、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成 13 年 3 月 30 日第 76 号)により、平成 13 年 10 月 1 日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところです。

ついでには、下記の点に留意し、拡充された施工体制台帳の活用等を通じ、適正な施工の確保と一括下請負等不正行為の排除の徹底等により一層努められるようご協力をお願いします。

また、これらの措置に伴い、「一括下請負の禁止について」(平成 4 年 12 月 17 日付け建設省経建発第 379 号)を別紙のとおり改正することとしたので、的確な対応をお願いします。

(国総建第 80 号 都道府県知事、政令指定都市の長あて)

(国総建第 82 号 建設業者団体の長あて)

(国総建第 81 号 主要発注機関の長あて)

記

1. 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、建業者から提出される施工体制台帳の活用等により、適切に現場施工体制の点検等に努めること。
2. 一括下請負等建設業法等に違反すると疑うに足りる事実がある場合には、建設業法担当部局に通知する等相互の適切な連携に努めるとともに、厳正に対処すること。
3. 公共工事に係る施工体制台帳の拡充に関する措置は、発注者による施工体制台帳の活用による現場施工体制の点検等を通じ、適正な施工の確保、一括下請負等不正行為の排除の徹底等を図るためのものであり、この趣旨を踏まえ、その適切な活用を図ること。
また、契約書類のうち請負金額等については、一般的には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）第 5 条の不開示情報（同条第 2 号イの「競争上の地位を害するおそれのある情報」）として取り扱われるものであるが、入札監視委員会等の第三者機関において施工体制台帳を提示するなど透明性の確保に留意すること。
4. 施工体制台帳の活用による点検等を通じ、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請負人に対して適切な指導を行うこと。また、施工体制台帳の活用にあたっては、着工時点で必ずしも全ての下請契約が締結されているものではないこと等効率的施工のための現場実態等にも十分配慮し、元請負人に過度の負担にならないよう留意すること。
5. 発注者支援データベースの活用等により主任技術者又は監理技術者の適正な配置の徹底に努めること。

(国総建第 80 号 都道府県知事、政令指定都市の長あて)

6. 一括下請負の禁止に違反した建設業者に対しては、行為の態様、情状等を勘案し、再発防止を図る観点から、原則として営業停止処分により厳正に対処するとともに、一括下請負を行った建設業者については、当該工事を実質的に行っていると認められないため、経営事項審査における完成工事高から当該工事に係る金額を除外するものとする。

7. 一括下請負の禁止について

平成4年12月17日
建設省経建発第379号
最終改正：平成13年3月30日
国総建第82号

建設業者団体の長 殿

建設省建設経済局長

一括下請負の禁止について

一括下請負は、発注者が建設工事の請負契約を締結するに際して建設業者に寄せた信頼を裏切ることとなること等から、建設業法第22条において禁止されており、「第二次構造改善推進プログラム」（平成4年3月30日付け建設省経構発第8号別添）においてもその徹底を図ることとされたところである。このため、別添のとおり「一括下請負の禁止について」を定めたので送付する。

貴会におかれては、その趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者に対しこの旨の周知徹底が図られるよう指導方お願いする。

（国総建第80号 都道府県知事、政令指定都市の長あて）

（国総建第81号 主要発注機関の長あて）

別添省略

資料については、国土交通省のホームページで確認できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000180.html

8. 施工体制台帳の作成等について

国 総 建 第 8 4 号
平成13年3月30日

各省庁課長
公団・事業団の部長 あて

国土交通省総合政策局建設業課長

施工体制台帳の作成等についての改正について

臨時会(第150回国会)において、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律第127号)が制定され、同法に基づき、平成13年4月1日から、公共工事について、施工体制台帳の写しの発注者への提出の義務付け措置等が講じられるとともに、「建設業法施行規則の一部を改正する省令」(平成13年3月30日第76号)により、平成13年10月1日から、公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとされ、施工体制台帳の拡充が図られることとなったところです。

については、「施工体制台帳の作成等について」(平成7年6月20日付け建設省経建発第147号)を別紙のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、施工体制台帳の作成等に係る適切な施行に特段の御協力をいただきたく、参考までに送付いたします。

(国総建第83号 都道府県主管部局の長あて)

(国総建第85号 建設業者団体の長あて)

平成7年6月20日
建設省経建発第147号

最終改正：平成13年3月30日
国総建第84号

都道府県主管部局の長 殿

建設省建設経済局建設業課長

施工体制台帳の作成等について（通知）

建設業法の一部改正する法律（平成6年法律第63号）により、平成7年6月29日から特定建設業者に施工体制台帳の作成等が義務付けられ、また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「入札契約適正化法」という。）の適用対象となる公共工事（以下単に「公共工事」という。）は、発注者へその写しの提出等が義務付けられることとなったが、その的確な運用に資するため、施工体制台帳の作成等を行う際の指針を別紙のとおり定めたので、貴職におかれては、十分留意の上、事務処理に当たって遺漏のないよう措置されたい。

なお、貴管内の公共工事の発注者等関係行政機関及び建設業者団体にも速やかに関係事項の徹底方を取り計らわれたい。

以下省略

資料については、国土交通省のホームページで確認できます。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000180.html

9. 施工体制台帳に係る書類の提出について

国官技第70号

国営技第30号

平成13年3月30日

各地方整備局企画部長
各地方整備局営繕部長
沖縄総合事務局開発建設部長

あて

大臣官房技術調査課長

大臣官房営繕技術管理室長

施工体制台帳に係る書類の提出について

標記について、別紙要領により実施することにしたので通知する。

なお、「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成7年9月25日付け建設省技調発第182号、平成8年7月1日付け建設省営監発第47号）は廃止する。

(別紙)

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領

1. 目的

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制の把握するとともに、請負者の施工体制について、発注者が必要と認めた事項について提出させ、発注者においても的確に施工体制を把握することを目的とする。

2. 対象工事

工事を施工するために、締結した下請契約の代金の額(当該下請が二以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円(建築一式工事においては4,500万円)以上になる工事。

3. 記載すべき内容

- (1) 建設業法第二十四条の七第一項及び建設業法施行規則第十四条の二に掲げる事項
- (2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名
- (3) 監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)の顔写真
- (4) 一次下請負人となる警備会社の商号又は名称、現場責任者名、工期

(注1) 提出様式は、別紙様式を参考とする。

(注2) 施工体制台帳の作成方法等は「施工体制台帳の作成等について」(平成13年3月30日付け国総建第84号)を参考とする。

4. 提出手続き

主任監督員は、受注者に対し、施工体制台帳等を作成後、施工体制台帳に係る書類を、工事着手までに提出させるものとする。また、施工体制に変更が生じる場合は、そのつど、提出させるものとする。

5. 提出根拠

- ・ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条
- ・ 土木工事共通仕様書 第1編共通編「1-1-13施工体制台帳」

6. 適用

この要領は、平成13年4月1日以降に発注する工事に適用する。

《参考》

施工体制台帳 様式例-1

年 月 日

施工体制台帳

【会社名】

【事業所名】

建設業の 許可	許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣 知事	第 号	年 月 日
	工業業	大臣 知事	第 号	年 月 日

工事名称 及 工事内容			
発注者 及び 住所			
工期	自 年 月 日	至 年 月 日	契約日 年 月 日

契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約		
	下請契約		

発注者の 監督員名	権限及び意見 申出方法
監督員名	権限及び意見 申出方法
現場代理人	権限及び意見 申出方法
監督者名	資格内容
専門技術者名	専門技術者
資格内容	資格内容
担当 工事内容	工事内容

(記入要領)

- 上記の記載事項が発注者との請負契約書や下請負契約書に記載のある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいつれかに○印を付けること。
- 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合同様に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができ、)

《参考》

施工体制台帳 様式例-2

《下請負人に関する事項》

会社名	代表者名
住所 電話番号	(〇〇)
工事名称 及 工事内容	
工期	自 年 月 日 至 年 月 日 契約日 年 月 日

建設業の 許可	施工に必要な許可業種		許可番号	許可(更新)年月日
	工業業	大臣 知事	第 号	年 月 日
	工業業	大臣 知事	第 号	年 月 日

現場代理人	
権限及び 意見申出方法	
※主任技術者名	専任 非専任
資格内容	

安全衛生責任者名	
安全衛生推進者名	
雇用管理責任者名	
※ 専門技術者名	
資格内容	
担当工事内容	

- ※ [主任技術者、専門技術者の記入要領]
- 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいつれかに○印を付すこと。
 - 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。(一式工事を主任技術者として記載する場合は、専門技術者を兼ねることができ、)
 - 複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。

- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する)
- 経歴年数による場合
 - 大学卒[指定学科] 3年以上の業務経験
 - 高校卒[指定学科] 5年以上の業務経験
 - その他
 - 資格等による場合
 - 建設業法[技術検定]
 - 建設業法[建設士試験]
 - 技術士法[技術士試験]
 - 電気工事士法[電気工事士試験]
 - 職業能力開発促進法[技能検定]
 - 消防法[消防設備士試験]
 - 職業能力開発促進法[技能検定]

《 参 考 》
施工作业台帳 様式例一3 (施工体系図)

工 事 作 業 所 災 害 防 止 協 議 会 兼 施 工 体 系 図

発注者名	自	年	月	日
工事名称	至	年	月	日

元請負	
監督員名	
監理技術者名	
専門技術者名	
担当工事	
内	
専門技術者名	
担当工事	
内	

会 長	元方安全衛生管理者
副 会 長	書 記

(注) 一次下請負人となる警備会社については、商号又は名称、現場責任者名、工期を記入する。

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

会社名		年	月	日
工事内容				
安全衛生責任者				
主任技術者				
専門技術者				
担当工事				
内				
工期				

《 参 考 》

施工体制台帳 様式例-4(工事担当技術者)

工事担当技術者台帳

元請会社名	
監理技術者名	
生年月日	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

会社名	
主任技術者名	
生年月日	
専任・非専任	
【写真添付欄】	

【注意事項】

- ※ 添付する写真は、
縦 3cm
横 2.5cm
程度の大きさとし、
顔が判別できるものとする。
- ※ 番号は、施工体系図の番号とする。
- ※ 本様式は、2部作成し、
1部保管し、1部提出する。
ただし、カラーコピーもしくは
デジタルカメラ写真を印刷し
たものを提出してもよい。

10. 施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について

国 工 企 第 3 号
平成13年3月30日

各地方整備局技術調整管理官
沖縄総合事務局技術管理官 } あて

大臣官房技術調査課
建設コスト管理企画室長

施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置について

「施工体制台帳に係る書類の提出について」（平成13年3月30日付け国官技第70号、国営技第30号）は大臣官房技術調査課長及び営繕技術管理室長より通知したところであるが、施工体制台帳に係る書類の提出に関する実施要領の改正に伴う追加措置については、別添特記仕様書記載例を参考に、特記仕様書に記載して対応されたい。

別添 特記仕様書記載例

【施工体制台帳】

請負者は、別紙「様式例4（工事担当技術者）」を追加して施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、監督職員に提出するものとする。なお、様式には監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名を記載するものとする。

【現場の管理】（必要に応じ記載）

請負者は、監理技術者、主任技術者（下請負を含む）及び元請負の専門技術者（専任している場合のみ）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。

<名札の例>

監理（主任）技術者	
氏名 ○○ ○○	
工事名 ○○改良工事	
工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 写真 2 cm × 3 cm 程 度 </div>	会社 ◇◇建設株式会社 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 20px; height: 20px; display: inline-block; margin-left: 10px;"> 印 </div>

注1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注2) 所属会社の社印とする。

6-5 地方整備局等自治体支援等窓口

各地法整備局等における「自治体支援、人材育成等のお問合せ窓口」

※監督・検査・成績評定に関して

平成22年4月時点

機関名	所属・官職等	内線番号	備考
北海道開発局 Tel.: 011-709-2311(代表)	事業振興部	工事評価管理官	5484
	事業振興部工事管理課	技術調整第1係	5488
	窓口メールアドレス	hinkaku@hkd.mlit.go.jp	
東北地方整備局 Tel.: 022-225-2171(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3130
		工事検査官	3122
		工事検査官	3123
		工事検査官	3124
	企画部 技術管理課	技術管理課長	3311
		技術管理課長補佐	3315
	検査係長	3326	
窓口メールアドレス	hinkaku@thr.mlit.go.jp		
関東地方整備局 Tel.: 048-601-3151(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3130
	企画部 技術調査課	技術調査課長	3251
		技術調査課長補佐	3252
		技術開発係長	3276
		建設専門官	3257
	企画部 技術管理課	事業評価係長	3184
		技術管理課課長補佐	3315
	検査係長	3326	
	窓口メールアドレス	hinkaku@ktr.mlit.go.jp	
北陸地方整備局 Tel.: 025-280-8880(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3130
		工事検査官	3122
		工事検査官	3123
	企画部 技術管理課	技術管理課長	3311
		技術管理課長補佐	3314
	検査係長	3326	
	窓口メールアドレス	hinkaku@ktr.mlit.go.jp	
中部地方整備局 Tel.: 052-953-8131(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3130
		工事検査官	3121
		工事検査官	3122
		工事検査官	3123
		工事検査官	3124
	企画部 技術管理課	技術管理課長	3311
		技術管理課長補佐	3315
	検査係長	3326	
	専門員	3286	
窓口メールアドレス	hinkaku@hhr.mlit.go.jp		
近畿地方整備局 Tel.: 06-6942-1141(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3131
		工事検査官	3122
		工事検査官	3123
		工事検査官	3124
	企画部 技術管理課	技術管理課長	3311
		技術管理課長補佐	3314
	検査係長	3326	
窓口メールアドレス	hinkaku@cbr.mlit.go.jp		
中国地方整備局 Tel.: 082-221-9231(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3130
		工事検査官	3122
		工事検査官	3123
		工事検査官	3124
	企画部 技術管理課	技術管理課長補佐	3313
		検査係長	3326
	窓口メールアドレス	hinkaku@kkr.mlit.go.jp	
四国地方整備局 Tel.: 087-851-8061(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3131
	企画部 技術管理課	技術管理課長	3311
		技術管理課長補佐	3312
		工事検査官	3121
		建設監督官	3122
	検査係長	3326	
	窓口メールアドレス	hinkaku@cgr.mlit.go.jp	
九州地方整備局 Tel.: 087-851-8061(代表)	企画部	総括工事検査官	3117
		工物品質調整官	3130
		工事検査官	3122
		工事検査官	3123
	企画部 技術管理課	技術管理課長補佐	3316
		検査係長	3326
	窓口メールアドレス	hinkaku@skr.mlit.go.jp	
	内閣府 沖縄総合事務局 Tel.: 098-866-0031(代表)	開発建設部	主任工事検査官
開発建設部		技術管理課長	3311
技術管理課		施工管理官	2118
品質評価係長		3266	
窓口メールアドレス		hinkaku@ogb.cao.go.jp	

公共事業の品質確保のための
監督・検査・成績評定の手引き
—実務者のための参考書—

編 著：国土交通省 全国総括工事検査官等会議
平成18年6月（初版）
平成20年3月（改版）
平成22年4月（改版）
